

平成 18 年度

予算特別委員会会議録

平成 18 年 3 月 3 日 開 会

平成 18 年 3 月 8 日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成18年度予算特別委員会会議録目次

【平成18年3月3日(金)】 1日目

委員長互選	4
議案説明(議案第19号ないし第57号、第59号)	7
資料要求	
伊藤博章委員	34
吉川弘委員	34
志子田吉晃委員	36

【平成18年3月6日(月)】 2日目

質疑

〔一般会計〕

浅野敏江委員	42
田中徳寿委員	54
志子田吉晃委員	67
伊藤博章委員	80
中川邦彦委員	93
木村吉雄委員	106
伊勢由典委員	116

【平成18年3月7日(火)】 3日目

質疑

〔一般会計〕

福島紀勝委員	134
吉川弘委員	146
東海林京子委員	159
曾我三三委員	171

小野 絹子 委員	182
佐藤 貞夫 委員	194
今野 恭一 委員	200
伊藤 栄一 委員	209

【平成18年3月8日(水)】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

志子田 吉晃 委員	220
浅野 敏江 委員	229
伊勢 由典 委員	240
田中 徳寿 委員	248
中川 邦彦 委員	256
福島 紀勝 委員	266
曾我 三三 委員	274
伊藤 博章 委員	281
吉川 弘 委員	291
小野 絹子 委員	298

採決	306
----	-------	-----

平成 18 年 3 月 3 日（金曜日）

平成 18 年度予算特別委員会

（第 1 日目）

平成18年度予算特別委員会第1日目

平成18年3月3日(金曜日)午前10時00分開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	鹿野司委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

嶺岸淳一委員

(全会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三 浦 一 泰 君	建設部長	内 形 繁 夫 君
総務部次長兼 総務課長	阿 部 守 雄 君	総務部次長兼 危機管理監	大 浦 満 君
市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 保険年金課長	木 下 彰 君
産業部次長	伊 賀 光 男 君	建設部次長兼 都市計画課長	茂 庭 秀 久 君
総務部行財政改革 推進専門監	田 中 たえ子 君	総務部政策課長	渡 辺 常 幸 君
総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君	市民生活部 市民課長	澤 田 克 巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	郷 古 正 夫 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高 橋 敏 也 君	産業部 みなとまちづくり課長	神 谷 統 君
産業部 水産課長	佐 藤 俊 行 君	産業部 商工観光課長	荒 川 和 浩 君
建設部		総務部 総務課長補佐	
下水道事業所長	橋 元 邦 雄 君	総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君
会計課長	西 川 信 男 君	市立病院長	長 嶋 英 幸 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長 兼 医 事 課 長	伊 藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部 総 務 課 長	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教育委員会 教 育 部 長	小 山 田 幸 雄 君
教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡 辺 誠 一 郎 君	教育委員会 教育部総務課長兼 総 務 係 長	橘 内 行 雄 君

選挙管理委員会

事務局 長 佐藤直孝君 監査委員 高橋洋一君

監査事務局 長 丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局 長 佐久間 明君 事務局次長 遠藤和男君

事務局次長兼
議事調査係長 安藤英治君 議事調査係主査 戸枝幹雄君

午前10時00分 開会

菊地 進議長 ただいまから、平成18年度予算特別委員会を開会いたします。

本日、欠席の通告がありましたのは、嶺岸淳一君の1名であります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

本日は、正副委員長の互選と予算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である鹿野 司委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしくをお願いいたします。

鹿野臨時委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りをいたします。伊勢委員。

伊勢委員 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたいと思います。

鹿野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、鈴木昭一委員、吉田佳男委員、佐藤貞夫委員、吉川 弘委員、福島紀勝委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時15分 再開

鹿野臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考結果のご報告をお願いいたします。佐藤貞夫委員。

佐藤委員 先ほどの選考委員会の結果をご報告申し上げたいと思います。

5名の選考委員で慎重に審議をした結果、本特別委員会の委員長には鈴木昭一委員、副委員長には志子田吉晃委員のご兩名を選考いたしました。

以上ご報告申し上げたいと思います。以上です。

鹿野臨時委員長 ご苦労さんでした。

ただいま佐藤貞夫委員のご報告のとおり、委員長には鈴木昭一君、副委員長には志子田吉晃君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、鈴木昭一君より委員長の就任のごあいさつをお願いいたします。

鈴木委員長 ただいま18年度予算特別委員会の委員長に委員各位の皆様方のご推挙いただき、就任いたすことになりましたニュー市民クラブの鈴木昭一でございます。初めての経験で大変責任重大だと感じております。皆様方のご指導のもとに議事進行をしていきたいと、このように思いますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

本委員会に付託された予算は、一般会計では172億9,500万円、特別・企業会計では208億9,000万円余りの緊縮予算でございます。この予算が住民にとりまして果たして最良の予算なのか、この委員会にかかっておるわけであります。皆様方の真剣なご審査のもとに、住民にとってすばらしい予算案であるように、ひとつご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

幸いなことに、副委員長には志子田吉晃委員が選任をされました。志子田副委員長ともどもに一生懸命努めますので、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

鹿野臨時委員長 それでは、次に副委員長の志子田吉晃君よりごあいさつをお願いいたします。

志子田副委員長 皆様おはようございます。ただいま18年度予算特別委員会副委員長にご推挙いただきましたニュー市民クラブの志子田吉晃です。鈴木昭一委員長を補佐し、この予算委員会に厳粛に臨みたいと思います。

皆様ご存じのとおり、予算委員会、これは市民の皆様の税金をどのように使うかという大事な審査でございますので、真剣に慎重審査していきたいと思ひますし、皆様にご協力をよろしくお願ひします。

それから、今回の予算編成に当たりましては、原資となる予算の額に市の職員の皆様のご協力のもと3億2,200万円、それから寄附金として5,000万円いただいて予算編成されておりますので、慎重に審査いただいて、大事な税金の使い道、皆様にご協力よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で就任のあいさつにいたします。ありがとうございます。(拍手)

鹿野臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。

鈴木委員長 それでは、これより平成18年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第19号ないし第57号、第59号の40件であります。

それでは、まず平成18年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

日程については、3月3日、6日、7日、8日の4日間としたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は3月3日、6日、7日、8日の4日間とすることに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにいたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず最初に市当局から説明を求め、次に、さきに配付いたしました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡明にお願いいたします。田中行革専門監。

田中行財政改革推進専門監 それでは、私の方から、議案第19号「塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例」につきまして説明させていただきます。

資料 2、塩竈市議会定例会議案、並びに資料 13、第1回市議会定例会議案資料をご用意をお願いいたします。

説明の都合上、先に資料 13の1ページをお開きいただきたいと思います。

塩竈市職員定数条例につきましては、市の機関に常時勤務いたします一般職の職員の定数を定めているものでございます。

今回、この条例の一部を改正するものでありますが、その主なる内容は、条例第2条に規定してございます職員の定数につきまして、現行969人としてございますが、今回805人に改正しようとするものであります。

805人の具体的な部局ごとの内訳であります。市長の事務部局の職員数のうち、一般の職員を435人に、市立病院の職員を180人に、水道事業の事務部局の職員数を57人に、議会事務局の職員を7人に、教員委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員を114人に改正し、また、今回、各種行政委員会の事務局職員数につきまして、それぞれ項目を設定し規定することといたしまして、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、公平委員会、それぞれの事務部局の職員をおのおの3人と規定しようとするものでございます。

また、第4条でございますが、定数外職員の項目に新たに育児休業、それから派遣職員、併任職員の項目を追加しようとするものでございます。

次に、資料 2の25ページをお開き願います。

今回の改正の理由でございますが、後段の部分に記載してございます。

今回の改正は、現職員数と定数条例の職員数との乖離を是正するため、並びに、行財政改革の重要項目として定数適正化の取り組みを確実に進めるため、昨年10月に策定いたしました塩竈市定数適正化計画の進行管理といたしまして、計画との整合性を図るため職員定数条例の所要の改正を行おうとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします

鈴木委員長 郷古浦戸交通課長。

郷古浦戸交通課長 議案第27号「市営汽船条例の一部を改正する条例」についてご説明申し

上げます。

資料 13の15ページをお開き願います。

今回、一部改正に当たり、まず国庫補助制度における運賃の考え方をご説明いたします。

平成16年度で全国の標準的運賃と本市の実質運賃とに18.1%の乖離を生じております。

具体的にご説明しますと、塩竈・寒風沢間で国の標準的運賃625円と本市の運賃とでは125円の差があり、これは本市の独自減額分として扱われ、国から適正な事業収入を得ていないと見られ、結果として補助金の減額、ひいては一般会計繰出金の増額につながっております。

このような状況を改善するため、運賃改定を行った場合のイメージをその下の図でご説明しますと、国県標準経費対象外に運賃差額分として網かけしてあるものがございしますが、これが先ほどご説明いたしました125円の差額分です。これを運賃改定することにより国県標準経費枠に組み込むことができ、対象外が減るということになるものでございます。

次に、運賃改定の考え方をご説明いたします。

まず、旅客運賃については、国運賃単価水準を目安に改定を行います。具体的には、主要区間で20%ないし22%増、島内間は微調整にとどめます。

大変恐縮ですが、資料 2、塩竈市議会定例会議案35ページをお開き願います。

上段の別表1でございます。これは改定後の旅客運賃表ですが、塩竈・桂島間で「410円」が「500円」に、塩竈・野々島・石浜間で「450円」が「550円」に、塩竈・寒風沢・朴島間で「500円」が「600円」となるものでございます。島内間は、これまで190円と210円であったものが、初乗り100円、それ以降200円となるものでございます。

恐れ入ります。もう一度資料 13の15ページにお戻り願います。

運賃改定の考え方の ですが、旅客運賃にあわせ新設する各種割引制度をご説明いたします。

まず、旅客運賃に関し、生活航路としての観点から、激変緩和措置として島発往復割引を新設します。このことにより、島からの利用客につきましては、約1割増の改定になってございます。また、通勤定期の割引率の拡大とあわせ6カ月定期の新設を行うほか、交流人口増加策の観点から、平日における団体割引を「1割」から「2割」に拡大するなど、割引を拡大する

などの実施を行います。

次に、貨物運賃でございますが、これまで品名ごとに定めていた貨物運賃を、運賃表の簡素化を図るとともに、旅客運賃の改定に合わせた改定を行います。

16ページをお開き願います。

まず、条例では、これまで貨物のみ規定しておりましたが、今回、国の基準に合わせて貨物等の種別及び定義を定めております。その種別ごとの運賃について、次の2、3、4で示してございます。そして、5の貨物運賃ですが、重量と大きさによる運賃に整理してございます。

大変恐縮ですが、前のページにお戻り願います。

一番下から4行目、 ですが、今回の運賃改定により、18.1%あった全国の標準的運賃と本市の実質運賃の差が、約5%まで縮減いたします。

この運賃改定により歳入計画がどのようになるかを示したものが、17ページの表と18ページのグラフでございます。説明の都合上、18ページでご説明させていただきます。

このグラフに太線と細線がございまして、太線は運賃改定を実施した場合、細線は運賃改定を実施しない場合でございます。一番上の事業収入で見ますと、18年度で運賃改定により8,720万7,000円から9,654万8,000円と、約930万円の増収が図られます。また、一番下の線の国庫補助金ですが、改定前とほぼ同程度の3,578万1,000円が確保される見込みでございます。真ん中の線の一般会計繰出金ですが、18年度で運賃改定により4,337万1,000円が3,419万2,000円と、約910万円の減額が期待できる見込みでございます。

なお、同資料の11ページから14ページにつきましては新旧対照表でございますので、ご参照願います。以上でございます。

鈴木委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 議案第35号「塩竈市いきいき企業支援条例」の内容についてご説明いたします。

資料番号2、定例会議案の50ページ、あわせまして資料番号13、議案資料の24ページをお開き願います。

説明の都合上、議案資料24ページをごらん願います。

ここでは条例制定の考え方について整理しております。本市の現状、課題を踏まえ、企業誘致促進策として、今回ご提案させていただく「塩竈市いきいき企業支援条例」を制定し、奨励

金など市の経済的な支援を打ち出し、効果として新たな企業の立地や地元企業の工場増設などが誘導され、雇用の場の確保や地域経済の活性化が図られるものと考えております。

続きまして、25ページは条例の概要でございます。

1の目的につきましては、ここに記載のとおりでございます。

2の対象地域といたしまして、市内全域を対象とし、魚市場地区再開発事業の条例が適用となる事業者については除外するものとしております。

3の対象職種でございますが、詳細は規則に委任してございますが、製造業、運輸業、卸売業、以下記載のとおりでございます。

4の対象企業者ですが、新設の場合につきましては、投下固定資産額が5,000万円以上で市内在住新規雇用者が5人以上であること。増設の場合は、同じく2,000万円以上で新規雇用者が2人以上。移設の場合は、同じく3,000万円以上、新規雇用者2人以上。賃借の場合は、固定資産の要件はなく、新規雇用者5人以上であることが条件となります。

6の支援内容でございますが、企業立地奨励金として、土地を除く固定資産税の25%相当分を5年間交付。雇用奨励金として、新規雇用者1人当たり10万円を1回限り交付。また、法人市民税の控除といたしまして、法人市民税のうち法人税割の税率を制限税率14.7%から標準税率の12.3%にするという内容です。

次の26ページでは、本条例によります奨励金等の支出額や企業立地による経済効果のシミュレーションを、27ページでは奨励金等の交付の流れを、28ページでは県内他市の企業誘致条例の状況を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、条例の構成につきまして、恐れ入ります、議案の方の50ページをごらん願います。資料番号2の50ページでございます。

本条例は、全18条の条文から成り立っております。第1条は条例設置の目的、2条は条例中の用語の意味、3条は企業者への便宜の供与の内容、4条から6条までは指定企業者に関すること、7条から10条までは指定企業者の奨励措置、11条は環境に配慮する事業者の責務、12条、13条は奨励措置の申請、14条、15条は奨励措置の取り消し、16条は相続等による特例、17条は企業への調査、18条は規則への委任をそれぞれ規定しております。

附則では、魚市場地区の条例適用者は該当しないこと、市税条例を一部改正することなどを規定しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 それでは、私の方から、議案第38号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。

説明の関係上、番号2の平成18年第1回市議会定例会議案の58ページをお開き願います。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例を一部改正するものでありまして、平成17年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴いまして改正するものであります。

改正の主な点については、後ほど資料でご説明いたしますので、先に77ページをお開き願います。

ここでは、第2条では特別職の職員の給与に関する条例、第3条では塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものでありまして、期末手当を平成18年度から2カ年にわたり特例的に減額するものでありまして、いずれも18年4月1日から施行するものであります。

次に、資料番号13の39ページをお開き願います。

給料表の見直しでは、現行の給料表の1級、2級、また4級、5級を統合したり、勤務実績をきめ細かく反映させるために従来1号分を4分割にするなどの見直しになっております。また、給料では行政職給料表の水準を平均4.8%引き下げるものでありまして、特に中高年齢層では7%の引き下げで、給料の世代間のカーブをフラット化する内容になっております。

そのほか、実態に合わせた号給のカット、増設、また枠外昇給制度が廃止されたほか、船舶職と医療技師に適用しております調整額の引き下げも行われております。

40ページをお開き願います。

ここで地域手当について記載しておりますが、現行の調整手当にかえて民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給する制度ということで、今回新たに増設されたものでございます。本市は対象外になってございます。

なお、医師につきましては、これまでも調整手当が支給されておりましたので、指定地域にかかわらず特例措置として地域手当が適用されることになっております。

次に、勤務実績の反映でございますが、これまで年4回あった昇給時期が年1回となりまして、1月1日に統一されることになりました。また、現在の特別昇給と普通昇給が統合されまして、職員一人一人を5段階で評価することによりまして勤務成績が給与に反映される制度に

なっております。

次に、主な経過措置であります。18年4月からは、すべての職員の給料月額が新しい給料表に切り替えられます。ただ、激変緩和のための経過措置といたしまして、切りかえ前の給料月額に達するまでの間、現給保障のため差額相当額が支給される内容になっております。

次に、41ページでございます。

ここでは行財政改善に伴う給与の減額を記載しております。昨年12月から特別職四役と教育長の給料の20%減額を行ってきておりますが、さらに18年度、19年度の2年間は期末手当の基礎額に加算いたします15%の役職加算を凍結いたしまして、支給月数の0.5カ月を減じる内容になっております。

次に、一般職でございます。管理職手当につきましては、この1月から、これまでの20%減額を50%減額にさらに拡大してきましたが、厳しい財政状況の中、職員一丸となって難局を乗り切るために、職員の協力の上、独自減額に取り組むものでございます。

具体的には、18年度、19年度の2年間、勤勉手当から減額を行うものでありまして、本来の支給月数であります1.45カ月のうち、平均1.03カ月の減額協力をいただくものでございます。減額の総額につきましては、組合との協議が2月16日に整っておりますが、各級ごとの減額幅につきましては、引き続き年度内に確認をしながら、6月支給から実施する予定になっております。

この減額方法につきましては条例の改正を伴わないということで、今回の議案には含まれておりませんが、当初予算額につきましては、削減額を各会計に配分して減額した予算を組んでいるところでございます。以上でございます。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 それでは、財政課から、平成18年度当初予算について、一般会計を中心に、その概要をご説明申し上げます。

資料 13をご用意いたします。

44ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

平成18年度の一般会計当初予算額は172億9,500万円、これを前年度と比較いたしますと7億9,420万円、率にいたしまして4.4%の減でございます。歳出全般にわたる見直しにより、昨年度に引き続き大幅な減となっております。

次に、特別会計につきましては、10の特別会計の予算総額は208億9,027万4,000円、前年度と比較いたしますと7億5,569万3,000円、3.8%の増となっております。

一般、特別会計を合わせました総額は381億8,527万4,000円、前年度と比較いたしますと3,850万7,000円、0.1%の減となっております。

45、46ページをお開き願います。

一般会計歳入についての対前年度比較表でございます。

主な特徴点についてご説明申し上げます。

費目1の市税は、定率減税の縮小などにより、前年度から1億8,522万6,000円増の62億153万8,000円を見込んでおります。

費目2の地方譲与税は、三位一体の改革に伴う所得譲与税の増額などにより2億400万円の増を見込んでおります。

費目10の地方交付税は、地方歳出の圧縮や人口減少などの影響から、5億9,600万円減の47億4,900万円を計上しております。

費目14の国庫支出金は、三位一体の改革に伴い児童扶養手当などの負担金が縮小されておりますが、一方で生活保護費等が増加したことから、前年度とほぼ同額の計上となっております。

費目17の寄附金ですが、職員互助会からの寄附金5,000万円を計上しております。

費目18の繰入金は、ミナト塩竈まちづくり基金及び庁舎建設基金繰入金等を計上しております。

49、50ページをお開き願います。

49、50ページは、一般会計の歳出を性質別に分類し、前年度と比較しております。

主な特徴点を申し上げます。

費目1の人件費は、前年度と比較いたしますと3億3,945万1,000円の減となっております。これは、特別職給与や管理職手当の削減に加え、職員給与の独自削減に踏み切ったことや退職不補充による職員数の減少などによるものでございます。

費目2の物件費は、ワークシェアリング対策事業、保育所や清掃工場の管理費などを計上しておりますが、経常的経費の縮減などにより、前年度から1億9,490万1,000円の減となっております。

費目3の維持補修費につきましては、道路や市営住宅、小中学校などの修繕費や補修費を計上しております。3,395万8,000円の減でございますが、本年度から学校施設の補修工事のうち一定規模のものにつきましては起債制度を活用するとともに、普通建設事業費に分類をしております。

費目4の扶助費であります。前年度と比較いたしますと2億7,835万1,000円増加しております。これは、景気の低迷などから生活保護費の増加が続いていることや、制度改正により児童手当費が増加していることによるものです。

費目6の普通建設事業は、市営梅の宮住宅建設事業やまちづくり交付金事業などが主なものでございます。

費目12の繰出金は、前年度から2億4,911万円の減となっております。経営健全化を進めております交通会計や資本費平準化債の活用を継続しております下水道会計などへの繰出金が減少しております。

以上、歳入歳出予算の概略をご説明申し上げましたが、財源調整のための基金残高が底をつくという極めて厳しい状況にあることから、予算編成に当たりましては、行財政改革の取り組みとして特別会計の経営健全化による繰出金の圧縮などを行うとともに、経常的経費の削減を継続し、また将来の公債費を抑制するため普通建設事業を厳選しております。加えまして、前年度までに公的資金の借りかえを行って公債費を圧縮し、また特定目的基金からの繰入金を計上するとともに、職員給与の独自削減に踏み切るという緊急的な措置をとりながらの予算編成を行っております。

51ページをお開き願います。

一般会計投資的経費の一覧表でございます。前段でご説明申し上げた普通建設事業の詳細でございます。交通安全施設整備工事ほか16件を計上してございます。

次に、平成18年度一般会計予算案の概要をご説明申し上げます。

議案資料 9をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を172億9,500万円と定めております。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条一時借入金は、前年度と同様に35億円と設定しております。

第5条は、人件費の各項間の流用について規定しております。

次に、6、7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為では、土地開発公社に対する債務保証ほか10件の債務負担行為を設定しております。

第3表地方債は、都市計画街路事業ほか7件の地方債を設定しております。

次に、平成18年度一般会計予算説明書についてご説明申し上げます。

議案資料 10をご用意願います。

1、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。歳入につきましては、款別に前年度と比較したものでございます。

3ページをお開き願います。

歳出につきましては、款別に前年度と比較したものでございます。

次に、これらの内容につきましてご説明を申し上げます。

4、5ページをお開き願います。

第1款市税ですが、定率減税の縮小による増額などによりまして、前年度から1億8,522万6,000円増の62億153万8,000円と見込んでおります。

6、7ページをお開き願います。

第2款地方譲与税は、前年度から2億400万円増の5億8,900万円でございます。これは、所得譲与税について三位一体の改革に伴い2億400万円の増を見込んでいることによるものでございます。

8、9ページをお開き願います。

第10款地方交付税は、前年度から5億9,600万円の減となる47億4,900万円を見込んでおります。減少の要因でございますが、三位一体の改革により地方歳出の圧縮が続いていることや、地方交付税算定の基礎数値となります国勢調査人口が減少したこと、また歳入面で市税などの基準財政収入額の増加が地方交付税におきましては減少要因として働くことなどによるものでございます。

12、13ページをお開き願います。

第14款国庫支出金は17億189万5,000円、前年度と比較いたしまして190万8,000円の減少となっております。これは、三位一体の改革により本年度は児童扶養手当及び児童手当の国庫負担率が縮小されておりますが、一方で生活保護費の増や児童手当給付対

象の拡大などがありますので、前年度とほぼ同額となっているものでございます。

18、19ページをお開き願います。

第15款県支出金は、前年度と比較し1,430万5,000円の増となっております。これは、三位一体改革に伴い児童手当に係る県負担率が引き上げになったことなどによるものでございます。

24、25ページをお開き願います。

第16款財産収入9,068万7,000円ですが、収入不足を補てんするため、財源対策として2項財産売払収入に土地売払収入3,000万円、また、市で保有する有価証券の売払収入として物品売払収入4,000万円を計上しております。

第18款繰入金ですが、財源対策として1項4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金5,000万円、また6目、次のページになりますが、庁舎建設基金繰入金2億6,600万円を計上しております。この繰入金は、両基金から長期で一般会計が借り入れることを想定しているものでございます。

30、31ページをお開き願います。

第21款市債は、臨時財政対策債等の減少により、前年度と比較いたしまして1億7,880万円の減となっております。本年度に市債を充当する主な事業は、まちづくり交付金事業及び梅の宮住宅建設事業でございます。

次に、歳出について主要事業を中心に説明申し上げます。

36、37ページをお開き願います。

まず、2款総務費19億5,927万7,000円ですが、主なるものとしたしましては、説明の方は主に右のページの事業内訳欄及び説明欄に記載しているもので申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、1項1目一般管理費の事業内訳欄をごらん願います。中ほどにございます儀式、褒章及び表彰事務ですが、市民栄誉賞表彰に関する経費60万円を含めまして148万7,000円を計上しております。また、下から2段目にはワークシェアリング対策事業費576万5,000円を計上しております。

44、45ページをお開き願います。

事業内訳欄の方をごらん願います。右ページの方になります。事業内訳欄下段の市民活動推進費265万1,000円ですが、市民がより気軽に利用できますよう市民活動推進室を本町

地区に移転し、情報の提供や活動団体相互の交流を支援してまいります。

52、53ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費の右ページになります。事業内訳欄の下段に証明書総合交付システム導入事業費870万円を計上し、6月から休日や閉庁後にも住民票などの自動交付を開始してまいります。

62、63ページをお開き願います。

3款民生費54億6,759万2,000円ですが、前年度と比較し1億6,154万3,000円増加しております。これは主に児童手当給付費及び生活保護費の増によるものでございます。

72、73ページをお開き願います。

10目障害者自立支援費ですが、障害者自立支援法の施行に伴い障害者福祉計画を策定するとともに、給付に係る認定審査会を2市3町共同で設置してまいります。

74、75ページをお開き願います。

上段になりますが、15節工事請負費に800万円を計上し、精神障害者共同施設「藻塩の里」の耐震補強工事を行ってまいります。

2項1目児童福祉総務費ですが、事業内訳欄2段目、家庭児童相談事業では、児童虐待防止に向け要保護児童対策地域協議会を設置し、防止に関する広報や啓発活動などを推進してまいります。

76、77ページをお開き願います。

2項2目児童措置費9億9,814万8,000円ですが、前年度から1億1,950万5,000円の増となっております。この主なる増加要因ですが、事業内訳欄4段目に児童手当事業費3億5,772万円を計上しております。本年度から小学6年生まで給付対象が拡大されており、前年度から9,732万円の増となっております。

80、81ページをお開き願います。

5目子育て支援費、事業内訳欄3段目、ファミリーサポートセンター運営事業費590万3,000円では、育児についての市民相互の援助活動のコーディネートを行うための経費などを計上しております。

82、83ページをお開き願います。

事業内訳欄3段目、病後児保育事業費284万1,000円では、病気の回復期にある児童の

居宅に看護師等を派遣し、一時的な預かり保育を行ってまいります。

84、85ページをお開き願います。

2目生活保護扶助費1億5,379万9,000円ですが、医療扶助の増加などにより、1億379万9,000円の増となっております。

86、87ページをお開き願います。

4款衛生費には1億5,556万1,000円を計上してございます。1項1目保健衛生総務費の事業内訳欄をごらん願います。3段目に老人健康対策事業費として1億6,089万5,000円を計上しております。これは老人保健法に基づき市民の健康づくりを推進するため、肝炎ウイルス検診、各種がん検診などを計上しているものでございます。本年度は骨密度測定や歯周疾患検診を新たに行ってまいります。

106、107ページをお開き願います。

5款労働費4,501万円は、21節貸付金に労働福祉対策融資事業として勤労者生活安定資金預託金などを計上しております。

108、109ページをお開き願います。

6款農林水産業費3億3,632万3,000円ですが、主なる事業といたしましては、112、113ページをお開き願います。2目水産振興費の19節に水産加工業活性化支援事業補助金として197万2,000円、21節に宮城県信用漁業協同組合連合会預託金1億5,000万円などを計上しております。また、3目浅海漁業振興費の19節、2段目に漁業経営構造改善事業補助金210万円を計上し、野々島地区におけるカキの浄化施設整備事業を支援してまいります。

116、117ページをお開き願います。

7款商工費4億1,858万4,000円ですが、その主なるものといたしましては、2目商工振興費の事業内訳欄の2段目に、中小企業の経営安定及び育成のため、中小企業対策融資事業2億7,500万円を計上しております。また、下から3段目に中心市街地商業活性化事業146万円を計上し、魅力ある個店づくりのための商人塾の開催や商店街活性化のための顧客導線創出に向けた取り組みを支援してまいります。また、下から2段目に企業誘致活動推進事業費194万1,000円を計上しております。いきいき企業支援条例と連動させながら効果的な企業誘致活動のための企業調査や企業訪問などを実施してまいります。

122、123ページをお開き願います。

8 款土木費には 2 億 2, 832 万円を計上しております。1 項 1 目土木総務費ですが、地震対策を促進するため、1 3 節に木造住宅耐震診断等委託料 640 万円を計上して耐震診断士を派遣するとともに、1 2 4、1 2 5 ページをお開き願います。次のページですが、1 9 節説明欄ですが、ブロック塀等除去費補助金 54 万円、木造住宅耐震改修工事助成金 300 万円を計上しております。

1 3 2、1 3 3 ページをお開き願います。

2 目街路事業費では、まちづくり交付金事業として港町海岸通線や本塩釜駅前 1 号線などの整備費として 7, 220 万円を計上しております。

1 3 8、1 3 9 ページをお開き願います。

2 目公営住宅建設費 1 億 7, 000 万円は、市営梅の宮住宅の建設事業費でございます。第 2 期施工期間の最終年度として 12 戸を配置する住宅棟などの建設を完成させてまいります。

1 4 2、1 4 3 ページをお開き願います。

9 款消防費は 6 億 8, 136 万 8, 000 円を計上しております。その主なるものといえますのは、2 目非常備消防費の事業内訳欄 2 段目、消防施設等整備事業により耐震性防火貯水槽を整備するとともに、消防用ホース等を購入してまいります。また、3 目防災費では、事業内訳欄 2 段目になりますが、防災対策事業によりまして避難生活に必要な毛布や食料品などを整備してまいります。

1 4 6、1 4 7 ページをお開き願います。

1 0 款教育費 1 億 6, 997 万 1, 000 円でございます。その主なるものですが、1 項 2 目事務局費の事業内訳欄の下段に、カメイこどもの夢づくり基金を活用してカメイ文庫整備事業費 330 万円及び感動支援プロジェクト事業費 360 万円を計上しております。また、下段に除細動器設置事業費 20 万 6, 000 円を計上し、除細動器を中学校 5 校に設置してまいります。

1 5 0、1 5 1 ページをお開き願います。

2 項 1 目学校管理費の事業内訳欄下段をごらん願います。玉川小学校の大規模改修に向けた実施設計費 420 万円、月見ヶ丘小学校の耐震診断調査委託事業費 800 万円及び第一小学校と第二小学校の耐震補強工事のための実施設計費 1, 600 万円を計上しております。

1 5 4、1 5 5 ページをお開き願います。

3 項 1 目学校管理費の事業内訳欄下段をごらん願います。中学校耐震診断調査委託事業費

1, 200万円を計上し、第三中学校の耐震診断調査を実施してまいります。

158、159ページをお開き願います。

4項1目社会教育総務費の事業内訳欄をごらん願います。下段に塩竈学まちづくり学習事業費70万2,000円を計上しております。ふるさとの自然、歴史、文化への理解を深める各種講座やシンポジウムを開催するとともに、子供たちを対象に身近な地域の資源を活用した体験学習を実施してまいります。

172、173ページをお開き願います。

保健体育総務費の事業内訳欄をごらん願います。下段に除細動器設置事業費11万

4,000円を計上し、体育館及びプールに除細動器を設置してまいります。

178、179ページをお開き願います。

12款公債費22億820万2,000円、前年度と比較し2億1,467万4,000円の減となっております。これは、前年度に公的資金の借りかえを行ったことにより公債費が平準化されたことによるものでございます。

180、181ページをお開き願います。

13款諸支出金6,717万2,000円、前年度と比較し7,619万円の減でございます。これは、経営健全化を進めております交通会計への繰出金が減少したことによるものでございます。

184ページ以降につきましては、債務負担行為、地方債現在高、給与費明細に関する調書でございますので、ご参照願います。

一般会計の説明につきましては、以上でございます。

鈴木委員長 郷古浦戸交通課長。

郷古浦戸交通課長 私からは、議案第41号「平成18年度塩竈市交通事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じく、資料 10番の予算説明書195、196ページをお開き願います。

歳入歳出で1億9,950万円を計上しており、前年度と比較し14.2%、3,300万円の減となっております。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

199ページないし200ページをお開き願います。

1款1項1目の総務管理費ですが、1億5,168万2,000円を計上しており、前年度

と比較し2,116万9,000円の減額となっております。これは、交通事業会計健全化計画に基づき、浦戸丸から小型船舶への船舶体制及び運航体制のシフトによる人件費の減などによるものでございます。

201ページないし202ページをお開きください。

2目の運航費ですが、2,914万4,000円を計上しており、前年度と比較し897万4,000円の減額となっております。これは、A重油の値上がりにより燃料費で増加しておりますが、新造船浦戸の就航で工事費が大きく減額になったことによるものでございます。

203ページないし204ページの2款公債費ですが、1,573万8,000円を計上し、前年度と比較し285万7,000円の減となっております。これは「みしお」の辺地債分の償還が完了することによるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

大変恐縮ですけれども、197ページないし198ページにお戻り願います。

1款事業収入ですが、9,654万8,000円を計上しております。これにつきましては、先ほどご説明させていただきました議案第27号の運賃改定の内容を反映させていただいた内容になってございます。

2款の国庫支出金ですが、これまで年度年度による補助金の額の変動が大きかったことで、当初は科目設定のみを行ってまいりましたが、16年度実績と、まだ決定通知は来ておりませんが、17年度の見込みを踏まえた計上を行ってございます。

3款繰入金ですが、6,717万1,000円を計上しており、前年度と比較し7,619万円の減額になってございます。これは、予算規模で3,300万円減少したこと、事業収入の増加及び国庫支出金を当初から計上したことなどによるものでございます。

なお、交通事業会計経営健全化計画等の関係でございしますが、おかげさまで経営健全化に向け一步一步確実に歩んでいるところでございます。以上でございます。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 それでは、議案第42号「国民健康保険事業特別会計予算」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。同じ資料211ページ、212ページをお開きお願いいたします。

まず、212ページ、歳出の主な内容についてご説明いたします。

2款の保険給付につきましては40億7,804万8,000円、前年度に比較いたしまし

て3億1,103万円、8.26%増で計上してございます。これは、16年度、17年度の執行状況を見ますと、老人保健適用年齢の引き上げの影響などによりまして10%を超える伸びになってございますが、本年4月より診療報酬改定が予定されてございますので、給付費の伸びが2%程度抑制されることを見込んで計上したものでございます。

続きまして、3款の老人保健拠出金につきましては9億9,397万円、前年度に比較いたしまして2,396万4,000円の減で計上してございます。これは老人保健適用年齢の引き上げによる対象者数の減と、医療保険者としての負担割合が本年10月から54%から50%に減少することによるものでございます。

4款の介護納付金につきましては3億3,013万1,000円、前年度に比較いたしまして313万7,000円の減として計上してございます。2号被保険者1人当たりの負担額は5.8%前後引き上げられる見通しでございますが、負担割合が全国の介護保険費用額の32%から31%に変更になることや過年度精算額が減少する見込みによるものでございます。

続きまして、211ページ、歳入の主な内容についてご説明をいたします。

1款の国民健康保険税につきましては19億6,512万7,000円、前年度に比較いたしまして1,370万3,000円増として計上してございます。これは、被保険者の区分のうち退職被保険者が増加傾向にございますので、調定増を見込んだものでございます。

2款の一部負担金につきましては、17年度におきまして国保法44条に係る一部負担金の減免制度につきまして実施要綱を整備してございますので、一部負担金の減免に係る被保険者からの償還金の受け入れ科目として設定するものでございます。

続きまして、4款の国庫支出金につきましては15億3,183万9,000円、前年度に比較いたしまして2億1,162万7,000円の減、それから6款の県支出金につきましては2億7,369万2,000円、前年度に比較いたしまして2億4,139万2,000円の増として、それぞれ負担ルールに基づき計上してございます。これは、17年度の国保制度改革におきまして国庫負担などの財源構成が改正され、国保給付費の7%相当分が国から県に移譲され、新たに都道府県調整交付金として導入されたことによるものでございます。

7款の繰入金につきましては3億8,586万9,000円、前年度に比較いたしまして2,888万9,000円増として計上してございます。このうち財政調整基金からの繰り入れとして3,400万円計上してございます。

以上、歳入歳出それぞれ56億4,340万円、前年度に比較いたしまして5.4%、2億8,960万円の増として計上させていただくものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 議案第43号「魚市場事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じ資料、10の予算説明書244、245ページをごらんください。

まず、歳入の主なものでございますが、第1款の使用料及び手数料は、魚市場使用料として6,500万円、事務室使用料としまして1,881万9,000円など、合計で昨年度同額の8,881万9,000円を計上しております。

第4款の一般会計からの繰入金につきましては3,264万9,000円を、第5款諸収入としまして1,292万円を計上しております。

次に、248、249ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款の市場費に1億3,480万5,000円を計上しております。主なものは、人件費、需用費、各種委託料、次のページになりますが、工事請負費などでございます。

続きまして、252、253ページをごらんください。

第2款の公債費でございますが、39万5,000円を計上しております。

大変申しわけありません。戻りまして242、243ページをごらんください。

以上の内容によりまして、歳入歳出の総額を昨年より1,480万円減額の1億3,520万円とするものでございます。

よろしくお願いたします。以上でございます。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 それでは、議案第44号「下水道事業特別会計予算」を説明いたします。

同じ資料、10の261ページないし262ページをお開きいただきます。

初めに、歳入歳出予算でございますが、それぞれ47億8,160万円とさせていただくものでございます。

歳入につきましては、後ほど説明いたします。

次に、267ページないし268ページをお開きいただきます。

説明の都合上、歳出より説明いたします。

初めに、総務費 1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節、3 節は、21 名の職員人件費でございます。また、13 節委託費の主なるものを申し上げますと、ポンプ場施設管理委託業務などとなっているものでございます。また、270 ページの雨水污水管の管渠汚泥清掃委託料でございます。

次に、19 節負担金補助及び交付金のうち、仙塩流域下水道維持管理負担金の 2 億 3,754 万 9,000 円が主なるものとなっております。

次に、1 款 2 項水洗化普及費でございますが、説明欄に記載のとおり、水洗化改造資金利子補給金でございます。

続きまして、271 ページないし 272 ページをお開きいただきます。

2 款 1 項 1 目公共下水道事業費の 16 億円の計上となっております。この内容につきましては、別冊の資料 13 の議案資料(その 2)の 57、58 ページをお開きいただきます。13 の 57、58 ページでございます。

それでは、公共下水道の内訳でございますが、各事業欄の前に番号が記載されております。これは 58 ページの位置図の番号と対比しておりますので、ご参照願います。

初めに、公共下水道事業費 16 億円のうち、補助事業は 8 億 9,000 万円でございます。その主なる内容でございますが、1 番の松陽台污水枝線の改築工事を平成 17 年度に引き続き行わせていただくものでございます。また、3 番の藤倉放流函でございますが、これも平成 17 年度に引き続き実施させていただくものでございます。今回は海側の工事でございます。次に、4 番の藤倉ポンプ場の整備でございますが、放流函の上流にございますポンプ場用地に設置するものでございます。3 カ年くらいの計画を予定しているものでございます。そのほか、4 路線と下水道貯留浸透施設の実施を予定しているものでございます。

次に、右側の単独事業費 7 億 1,000 万円の内容でございますが、8 番の藤倉一丁目污水枝線整備や、そのほか、9 番より 14 番の、みのが丘地区、貞山地区、新浜町地区の污水枝線整備と市内の雨水污水整備に使用させていただくものでございます。

恐れ入りますが、次に、資料番号 10 の予算説明書にお戻りいただき、273 ページないし 274 ページをお開きいただきます。273 ないし 274 ページでございます。

歳出の 3 款 1 項公債費の 25 億 5,075 万 9,000 円でございますが、これは元金の 14 億 3,276 万 4,000 円と利子の 11 億 1,798 万 5,000 円となるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、263ページないし264ページをお開きいただきます。

1款1項1目の下水道費負担金の2,614万5,000円でございますが、これは受益者負担金でございます。

次に、2款1項、2項の使用料、手数料の11億5,033万2,000円でございますが、これは下水道使用料等となっております。

次に、3款1項1目の4億3,000万円は、下水道事業国庫補助金でございます。

次に、4款1項1目一般会計繰入金で15億4,890万6,000円の計上でございます。

次に、265ページないし266ページをお開きいただきます。

5款1項、2項で5,301万7,000円の計上ですが、主なるものは公共下水道相互利用負担金と負担金等返還金でございます。

次に、市債15億7,320万円でございますが、説明欄に記載のとおり、公共下水道事業費の財源に充当するものでございます。

以上で下水道事業特別会計の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

鈴木委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 それでは、商工観光課から、議案第45号「公共駐車場事業特別会計」についてご説明申し上げます。

同じく、資料説明書、資料10の284、285ページをお開き願います。

歳入といたしまして、第1款使用料及び手数料では、駐車場使用料1,180万円、第2款諸収入として20万円、これは自動販売機設置料でございます。

次に、286、287ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款第1項駐車場管理費といたしましては、1,193万円を計上してございます。主な内容は、説明欄にございますように、光熱水費、それから各種委託料等であります。

続きまして、288、289ページをお開き願います。

第2款第1項の公債費につきましては、7万円を計上しております。

282、283ページにちょっとお戻りいただきまして、歳入歳出予算の総額を前年度より

450万円減額し、1,200万円とするものであります。減額の主な要因は、昨年、老朽化が著しく、硬貨の詰まり等により利用者にご不便をにかけていた自動料金精算機を更新した経費でございます。

今後も歳出面において管理経費の節減に努め、歳入面については、「とくとくホリデープラン500」を初め、海岸通駐車場と連携をとりながら利用者の拡大に努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 それでは、議案第46号「老人保健医療事業特別会計」についてご説明申し上げます。

同じ資料291ページ、292ページをお開きお願いします。

まず、292ページの歳出からご説明をいたします。

2款の医療諸費につきましては54億8,225万4,000円、前年度に比較いたしまして2億284万5,000円減として計上してございます。これは、平成14年の10月の医療制度改正によりまして老人医療適用年齢が75歳に引き上げられたことにより、受給者数の減少を見込んだものでございます。

次に、291ページ、歳入についてご説明いたします。

老人医療費につきましては一定の負担割合が定められておりますので、1款の支払基金交付金、2款の国庫支出金、3款の県支出金、4款の繰入金、それぞれの負担ルールに基づき計上してございます。

なお、負担割合につきましては、平成18年9月までが支払基金が54%、公費が46%、18年10月からは支払基金50%、公費50%となります。公費の負担割合につきましては、国が3分の2、県と市がそれぞれ6分の1の割合で負担するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ50億10万円、前年度に比較いたしまして2億340万円、3.6%の減として計上させていただくものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 議案第47号「漁業集落排水事業特別会計予算」についてご説明いたします。

同じ資料、10の予算説明書の305、306ページをごらんください。

歳入歳出の総額を昨年より4,750万円増額の7,300万円とするものでございます。説明の都合上、歳出より説明させていただきます。

311、312ページをごらんください。

第1款総務費に645万9,000円を計上しております。これは主に寒風沢の漁業集落排水処理場の維持管理に要する委託料でございます。

次に、313、314ページをごらんください。

第2款事業費に5,000万円を計上しております。これは、事業内訳に記載のとおり、本年度から実施いたします野々島の漁業集落排水事業に関するもので、主な事業費は、測量設計等の委託料と工事請負費でございます。

続きまして、315、316ページをごらんください。

第3款公債費といたしまして1,654万1,000円を計上しております。

次に、歳入でございますが、大変申しわけありません、お戻り願います。307、308ページをごらんください。

主なものは、第2款使用料及び手数料に288万3,000円、第3款県支出金に野々島漁業集落排水事業費補助金といたしまして2,500万円を計上しております。

第4款、一般会計からの繰入金に2,261万3,000円を計上しております。

次のページ、309ページ、310ページをごらんください。

第6款市債に、野々島の漁業集落排水事業債として2,250万円を計上しております。

以上、よろしく願いをいたします。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私から、議案第48号「平成18年度公共用地先行取得事業特別会計」についてご説明申し上げます。

同じ資料、10の323、324ページをお開き願います。

本会計は、公共用地先行取得事業債に関する会計処理及び土地開発基金に関する会計処理を行うために設けている会計でございます。公共用地先行取得事業債につきましては16年度までに償還が完了しておりますので、本年度につきましては土地開発基金の会計処理のみの計上となり、基金から生じる利子収入と当該利子の積立金を計上しております。歳入歳出それぞれ8万1,000円を計上しております。以上でございます。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 それでは、議案第49号「塩竈市介護保険事業特別会計」についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料 9 をご用意願います。34 ページをお願いいたします。

介護保険制度の改正によりまして、平成18年度から介護保険事業特別会計の中に二つの勘定を設けております。具体的には、歳入歳出予算の第1条に規定しております保険事業勘定と第2条に規定しております介護サービス事業勘定の二つであります。

第1条の保険事業勘定につきましては、保険者としての会計勘定であり、歳入歳出35億20万円を計上しております。

第2条の介護サービス事業勘定につきましては、要支援者に係る介護予防支援事業を市が実施することから、介護サービス事業の会計処理を明確化するため新設したもので、歳入歳出6,109万3,000円計上しております。

次に、予算の概要をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料 10、331 ページ、332 ページをお願いいたします。

歳入歳出合計では、前年度と比較いたしまして1億4,530万円、4.3%の増を計上しております。

それでは、歳出の方から説明させていただきます。

339 ページ、340 ページをお願いいたします。

1 款総務費につきましては7,208万5,000円で、前年度と比べ773万円の増加を計上しております。増加の要因といたしましては、介護保険システム機器の更新、制度改正に伴うシステム改修委託及び要介護認定者の増加に伴う介護認定調査員の確保等によるものでございます。

343、344 ページをお願いいたします。

2 款介護給付費につきましては33億9,059万9,000円で、2.3%の増加を見込んでおります。

1 項1 目居宅介護サービス費等給付費につきましては、デイサービス、訪問介護等の利用増を見込んでおります。

1 項2 目施設介護サービス給付費につきましては、昨年10月から老人福祉施設等の居住費、食費が給付対象外となったことから、11.5%減を見込んでおります。

349 ページ、350 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費につきましては、介護保険法の改定により、給付費の一定割合をもって介護予防包括的支援事業等を実施するため新設されたもので、6,177万7,000円を計

上しております。

1項1目介護予防事業費につきましては、要介護状態には至らないものの、介護予防の観点から支援が必要な特定高齢者の方を把握し、通所や訪問による予防事業を実施することといたしております。

1項2目介護予防一般高齢者施策事業費では、認知症予防教室など一般高齢者の予防事業を行います。

続きまして、2項包括的支援事業につきましては、次ページをお願いいたします。2項1目介護予防事業に関するケアプラン、事後評価等を行う介護予防ケアマネジメント事業を計上しております。

2項2目総合相談事業につきましては、直営及び一部委託により相談事業を実施することといたしております。

次ページをお願いいたします。

2項3目権利擁護事業と2項4目包括的・継続的ケアマネジメント支援では、関係機関と連携した処遇困難なケース等における支援を行うことといたしております。

3項任意事業につきましては、家族介護教室、紙おむつ支給事業、配食サービス等、従来一般会計で実施していた事業の一部を介護保険事業として実施するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

333ページ、334ページをお願いいたします。

1款保険料につきましては6億5,139万8,000円で、前年度と比べまして1億4,655万3,000円の増を見込んでおります。これは保険料の改定によるものでございます。

3款国庫支出金につきましては、従来の介護給付費負担金それから調整交付金に加えまして、新たに地域支援事業交付金が新設され、計上いたしております。

4款支払基金交付金につきましても、新たに地域支援事業支援交付金を計上いたしております。

5款県支出金、こちらにつきましても新たに地域支援事業交付金を計上いたしております。

第7款、一般会計からの繰入金でございますが、給付費繰入金、事務費繰入金に加え、新たに地域支援事業繰入金を追加されてございます。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。

369ページ、370ページをお願いいたします。

介護保険事業特別勘定内に新たに設けられました介護サービス事業勘定の歳入歳出予算、事項別の明細書の総括表でございます。歳入歳出6,109万3,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

主な歳入につきましては、1款1項1目居宅支援サービス計画費収入、具体的には要支援認定者に係るケアプラン作成の介護報酬であります。

次ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費では、要支援認定に係る契約、ケアプランチェック、評価等の人件費でございます。

次ページをお願いいたします。

2款事業費につきましては、ケアプラン作成事務の一部を民間に委託いたしますので、その委託料を計上しているところでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭都市計画課長 それでは、議案第50号「平成18年度塩竈市土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明いたします。

議案資料番号10番の386ページないし387ページをお開き願います。

本年度の土地区画整理事業会計といたしましては、9億8,410万円を計上させていただいております。対前年度比較といたしまして4億6,930万円の増額でございます。

それでは、説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

390、391ページをお開き願います。

1款事業費1項1目土地区画整理事業費でございますが、その主なものといたしまして、13節の委託料でございますが、2,330万円を計上しております。これは仮換地ごとに作成いたします新しい土地の区画境界を示す図面の作成、1カ所仮換地ごとに全体の評価指数への影響確認の再計算、また、お渡しする換地先の境界設定の測量等の委託費であります。14節におきましては、現場事務所の借り上げ経費等を計上させていただきまして、15節工事請負費でございますが、港町海岸通線を初めといたします区画道路の工事費と、それから仮換地指定先の宅地造成工事費3億7,042万6,000円を計上してございます。それから、

22節におきましては、約7件を予定しておりますが、移転補償費でございまして、合計5億3,851万6,000円の計上をさせていただいております。

392、393ページでございます。

2款公債費におきましては1,750万円の計上となっておりますが、前年から比較しますと1,570万円の増加でございます。

それから、お戻りいただきまして、歳入、388ページ、389ページをお開き願います。

第1款国庫支出金であります。4億2,370万円でございまして、前年度と比較いたしまして2億703万円の増加となっております。

それから、第2款繰入金に関しましては、一般会計繰入金でございまして、本年度は5,650万円の計上とさせていただいております。対前年度比較といたしましては9,503万円の減額となっております。

第3款市債でございます。本年度5億390万円の計上でありまして、対前年度比較といたしましては3億5,730万円の増額となっております。

再度お戻りをいただきまして、386、387ページをごらんください。

歳入の総額合計、国庫支出金から市債までの9億8,410万円とさせていただくものでございます。

私からは説明は以上であります。

鈴木委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院業務課長 それでは、引き続き、平成18年度市立病院事業会計についてご説明申し上げます。

冊子番号11番をご用意いただきたいと思います。11番の1ページをごらんください。

1ページにつきましては、第2条に業務の予定量を記載してございます。

(1)病床数につきましては、一般、療養合わせて199床、これが許可病床となっております。病院運営の基本といたしますと、まずは、持っているベッド数をできるだけ稼働させると。その上で1人当たりの診療単価を上げるということになるわけですが、残念ながら、医師不足等によりまして、この199床をフルに活用するということには至っておりません。平成17年度、年間平均いたしますと大体110床程度の稼働というのが実態でございます。しかしながら、年度当初におきまして、内科医あるいは整形外科医、確保できましたので、現在ですと130床程度の稼働ということになります。

さらに、4月1日からは内科医そして研修医等含めまして15名体制のスタートになりますので、そのような体制で見込めます1日の入院患者、これは1ページの(3)に記載のとおり、1日平均患者数、入院におきまして164.6名を見込んでおります。この164.6名で得られます収入、そして、それに必要な支出につきましては、2ページをごらんいただきます。

2ページ、第3条収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第1款病院事業収益26億3,200万円ほどを見込んでございます。そして、支出、これに必要な支出につきましては、病院事業費用28億2,900万円ほどでございます。

この内訳につきましては、4ページをごらんいただきます。

4ページに収益的収入及び支出の内訳を記載してございます。

まず、上の方が収入でございますが、病院事業収益、今申し上げましたように26億3,200万円と。そのうち医業収益は、その下にありますように24億9,700万円ほどを見込んでおります。この医業収益につきましては、17年度、今のところの決算見込みですと18億円程度でございますので、かなり大幅な医業収益の増を見込んでいるということになります。

これに対して、支出であります。下の方の表をごらんいただきます。病院事業費用全体では28億2,900万円、そのうち特に1款1項1目給与費をごらんいただきます。給与費につきましては16億4,400万円ほどを見込んでおります。これは、17年度、今のところの決算見込みですと、給与費は17億3,000万円ほどになりますので、これに比べますと約9,000万円ほど給与費については、これは再生緊急プランの効果によって減額をしておるということになります。しかしながら、病院事業費用全体としては、これは決して縮小はしておりません。若干ふえている。微増になっております。

これはなぜかといいますと、今申し上げましたように、上の方の収入で大幅な収入増を見込んでいるからでありまして、当然それに必要な支出の方の1項2目材料費でありますとか、あるいは経費等、これは収入増によって当然上がってくると。その上がった分については、給与費の削減等の努力によって、ほぼその増については押さえ込んでいるというような内容になっております。

それでは、2ページにお戻りをいただきます。

今申し上げましたように、収入についてはトータルで26億3,200万円、収益的支出に

つきましては28億2,900万円となりますが、なお支出の方が収入を上回っているということになります。その差は1億9,000万円ほどでございます。ですから、この予算の上では、なお収支均衡は図られていないということになるわけでありましたが、しかし、この1億9,000万円の差のうち、現金の支出を伴わない減価償却、これが8,600万円ほどございます。ですから、実質の差額は1億円程度ということになるわけでありましてけれども、この当初予算につきましては、いわゆるルール分と言われる一般会計からの繰り入れ分、これは2億9,000万円のみを当初予算としては見込んでございます。ですから、17年度補正予算で9,000万円ほど追加の繰り入れを認めていただきましたが、同程度の繰り入れを18年度も見込むとしますれば、18年度、年度末には何とか現金ベースで単年度の収支均衡というものが図られるのではないかというふうに考えております。以上です。

鈴木委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 私からは、議案第52号「平成18年度塩竈市水道事業会計予算」について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 12の1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございますが、給水戸数を2万5,939戸、年間総給水量を835万2,950立方メートル、1日平均給水量を2万2,884立方メートルにしております。また、主要な建設改良事業でございますが、第5次配水管整備事業といたしまして、老朽管の布設がえ、中小口径管の統合などを施行していく内容で2億2,300万円、国庫補助事業を活用した老朽管更新事業といたしまして、老朽管の更新により水道管路の耐震性の向上を図るため8,700万円を予定してございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益は18億260万2,000円で、前年度当初比で3.1%、金額で5,841万4,000円の減となっております。内容といたしまして、第1項の営業収益17億7,862万5,000円は、水道料金、水道加入金などでございます。第2項の営業外収益2,377万7,000円は、他会計補助金、受託工事収益などでございます。第3項特別利益20万円は、固定資産売却益などでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用は17億6,530万4,000円で、前年度当初比で4.8%、金額で8,872万5,000円の減となっております。内容といたしまして、

第1款の営業費用14億2,997万円、第2項の営業外費用3億3,073万4,000円、第3項の特別損失160万円、第4項の予備費300万円でございます。

第4条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款資本的収入は3億1,645万7,000円で、内容といたしまして、第1項の企業債2億6,500万円は、第5次配水管整備事業と老朽管更新事業の財源でございます。第2項の負担金751万1,000円は、消火栓設置費に係る一般会計からの負担金でございます。第3項の出資金2,296万円は、水源開発に要した経費の元利償還金に係る出資金でございます。第4項の補助金1,659万円は、老朽管更新事業の財源でございます。その他といたしまして、第5項の開発負担金438万6,000円などでございます。

2ページをお開き願います。

支出の第1款資本的支出は7億3,438万2,000円で、内容といたしまして、第1項の水道改良費3,338万2,000円、第2項の第5次配水管整備事業費2億2,300万円、第3項の老朽管更新事業費8,700万円、第4項の企業債償還金3億9,100万円でございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,792万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支額で補てんする内容でございます。

第5条は債務負担行為でございます。給水装置工事資金融資に伴う損失補償と利子補給、並びに調定収納システム電子機器賃借料でございます。

第6条は企業債でございます。起債の目的といたしまして、第5次配水管整備事業で2億500万円、老朽管更新事業費で6,000万円を限度といたしまして、借入先の融資条件により償還していくものです。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としております。

第8条は、予定支出の各項目間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

3ページをお開き願います。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございまして、職員給与費及び交際費でございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

4ページ以降は、予算に関する説明書になってございます。実施計画、資金計画、給与費明

細書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

鈴木委員長 以上で各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言願います。伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 基金の運用状況についてちょっと見たいものですから、資料をいただきたいのですが、短期ですといろいろ例あるでしょうから、長期で構いませんので、貸出先等、具体的にわかる資料をお出しいただきたいと思いますので、運用先なんかがわかる、中身があとわかるような資料を出していただきますようお願いいたします。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 共産党市議団の方から資料要望ですけれども、一つは、三位一体改革による国・県支出金の廃止・縮減と地方への税源移譲された項目と予算額、年度は平成15年度から18年度でお願いします。

二つ目には、平成16年度から20年度の財政決算と財政見通し。

三つ目には、土地区画整理事業の平成18年度予算と執行内容、これは図面でわかるようにお願いしたいと思います。

それから、四つ目には、市立病院の救急医療の日中、夜間の受け入れ状況についてですね。これは平成17年度でお願いします。

それから、5番目は消防年報、平成16年版ですけれども、これの救急概要の時間別救急発生状況についてお願いします。

6番目は、平成18年度市内小中学校修繕箇所調べ。

7番目は、平成18年度保育所及び市営住宅補修箇所調べ。

8番目は、平成17年救急概要。

9番目は、県内10市の国民保険税（保険料）一覧表。

10番目は、県内9市の国保税率による総所得金額別世帯平均課税額の比較。

11番目は、平成16年度国保滞納世帯の所得層別分布。

12番目は、国保の短期被保険者証と資格証明書の発行状況。あと、保険証なしもわかるようをお願いしたいと。これは平成14年度から現在までお願いします。

それから、13番目は、国保の資格証明書受給者の所得状況。

14番目は、塩竈市内介護保険施設待機、利用状況。

15番目は、高齢者福祉事業の地域支え合い事業が介護保険の地域支援事業に移行されることによって対象となる事業名と、予算措置がどう変わるのか。

16番目は、平成16年度から社会福祉協議会への事業委託している業務名と予算額について。

17番目は、まちづくり参画事業者決定についての陳情書及び回答について。

18番目は、個人市民税の内訳とその内容比較。年度は15年度から18年度でお願いします。

19番目は、市税など滞納者への公共サービス制限を検討している13項目について。

それから、20番目は、小中学校施設の耐震診断調査結果、これは強度結果がわかるようにお願いしたいと。及び、設計補強工事の計画と今後の耐震診断計画について。

21は、収入、所得金額別介護保険料調べ。これは平成15年度から18年度でお願いします。あわせて所得金額別介護保険料の人数の資料もお願いいたします。

22番目は、海辺の賑わい地区まちづくり参画事業者募集要綱。これは平成16年11月4日発表されております。

23番目は、塩竈市中の島公園テニスコート移設の要望書と嘆願書。これは平成17年3月26日付で出ております。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ニュー市民クラブの方からも資料を要求させていただきます。ニュー市民クラブからは9点。

まず初めに、平成15年から17年度の生活保護推移表。

2番目、平成16年から18年度の扶助別支給一覧表。

3点目、平成14年から18年度、繰出金一覧表。これは地方交付税の基準内と基準外に分けてお願いします。

4点目、平成14年度から18年度の各種基金、貸付金、預託金の残高比較表。

5番目、平成14年から18年度まで、各種団体への補助金並びに助成金の一覧表。

6点目、平成13年から17年度の市内小中学校の不登校者の推移表。

それから、7番目、平成13年から17年度の離島航路事業の国・県・市の負担割合と職員数、人件費の推移表。

8番目、平成16年から17年度の塩竈市魚市場駐車場区画数及び入場車両登録台数、金額

調べ。

最後、9番目、平成13年から17年度、職員数、これは正職員、臨時、パート、嘱託等の種別ごとの推移表。

以上9点、よろしくをお願いします。

鈴木委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま資料要求がありました。当局において内容の確認をお願いいたします。加藤助役。

加藤助役 それでは、私の方から確認をさせていただきながらお答えを申し上げさせていただきます。

まず、伊藤博章委員の方から要求のございました基金の運用についてでございます。これについては、現在運用しております基金について、基金ごとの長期貸付金の一覧ということで出させていただきたいと思っております。

それから、吉川委員の方から要求のございました部分につきまして、まず確認をさせていただきます。

13番目に通知のございました国保の資格証明書受給者の所得状況、これにつきましては、所得階層別の交付状況一覧として提出をさせていただければと思っております。

それから、次に17番目のまちづくり参画事業者決定についての陳情書及び回答についてということでございますが、陳情書につきましては、条例上、情報公開の対象者が限定をされているということからしまして、提出資料としては、陳情いただいたその要旨及びそれに対する市の考え方、回答をお出しをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、18番目の個人市民税の内訳とその内容の比較でございます。これにつきましては、15年度から18年度という要求でございましたが、平成15年度から16年度については、決算終わっておりますので決算額を、平成17年度については、現在執行中でありまして決算見込みということで、なおかつ平成18年度については、予算額という形で前年度比率を表示した一覧を提出をさせていただければというふうに思います。

それから、23番目の中の島公園のテニスコート移設の要望書と、これについては嘆願書というのございましたですね。これにつきましても17番と同様に情報公開の対象ということになっておりますので、陳情の要旨と本市の回答という形で提出をさせていただければと。

それから、20番の所得段階別のことについては、人数、所得段階別の人数でございます。

たら提出可能でありますので、資料として提出するにはまだ整理がされておられませんので、この辺、ご一考いただければと思います。以上です。

鈴木委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月6日午前10時より再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、3月6日は審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時55分 終了

平成 18 年 3 月 6 日（月曜日）

平成 18 年度予算特別委員会

（第 2 日目）

平成18年度予算特別委員会第2日目

平成18年3月6日(月曜日)午前10時00分開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	鹿野司委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

嶺岸淳一委員

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部次長 兼総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長兼 危機管理監	大浦 満 君
市民生活部兼 環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長	伊賀 光 男 君	建設部次長兼 都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部行財政改革 推進専門監	田中 たえ子 君	総務部政策課長	渡辺 常 幸 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部税務課長	福田 文 弘 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真 一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	郷古 正 夫 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純 子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	産業部 水産課長	佐藤 俊 行 君
産業部 商工観光課長	荒川 和 浩 君	建設部建設課長	千葉 伸 一 君
建設部土木課長	金子 信 也 君	建設部 下水道事業所長	橋元 邦 雄 君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	会計課長	西川 信 男 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	小山田 幸 雄 君
教育委員会教育部 市民交流センター館長 兼図書館長	高橋 利 夫 君	教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君

教育委員会

教育部総務課長
兼 総務係長 橋 内 行 雄 君

教育委員会教育部
学校教育課長 佐 藤 福 実 君

教育委員会教育部
生涯学習課長 中 川 政 則 君

教育委員会教育部
生涯スポーツ課長 菊 地 辰 夫 君

選挙管理委員会
事務局長 佐 藤 直 孝 君

監 査 委 員 高 橋 洋 一 君

監査事務局長 丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長 佐久間 明 君

事務局 次 長 遠 藤 和 男 君

事務局 次 長 兼
議事調査係長 安 藤 英 治 君

議事調査係主査 戸 枝 幹 雄 君

午前10時00分 開会

鈴木委員長 おはようございます。

ただいまから、平成18年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告のありましたのは嶺岸淳一君の1名であります。

それでは、これより一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、助役から報告をお願いいたします。加藤助役。

助役 去る3月3日の本委員会で提出要求のございました資料につきまして、お手元に取りまとめ、ご配付をさせていただいておりますので、よろしくご審議にご活用いただければと思います。

なお、吉川委員の方から資料要求のございました税の滞納者に係るサービス制限項目につきましては、現在実施時期も含めまして内部で検討中の事項でございますので、今回の提出は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、中の島公園テニスコート移設の嘆願書につきましては、これは宮城県の方の提出文書でございます。本市に提出されました要望書の要旨と回答は、こちらの方から提出させていただいておりますので、よろしくお取り扱いのほどをお願い申し上げます。

私の方からは以上でございます。

鈴木委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて一般会計はおおむね40分以内、特別会計・企業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

浅野委員。

浅野委員 おはようございます。

平成18年度の大事な予算委員会にトップバッターで質問させていただきます。光栄でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、順を追いまして、資料10に沿ってご質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、10番の45ページをお開きください。

2款総務費の中で事業内訳としまして、市民活動推進費265万1,000円とありますが、これについては内容をお知らせさせていただきたいと思っております。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 市民活動推進費、内容についてお答えをさせていただきます。

まず、現在本庁2階の奥の方に設置しております市民活動推進室の場所を本町の中心地に移転をすると、そういった関連の費用を計上させていただいております。

具体的に申し上げますと、大きいところでは、45ページ14節の建物賃借料、これは民間の空き店舗の2階を活用いたしまして、そこに移るということで、151万2,000円ほど、坪4,000円の30坪程度の建物を予定いたしております。

それから、消耗品、燃料、それから光熱水費なんかとか、いろいろ庁舎が移転する運営の経費を計上させていただいております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 それでは、この内容なんですけれども、こういったような活動をなさっていくんでしょか。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 市民活動推進と申しますのは、町内会の方々あるいはボランティアの方々、そういった団体の方々がそういった活動をもっとしやすくするといいますが、そういったものを支援するための組織というふうに位置づけております。

今回移転するのも、本庁にあるということで、なかなか利用しづらいと、そういった声も多数ございまして、さらには、機能強化をしたいということで、例えば任意に集まっていたいろいろな打ち合わせをするスペースとか、あるいはいろいろな作業をしたりするスペースなんかも今回は確保したいと、そういった意味合いを考えております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

私たち昨年網走の方でちょうどこの市民活動センターを視察してまいりました。1人の職員の方に1人のパートの方という形で、あとはボランティアの方が日常本当に楽しくそこに集まってくるという場が展開されたのを目の当たりに見てまいりまして、本市がこのように市民の中に活動支援センターのような形をとって展開していくということは大変素晴らしいことと思っております。ぜひ市民の方が常にわいわいと集まって、行政と市民が結びつける、本当に大事な拠点にしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、53ページ、これも同じく総務費ですが、やはり事業の内訳の下の方に住民基

本台帳ネットワーク事務事業費として、また、証明書総合交付システム導入事業費としてありますので、これをあわせてちょっと中身をご説明願いたいと思っております。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 それではまず、住民基本台帳ネットワーク事務事業費の方についてご説明を申し上げたいと思います。

これは、国の方が氏名、住所、生年月日、性別、この4情報を各市町村から国の方に提供すると、こういう制度でスタートした内容でございます。

これによりまして、例えば今現在行われているサービスといたしましては、国の方では共済関係の年金の通知が現認確認といいますが、生死の確認というんですかね、そういったものが要らなくなりますし、最近の通知では将来国民年金の方にもすべてそれを拡大をして、そういった住民の手間を省けるといったこと、そういった住基ネットというシステムでございます。

それから、もう一つの証明書総合交付システムだったでしょうか。証明書総合交付システム、これにつきましては、本年の6月に正面玄関わきに証明書の自動交付機を設置したいということで、2年前ほどから開発に着手しておりまして、やっと6月1日開設を目指しております。これは、証明書、具体的には住民票、それから、本市と多賀城市だけが県内では今回発行できるんですが、戸籍関係の証明書、謄本、抄本ですけれども、それから、印鑑証明書、さらに、本市においては、税の課税証明書、そういったものが金融機関のATMのような感覚で、そういった形で発行ができると。

本市におきましては、本庁の外に設置する予定にしておりますので、休日ないしは夜間においても証明書の発行ができるという体制をとりたいということで、準備を進めております。以上でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

大変市民にとっては便利になると思います。

また、住民基本台帳ネットワークですが、これは、例えば転入してきた方というのは、すぐに発行というか、そういった部分の証明書とはまた別なんでしょうか。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 住基ネットにつきましては、転入転出の証明とはちょっと別な形になります。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、75ページ、3款民生費の方で事業内訳としまして、家庭児童相談事業費43万円計上されておりますが、この中身についてお知らせ願いたいと思います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 この家庭児童相談員事業費43万円は、児童虐待、そういった関係の問題、DV問題、あと障害児の虐待、療育について身近な地域での相談、指導、保護、それから施設措置など、専門的な対応をとるために家庭児童相談員を設置するための費用でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

これは、指導員の設置で、場所的なものはこの際ここにはかかわっていないのでしょうか。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 場所といいますと、福祉事務所内の子供・家庭福祉係の方にこの2名が配置してあります。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

ますます複雑多岐にわたってこのような問題が起きてくると思いますので、ぜひしっかりとサポートしていただきたいと思います。

また、今子供たちの施設の方では里親制度ということで、今子供たちを施設に預かるだけでなく、里親に子供さんを預けるという動きも何か全国の方で動いているみたいなんです、ぜひ本市の方もそのような、子供さんを家庭的なところで育ててあげたいというご家庭に対する施策も進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、83ページですが、83ページの事業の内訳の一番上の方に放課後児童クラブ運営事業費として2,939万2,000円経費ありますが、この中身も教えてください。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 これは、各放課後児童クラブにいます指導員というか、パートさんでお願いしてはいますが、28名分の賃金でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

このパートさんの人数というのは、昨年と比べてふえているのでしょうか。同じなんですか。その辺お尋ねします。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 昨年と同数で考えております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 昨年、私放課後児童クラブにおいて障害児の受け入れはぜひお願いしたいという旨の質問をさせていただきましたが、市長の方から前向きな答弁をいただいておりますが、その後ことしはどのような進捗ぐあいなのか、状況をお知らせ願いたいと思います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 障害児、特段昨年からこの方という方でふえたということはございませんけれども、随時そのような形で対応するようには努めております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 それでは、ことしの放課後児童クラブ、来年度、平成18年度、4月から始まりますけれども、これに対してはどのような対応の仕方になっているのかをお知らせ願いたいと思います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 平成18年度もですが、同じような形で月見ヶ丘に2カ所、それから三小、それから玉川小学校、二小、藤倉という形で考えております。

定員については、昨年と同様という形で考えております。

それから、先ほどの障害児ということでございましたけれども、平成18年度は1名障害児のために増加ということで考えております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 1名のお子さんを放課後見ていただけるという、去年に比べたら本当にありがたいと思いますが、こういった内容のことは、父兄の方たちは本当に子供さんを学校に入れるときに学校での対応も大変心配ですけれども、その放課後の子供の居場所ということについて大変悩んでいる方が本市だけでなく、たくさん今ふえている状況だと思っております。

それで、厚生省の方でも平成18年度の次世代育成支援対策としまして、地域児童のための健全育成事業の充実ということで、特に、放課後児童クラブの拡充、中身は、放課後児童クラ

ブの一層の拡充を図るとともに、障害児の受け入れを推進するというふうに厚生省の方でも予算を組んでおりまして、国ですので約111億円という金額になっておりますが、本市におきまして、本当にこういった子供さんたちに対する救いの手を、大変厳しい財源の中とは思いますが、伸ばしていただきたいと思ひますし、また、お母様たちの不安に対する各学校、また、児童クラブの相談のときにどのようなところに行って相談したらいいのかという部分も大変悩まれているかと思ひますので、その辺丁寧にご相談に乗っていただければと本当に思ひますので、ぜひこれは、本年度だけでなく、状況を見ていただきまして、子供たちに対する塩竈市の本当に温かい対応を今後もお願いしていきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、89ページの衛生費につきまして、前立腺がん検診委託料と、それから乳がん検診委託料、この2点につきまして、昨年初めて平成17年度に始めていただきました事業であります。昨年1年間の効果と申しますか、状況をお知らせ願ひたいと思ひます。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 それでは、お答えいたします。

まず、前立腺がんにつきましては、419名の方に受診していただきました。

結果につきましては、前立腺がんの所見ありと判明された方が6名ということで、

1.43%の発見率ということで、これは、この種のがん検診の中では非常に高い検診の効果があったというふうに考えてございます。

まだ単年度の数字でございますので、そういった意味ではまだまだ評価はできない状況にはございますけれども、初年度ということもありまして、大変発見率は高かったということで、平成17年度は419名でしたけれども、今後ぜひ節目検診ですが、対象年に当たる方については、受診について勧めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、乳がん検診についてでございますが、乳がん検診につきましても平成17年度初めてマンモグラフィーを導入しての検診ということになりました。これにつきましては、7名の方ががんということでの発見をされております。それで、平成16年度につきましては、5名の方が発見されておりますが、今年は、隔年受診ということで、約半数の方の受診にもかかわらず、7名ということで、これについてもがん発見率は平成16年度0.11%が0.3%ということで、非常に単年度ということではございますけれども、マンモグラフィーの効果があらわれたというふうに考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 大変ありがとうございます。

私も知人の1人が昨年のマンモグラフィーでがんを発見されまして、本当に初期の段階で摘出手術が無事終わりました。健康な状況を取り戻しております。本当に喜びの声が市民からわき出ておりますので、早期発見、早期治療ということで、今後ともお力を入れていただきたいと思っております。本当に感謝申し上げます。

続きまして、99ページお願いいたします。

同じく4款衛生費なんですが、13節の委託料の中で不法投棄ごみ処理業務委託料で29万円計上しておりますが、本市における不法投棄の状況をお知らせ願いたいと思います。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 不法投棄のごみ処理業務委託料で29万円計上されています。

これは、市内で不法投棄の集積場とか、公園なんかで通報ありました部分は、清掃指導員がその不法投棄を回収に参ります。それをまとめておきまして、年1回その不法投棄の部分の処理をするわけです。

やはり、不法投棄の中には家電リサイクルが始まりまして、やはりテレビとか、そういった家電類が一番多くて、それから、タイヤとか、それからやはりパソコンとか、ワープロは、回収できるんですけども、パソコンはやはりパソコンのリサイクルがありまして、粗大ごみに出せないわけです。そういったものも投棄の新たな要素になっております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今家電の不法投棄もあるというお話でしたけれども、その場合は、家電の場合は、市では処理できないわけですよね。その場合はどうなさるのでしょうか。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 これが大変困っております。家電リサイクルでテレビ、例えば電気店とか、許可の部分のところにとると3,000円とか4,000円取られるわけです。不法投棄で市にそのままこちらが回収すれば、その部分のお金がかかるという内容になります。

市でそれを破砕したりする形ではなくて、あくまでもそれはその適正処理をするために市が処理費を払ってしまうわけで、負担になっているわけです。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 なぜこのようなご質問をさせていただくかといいますと、今本市においてこれから皆さんが企業を誘致しようと思っけています新浜の方なんですけれども、新浜の岸壁の奥の方ですけれども、漁業の方になったり県の土地になったりしているらしいんですが、あそこにも大きな冷蔵庫が不法投棄になっていまして、それは市民の方から通報いただきまして、ご連絡して、漁業の方でそれを処理していただいたんですけれども、その後同じ場所に車が2台放置されているんですね。そういった、よくよく見るとその辺にたくさんいろいろなものが、冷蔵庫やら何かわけわからないものがたくさん落ちていましてといいますが、不法投棄されていまして、そこが今先月の初めころまでは雪に覆われていましたけれども、今大分雪が解けてしまっていて、それが如実にあらわれていると。本市がこれから企業対策として県外の方とかにお示ししようと思うその地域におきまして、不法投棄がたくさん見られると。そういった部分において、私たちやはり市民からの通報だけを待っていていいのかということで、ちょっと今回ご質問させていただきましても、ご答弁よろしく願いいたします。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 不法投棄につきましては、市内の各箇所に不法投棄の禁止、それからそれを防止するような立て看板とかをさせていただいています。

最近では中倉埋立処分場に行く坂道があります。あのところは、やはり両わきが不法投棄の場所になっておりまして、そこにも立て看板で注意を呼びかけている内容です。

それから、漁港用地のところにも不法投棄、やはり何か捨てやすい場所といいますが、そういった場所になっていきますけれども、そういったところの漁港用地につきましては、県の用地でございますので、県がクリーン対策で予算をかけまして、県独自でそういった部分を不法投棄を処理する機会というんですか、そういった場面もあります。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

やはり、もちろん立て看板もありますし、不法投棄禁止というのもあちこち見ますけれども、私たちがやはり知りたいのは、適正なパトロールとか、そういったことをなさっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 やはり、立て看板だけでは足りないと思っておりますので、清

掃指導員がおりますので、そういった部分の、よく捨てられるところとか、そういったところは巡回していますし、あとは、町内会長さんとか、いろいろな方々のご協力を得ていますので、やはりこれは市の職員だけの問題じゃなくて、やはり広く町内会長さんとか衛生部長さんのご協力とご理解を得ながら、そういった部分で巡回指導しております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、103ページ、同じく衛生費なのですが、報償費ということでちょっとわからない部分があるので、お尋ねいたしますけれども、103ページの中ごろに医師等謝金、それから、二次診療病院協力謝金、在宅歯科病院群輪番報償というふうに、各報償金が出ておりますけれども、これについて中身をお知らせいただきたいと思います。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 それでは、お答えいたします。

これにつきましては、最初の医師等謝金という部分につきましては、一次診療ということで、休日急患診療センター、こちらについてのお医者様あるいは薬剤師、看護師、事務の人たちの部分について支払っている報酬になります。

それから、二次診療病院協力謝金ということは、1,214万4,000円、これにつきましては、休日の二次病院の診療体制を整えていただくということで、日曜、休日に関しましては、2病院に対して一定の報酬額ということで、69日分を計上してございます。

それから、同じく在宅歯科病院群輪番についての報償費334万円につきましては、休日の当番制で当たる歯科医院に対しての報酬ということで69日分を計上してございます。以上でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 それで、休日の救急患者さんですね。昨年の状況はどのような感じでしょうか。利用者の数は。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 それでは、これは、平成16年度の内容になりますけれども、休日急患診療センターにつきましては、3,166人の方に受診していただいております。

それから、歯科につきましては、救急歯科診療につきましては、440人の方に受診していただいている状況でございます。

二次病院につきましては、人数的には145名というふうになってございます。以上でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

休日、また夜間に緊急の場合、本当に助かりますが、ちょっと金額的に大きな金額だなと思いましたが、その報償費という部分においては、かなり大きな金額を占めているなど感じたもので、内容をお伺いいたしました。

次に、113ページ、農林水産業費といたしまして、一番下の方に270万円の塩竈市浅海漁業振興支援事業補助金とありますが、これについては、中身の方を教えていただきたいと思っております。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 市浅海漁業振興の内容についてお答えいたします。

まず、この支援事業としましては、補助金を浅海漁業、市内には四つございますが、その浅海漁業の協同組合の4団体で構成いただいている振興協議会の方に一括して補助をしております。

中身につきましては、各組合が取り組んでおりますアサリ養殖、それからカキ殻用の漁場の整備、それから後継者育成のための研修費、それからアカモクの養殖試験、それからインターネットのよる自分たちの事業を紹介する、そういった事業を行っております、ここに書いてあるとおりの年間270万円ほどの事業を行っているという状況でございます。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

去年に引き続いて、ことしもアサリの天敵の何とか、ちょっと名前忘れましたが、その被害については、ことしはどのような見方なんでしょうか。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 アサリを主にやっている漁協が浦戸東部と浦戸漁協のこの二つでございますが、実は先だって東部漁協の方からは、ことしも潮干狩りができない状況にあるという報告を受けております。

また、東部の方につきましては、現在部会がありまして、そこで検討していると。そして、ことしのやるかやらないかを検討していくということで、考えている状況でございます。

やはり、サキグロツメタガイの駆除というのは、現在その方法が確定しておりませんで、人海による駆除というのが一番よろしいんだそうです。昨年も5月のシーズンにボランティアの方々をお願いして、駆除をしましたけれども、一番いい時期というのが9月、10月の産卵の時期に行うのが一番いいと。ところが、その時期には潮の関係で、深いところにいるらしいということで、それは専門の方々の手をかりて駆除をする以外にないという状況にあるというふうに伺っております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

ことしもそのボランティアの方は募集するおつもりなんでしょうか。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 できれば行っていきたいというふうに考えております。

一応漁協の方とやりとりをしておりますして、やり方、そういったことについて今後詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ頑張ってください。

次に、121ページをお願いいたします。

121ページの事業の内訳としまして、上から2番目に浦戸民宿誘致助成事業費として一応名前だけが出ていますけれども、この中身についてどのようなことをお考えなのか。事業の展開をお聞きいたします。

鈴木委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 浦戸民宿に対する支援ということで、公共駐車場を利用した方々に対して半額を助成するというふうな支援策であります。

ただ、この何年かは、そういうふうな利用状況がないというのが実態です。

今後も可能性があるものですから、一応こういう形で科目設定だけさせていただくというふうな形で考えております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ浦戸を私たちは宝として広くアピールしたいと思っておりますので、また、さまざまな中身的なものもこれからお考えいただきまして、ぜひ一応ということではなくて、浦戸の民宿、浦戸にお客さんがたくさん来ていただける事業の中身をしっかり私たちも考えてい

きたいと思いますので、お力をかしていただきたいと思います。

それから、125ページになります。

土木費の方で今回耐震改修工事に助成金として300万円予算化されておりますけれども、この中身についてお伺いいたします。

鈴木委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今年度から初めて行う国の制度に基づいた助成に入ります。

内容としましては、耐震診断を受けて、それで改修が必要とされる方、その方が改修事業を行うという場合に、改修費の23%、その3分の2に対して補助を行うという内容になってございます。

詳細については、まだ国、県の方との協議がございますので、内容はまたいろいろ変わるかと思っておりますけれども、内容的にはそういったものになっております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 やっとこの改修に対して助成が国の方からの声が始まるという、大変うれしい内容なのですが、今まだ県の方とも、また国の方ともこれからの協議ということですが、今ここに300万円という金額が予算化されておりますけれども、先のことですけれども、多分かなりの応募があると思うんですが、この300万円というのは、今後、例えば補正とか、その後のことは考えていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

鈴木委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 補正等になりますと、ちょっとこれからの内容かと思っておりますけれども、この300万円の内容につきましては、当面10件を考えてございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

あと、開始時期とか、そういったことについてもこれからと思っておりますので、いち早く市民に知らせていただければと思っております。

では、最後の質問になります。143ページをお開きください。

最後の質問として、消防費、どこだという項目もなく、消防費一般に関してですけれども、今市内でも空き家、また空き倉庫、それから新浜なども空き工場などもふえているようなんですけれども、現在その数とかは把握されておりますでしょうか。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

はっきりした数等は調査しておりませんが、ただ、危険なところと情報を得たところ、警察、消防等で見つけているところは何カ所かということは把握しております。以上です。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 今春の防火週間にかかろうとしていますけれども、本当は現在放火とか、それから、この間も新浜の方で枯れ草が燃え広がったという事件がありましたけれども、このようなことに対して、やはり私たちは空き家対策とか、それから空き倉庫対策、そして、持ち主、また、そこが今現在どなたが持ち主かわからないということもあると思いますけれども、ぜひパトロール等を重ねていただきまして、市民が安心して暮らせる、そのような状況をつくっていただきたいと思っておりますので、ご答弁があったらお願いいたします。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 危険なところにつきましては、日常消防署、警察と連携をとりながら、パトロールに努めております。

また、市としましては、非常に危険だと思われる箇所につきましては、持ち主の方に適正な維持管理を文書でお願いしているところであります。

なお、今後ともなお一層消防、警察と連携をとりながら、パトロールの強化に努めてまいりたいと思います。（「ありがとうございます。以上です」の声あり）

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 じゃ、私の方からも何点が質問させていただきます。

予算特別委員会の資料として丁寧な資料を朝から準備いただき、感謝申し上げます。

まず最初に、議案第35号塩竈市いきいき企業支援条例についてお伺いいたします。

まず、このいきいき企業支援条例なるものを作成されて、提案されておりますけれども、市内全域である種の塩竈市の活性化と市税増収策あるいは塩竈市のにぎわいを取り戻すためにこの条例が提案されているものと推察されます。

それであるならば、なぜ指定業種の中に塩竈市全域を網羅されているのであれば、なぜ小売業が表示されていないのか、1点お伺いいたします。

鈴木委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 ただいまご提案させていただいている塩竈市いきいき企業支援条例でございます。この条例の基本的なスタンスと申しますのは、市内の遊休地あるいは空き工

場等の有効活用してまいりたいということで、工場等の誘致を前提とした工業圏の振興条例ということで私ども考えてございました。

その中で、地区的に言いますと、例えば商業地区等でも立地が可能な工場等もございます。私どもとしては、なるべく幅広く業者を対象とさせていただきたいというような観点から、特に用途地域等の制限は加えませんで、全域を対象とさせていただいたという経過でございます。以上でございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 それであるならば、今塩竈市が海辺の賑わい地区を造成して塩竈市の中ににぎわいを創出していこうという政策を持って、目玉の政策としては考えております。

そういう中で、いきいき企業支援条例なるものも塩竈市のにぎわいの一助を担う政策ではないかと考えられます。

その中において、海辺の賑わい地区の政策といきいき企業支援条例の整合性はどのように考えていらっしゃるのか、一言お願いします。

鈴木委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 私ども、今回の条例の提案につきましては、ちょっと先ほども申し述べさせていただきましたが、今まで産業政策としてちょっと穴があいていた部分、ここは工業系の振興だというふうにとらえてございます。

それで、その第1段階といたしまして、こういうような工場系の誘致の条例を提案させていただいているという考え方でございます。

当然、産業振興全般にはさまざまなまだ施策の展開があってしかるべきと考えてございます。我々は、まず工場系の誘致を第1段階ということで考えまして、これをご提案させていただいたという経過でございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 産業に小売業が入らないかという形になってくるわけですよ。塩竈市を全域網羅するという条例を策定するのであれば、塩竈市がにぎわうという状況の中で、小売業を1項入れなければ、政策の整合性がないんじゃないかと思うわけであります。

どうして工場とかということになるのであるならば、準工業地帯を網かけなかったのかということでもあります。

塩竈市全域をそのようなものに考えていくのであるならば、当然そういう政策があっ

るべきだと思うんですけれども、そこで、産業部長、一言答弁お願いします。

鈴木委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 ただいまの件につきまして、私からもご答弁をさせていただきたいと思いません。

ご質問の趣旨というものは、やはり本市の商業の振興というものをどういうふうに通っていくのかというのが基本のご質問の趣旨かととらえさせていただいております。

塩竈の商業界、本町などを歩いてみますと、本当に平成に入ってから大型の店舗が撤退をされ、閉店をされて、極めて厳しい状況でございます。私たちも本当にこれは日ごろ悩みながら、産業部としては、全力を挙げて取り組まなくてはいけないという、仕事としてまず、一番目に位置づけさせていただいてやっておるつもりでございます。

そういった中、若干振り返らせていただきますと、基盤整備事業としては、インターロッキング事業とか、市街地再開発事業、これも仙台に次いで県内では2番目というふうな形での取り組み、さらには、最近では商人塾とか、空き店舗対策事業、さらにはベンチャーショップ等、こういったものをやらせていただいております。

そして、今回私たちといたしましてご提案申し上げました条例、この中には、商業振興というものを商店というものを対象にはしておりませんでした。私たちも最初から商店等を対象にすべきではないかということにつきましては、部内で議論をさせていただきました。

ただ、課題となりましたのは、今回のものは、空き地、空き工場を次の資本の方に買い取り、もしくはお借りしていただいて、そして、新しい資本を投入して事業を展開していただく。本町等の旧来の商店街、こちらの状況を私たちになりに調査をさせていただいた中では、なかなか空き店舗というふうには申し上げても、次の方々にそれをお貸しするとか、お売りするとかという状況にはないということが実態としてわかってきたところがございます。

そういった中で、今回の条例を単純に商業界に当てはめることが旧来の商店街の振興につながるのかという点につきましては、私たちとして自信を持ってご提案できる内容にはならなかったという状況でございます。

全国的に見ましても、やはり旧来の商店街をどういうふうに活性するかというのは、これは本町と名前がつくところは、9割9分が疲弊しているというのが私たち調査した結果として、実態としてあらわれております。

それらを活性化するという取り組み、先進的な事例では、私から申し上げるまでもなく、日

本を代表するものとしては、長浜とか、小布施とか、それから川越、そして、近くでは会津若松とか、喜多方とかあるかと思います。そういったところの事例を調査いたしますと、ただいまご提案しておりますような、いきいき企業支援条例のような内容ではなくて、その地域の持っている内発的な力、歴史的な力、そういったものに改めて目を向けまして、それらを改めて今の時代に合うような形で表現していく、それこそが商業振興の現在の活性化の事例の根本にあるのかなと、そんなふうにとらえております。

私たちといたしましては、今回はただいま神谷課長から申しあげましたような内容ではございますが、次のステップとして、商業振興に向けた具体的な振興策というものをただいまいただきましてご意見を踏まえまして、一生懸命になって研究して、次のステップとしてご提案をさせていただきたい、そんなふうを考えておるところでございます。よろしく願い申し上げます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 今月の県の広報紙に鳴子の話が出ていました。鳴子で田んぼ湯治とかという感じで、旅館の方々と連携して田んぼで動く、そういう観光をしておりました。

すべて政策が融合しているわけです。一つの政策の中に一つの泉が圧倒すれば、次の泉を呼ぶ呼び水だと考えております。

その呼び水をどこどこ規制するのではなくて、すべての網をかけて、塩竈市の次のステップになるものを常に探していくのが私は政策だと思います。これ以上は言いません。でも、そういうことを心に置いて政策を実行していただきたいと思います。以上です。

次、今回ばらばらでいきますけれども、勘弁してください。

次に、10番の99ページ、清掃施設費なるものがあります。今般今までの資源ごみ、そういう回収方法が変わります。今までは分ければ資源、まぜればごみとしていたわけですよ。今回の塩竈市の政策は、「まぜる君」なんであります。それならば、今まで環境を政策として塩竈市が進んで払った進歩的な政策の環境政策から哲学の変更なのかと問いたいのであります。

今までは分けることによって資源を生かすという政策を塩竈市は導入してきたはずですよ。それで、他地域から見てもすばらしいと言われるぐらいごみの回収が分別されて行われてきたのは、市民周知のことだと思います。

それなのに、ごみの回収方法を変えるときに、どうしてまぜて物を処置する考え方が導入されるのか。その1点をお伺いします。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 今回のごみ分別の収集変更の第1点は、燃やせるごみの中に今まで燃やせないごみであった靴とか、そういった部分の化繊とか、それからおもちゃとか、バケツとか、ハンガーとか、そういったプラスチックの製品としてのプラスチックを燃やせるごみに入れてもらうことが大きな第1点です。

容器包装のプラスチック製容器包装は変わっておりませんので、リサイクルしていく方針は一切変わっておりません。

今まで中倉埋立処分場にバケツとかハンガーとか、靴とか長靴とかホースとか、そういうものを燃やせないごみとして回収していて、そのまま埋め立てしてきたわけです。カーペットとかじゅうたんをそのまま埋め立ててきました。それが容量を圧迫することになりまして、平成19年度の途中には満杯になってしまうという、大変な危機があったわけです。

それを清掃炉を改良しまして、容器包装、プラスチックのリサイクルは変わりませんので、その他のバケツとか、そういった部分の、例えば衣装ケースのプラスチックとか、そういったのを破碎して、燃やせるごみにして、最終処分場の延命化を図るということです。

それから、もう一つ変更点は、今まで段ボールとか新聞とか雑誌、それをリサイクルして、これもリサイクルの大きな成果を上げてきました。そのほかに雑紙類といいますか、カレンダーとか、そういったいろいろな封筒とか、そういったものは多分燃やせるごみに入っていたんじゃないかと思います。そういった部分もプリント類、そういった新聞の広告類含めて、雑紙類として資源として回収して、それを燃やせるごみから減らすという方針がありますので、リサイクルの方針については、そういった内容になっております。以上です。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 なぜプラスチックを燃やさなかったかということが問題なのであります。中倉処分場の残量の問題とプラスチックを燃やさなかったというものは別次元の問題なのであります。

なぜ前の環境政策の中でプラスチック類を燃やさなかったのかという1点が一番大切なことなのであります。それはなぜなんですか。お答えをお願いします。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 今までなぜ塩竈の清掃工場がプラスチックを燃やさなかったかというご質問ですけれども、それは、塩竈市の清掃工場に今4月から入ると予想されますバケツとかハンガーとか、そういった衣装ケースのプラスチック類がそのまま入りますと、燃やし

ますとカロリーが上がりますから、今950度から1,000度で操炉している部分がカロリーが高くなりまして、1,200度になりますと、炉がもちません。

そういった中で、平成17年度の予算をつけていただきまして、その燃焼のごみの上に水噴霧装置をつけまして、水を噴霧して、1,200度と予想されるものを1,000度に抑えていくと、そういうような装置をつけて、改良工事をしました。炉壁も改良しました。

そういった意味で、4月からはプラスチックを燃やせるごみとしてやっていく、そういうことが一つ言えると思います。以上です。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 なぜ一般家庭の炉をとめ、すべてに対してそのような施策を行ったことかというのは、ダイオキシンであります。ダイオキシンがあるから、野焼きをとめ、一般の炉を全部とめたのではないんですか。宮城県の政策として。その答えがないんです。どのようにして、発生するか。それはよく解明されております。800度を超える燃焼であれば大丈夫だという話であります。じゃ、なぜ混載されたものを分けるかという形をとらないのかと。プラスチックを生ごみと一緒に処理していったら、どのようにして分けて燃やすのかというテクニックの問題が発生します。

それともう1点、ごみ袋を仕分けをするというと、プライバシーの問題が発生します。その問題を議論されているのかということであります。

その2点お伺いします。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ダイオキシンの問題につきましては、やはり平成9年にごみ処理に係るダイオキシン類の発生のガイドラインがありまして、今後のダイオキシン問題が平成14年度を境に基準が変わりました。

その中で、ダイオキシンの特別措置法が平成12年1月に出まして、平成14年12月1日から塩竈市の清掃工場では5ナノグラムという基準値が設けられまして、今毎年そういった測定をしております。やはり、平成14年には0.75という数値がありますけれども、平成16年の6月7日は0.31、12月20日は0.57、ことし、今年度、平成17年の7月4日は0.51、12月13日には0.4ということで、これは通常運転しているときの数値です。これは、年1回であります。塩竈市は年2回しております。

そういった意味では、800度以上の基準を守りながら、そういったことを操炉しているこ

とが第1点です。

それから、ごみ袋のプライバシーの問題ありますけれども、ごみ袋を変えた理由の大きな理由は、まず、燃やせないごみは最近、1週間前にも、大風が吹いた日の27日ありましたけれども、燃やせないごみにスプレー缶が入ったりして、パッカー車が火災事故起こすわけです。今回大日向地区の集積場で起きました。そういったことを防ぐために、燃やせないごみを透明にして、そういった危険を回避していきたいということがもう一つあります。

それから、プライバシーの保護もありますので、燃やせるごみにつきましては、半透明のことに、透明にしておりません。半透明のことで、プライバシーを保護するような形にしています。以上です。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 パッカー車の火事であるならば、資源ごみのかごで収集する方法を考えればいいわけですよ。物を仕分けすることによって、危険が分散していくわけですよ。リスクを回避していくわけですよ。まぜるといのは、環境政策の基本政策から考えると、ある種の曇りがある政策だと思います。ここで一応終わりますけれども、いろいろ考えていただきたいと思えます。

次に、ページ、5ページ、市民税についてお伺いします。

今回の資料の予算委員会の資料の何ページかに訂正が書いてあるんですけども、18、30ページ、ちょっと塩竈市の今までの市税状況と環境が変わってきたような気がするんですよ。それで、ひとつ説明をお願いしたいんです。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 それでは、30ページの資料を使って説明させていただきます。

まず、今回出しました資料は、個人市民税の状況ということで資料要求ございましたけれども、それに若干関連といいますか、法人も加えて資料をつくらせていただいております。

まず、個人市民税につきましては、かなり落ち込んできている経過がございました。それがちょうど中段にあります所得割のところの総所得金額という欄をごらんになっていただければと思うんですけども、この総所得金額が毎年20億円ほど落ちていたのが、昨年ほぼ前年と同額の99.9%の状況になりました。今までかなり落ちてきていたのが、ここで下げどまり感が出てきたかなと考えてございます。

平成17年度のその後の見込みにつきましても、個人市民税がかなり伸びている状況でござ

いますので、平成18年度の予算につきましては、総所得金額はそのままでございますが、若干伸びるという形で見させていただいております。

ただし、この個人市民税がかなり大幅に伸びているのは、多分に税制改正、定率減税の縮減、それから老年者控除の廃止等の税制改正によるところが大きいのかなと考えてございますが、この総所得金額が平成18年度以降も伸びていくような状況であれば、税収については期待できるのかなと考えてございます。

続きまして、参考までに出しました法人市民税でございますけれども、法人市民税の大きなところが法人税割でございます。以前は法人税割が5億円ほどありましたので、総体で7億円を超えるような法人市民税が市に入ってございました。それがその中心が水産加工業、それから、金融機関でございました。これが1億円以上の多額の納付があったのが以前の5億円なり7億円の時代でございます。それが平成17年度につきましては、1億円を当然切っておりまして、数千万円のような落ち込みの状況でございますが、しかし、明るい部分も出てきております。建設業を中心に、地元の企業が結構頑張っております。それに、金融機関も回復基調にございます。

ただし、水産加工業につきましては、かなり厳しい状況が続いているなということは実感しております。

平成18年度の見通しでございますが、先ほど言いましたような地元の企業、建設業なり地元の企業、特に最近では港湾関連のサービス業も伸ばしてございますし、小売業も伸びてございます。

このような伸びる基調については、平成18年度も見ることもできるのかなと。さらに、金融機関も伸びますので、法人市民税については、前年度よりも3,000万円程度伸びるという形で予算化させていただいております。以上です。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

次に、13ページ、教育使用料についてお伺いいたします。

先ごろ協議会において学校施設の体育館の使用料を徴収するという話が出ておりました。それで、今公民館、エスパ等で使用料をとられておられるのかお伺いいたします。

鈴木委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺教育部次長兼生涯学習センター館長 公民館、エスパにつきましては、当然のとおり貸し

館という形で部屋の使用料を徴収しております。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 それで、エスポなどは、使用料が少ないのは、貸し館事業がないからだなと感じていました。

そこでお伺いします。今塩竈市は、市を挙げて財政再建に取り組んでおります。それを市民と協働という形でターゲットを市長は持っていらっしゃると思います。それであるならば、図書館あるいはエスポであっても、今までと違う視点が必要なのではないかと。体育館は、使用料を徴収する。体育は徴収する。学力は徴収しないのかという話になってくると思うんですけども、知育、体育、徳育すべてに市民負担を市民と協働で文化の創造までも担う時代が来たのではないかと、そのように考えているわけです。

それで、エスポとか公民館、そういう文化事業にもそういう発想は取り入れられないのかというのが私の個人的意見なんですけれども、いかがでしょうか。

鈴木委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺教育部次長兼生涯学習センター館長 公民館、エスポの貸し館といいますが、部屋の使い方につきましては、さまざまありまして、こちらが主催する場合、それから、主催が基本なんですけれども、主催しない場合、当然部屋があいておりますので、そのお部屋の使い方につきましては、社会教育あるは文化のための支援のための使い方をするということになります。

その中でも一つは、例えば社会教育団体、社会教育法に規定されています社会教育団体という団体がありますけれども、そういう方々につきましては、減免の措置をしております。

これは、恐らく日本の公民館の9割以上、そういう形で対応しているかと思います。

さらに、例えば教室から自主的なサークルを結成すると、自主的な文化活動、社会教育活動をする団体がございますけれども、そういう団体につきましては、1年間は全額減免しまして、次の年からは半額減免する。広い意味で文化、社会教育活動を側面から支援するという対応をとっております。

今の質問でございますけれども、全国的にはこういう社会教育施設のそういう減免措置について、もう一度考え直そうという動きが次第に出てまいりました。近隣でもいろいろ事例がありますけれども、全額減免から多少でもいただくと、そういう形に少しずつ変わってまいりまして、今後全国的な論議が出てくるだろうと思います。

塩竈市におきましても、そういう時代の傾向を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考

えております。以上です。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 なぜそのような質問をするかといいますと、文化事業というのは、少しずつ科目がふえていくだろうと推察されるわけですよ。要するに講座を開くということ、そうすることによって、塩竈市の地に文化というものを根づかせる事業を担っているんだと思っているんです。

ただし、今の塩竈市の財政状況がそれを許さないのではないかと。相反する政策の中でどのようにしていくかということ、受益者負担の原則をどこかに入れていかなければ、新しい政策はできないのではないかと考えているわけですよ。そういう思いで今質問しているわけです。

だから、新しい事業、新しい、今の塩竈市の社会教育のありようから一歩進んだありようを検討するとき、どうしても資金というものがあると思うんですよ。その資金の調達方法を市民と共同で行っていくという考え方を導入していただけないかと。先ほどの協議会で体育館にそういう一端が見られるものであるならば、体育で行えるものが知育で行えないわけがないと推察できるものですから申し上げているわけです。以上です。答弁は要りません。

次に行きます。

ページ、51ページの基金の資料で予算委員会の資料で3ページと42ページに出ているんですけども、実際いかほどの現金があるのかを教えてくださいんですけども。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 資料の方で、本日お配りしております資料でございますが、資料18の3ページの方に基金の現在高を掲載してございます。

基金の実際の金額が幾らかというご質問でございますけれども、基金の表は一番上でございますけれども、平成17年度末でございまして、例えば財政調整基金ですと878万9,000円、市債管理基金が63万6,000円というふうになっております。

それで、横に見ていただきまして、庁舎建設基金ですと8億6,175万2,000円となっておりますのが、これがいわゆる基金残高でございますが、このうち平成13年度にマリゲート塩釜を取得の際に取得財源として6億4,200万円を一般会計の方で長期で借り入れておりますので、そうしますと、その金額を差し引きますと庁舎建設基金の現在高は括弧の中の2億1,975万2,000円になるということでございます。

そのような表記をしてございまして、平成17年度末の現在高合計では、これは一般会計に

属する基金の合計でございますが、合計欄を見ていただきまして、基金残高は14億円ほどでございますが、現金収支ということになりますと、4億5,000万円ほど、これが平成17年度末の現在高となる見込みということです。

これもまた平成17年度まだ何カ月か残しておりますので、財調などでは流動的な要素がございますが、おおむねこのような数字になるのではないかというふうに見ております。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 現実に平成17年度で4億5,000万円強の財調である、基金残高であるということがどういふことかと言われると、塩竈市が財政的に苦しい。それで、来年度予算をつくるときに大変な思いは市当局あるいは組合職員の方々が合意なされて、この血のしたたるような予算案を決められた、議会に提出したのだと推察されます。

そういう思いで聞けば、塩竈市の今までのありようを政策的に考えていかなければならない時期に来たのではないかと。市民にサービスが本当にできるのかと。そういうことを踏まえて、一つ一つの事業そのものに市民参加のものを政策的に拡大していくにはどうしたらいいかということをやはりどこか論点に据えていかなければ、塩竈市はデフレスパイラルのような予算しか組めなくなっていくのではないかと思われるわけです。

なぜ、じゃ市民から見ればどうなのかと。確かに塩竈市役所の予算は、どのような形であれ、市役所というのは生き残っていけると思います。でも、塩竈市というまちは、市役所のさじ加減一つで生きもし、死にもするという重みを忘れないでほしいのであります。

そこに今私どもが視察などで行っているまちは、すべてのものをお金にかえております。端的に申せば、今市役所の庁舎、土日休日開放されております。駐車場として。それもお金を徴している時代が来ております。

そういうことを一つ一つすべてが今まででいいのかと見直すことから、すべてのお金が生まれてくるんだと思います。私は、塩竈市が貧乏だとはとても思えません。お金はいっぱい持っています。ただ、ある種の政策の中でお金をとめることをしないできたまちだと思っております。それさえできれば、塩竈市は豊かなまち、すばらしいまちに復活していくと思います。

いろいろなもの、すべてが全国では有料化の中で動いております。それを塩竈市も一から見直していきたいんです。そういう考えに立って、生活扶助費をお伺いいたします。

ページ、85ページです。

まず、これから数年間どのような推移でいかれる予想なのか。その1点お伺いいたします。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 生活保護費でございますけれども、この生活保護費というものは、そのときの景気に大変左右されるものだと思っております。

また、そのほかにその年の人口構造といいますと、例えば高齢化率とか、それから核家族の推進率とか、それから、そのほかに産業構造、例えば塩竈市としては、製造業が大変多いと。それから、交通機関が整っているかということで、JRの駅が四つあるということで、大変住みよいまちになっています。そのほかに、医療機関が多いということ、それから、安い賃貸住宅が多く存在し得るといふ、こういった要素が塩竈市の生活保護者の多い理由になっているかと思えます。

先ほど税務課長の方から景気が幾らか下げどまりになっていて、市税も幾らか上向きになっているということがありましたけれども、こういった景気がよくなっていくに従って、少しは保護者の保護率というものが下げどまりというか、上げどまりですか。こちらの場合は。幾らか歯どめがかかるものとは思いますが、何分塩竈市というのは、特に医療扶助が多い状況にあります。ほかの市町村と比べて医療扶助が多いということは、それだけ病気の方、そして、市内に病院が大変多いということで、非常にそういった方たちが住みやすい状況にあるということがありますので、今後5年間、5年先はどうなっているかと言われても、ちょっといろいろなそういった要素がございますので、はっきり経済だけで論ぜられる問題とは思っておりませんが、一定程度の景気が上がれば、歯どめがかかるものと考えております。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 この間の新聞によりますと、生活扶助費を受けていらっしゃる方が100万人を突破したと。これは、これからますますふえていくだろうと推察されるわけですよ。そうすると、塩竈市の中で私が議員になったとき、たしか10億円ぐらいだったと思いますが、今は11億5,000万円ですよ。

そうすると、年間5,000万円ずつふえていっているのが現状じゃないかと思うわけですよ。

そのような中で、一つだけお伺いしたいのは、医療扶助なんですよ。これは、生活保護費の中で法律的にどうこうというのはあるんでしょうけれども、窓口で一定負担の割合を負担していらっしゃるのかどうかお聞きしたいんですけれども。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えします。

生活保護の方たちの医療負担はございません。

ただ、今こういった形で、非常に医療費が伸びているというのは、全国的な傾向でもございますので、その生活保護の方たちの保険というか、健康保険みたいなものも考えられていることもございます。

ただ、それが実現するかどうかはまだちょっとわからない状況にございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ぜひそういうものがあって、できるように運動していただきたいと思います。

次に、第10款教育費、173ページです。

この図書購入費というのをどこで買われるのかちょっとお伺いしたいと思います。

鈴木委員長 高橋市民交流センター館長兼市民図書館長。

高橋教育部市民交流センター館長兼市民図書館長 図書館での図書購入につきましては、市内の納入業者から購入をいたしております。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 これが吉番館の図書館の図書購入費なわけですね。吉番館の図書購入費が102万1,000円なのかということをお聞きしたかったんです。それをちょっとわからないものですから、ちょっと教えてください。

鈴木委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺教育部次長兼生涯学習センター館長 173ページの18款備品購入費の図書購入費ですけれども、これは、ふれあいエスプの中にあります児童図書あるいは1階の雑誌類の図書購入費になっております。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 じゃ、吉番館の図書館の図書購入費というのは、どこに……教えてください。

鈴木委員長 高橋市民交流センター館長兼市民図書館長。

高橋教育部市民交流センター館長兼市民図書館長 お答えいたします。

165ページの18節、1,504万7,000円というのがその図書購入費でございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 1,540万円もあるわけですか。

鈴木委員長 高橋市民交流センター館長兼市民図書館長。

高橋教育部市民交流センター館長兼市民図書館長 お答えいたします。

1,504万7,000円ございますが、これは、図書購入費となっておりますが、カセット、それからビデオ、一般書、古書、それから障害者用資料、移動図書館用資料、児童図書、ヤングアダルト用資料といろいろ分かれておりまして、それぞれ各分野にいきますと、余り大した金額ではないと。もっと本当はふやしたいぐらいの感じでございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 そこで質問なんです。

塩竈市の教育の根幹なる図書費がもし不足しているのであれば、市民から本の供出をもらうか、図書費のエンゼル基金なるものを市民と共同でつくって、蔵書の活用を図るか、そういう考えはおありなのかお伺いしたいんです。

鈴木委員長 高橋市民交流センター館長兼市民図書館長。

高橋教育部市民交流センター館長兼市民図書館長 住民の方々から本の寄贈などが結構ございます。年間で大体四、五百冊ぐらいご寄贈いただいております。

特に、古い本関係が、例えばうちにこういう古文書があるんだとか、あるいは昭和の初期の本があるんだとか、あるいは今新しい本なただけけれども、使わなくなったのでどうだというようなお問い合わせが結構ございます。

基本的には、私どもでそういうものはどんどん受け入れさせていただいております。

ただ、ご質問にございましたエンゼル基金とのお話でございますが、このことにつきましては、現在県内の図書館でもお話ししているんですが、まだそのところの動きまでには至っていないのが現状でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 私も何点かお聞きします。

それで、最初に、議案第29号ということで、資料で言うと資料2の39ページのところ、塩竈市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、それで、29号について、これは訓練はいつ、どういう形でやるのか、ちょっと見えてこないの、予定の中身をお願いします。

鈴木委員長 大浦危機管理監。

大浦総務部次長兼危機管理監 お答えさせていただきます。

国民保護法につきましては、平成16年度に国民保護法ができました。それによりまして、

平成18年度内に国民保護に関する計画書、これは市の方で策定することになっています。

その中で、それができましてから、避難等あるいはそういう関係の訓練等が実施されるもの
と思っております。以上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、そういう、もし訓練とかということになれば、その訓練には自衛隊
をお呼びしてやるということでもいいのでしょうか。

鈴木委員長 大浦危機管理監。

大浦総務部次長兼危機管理監 避難訓練等につきましては、必ずしも自衛隊ということではな
くて、既に国民保護法の中でそういう武力攻撃等を想定されておりますので、それぞれ国の責
務、地方公共団体の責務、それから県の責務等がございます。

そういう中で、対策本部なりを設定しまして、そういう事態に対処していくということが国
民保護計画の策定の趣旨になっておりますので、そういう中で対応されていくものと思ってお
ります。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、議案第30号も41ページですけれども、これも関係してくると思うんですけれど
も、ここに第2条で協議会の委員の定数は40人以内とすると。だけれども、これは、だれが
人選するのか、わからないので、計画の中身をお願いします。

鈴木委員長 大浦危機管理監。

大浦総務部次長兼危機管理監 お答えさせていただきます。

国民保護協議会につきましては、40人以内という形で条例を整備させていただいておりま
す。この部分については、市町村長がその委員を選任するという形になっております。以上で
す。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

そろそろそういうのが出てくれば、わかると思うので、ただ、この議案だけではちょっと、
これには今回採決しなければならぬものですから、それで……。

それで、次にいきます。同じ2の議案第38号なんですけれども、ページ数で言うと59ペ
ージのところ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、それで、地域手当

のことが59ページの第12条の2の3というところを読んでも、すごい文章だなと。私にはちょっと理解できなくて、もうちょっとわかるような文章であれば、理解できるんですけども、どういう意味なのか。地域を異にして異動した場合は、当該異動日の日から2年間経過するまでの間地域手当を支給する、これが根本の文章でしょうか。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 ここに記載しております地域手当の取り扱いの部分でございますが、これは国の方から示された準則に基づいてつくっておるんですが、塩竈市のように、地域が狭い場合、あと自治体によって地域が広くて、その手当に対しての考え方が国もそれぞれランクづけしておりますので、あるいは例えば国の機関でありますと、各地域にあるということで、そういう地域に在勤する職員が異動する際の手続というか、そういう形でここに記載されています。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 私もそう思ったんですよ。これは、国とかいろいろなところに異動ということは、もう地域を隔てて北海道に転勤してもらおうとかというときの項目だと思ったのね。それで、何で塩竈市にこれ入っているのかなと。ひょっとして、市の職員がほかの県に派遣されて、地域を異にすることがあるから、これを条例にのせたのかと思って聞いたんですけども、これをのせるということは、これからあり得るということなんでしょうか。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 市の条例の中にも職員の派遣の関係の条例がありまして、当然地域から別な地域への派遣ということも想定されますので、その場合はそちらの在勤している地域の手当という形で認定されると。そのためにここには準則ということで、全課を網羅した形で表現されております。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

やっぱり災害派遣手当とかあるので、そういう必要だということですか。わかりました。ありがとうございます。

次に、10の方から質問したいです。

その前に、この10の予算説明書、今回から委託料の13区分の委託料というところを全部詳しく書いていただきまして、とても中身がわかりやすくなりました。書く方も大変だった

でしょうが、わかりやすく、今回から変えていただいたということで、私去年質問したんですけれども、自分で質問して評価していいのかわかりませんが、ありがとうございます。

それで、10の方から順番に、4ページ、5ページ、市民税のところ、市民税の個人のところ、プラス1億9,467万3,000円ふえています。それで、先ほど田中委員も聞かれましたけれども、この定率減税が2割から1割に縮小なった、その影響分というのは、数字でどここのところに出ているのか、お願いします。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 説明欄をごらんになっていただければと思うんですけれども、これの上段の方に個人市民税の所得割というところの欄をごらんになっていただければと思うんですけれども、ここの中段にマイナスの101,295……、1億何がしになるわけですけれども、これが定率減税の縮小分というふうに理解してございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

塩竈市は、それで具体的には1億129万5,000円が定率減税分のはね返りとして塩竈市に入ることだと。わかりました。この所得割が個人の、ありがとうございます。

それで、次に、法人税割の方を見ると、同じ5ページの右側、法人税割が右の数字に2億7,000万円……、昨年の予算資料を見ましたら、2億1,200万円だったので、5,800円ほど法人税割ふえているんですけれども、もう一度なぜ違ったのか、説明をお願いします。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 先ほども若干説明申し上げましたが、平成17年度の法人税割の状況を見ますと、金融機関がかなり回復基調にございます。具体的には、2,000万円ほどだった納税額が倍になっているという状況がございます。

この傾向は、今後も新聞報道等を見ますと、続くというふうに考えていまして、金融機関等の伸び、そして、他事業についても平成17年度並みの状況が続くということで、6,000万円弱の伸びを見込ませていただいております。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

そういうことで、予算上から見て、塩竈市も少しずつ景気が回復してきたという予算になっ

ているのではないかと思いますして、聞きました。ありがとうございました。

次に、6ページ、7ページの所得譲与税、毎年倍倍でふえているような感じで、所得譲与税とこの予算比では比較で2億円ほど多くなっているんですけども、どういう予算づけなのでしょう。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

昨年の経過から若干お話ししたいんですけども、まず、平成17年度の所得譲与税の計上の状況ですけども、全体の譲与税、県と市に対する譲与税が1兆1,000億円ほどあるんですけども、それを人口で案分するというので、1人当たりいたしますと3,500円ほどになるんですが、それに本市の国調人口を掛けた金額が前年の2億1,600万円という所得譲与税額でございます。

それで、三位一体の改革ということで、平成18年度まで一定の区切りがされまして、この間の譲与税の額も定まったわけでございます。それが地方全体で約3兆円であります。

この3兆円から政府譲与税化している1兆1,000億円であるとか、それから、これは県に対してなんですけれども、税源移譲に回すということで、交付金化されているのあるんですけども、そういったものを差し引きますと、平成18年度で新たに譲与税化されるのが1兆2,000億円ほどあります。

これにつきまして、案分を掛けて県と市に配分したということなんですけれども、この案分の仕方は、税源移譲の額を国の方で試算しまして、もう平成17年度の課税の状況が出ておりますので、それをもとにしますと、大体このぐらいになるという試算が可能だそうでございます。

つまり、平成19年度以降の税源移譲の目安になるものなんですけれども、その額を試算しておりまして、その平成19年度以降移譲されるであろうと思われる税額に応じた金額でもって案分しているということでございます。

その金額が塩竈市の場合に、この差額分でございますけれども、2億円ほどが上乗せになるということが試算されておりまして、増額になっているということです。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございました。

次、それと関連すると思うんですけども、8ページ、9ページのところの地方交付税、こ

ちらの方はマイナス5億9,600万円で、普通交付税の方も減っているし、特別交付税の方も昨年よりも減って、5億9,600万円も、人口割相当ことしから、去年までの人口の計算式じゃなくて、今回の国勢調査の人口割ということで、相当影響していると思うんですけども、減った分で……、減らなかったらどのぐらいで、減ったのでこのぐらい、5億9,600万円になりました。減らなかったらどうだったのかということをお聞きしたいです。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

交付税の減少が前年度比較で5億9,600万円、約6億円なんですけれども、この要因としましては、幾つかに分かれてまいります。一つは、地方歳出圧縮ということで、交付税が総額レベルで減らされてきているということが一つでございます。

それからもう一つは、やはり市税等が伸びましたので、交付税は収入額と歳出の差し引きで算定されますので、収入が伸びると交付税は減る方に働くという要因がございます。それが一つと、もう一つが今ご指摘の人口の減少でして、国勢調査人口をもとに算定されますので、平成17年度国調人口が平成18年度の交付税から使われます。そのことによる影響額は、約2億円というふうに見ております。

ですから、従来試算、従来人口で試算したものから2億円を減らして、この予算に計上しているということでございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

人口が減ったので交付税も2億円減ったと。ですから、塩竈のいろいろな意味で、人口増加対策は必要だと思います。

この次の国勢調査までには頑張れば人口はふえるかもしれませんので、いろいろご協力をお願いしたいと思います。いろいろな意味で。

それから、この本の24ページか25ページで財産売払収入というところがあるんですけども、財産不動産売払収入は、前年比較でマイナス7,000万円、物品売払収入は1億6,000万円マイナス。昨年は予算はいっぱい計上したけれども、使わないで済んだと。今回の平成18年度は、最初から余りのせていないということで、予算のそういう財政調整的な予算づけが可能になったので、この財産売払収入は少な目に計上したのかなと思うんですけども、どのようなことなのかお聞かせ願いたいと思います。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

予算編成に当たりまして、歳入歳出を見積もり、そして、予算編成過程の中でいろいろな措置をとりながら予算編成に当たるわけなんですけれども、最終的に財源調整しますのが一つは、財政調整基金でございます。それが財政調整基金、市債管理基金等の財源調整の基金残高が減っていく中で、なかなか調整財源として計上できなくなってしまうということがございます。

そういった中で、平成18年度からいろいろな措置をとっているのは、この間議会などでの説明しているところでございますけれども、この財産売払収入についても財源調整的なものが一つと、それから、遊休資産の売り払いによる収入確保という二つの面があると思います。

一つは、物品売払収入の方が市で保有する株券の売払収入でございますけれども、これは、財源調整的な意味合いが強いかんと思っているんですけれども、でき得るならば、年度中に執行過程の中で売らないで済ませたいというふうな計上の仕方でございます。財源調整的な意味合いでございます。

それから、土地売払収入の方でございますけれども、何とか遊休資産につきましては、売り払いを進めることによって、市の収入の確保を図るとともに、何らかの活用が図られますので、若干ながらも活性化に役立つような面もございますので、進めたいということでございまして、何とか3,000万円までは平成18年度におきましては、売り払いをしていきたいというような数字で、今回は計上させていただきました。

昨年場合は、土地売払収入につきましても1億円の計上ということで、ちょっと財源調整的な意味合いが大きかったというふうに考えております。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。

それで、土地は売払収入3,000万円と予算にのっているということ、具体的にあるのかどうか。

あるいは、前にも聞いたんですけれども、一般財源なのか、そうでないところの予算づけになっているところは、一般財源化して、土地をいっぱい活用して売り払う方向でいると聞いたんですけれども、そういう考え方は変わっていないんでしょうか。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 平成18年度の場所でしょうか。具体的な箇所はどのような箇所ということが一つご質問でございますか。

土地の売却でございますので、既に決まっているというところは少ないんですけども、一つは、北浜地区で港湾整備事業が進んでおりまして、その中で市有地につきましても一部その事業の中での取得対象になってございます。

それで、平成17年度からその分で大体1,000万円ぐらいなんですけれども、17、18ぐらいは見込めるといふふうに考えております。

それから、そのほかは本当に小規模なものなどを一つ一つ検討を加えて売り払いを進めるといふことなんですけども、平成17年度でも数百万規模でございますけれども、数件程度進めて、3,000万円を目指していきたいというふうな考えで今進めております。

平成18年度につきましても同じような形で、1,000万円ちょっと加えまして、さらに売り払いを進めていきたいということでございます。

確定している土地というのは、現時点ではございませんが、なお進めていきたいと思いません。

また、その中で、行政財産、今までは用途が定まっていた使っていた土地につきましても、一定の行政目的が終了して売却が可能な場合もございますので、そのような場合には担当課の方と連絡をとりまして、普通財産化にしまして、売却をするというふうな手続はこれまでどおりとっていきたいというふうに思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ぜひ頑張って、いっぱい不動産ということじゃなくて、基金の方の現金の方も少ないみたいですので、土地をお金にかえていただきたいと思いません。

寄附金と下にあるんですけども、24ページ、今回は初めて予算づけされたという、画期的な予算書だと思うんですけども、いきさつをできましたら市民の方にお聞かせ願いたいと思いません。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 ここに5,000万円ということで寄附金を予算化しておりますが、この寄附金については、互助会の方から平成18年度と平成19年度、各5,000万円ずつということで、総額1億円寄附するものとして今回計上しています。

互助会は、昭和25年に設置されまして、職員の福利厚生を目的とする実行組織ということ

で設置されておりますが、実は市の方の交付金とあと会費半々ずつで運営しております。昭和50年ごろからなんですが、実は保養所建設ということで、福利厚生施設をつくらうということで、その交付金と市の会費としていただいている費用から一部積み立てをしまして、何年間か積み立てをしてきました。それに対して、果実分がつかまして、総額今現在では2億円ほどの資金になっておりまして、ただ、それについて、保養所建設というのが果たして今のご時世で妥当かどうかというのが当時いろいろ議論されました中では、非常に維持管理経費が多額にかかるということで、このプランはとんざしたような状況になっていました。

ただ、ペイオフ等を含めて、非常に預金等々の扱いも非常にシビアになってきているということもありましたし、目的を失ったお金をいつまでも抱えていてはしようがないだろうということで、昨年の11月に臨時総会を開きまして、市の方からいただいていた2分の1分、これについては、市の方に寄附という形でお返しするというような形の結論を得て、それにあわせて形で2カ年間5,000万円ずつ寄附という形で来年度においても同じような取り扱いをさせていただくというようなことが経過としてございました。以上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうも詳しくありがとうございました。

実は、予定としては来年の予算書にも5,000万円入るかもしれないと。わかりました。

その下の繰入金のことをお尋ねします。

それで、財政調整基金繰入金は、本年度は数字が1としか書いていないです。それで、前年度は2億円あったんですけども、結局先ほどの田中委員が質問して、このきょういただいた予算特別委員会資料18の3ページのところを見ると、財政調整基金のところはもうほとんどなくなっているので、今回はこの予算づけの方では財政調整基金の方は入れなかったと。

それから、下の4のミナト塩竈まちづくり基金繰入金の方ですけども、それもマイナス2億円で、前年度は2億5,000万円のが本年度は5,000万円しかついていないと。これもこの資料のミナト塩竈まちづくり基金の方が少なくなったからかなと。

それと、次の26ページを見ると、庁舎建設基金繰入金というのは、今回は大きいんですね。2億6,600万円そのかわり入っています。それで、全体の繰入金全体では比較すると1億5,300円しか変わらないと。そういう基金全体の平成18年度予算の使い方の、その辺の考えちょっとお聞かせ願いたいと思います。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 平成18年度の予算編成でございますけれども、昨年4月の行革推進計画の中で収支見通し示してございますけれども、14億円に上る財源不足がございまして、その金額が交付税の動向等によりまして、さらにふえたような状況にございました。

その中で、財源対策、その収入不足額をどのように対応するかということが平成18年度予算編成に当たっての大きな課題であったわけでございますけれども、その中の一つとして、特定目的基金からの繰入金というのを計上したわけでございます。

通常、特定目的基金からの繰り入れといいますのは、設置目的があるわけでございますので、例えば庁舎であれば庁舎建設のためということでございますので、庁舎の建設の際、もしくはそれに準ずるような形で支出の際に取り崩してそれを充てるというのが本来のあり方なんです。今回計上しておりますのは、収入不足、平成18年度の赤字決算化を防ぐというような意味が大変大きいんですけれども、そういった中で財源対策としての繰入金ということでございます。

それで、特別基金でございますので、これは繰入金ではございますが、取り崩しではなく、一般会計で平成13年度等にも例がございまして、一般会計が基金から長期で借り入れるというふうな、形態的にはそのような形をとっていきたいというふうな計上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、この庁舎建設繰入金基金は、ことしはいっぱいついたので、その説明がこの本の50ページ、51ページの15庁舎建設基金、前年度78万円が本年度5,000万円ほど庁舎建設基金積立金という形でこの平成18年度のやつはふえていますね。5,000万円。ということは、庁舎建設基金、昨年度は78万円、平成18年度は5,086万円ということは、多分私の勘では佐藤 昭市長が本気で新庁舎を建てる気持ちになったのではないかと。それでことしは5,000万円つけて、準備して建てかえるということかなと思いますが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 先ほどの互助会の寄附金の関係、ちょっと説明不足ありました。実は、1億円を寄附するに当たりまして、執務環境の改善に資するという目的を持ってこの寄附をしている関係から、財政課では庁舎建設基金の方にその財源を入れたというふうな形でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。

じゃ、私はちょっと早とちりなんでしょうかね。残念ですね。わかりました。

戻りまして、39ページ、区分13、先ほども言ったんですけれども、詳しくこの1,685万5,000円の委託料が詳しく、上から言うと808万3,000円、以下ずっと下の9万円まで、今年度からきれいに数字が並びました。

それで、昨年のところこの委託料を見ていましたら、施設管理業務委託料というのが入っていなかったんですよ。それで、昨年は1,339万1,000円、ことしは1,685万5,000円で、施設管理委託料282万6,000円。なぜ今回からこの方に入ることになったんですか。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 これまでちょっと予算編成の関係で細目事業といいますか、事業区分をちょうどこの時期あたりに再編したということで、実際はほかの科目の方に同種、同様の事業がございまして、その区分を変えたことによってこのような形になってございます。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

その区分、組み替えは、こっちの議会の方で組み替えるわけじゃないので、そちらの理由だということはわかりました。

それで、こういうふうになくなったので、ほかの委員の方もいっぱい細かいところで質問できると思うので、私も期待しています。それ以上のことは、この委託のことでは言いません。

次のことを聞きたいです。

77ページの児童手当のところ、右側の事業内容というところで、児童手当費が3億5,772万円のっています。それで、昨年のところを見たら、2億6,040万円だったんですね。それで大分増えているので、制度が変わったということで、それは20の扶助費の項目を見て、扶助費の項目は、9億8,262万7,000円ですが、前年度は8億6,200万円、約1億2,000万円ほど、ことしこの扶助費が児童手当事業費ということでふえているんでしょうか。

それで、次の79ページのところまで細かく出ているんですけども、結局この1億2,000万円分ふえた分は、どこかでふえたのかご説明よろしくをお願いします。
鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えいたします。

今回平成18年度から児童手当が小学校6年生まで拡大されるという予定になってございます。それで、対象人数、それから所得の制限が若干緩和されるということで、当初予算で前年度と比較いたしまして9,370万円ほど増として計上してございますので、その増ということでご理解をいただきたいと思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

一応わかりました。

84ページの生活保護費のことですけれども、先ほども田中委員聞かれました。それで、いろいろな原因とかあると思うんです。

でも、去年も言ったんですけども、この説明、11億5,379万9,000円を1行の説明なんですね。それで、この予算特別委員会資料の18のところ、そのことが1ページの2のところの扶助一覧表と、こういうふうに記載しています。こういうふう、予算資料を請求するところ、生活扶助とか、医療扶助とかと分けてお出しになるのであれば、11億5,000万円のこの扶助費というのを一概にしないで、この予算資料要求するようにつくられたらいいと思うんですけども、どっちみちニュー市民クラブの方でことしも予算資料要求するから、1行でいいんだという考えなのでしょうか。その辺よろしくをお願いします。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 大変大きな金額なのに、1行で済ませてしまって、本当に申しわけございませんでした。来年度からこの辺はきちんと直していきたいと思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

というのは、決算ではちゃんと出ているのね。だから、予算も合わせた方がいいと思いますよ。

それから、135ページの公園費の委託料、区分13の委託料のところ、合計は3,200万円。

それで、内訳、今度説明が入りましたから、細かく聞くことができるようになりました。おかげさまで。施設管理業務委託料が2,044万6,000円ですか。結構な金額だと思うんですけども、具体的にはこれはどのような業務をなさっているのか。中身をお願いします。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長。 お答えしたいと思います。

公園の施設管理業務委託料2,000万円の内訳でございますが、市内にある公園、それから緑地、街路樹、そういったものの剪定、そんな形で管理委託をしておる中身でございます。年2回程度予定してございます。以上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、右側に公園街路維持管理費4,895万円と書いてあるんですけども、どういうふうに、4,800万円の方の事業とこの施設管理業務委託料とはどのように違うんですか。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 右側の事業内訳につきましては、公園街路維持管理費として4,895万円、この内訳は、先ほど言いました管理業務委託、それから、光熱水量費、そういったもろもろの公園に係る維持管理費を集約したものを事業内容として内訳として記載させていただいておるところでございます。以上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。

あと時間が少なくなってきたので、別なことも……、190ページ、一応表が載っているの
で、お聞きします。

それで、ここに給与費明細書というのが一覧表で190ページから191ページにあるんですけども、皆さん給与費なので、我々議員のことも書いてあります。議員は、全部合計で23名合計で1億6,261万3,000円、それを23で割ると1人707万円となるんですけども、それで、表のことは正しい表だとは思うんですけども、上の長等というところが3人、これは市長と助役と収入役だと思うんですけども、4,729万円、この表には市の職員も入れて、表自体の合計には退職手当は入っていません。共済費までですよ。それで4,729万円です。3で割れば1,576万円なんですけれども、大変な、こういう議員の方も定数削減ということで、それから、市の職員の方にもいろいろ協力いただいている中、い

ろいろな考えはあると思うんですけども、これからの法律も改正があるかどうかも知りませんが、助役とか収入役を置いていない市もあるんですけども、塩竈市の方では当分3名の体制だとは思うんですけども、1人1,576万円です。議員2人減らしても1,400万円です。その辺のところは、やはり塩竈市は、こういう緊急財政でも同じような行動をとられる方針なのか、急にはいかないでしょうが、その辺の大きな遠い計画とかございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 三役の配置についてのご質問であったかと思えます。さきの議会の一般質問のときにもお答えをさせていただきました。確かに市長、助役、収入役というのが三役の基本的な配置ではあるかと思っておりますが、他市におきましても、制度改正によりまして、例えば収入役を配置しないでありますとか、そういった市町村、市も出てきてはおります。

当市におきましては、私の任期4年間につきましては、今の市長、助役、収入役という体制で万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 もうそろそろ終わりですね。ありがとうございます。

それ以上立ち上がったことは、議会の方からはそれ以上は聞けないと思えます。

それで、一応三役の方は、市長の任期中は安泰だということで……、どうもありがとうございました。

鈴木委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それでは、私の方から平成18年度予算の審議をさせていただきたいと思えます。

まず、冒頭、私の基本的な考え方、その審査に当たっての基本的な考え方を述べさせていた

だいたいで審議に入りたいと思いますが、まず、これは施政方針にもありましたように、財政再建、これが選択として今本市に大きく投げかけられている課題かと思っております。

そういう中で、この財政再建で特に考えなければいけないことは、一つ目としては、歳出削減だけにとどまるのではなくて、やっぱり塩竈市行政として担うべき仕事、または領域というものはどういうものなのか。それから、もうやめるべきものはどういうものなのか、こういったことをまず庁内を含めてまず議論をして、やっぱり市民ともあわせて議論をしながら、明確にした上でその行政サービス、行政事務のあり方を明確にしていくことが必要だと思えます。

それから、2番目がどうしても政策というのはコストもかかります。人件費も含め、またいろいろな事業費、こういったコストを具体的に今だけじゃなくて、将来のコストというものも時間軸の中でちゃんと把握をしながら、計画を立てて今やっていかなければいけない。

それから、3番目は、これは施政方針に対する質問でも述べましたが、普通会計だけではなくて、やはり最終的に塩竈市が普通会計が負担する必要が生じる潜在的債務、これについても明確にしながら、その具体的な償還なのか、それとも事業ベースの中できっちりとそれをなくしていくのか、そういったことを具体的にやっぱり提示をいただかなければいけないんだと思えます。

それで、最後には、そういうことをすべて住民と情報を共有して、なぜ財政危機なのかということも明確にするということが必要であり、そこに初めて住民も含めて行政と一緒に参加しながら、住民ができることはできることということで、参加しながら、将来にツケを残さないという形での多くのツケを残さないで、今できることは今できる中でなるべく財政を健全化しながら、収支のバランスをとっていくということが必要なことだと考えております。

そういう視点に基づいて、ご質問をさせていただきたいと思うんですが、残念ながら、そういう視点でいくと、今回一般会計の平準化債を活用して、結果的には負担をふやすという、緊急的な措置をとらざるを得ない、そういう苦しい状況だということも踏まえながら、ご質問させていただくわけですが、そういった中で、まず1点お伺いしたいのは、今回は条例も多数出しております。なかなかこの40分の審議の中ではどこまでお話を理解するためにお話し合いができるかわかりませんが、鋭意努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご当局の方のご協力もお願いをしたいと思います。

それでは、まず、ちょっと1点お伺いしたいのは、予算説明書10番のページ数でいきますと、43ページの財産管理費の約6,100万円ぐらいですが、この中身についてちょっとお

知らせをいただきたいと思います。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

財産管理費でございますけれども、主なところは、庁舎の管理費でございます、本庁舎、宮町庁舎等の管理費を計上してございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 そういう中で、特に宮町庁舎も一緒でございますが、この建物大変老朽化しております。そういった中で、市民の皆さんが使うに当たっても、大変不便、階段しかないとか、そういうことで不便ということがあるかと思いますが、そういった点で、この市役所を住民の皆さんが使うので、いろいろなクレーム等、また要望等あるかと思いますが、そういったものはどのように行政として把握なさっているのかお伺いをいたします。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 どのように把握しているかということでございますけれども、折に触れて市民の方からの声をお聞きするような機会がございますので、そういったので、そういったものをもとに庁舎に対する改善といえますか、そのようなものを考えているところでございます。

最近では、例えば玄関ホールでございますけれども、これは、互助会、売店とか、それから、ちょっと配置なんか関係する課と相談しながら、できれば小ざっぱりとしたような、そして、市民の方も多少なりとも狭いスペースでありますけれども、行けるようなというふうなところで、改善してきたり、それから、庁舎前の広場でございますけれども、そういったものにつまみしても以前は入っていけなかったんですけれども、入れるような形態にしまして、休めるような場所にするようにとかといったような、そういった改善を進めております。これからもそのような形で改善を進めてまいりたいというふうに思っております。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 そういう中で、今回の予算の施政方針にも述べられておりまして、先ほど午前中の審議で浅野委員も質問されておりましたけれども、市民活動推進室が今の2階の総務部の、ちょうどこの庁舎ですと一番正門に向かって左はじにありますけれども、それが今度本町地区の私の部分をお借りして、また同じく2階に移るといった話がありました。

今各町内会含めて、やはり少子高齢化の影響で、会員の皆さんの高齢化というのが進んできて、特に集会所なんかの管理運営なんかしていますと、どうしても足腰というんですか、そう

いった部分に配慮した形で、そういった維持管理を含めて修繕なんかもしていかなければいけない。特にまたそういう方々もぜひ何かの事業の機会にはお集まりいただくような配慮をしながら、今民間でもそういう努力をしながらやっております。

そういった中で、私は住民の中に溶け込みながら市民活動推進室が運営されるということについては、一定程度理解は示します。ですけれども、また設置する場所がエレベーター等がない、要は階段のある場所、それから今度はどっちかというと、見づらい場所にまた改めて移るという、そのような判断をなさったことが、この庁舎が使いづらいというか、どうしてもそういうものに対応していないので、改めてやはり民間の空き店舗なんかを利用して住民のサービスの向上を図るということであれば、またこれは理解されるかと思うんですが、改めて家賃などの経費、需用費を払いながら、そういった施策を展開しなければいけないという理由については、改めてお考えをお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 市民活動推進室についてお答えをしたいと思います。

市民活動推進室は、今般本町の方に移転を考えております。

委員ご指摘のとおり、2階建てということで、ある意味バリアフリーにはなじまないのではないかというご意見だと思います。もっともなご意見だと思います。

ただ、今市民活動推進室を移る際にいろいろな市街地中心部の場所を選定をいたしました。が、なかなか適地が見つからなかったということが一つ。

今般商工観光課の力などもおかりいたしまして、いろいろ物件を探しております。理想論にはなかなかいかなかった、ベストの場所ではなかったんですが、一応ベターということで、今般本庁の2階から本町の2階に移転をしたと。

ただ、一定のそういったいろいろな今後利用の状況とかを踏まえまして、本当に2階でいいのか、あるいはもっといい場所がないのか、そういったものも今後は検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 そういう事業走り出しながら、これは一般会計も現状はそうなんでしょうけれども、走りながら物を考えてやっていくには、余りにも改善する余地がないという状況が見受けられるわけですから、その辺ちょっと反省するのであれば、反省しないと職員1名にパートが1名、それではなかなかそういった緊急というか、手をかりたいとかという場合、対応し

切れない場合も行った方によってはあるわけですね。ですから、そういった意味では、もうちょっと考え方を改めていただいて、もしこういったことをするのであれば、確かに人が集まる場所がないということがメインであるならば、それはそれでまた違う事業展開をすべきなのであって、もし活動を推進するための機能であるとするのであれば、何も職員みずからがその必要な場所に町内会なのかNPOなのか各種団体わかりませんが、そこに出向いて、さまざまな説明をするというのもこれから行政が求められる、要はワンストップ行政含めて、総合窓口行政というのは、そういうことだと思っんですよ。市民が動くのではなくて、行政が動くということだと思っますから、そういう視点をもう一度お考えいただいて、改めてご検討いただければと思っますので、これは要望にしておきます。ちゃんとやっていただきますようお願いをいたします。

続きまして、条例さまざま出ておりますので、条例に関して関連して伺ってまいりたいと思っます。

まず、議案第19号の塩竈市職員定数の一部を改正する条例につきましては、これは私も前から申し上げておまして、このようにきちんと現行定数にあらわした形で定数を定めていくということは必要なことだと思っるので、これについては、ご努力に感謝を申し上げたいと思っます。

続きまして、議案第20号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いをしたいわけですが、国の方で国家公務員の勤務時間、休暇に関しまして今労働時間の実働の部分で休息と休憩の取り扱いについて若干考え方が今まとまってきているようでございますが、本市も佐藤市長になられてから、5時15分までの勤務時間ということで、一定程度進捗したのかなと。進捗したのかなと思っんですが、国の方のそのような動きを見られて、職員課もしくは総務部としてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

志子田副委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 職員の勤務時間、休暇等に関する条例、ここに記載している条例については、特に、その中でも組合休暇を条例化するような内容でございます。

今の委員の方からお話がありました勤務時間につきましては、今現在8時半から5時15分という勤務時間で、最近国の方からも新たな動きがございまして、職員の勤務時間に対するこれまでの考え方が国サイドの方でちょっと大きく変わりつつあるということで、市としてもその制度についてこれから吟味しながら、必要とあらば新たな条例の改正という形で進めていき

たいと考えております。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 ぜひその辺きちんとしていただくことが私は今必要な時代だと思しますので、その辺ぜひそういうところは、やはり国と歩調を合わせながらやっていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それから、この予算書の中でどこを見ればいいのかちょっと一つお伺いしたいんですが、入札の部分の事務に関する経費というのは、この中でどこに入っているのかちょっとお示しをいただきたいと思うんですが、予算説明書の10番で結構です。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 入札といいますと、契約に要する事務関係費ということになりますけれども、その事務関係ですと、財産管理費の中で入っているような格好にはなっておりますが、事務費でございますので、例えば事務用品であれば消耗品であるとか、そういった中に含まれているというふうにご理解いただきたいと思えます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 その入札に関しまして、1月から前倒して公正取引委員会が相当入札の競争妨害等を含めて公正取引委員会自体が具体的に捜査権みたいなものを持つような、具体的な改正が行われたかと思うんですが、そういった中で、本市で今度大きな視点は何かというと、やっぱり競争性を高めながら、要は抛出される税などを公平に公正に支出されたかということをやちゃんと入札事務の中で明確にしていくことだと思えますけれども、そういった点、今後の入札事務の中で、本市としてはこの平成18年度事業の中でどのように取り組まれようとなさっているのか、この辺をお伺いしたいんですが.....。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 契約事務に関しましては、幾つかの課題といいますか、方針がございますけれども、やはり一つは、透明性の確保ということで、でき得るだけ契約に関する情報を公開していくということでございまして、入札予定につきましては、年の初めに契約事務案件につきましては、ホームページ上などで公開するというふうなことをしております。

また、入札結果につきましても結果の公表ということでしております。

それから、もう一つは、やはり競争性の確保ということでございまして、競争性を高めるために一般競争入札なり、それから指名競争入札なりということになるんですけれども、でき得

るだけ一般競争入札の数を確保していきたいと思っておりますし、指名競争入札に当たりましては、指名参加者数現在8社ぐらいを目安にしておりますけれども、そういった指名参加者数の確保というふうなことを図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、随意契約につきましては、できるだけ見直しをして、いろいろな経過から随意契約などのあるものもございますが、競争入札化を図るといふ、そういった基本的な、基礎的な認識で見直しなどを図ってまいりたいというふうに思います。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ぜひ今後一層競争性、公平性を、これは結果としてもやっぱり見れるような形で入札事務をとり行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

続きまして、議案第26号塩竈市集会所条例の一部を改正する条例、それから、予算説明書の10番でいくと、関連予算というのは、多分47ページの集会所関係費の230万円ぐらいのところでもいいのかなという気はするんですが、ここでこの指定管理者制度の部分でのお伺いになるわけですが、まず、1点お伺いしたいのは、この指定管理者制度を集会所に導入することによってこの予算資料の47ページ、10番の集会所関係費の238万7,000円、これは、今後なくなるということで考えてよろしいのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

志子田副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

集会所の指定管理者を今回導入するに至った大きな理由につきましては、本市におきまして集会所が公の施設ということで条例で規定をしていると。設置条例を設けているというのが第1点。

その管理を今委託をしていると。これは、条例の中で公的団体に委託することができるという条項を設けておりまして、公的施設、さらには委託をしているということは、今回の法律改正によりまして、必ず直営に戻すか、あるいは指定管理者に委託をするか、結局どちらかの選択をしなくてはならないということになりました。

そういった中で、本市といたしましては、直営に戻すという選択はないだろうということで、今回指定管理者の指定を行おうとしたものでございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員　そういう中で、この指定管理者制度というのは、一方で官がどうしても管理運営、今までは直営の委託管理を含めてやっている、なかなかそこから収入として上がる分が少ない。それから、具体的に、専門性とか民間の経営ノウハウを入れてというのは、そこで運営、サービスを提供する中で住民が一定程度のサービスに対する対価を払ってでも住民満足度が下がらないということを期待して私はこの指定管理者制度というのはスタートしている、根本にはそこがあるんだと思うんですが、集会所の今現状を見たところ、確かに市内の集会所の中の一、二件については、結構収益性の上がっている集会所もあるというふうには聞いておりますが、大方の集会所につきましては、残念ながらほとんどがコミュニティーの部分での活用でなかなか収益性をそこで図るというふうな、今活用の仕方はしていないんだと思うんですけども、それでも結構住民の皆さん、これは集会所がある町内会ということになったら申しわけない話なんだけれども、ないところもありますから、そういったところでは、ある部分については大変活用頻度が高くて、住民の満足度が大変高いという部分があるかと思うんですが、それを指定管理者にしないで直営すると、時間でもしその施設を時間貸しなんかする場合の経費については、実費相当分でしか収益を上げることができないというふうな考え方が県の方から示されたとも聞いているわけなんですけど、ただ、一方で、じゃ、住民の方にとってみると、この指定管理者制度を集会所に導入するに当たって、大変まだいまだに混乱があるような気がするんです。だから、そういう場合、期間は確かに決められています。そのときに行政側の情報の提供の仕方としてもどうも受け取り方がみんなばらばらだし、中にはいやこんな古い集会所だから、別に役所に返すからみたいな、そんな発想を持つ町内会も実際あるわけですよ。

それが受ける側が迷惑しているものを無理くり、これじゃなければもう指定管理者を受けれないんだよという形で進めるやり方が本当にいいのかどうかというのがどうしても疑問でしようがないんですよ。

この辺もうちょっと時間をかけながらやる方法がないのかどうか、もっと理解を深めながらやる方法がないのかどうか、その辺改めてお考えをお伺いします。

志子田副委員長　澤田市民課長。

澤田市民課長　この指定管理者制度につきましては、私どもの方でもこの法律が初めて導入されるということで、なかなか制度の趣旨を理解するというのは大変でございました。

まして、町内会の役員の方々というのも同様だと思います。それは委員ご指摘のとおりだと

思います。

ただ、法律の期限が間もなく迫っておりまして、いずれにいたしましても直営に戻すか、指定管理者にしなければならないということ、どちらかの選択が迫られておりました。

本市といたしましては、やはり市民との協働を考えたときに、従来町内会の方々が自主努力でずっと運営してきたものを直営に戻すという選択はないであろうと。こういった形で今回指定管理者を導入したということです。

時間をかけてということにつきましても、昨年の3月あるいは11月と2回ほど説明会を開催させていただきまして、いろいろなご要望、そういったところを何度か一応お伺いをして、あるいは、こちらにおいでをいただく、こちらからお邪魔をする、いろいろな形で役員の方々と協議を重ねさせていただきました。

そういった意味で、ただ、もう法律の期限が迫っているということで、今回ほかのマリンゲート等は若干おくれましたけれども、今回提案をさせていただいたと。ある意味タイムリミットが迫っていたということもあと思いますが、そういう形でございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 残念ですが、課長おっしゃるとおり、住民理解というのはまだ得られていない部分でのスタートになる可能性があります。このとおり条例が出ているわけですから、その辺の制度移行を含めて、やはりもうちょっと説明をちゃんとしないと、なかなか住民理解というのは得にくいと思いますので、この辺は十分配慮をなされてやっていただきたいと思いますので、まだ住民の方は全く理解されていないんじゃないですかね。やられる方は。

ただ、三つ出された案のうち指定管理者を選ぶのが一番いいかなぐらいで、今のところ選んでいる状況だと思いますから、その辺は十分お時間をかけてぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あわせて、もう1点お伺いいたします。

議案第22号、あわせてと申しますが、別になりますが、議案第22号老人福祉センターの条例の一部を改正する条例、それから、議案第25号の市民福祉センター条例の一部を改正する条例に関してお伺いをいたしたいんですが、予算書の10番の67ページ、老人福祉センター等管理費の1,151万5,000円についてご説明をいただきたいと思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 老人福祉センター、市民センターにつきましては、昭和47年に建設さ

れ、高齢者の健康づくりあるいは交流、レクリエーション、地域住民活動の場として利用されてまいりました。

昨年8月にアスベストの使用が確認されまして、施設を休止しまして、両施設の機能をお隣の旧勤労青少年ホーム、市民活動センターに移しまして、事業の継続を図ってまいりましたが、利用される市民の皆様のご理解をいただきながら、ほぼ以前と同様の利用状況となっております。

指定管理者制度の導入がありますので、3館、市民活動センター、市民センター、老人福祉センター3館の運営につきまして、これまで今後の運営につきまして種々検討を行ってきたところでありますが、施設の修繕費の面ですとか、今後の維持管理費の面、それから市民サービスの面、それから今現在の財政健全化計画との関連等を含めまして、当面の間は指定管理者を導入せずに、直営でいこうということでご考えたところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 棟形市民生活部長。

棟形市民生活部長 それでは、私の方から集会所の指定管理者の関係でご質問ありましたので、ちょっと補足をして説明をさせていただきます。

この指定管理者制度の基本的な部分につきましては、今担当の課長の方から説明申し上げましたが、これまで指定管理者制度を導入するに当たりまして、管理運営委員会を対象にいたしまして、アンケートの調査の実施でありますとか、あるいは説明会につきましても全管理運営委員会を対象にこれまで実施をして、内容の周知等、疑問に対する回答をこれまで積み重ねをしてきている状況でございます。

そういった意味では、一部そういった形で、まだご理解をいただけない部分が町内会としてあるかもわかりませんが、全体としては、おおむね指定管理者制度そのものにつきましては、ご理解をいただいている状況ではないかというふうに理解しております。

特に、これまでの説明会の中におきましても改めて個別に管理運営委員会の中で説明をしてほしいという部分につきましても私の方で積極的にお邪魔をいたしまして、役員の方々初め十分理解できるような形で説明をしておりますし、これからもそういった対応を当然してまいりたいというふうに思っております。

今回は、指定管理者制度の導入に係る条例改正ということでありまして、最終的には6月に向けた指定管理者そのものを指定する条例案というのが提案されてまいりますので、当然そういった機関も含めて十分周知と理解とあわせて進めてまいりたいというふうに思いますので、

よろしくお願いたします。以上でございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 指定管理者の問題については、その指定管理者制度が理解されているのではなくて、今の現状に最も近いのが指定管理者だという説明をされるから、指定管理者を選択した方がいいという理解しか一般住民にはありませんので、その辺は誤解なさらずに、きちんと指定管理者にするということは、行政にとっての最大メリットを発揮させなければいけないわけですから、その辺をあいまいにしておくただ制度上での活用ということしかありませんから、これは大変危険なことです。これは、残念ながら、今の体育館、温水プール含めて、今の市の指定管理者の制度のあり方が、活用のあり方がそういう視点であるということだけのことであって、これは本来の趣旨からは反していると思いますが、これはここで議論しても時間がありませんので、ただ、そこは十分お気をつけになって、やられてください。

続きまして、それで、ちょっと老人福祉センターの事業費の具体的金額の中身でちょっと知りたかったですけれども、ここだけ1点お知らせください。直営になった場合、1,151万5,000円かかるということになるわけですね。ある意味、見方としては、

それで、もしこれが委託していた場合は、どれだけ今まで委託費用として払っていたのか、その辺ちょっと知りたかったものですから、お伺いしたんですが……。

志子田副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 老人福祉センター等管理費の1,151万5,000円の内訳でございますが、左の欄の説明の欄のそういった合計になります。そして、特に、昨年と違うところというのが、下から3行目、施設管理等業務委託料、これが460万円で計上していますが、昨年は1,220万円ほどでございました。

これを委託から直営にすることによって、昨年総額1,925万円ほどでしたが、平成18年度は1,151万5,000円、約昨年の59.8%の金額になります。そういった内容でございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ただ、この委託料が減った分については、ただ当局のこの資料の出し方なんですけど、先ほど私言いましたけれども、コストという視点でのこの資料からは見えないんですよ。内部コストとしては、職員が全く関係なく、ただ、建物だけが存在するわけではありませんので、職員1名派遣するという話も以前民生所管委員会にあったわけですから、そういう

費用対効果という部分ではこの資料というのは大変見づらい資料にもなっておりますので、そういったこともやっぱり具体的にご説明いただいて、その上でちゃんとご説明いただかないと、ちょっとなかなかそういう部分ははっきりしませんので、それはちょっと私これは時間がないので、ここはこれから深く聞いていくわけにはいかないんですけども、ただ、そういった意味でもう一度言いますが、職員自身も自分の給与なり、いろいろなものというのは、車で動けば動いたものというのはすべてコストですから、それがサービスとどう、サービスというか、行政事務もしくはサービスとどう費用対効果という視点で相関関係が図られて、それが住民満足度とどうつながるかということを中心にちゃんと視点を持って仕事をされますように、ご期待をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、お伺いしたいのは、議案第36号塩竈市水産加工団地排水処理センターの設置条例の廃止に関する条例についてお伺いいたします。

これにつきましては、あわせてお伺いしなければいけないんだと思うんですが、まず、じゃ、この廃止の経過については、資料にありますので、大体見える部分なんですけど、問題は、確かに水産加工団地については、行政側の過去において取得コストがかかっていないというのが一つの根拠にあるようにもこの資料を見る限りはとれるんですけども、そこで、一つお伺いしたいのは、こういう財産を譲渡するということに関してどのような基本的な考えを持ってやられているのか、その辺ちょっと無償で譲渡、特に、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

志子田副委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 この加工団地排水処理センターの施設の無償譲渡に関しては、これまで団地組合とまず、管理委託契約というものを結んで、管理については、すべて団地さんの方にお任せをしてきたと、願いをしてきたという状況がまずございます。

さらに、共同利用に係る用地とか施設に関しては、昭和47年、それから48年に賃貸借契約書及び覚書というものを結んでおまして、その施設の建設費に係る償還が終わった段階で無償譲渡を行うということでやりとりをして、それに基づいて今回無償譲渡をするというものでございます。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 多分その当時というのは、水洗化の問題も含めて事業継続というものが前提にあったような気もするわけですね。それから時代が変わって、事業継続、本来の事業の継続

ではなくて、今はこの資料の10番の45ページにもありますとおり、市が進めております地域新エネルギービジョン推進事業、この中のバイオディーゼルの事業化という新しい事業に取り組むという、今形をとっていらっしゃるのかなと思うんですけども、これは、組合の中でもまだまだ意見はいろいろあるようでございますが、そういった中で、関連してちょっとバイオディーゼルの方お伺いしたいんですが、市としても今バイオディーゼル、燃料として若干トラックなんかには活用なさっているということなんだけれども、今その場合に、1点お伺いしたいのは、そのバイオディーゼルで100%を燃料として今活用なさっているのかどうか、その辺ちょっとお伺いをしたいんですけども……。

志子田副委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 今回一応加工団地さんで一応考えておりますBDF事業なんですけれども、これにつきましては、バイオディーゼル燃料一応100%での事業化を考えております。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それをやりますと、今の自動車業界含めて、残念ながら車両で100%では若干いろいろなところに損傷が出るというふうなことがあって、これは国土交通省も警戒感を示しているようですね。

その上で、じゃ、軽油をまぜればいいのかというと、軽油をまぜると、今度経路引取税がかかるんですね。それで、今先進地である京都市は、たしか京都府と案分で約1億円の今度今軽油引取税を税金を払うということになっていますよね。

特に、あとこのバイオディーゼルの原料は廃食オイルなんですけど、植物性の廃食油だったらいいんですけども、動物性がまじりますと、特にこういう寒冷地と言っていいのかどうか、ことしみたいに寒いと、どうも固まってしまって、粘着性が高まるというふうな、いろいろな諸問題がまだまだあるようでございますので、そういった意味では……、あともう1点、消防法と危険物の取り扱いに関してもそういう資格を取らなければいけないとか、それからあと、製造者責任に関するPL法、これについてもPL保険に入っていた方がいいというふうなご指摘もあるようでございますので、そういったことをやるやっていると、大変コストのかさむ事業になっていくんじゃないかなという気もしていますので、市が責任を持って事業を後押しするというお約束もなされたようでございますから、これについては、様子を見ながら行きたいと思うんですけども、そういうことで、事業が途中でとんざしませんように、様子を見てまいりたいと思っておりますので、その辺はいいです。回答は別に。別にこの事業費が具体的に

出ているわけではありませんので、結構でございます。

それで、もう1点お伺いをいたします。

協議会の方をちょっとお伺いしたいんですが、10番の資料の149ページ、小中学校総合的学習推進事業助成金、ここの中でちょっと1点お願いしたいことがございます。これは、宮城県の仙台地方振興事務所の水産漁業部の方で向こうにたしか宮城県漁業士会南部支部というのがございまして、これは、実は浅海漁業やられている方々が入ってやっているのもそうなんですが、その中から浦戸の方がご提案なさいまして、昨年度から「海の先生出前講座」というのが始まりました。これで、今のところ実績は1校だけなんだそうです。多賀城の小学校だそうです。浦戸の方に来ていただいて、身近に魚とか漁業について勉強するという体験型のものらしいんですが、カキむき体験なんかしたらしいんですけれども、浦戸の方にしてみると、なぜ地元の小学校じゃなくて、多賀城だったんだというのが大変ありまして、こういったことを教育委員会が多分教育委員会には情報が行っているはずだから、各小学校にそういうことを情報を流しているんだろうかというご指摘をいただきましたので、ぜひ今年度せっかくパスポートで船代もかからなくなるようでございますので、総体的にこういうことも考えられたらどうかと思うんですが、その辺ご提案を申し上げて、終わりたいと思います。

志子田副委員長 中川邦彦委員。

中川委員 私の方からは幾つか質問しますので、前に施政方針に対する質問の中で、答えていただかなかった部分についていただきたいと思うんですが、一つは、家具転倒防止で平成17年、平成18年でやらないということだったんですが、今後どういうふうになるのかということの質問で、管理監は手を挙げただけけれども、時間がなくてできなかったということなので、その点一つお答えいただきたいと思います。

志子田副委員長 大浦危機管理監。

大浦総務部次長兼危機管理監 お答えさせていただきます。

家具転倒防止につきましては、平成15年、平成16年度の2カ年で国の緊急雇用対策事業として実施いたしました。市内約400世帯に家具転倒防止をしております。

今年度は、国の支援もなくなりましたけれども、そういう関係で事業としては取り組んでおりません。

昨年全世帯に配布いたしました「我が家の防災マニュアル」という冊子の中で、家具転倒防止の方法等を掲載しております。また、出前の防災研修会の中でも金具の実物等をお示ししな

から、各家庭での取りつけについて啓蒙いたしております。

なお、今後ともそういう形で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 確かに町内会とか団体とか、出前講座で取りつけ方をやっていくということなんですけれども、せっかく今まで、平成15年、平成16年と2カ年で400世帯までやったわけですから、打ち切られたからといって、市で何もやれないことでもないと思うので、そういうふうに、講座でこういうふうにやりますよというのではなくて、やっぱりますます年齢が高くなっている中で、ひとり暮らしの方とか、どうしても手が回らないとかということもあるわけですから、何とかこの事業を一時は中断したにしても、やっぱり継続してやれるようなもの、そういうものにできないのかどうか、それは市長自身の判断も求められると思うんですけれども、今前の施政方針に対する質問の中でも地震に対する備えということで、相当皆さんから質問されているわけですから、ぜひとも身近な物事として、自分たちができるものもあると思うんですけれども、やっぱりその上に立って、行政としての援助といえますか、こういうことで何とか引き続き事業を進めていただきたいと思うんですが、それです一言お伺いしたいと思います。

志子田副委員長 大浦危機管理監。

大浦総務部次長兼危機管理監 家具転倒防止につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、災害があった場合、家具転倒防止対策ということも一つの災害を防止する観点がありますので、そういう中で今後とも研修会等を通じまして、ぜひ家具転倒防止対策を図っていただくように、我々も啓蒙活動をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 いろいろな角度から検討していただきたいというふうに思います。

次に移りますが、いろいろ飛びますけれども、一番先に、条例で職員数のことで触れたいと思うんですけれども、平成17年の3月現在の職員数と非正規職員数、全体の。

それと、平成18年の4月からどういうふうに変わっているのか、その点もしも数で示せるんでしたら教えていただきたいと思っております。

志子田副委員長 田中行革専門監。

田中行財政改革推進専門監 職員定数のことについてお答えいたします。

平成17年4月1日現在の職員数は、常勤職員合わせまして正規職員で791名でございます。平成18年4月1日の予定につきましては、754名ということで考えてございます。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 非正規職員はどうですか。

志子田副委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 今回委員会資料ということで、追加で提出しました18番の資料の中に9ページに職員数とパート人数ということで表が記載されております。

先ほど出ました数字につきましては、上段の一般職員数並びにその2段目にあります常勤嘱託の数字合算の数字でございます。

その下に非常勤嘱託とパートがございますので、平成17年度にも記載しているとおり、平成18年度も同様な形での体制での運営が必要だろうと考えております。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 済みませんでした。

私は、職員定数を減らして、じゃ、パートが結局はふえてきているという、非正規職員の方がふえてきているということがあるものですから、やはり、職員の定数ということで、正規の部分減らして、臨時の部分ふやしてくるということであれば、結果的には減らしていることにはならないというふうに思うんですよ。

それで、一番は、前にも施政方針の中で私も質問したんですが、今正規職員よりもパートの割合がどんどん高くなっていく中で、やっぱり不安定雇用を生むということには変わらないというふうに思うんですよ。

そういう面で、役所だからこれでいいとかという問題ではなくて、一番実際の職員の定数というのは、職員数というのも含めてですけども、業務をしていく上でこれだけの数が必要なんだということは言えると思うんですよ。それで、非正規部分も含めて成り立っているというふうに思うんですね。それは、ある面では数のごまかしに近いんじゃないかなというふうに思うんです。私は、その点についてやっぱりもう少し全体のことを考えた上で、どういうふうにしていくのかということも必要だというふうに思うんです。

それから、市長が平成18年度は新規職員を採用しないということを言っているわけですの

で、私は、若い人を、それこそ高校でも大学でもいいと思うんですけども、技術部門ばかりでなくて、全体に今の職員数というのが逆ピラミッドに近い状況になっているというふうに思うんですね。それで、新しい部門の人たちが次の仕事を担っていくわけですから、それも1年、2年で全体を把握できるわけではないので、長い期間かけてやっぱり業務についていけないのかなというふうに思うんですよ。

なおのこと、技術部門だったら、そういう面での長い経験があって初めて生かされてくると。それが安心して市民が行政に委託する部分というのが出てくるというふうに思うんですね。そういう面で、採用しないということは、確かに今財政的に大変だというだけの理由だというふうに思うんですよ。そうではなくて、今日本の国民も含めて、塩竈市民も含めてそうすけれども、どういう状況に置かれて、正規と非正規との割合がどうあったらいいのかというところを長い目で見たと上で、考えていただきたいというふうに思うんです。

次に移りますが、もう1点職員のことですけれども、私も記憶にあるんですが、職員の退職した後に再任用制度がたしか議会で議決したというふうに思うんですけども、退職した人は、今はどういう扱いになっているんですか。

志子田副委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 先ほどちょっとパートの件お話ありましたので、パートの実態がどうなのかというのをまず前段ちょっとご説明したいと思うんですが、今回資料としてお出ししている部分の一番下に、平成13年から平成17年までのパートの人数記載していますが、市長部局、平成13年度113人に対し、平成14年度144人ということで、上昇しておりますが、この部分は、放課後児童クラブ、先ほど28人ほどの賃金を確保しているとお話ししておりましたが、あの部分がここにふえる要因になっていると。

あわせて、平成14年度からワークシェアリングを実施していて、たしか当初4名の方が応募されて働いた実績がありまして、見かけ上こういう形で上昇したような形にはなっておりません。

その後、140人、154人という、150人台を推移していますが、この部分の大半は、保育事業ということで、例えば一時保育あるいは延長保育ということで、本来市職員であれば週40時間の勤務なんですけど、保育事業については、土曜日も含めると、60時間を超えるような勤務時間ということで、必ずしも正職員だけでは絶対運営でき得ないということで、どうしても朝夕の職員配置というのがパート職員も含めて必要だと、そういう状況でございます。

あと、再任用、再雇用についてのお話ありましたが、再任用条例については、市でもありまして、今民間につきましても60歳の定年制というのを廃止あるいは再雇用を制度化するように高齢職員の雇用制度の新たな法律ができて、民間と同様に公務員も同じような取り扱いで再任用が制度化されたと。

ただ、市内の雇用情勢含めて、まだまだその条例を運用するに至らないということで、市の内部では若干制度としては質が違いますが、再雇用制度ということで、希望する職員を非常勤嘱託として雇用しているような実態がありまして、希望者はできるだけ受け入れるというような形で、これまでも取り組んできているいきさつがございます。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 議決したのは、再任用ですね。それで、今説明されたのでは、再雇用でやっているんだということなんですけれども、議会で議決して、再任用制度というものを持ったわけですから、それを何でそういう形でやらないで、ある面では都合のいい再雇用ということになってきているんだというふうに思うんですよ。

それで、じゃ、結果的に議会で議決して議論したわけですから、それをやっぱり遵守するというのも一つだというふうに思うんですね。

それで、今の置かれた状況がどっちに行っても不安定には変わらないんですよ。それで、一定の法律で民間も含めて再任用制度というものを設けたわけですから、そういう面での扱い方ということがやっぱりきちんとされるべきだというふうに思うんです。

それで、その点についてもう一度改めてどうしてなのか、きちんとした説明をいただければというふうに思うんですけれども……。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 中川委員にお答えいたします。

たしか平成13年にあの条例を提案させていただきました。これは、国の年金改正に伴う条例改正でございまして、年金支給が暫時65歳まで延長するというようなことの経過措置として再任用制度が出たわけでございますが、当時2月議会で提案したわけなんですけれども、先ほど総務課長がお話ししましたように、地元の雇用情勢というようなことから、なかなか市民的な理解を得られる内容ではないというようなことから、一たん否決されまして、後に12月議会で一定程度のコンセンサスを獲得して議決されたわけでございますが、内容等につきましては、なかなか全く定数にまず一つカウントとれないというか、一方では今後定数については、財政実

態に見合った中で暫時削減していかなければならないという状況の中で、定数はカウントされるということで、定数管理上なかなか問題があるということが一つと、それから、財政的な部分でもこれは、直接経費でございまして、全く職員と同じような形での雇用というものが退職後1年、2年、3年、4年、5年と続くとなれば、やはり新たな雇用確保というものも大変難しくなってくるというふうな理由から、一応条例化はしたものの、その実行については、時の財政状況等を考慮いたしまして、運用せずに、それでは再雇用という形での現在制度化を図っておると。それは、当然定員としてカウントされませんし、さらに時間でも非常勤という扱いでございまして。

そういったことで、定数管理上、それから、財政面の二つの点から再雇用として今運用しているということでございます。

県内的に見ましても、このいわゆる条例化は、県内でもほとんどありましたけれども、実際運用している例というのは、市町村レベルではございまして、県に1件か2件実例があったというふうに聞いております。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 せっかく条例を持ったわけですかしら、生かされないのであれば、要らないような条例のような気もするんですけども、やっぱり実効あるものとして、時間をかけないで実施できるようなものをぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、さっきの質問で平成18年度の職員数のことで、非正規職員はどのくらい見ているのか。全体で。これは、平成17年度でしかないわけですから、平成18年度はどういうふうに見ているのか、数を示していただきたいと思います。

志子田副委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 平成18年度については、若干増要因あるのが先ほど出ました再雇用の職員若干名ふえるということで、ほぼ大体平成17年度より若干プラスアルファの中で推移していくということで考えております。

ただ、再雇用も含めて、配置計画等今現在まとめている最中で、最終的なこれからの詰めがちょっとございますので、今の段階ではまだ正式な数字ということでまだお話しできる段階にはない状況でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 先ほどの話の中で、単純に言うと、言って申しわけないんですけども、保育所で

したら、パートの方で時間外、早朝とか、時間外保育とか、そういう面でやっているにしても、責任は正規の方もみんな同じなんですよ。市立病院だって、これは平成17年度で見れば32人ですよ。このパートの人でも、それでも業務やることは、資格を持った方がやっているわけですから、同じなんです。

それで、保育所でもそうですし、子供を扱う、子供の命を扱う、それから、子供とどういうふうに接していくかというときも、持たれる責任の度合いというのは皆同じなんです。

ですから、そういう面での雇用の時間帯とか、そういう面でどうしても必要だとかということではないと思うんですよ。それは、正規職員でもあれば、8時間労働でしてみれば、8時間のずれを持ったらいいですし、早く出て8時間出て早上がりもあるだろうし、病院だって3交代もあれば、2交代もあれば、そういうものというのは、やっぱり自分の持っている資格と責任でもってやるわけですから、そういう点での時間的にだけ追うということだけではなくて、全体的に責任を持たせるという意味でも、やっぱり正規できちんと扱って、身分を保証して、同じように仕事をしている中でそういう面での待遇から初め、身分も差別されているような状況というのは、余りよくないのではないかなというふうに思うんです。

そういう点で、できれば、何遍も言うようですよけれども、全体的に非正規の場合の方が若干ふえるということになれば、職員定数から見ると割合からまた高くなるわけで、それも定数から見てあくまでもそれでいいということにはならないというふうに思うんです。

時間もないので、次に行きます。

資料 10の75ページなんですけど、第3款の民生費、工事請負費で施設の補修費、これは説明では藻塩の里というふうに聞いているんですけど、これについてどういう方向でいくのかご説明できたらというふうに思います。

志子田副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 藻塩の里につきましては、本年度、平成17年度耐震の調査を実施させていただきました。

その結果、耐震強度に問題がございますので、平成18年度におきまして耐震補強工事を実施していきたいというふうに考えてございます。

また、その際施設老朽化してございまして、一部シロアリ等の被害についても見られておりますので、一部解体も含めた形での施設改修という形で耐震工事を行ってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、耐震のための改修ももちろんやるということだったんですけども、建物が老朽化していて、前にもこの問題でシロアリ出てきて、窓枠とか、屋根の問題とか、大分あの当時相当かけて改修したというふうに思うんですけども、それでも建物の老朽化というのがあるわけですから、いずれはなかなか全部建てかえるといっても大変だというふうには思うんですが、できるだけ長もちさせる意味で、一部分そういうふうに建物を取り壊したりとかというふうに今聞くわけですが、どうも聞くところによると、やっぱり台所が冬の間凍結して、使えない場合があったりとか、ホールの窓のサッシがあれば十分いいのになということも前に聞いたような記憶もあるんですが、その点についてどんなふうになっているのか伺いたいと思います。今回のやつでも改修するのに含まれているのかどうか。

志子田副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 委員もご承知のとおり、大変老朽化しているということで、なかなか使い勝手の悪い部分もございますので、今回できるだけ今回の改修費を活用した中で設計を組み立ててまいりたいというふうに考えてございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、台所とか何かというのは、この解体する場所の中に含まれていたんですか。

志子田副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 今回の台所部分というか、厨房部分につきましてのシロアリの被害が大きいというふうに考えてございまして、現在台所として使っている部分については、解体ということを一応念頭に置いてございまして、厨房部分については、別な場所に移設という形の中で、改修工事を進めていければというふうに、まだ設計やなんかはまだできておりませんが、そういった形で進めてまいりたいというふうな考えでございまして。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 次に、もう1点だけ藻塩の里のことで伺いたいんですが、私も前の去年かの質問の中で、男子指導員をふやしてほしいというようなことで私は質問したことがあったと思うんですが、それ以降は、男子指導員というのはふえているんですか。

志子田副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 男子指導員の配置ということにつきましては、ある一方で非常に大事なことな

のかなというふうは思っていますが、なかなか人の手当ての部分につきましては、現在のところ適切な方とか、そういった部分もございますので、具体的にすぐ指導員ということにはなりませんけれども、できるだけ通所の方に対するボランティアとか、そういった部分についての中でそういった方いらっしゃればという形で、今後そういった部分も念頭に入れた運営の仕方というものを考えていけたらというふうに考えてございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 ジャ、次に伺いますが、先ほど午前中に浅野委員の質問の中で113ページだったと思ったんですが、浅海漁業の振興費として予算組まれていましたよね。それで、そのとき課長の答弁でアカモクについて言っていたんですが、それも含まれているということだったというふうに記憶するんですけども、最近アカモクのことテレビで30分ぐらいの番組だったかと思うんですが、放送しているんですね。

それで、塩竈で、これはアカモクそのものというのは、自然界に育っている部分というのは少なかったんで、これを養殖していってふやしてきているということだったんですね。このアカモクが松島湾内の浄化にも一つ役立っているというのと、アカモクそのものに稚魚が、魚が卵を産んで、そういう漁藻の役割を果たしていると聞くんですが、もしもその点で課長、詳しいところをもし聞いていけば、答弁できればお願いしたいというふうに思います。

志子田副委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 アカモクについてご説明させていただきたいと思います。

今中川委員からお話ありましたとおり、何か先週の夕方のテレビで報道がありまして、その中でいろいろな病気といいますか、どちらかというと難病に効くというような報道があったというふうに聞いております。私それは見ていないんですが、そして、ちょっと調べましたらば、昔の日本では塩分の補給ということで、食べられていたと。それから、中国では漢方薬の原料として使われていたというふうな、そういったものでございます。

委員がお話しされたとおり、これは、1年草の海草で、春から夏にかけて何か孢子でふえていくと。その根元には小さい魚が卵を産むとか、そういったこと、それから、海水の浄化には効果があるというふうに聞いております。

そういったことで、浅野委員にも話したとおり、市内の漁協で現在養殖の試験研究を行っておりますので、今後も支援していきたいというふうに考えております。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 私も途中でテレビ見て、あらと思ったんですが、何か見たことある人テレビに映っているなと思ったら、塩釜市漁協の方だったんだというふうに思うんですけども、やっぱり一つの小さな事業だというふうには思うんですね。だけれども、さっき課長も言われたように、いろいろなものに効くという、余り私も信じたくはないんですが、ただ、いろいろな人から見れば、そういう自然界の薬草とかということでも相当あると思うので、できればどこか、たしかほかの地域だと思うんですが、ぜひうちの方でもやってみたいという、養殖してみたいというような方もあったことだというふうに聞いていたので、ぜひ養殖漁業の一つでも役立つ方向であれば、ぜひ行政としても力をかけてあげたら、もっと進むものが出てくるのかなというふうに思いますので、ぜひその点も一つお願いしたいというふうに思います。

それから、133ページなんですが、民有地の景観推進補助金というのが800万円あるんですが、これをちょっと説明いただきたいと思います。

志子田副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 私の方からお答えしたいと思います。

この民有地景観推進補助金800万円は、県がやっています北浜沢乙線の沿線の民有地の方が建てかえる際に、これまで50万円を限度として補助しております。いよいよ平成18年度から歩道分も含めた整備が進んでまいりますので、平成18年度予算としては50万円の16件を計上させていただいているものでございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

それから、123ページから125ページにかけてなんですが、土木費の委託料で木造住宅の耐震診断委託料、これは640万円あるんですが、一つ伺います。

改修費の事業として国から地域住宅交付金として25万円だということなんですが、例えば1軒の家を調査して改修して、設計も含まれるんですが、1戸当たりどのぐらいに見ているのか、その部分ちょっと教えていただきたいと思います。平均1軒当たり、そういうこと、そういうものないですか、まだ。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 耐震改修の方の費用でよろしいでしょうか。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 私の家で耐震の調査をして、改修もして、そのときの設計費だったら、1戸当た

り平均どのくらいかかるかということなんです。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 平均的な今までの事例の中で平均的な金額と申しますと、大体100万円から150万円くらいが今までの事例でございます。高いところだとリフォームとか、そういったものを除いての金額になります。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、100万円として、そうすると、このうち地域の国からの交付金というものが25万円ですか。国から来るのはどういうふうになるんですか。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今回の耐震の改修なんですけれども、これから新しい制度になりまして、先ほども浅野委員の方にも申し上げましたけれども、耐震改修費の23%、その3分の2が補助対象になります。そして、内訳としましては、その3分の1が国の補助、もう3分の1が県と市の補助で分担するという内容になってございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、もう一回確かめたいと思うんですが、1戸当たりのかかる費用がそのうちの23%が補助だというふうに見ていいんですね。

志子田副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 工事費の23%の3分の2が補助の金額になります。23%でなくて、23%の3分の2です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。そういうふうに言ってもらえるとわかったんです。

次に行きますが、もう1点なんですけれども、129ページなんですけど、市道整備で1,120万円ほどあるんですけれども、私も議会で取り上げたりなんかしていたんですけれども、その点に含まれるかどうかはまた別にしてなんですけれども、やっぱり防災道路としての位置づけとして北浜2丁目の高台について、道路の整備をしてほしいということを地元の方からも出されてきたわけなんですけれども、そういう面でそういう位置づけをきちんとやっぱり持っていただきたいというふうに思うんですね。そうでないと、なかなか塩竈が前にも言われておりますように、県内で一番住みやすいまちということで塩竈がトップになっていたということを市長の答弁からあったんですけれども、どんな点から言ってもやはり塩竈が安心し

て住めて、だれもが住んでみたいと思うようなまちというのは、やっぱりどこにとっても望みだというふうに思うんですね。それで、長い間一つ一つ積み重ねが将来に結びついてくるといふふうに思うんですけども、そういう面で、先ほど言いましたように、北浜2丁目に出ていいる問題でもどんなふうにもまずひとつ考えるのか、その点まず伺いたいと思います。

志子田副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 私の方からお答えしたいと思います。

北浜2丁目の道路の件につきましては、これまで東北財務局の方の管理用地ということで管理されてきましたが、昨年市の方に管理が移管されたところでございます。

そういった意味では、新たにこれから整備を進めていく地区にまず考えられますが、委員おっしゃられますように、防災に対する配慮というのは当然重要なことでございますので、我々としても緊急性あるいは優先度の高いというところを捉えてございまして、

一方、市道整備事業費につきましては、1,100万円ということで、非常に少ない予算ということで認識しておりますが、これにつきましても平成18年度につきましても、ちょっと梅の宮トンネルをまず優先的に補強したいということにとらえております。

なお、北浜の部分につきましては、直営でやれる調査の順がありますので、簡単な基本的な測量等々から始めていきながら、一番コストのかからない道路の形態あるいはルート、あるいは地域の皆様の協力、そんな形をまずはまとめながら、取り組んでいきたいと、このように考えてございます。よろしく申し上げます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 全体的にかかわることでお尋ねしたいんですが、25ページの土地建物の売却収入で3,000万円、先ほど志子田委員からの質問で市有地の売却ということを出ているんですけども、基本的な考え方で、市の土地であればどんなところでも売るといふふうに理解しているんですか。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 考え方といたしましては、市有の財産で言葉で言えば遊休地といいますが、現在使っていないかったり、あと当面といいますが、今後も使う予定がないものであったり、そういったものを対象にしていくというふうなのが一つでございます。

あとそれから、現在何らかの活用がされているものにつきましても、何らかの整理が可能で、そういった活用の一定の整理がつけられるものにつきましても、順次見直しなりなんなり

の検討は加えていくというようなことだろうというふうに思います。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 先ほど私も長々と述べたんですが、塩竈が日本で一番住みやすいまち、塩竈を誇れる町にという市長の公約もあるわけですから、私は、市有地というのは、市民にとって最大の財産だというふうに思うんですよ。市民が活用して市有地というのは私は生きるんだというふうに思うんですね。どんなところでも。

だから、確かに今の財政事情から言って大変だということで、処分したいというのはわかりますよ。だけれども、長い目で見て、塩竈が本当にこれでいいのか、後世に塩竈の市民として何が残っていくのか、そういうものの考え方の上に立って、どう処分していくのかという方向を考えてもらえたらいいというふうに思います。

一番私どこだと言いません。最近のことで、私も管財の方といろいろ議論したときもあると思うし、部長とも話したんですけども、せっかくのある場所を1人の1軒のためにそういうふうに処分したときに何が起きてくるかということ、今まで広い道路をつくられたのをわざわざ狭くなっているところ売って、今までの今度どういうふうなまちづくりをするか、どういうふうにこの道路を利用していくかというような、そういう議論をしたときに、せっかくの市有地がなくなっていくとか、それから、公園としてあったり、防災広場としてあったり、お年寄りとか子供とかが利用できるような、そういう広場につくったらどうだという提起もしたことが私議員になってからありますよ。それでもいつでも答えが何かということ、行政財産だから処分するんだと。

だから、やっぱり塩竈のまちをどうするんだと。子供たちに誇れるようなまちをどうしてつくるのかと。残された塩竈ほど、これほど4キロ四方のところ市有地というのがあったら、市民のために活用できるものとしてやったらどうですか。

それから、民有地だって、どうしても市として買ってほしいんだと。ここは、市民のためにどういうふう利用するのかという、そういうプログラムがあったり、青図面があったっていいんじゃないですか。

やっぱりいろいろなデザイン今まで示されましたよ。私議員になって7年間で。その中で、プランは出るけれども、細かい全体のここの場所はこういうふうにつくるんだ。こういうふうになるんだという、そういうものがまだ示されたことないですよ。

ですから、せっかくの市の土地を市民のために活用するんだという、そういう長い展望でも

って自分たちの誇れるまちをつくるんだというふうに変えたらどうですか。

そういうことでなくて、3,000万円欲しい、そのために売る、そうでは、市民のために活用ができる土地というのは、何にもなくなるんじゃないですか。私は、そういうまちづくりをすべきだというふうに思うんですよ。どうですか。

志子田副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 お答えいたします。

普通財産の処分につきましては、まず、地元にかかわりある場合につきましては、当然隣接地権者、それから町内会さんにいろいろお話を持っていきまして、そして、手続しているということをございまして、やみくもにただ売ればよいという形でやっているわけではないということだけご理解いただきます。以上です。

志子田副委員長 木村吉雄委員。

木村委員 平成18年、19年、20年、この3年間財政再建で40億円をつくり出さなければいけないと。その中で、平成18年度の予算審議という形になりました。

前年比4.4%の減ということで、いろいろ職員の皆さん、それから三役、いろいろな削減、また、議員の方も提案という形でカットの問題も出てまいりました。

そこで、まず第1に、平成18年度のこういう状況の中で予算を組むとき、どんなことが大変なのか。普段景気いいときには簡単に前年度比プラス幾らという形で、市民の生活レベルを、市民サービスを下げないで向上していく。現在このような状況の中で、予算を組んだと。何か3本柱とか、5本柱とかあるなら、ちょっと教えてください。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

財政運営上最も気をつけなければならないのは、やはり財政の硬直化という問題でございまして、そういったことからしますと、歳出に当たりましては、やはり義務的な経費についてどのようにコントロールといたしますか、どのような臨み方をするかというのは重要だと思うんですけども、そうしますと、人件費であったり、公債費であったり、それから、義務的経費という分類ではないですけども、繰出金であったりというふうなののがかなり大きな要素として生まれてくるわけでございます。

そういったことからしますと、平成18年度の予算の歳出の前年比を見ますと、まさに緊急的な措置をとりながらではあるんですけども、人件費についても減、それから公債費につき

まして減少、それから繰出金につきまして各特別会計の健全化努力の中で減少というふうな形で、そういった、なかなか減らすことのできない経費について平成18年度減ったということが一つの特徴ではないかなというふうに考えてございます。

そういった点で、予算編成に当たりまして、そういったことが一つ言えるのではないかなというふうに思っております。

志子田副委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 平成18年度の一応事業予算を組むに当たりまして、まず、基本的な方針として、3点ほど一応掲げてございます。

まず、第1点目は、市民が満足する市民に密着した行政運営をしようということで、これは昨年実施しました市民満足度調査を受けまして、事業の選定なり優先順位を一応考えていこうということでありまして。

2番目としましては、限られた資源、特に予算、これの有効活用を図るために事業の選択を図っていこうと。

3番目としまして、選択事業への財源集中投下による効果的な事業展開ということで、これにつきましては、行革の部分で相当な枠組みをつくりまして、あとは各部門において、これも前年よりも一応5%ないし10%を予算的には削減するというような形での事業運営をこういった三つの方針をもとにいろいろ今回事業設定を行いまして、その予算運営に臨んだというような形になっております。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 私は、平成11年に当議会に送らせていただきまして、出てまいりましたが、そのときは205億6,000万円でした。平成13年度になりますと、211億1,600万円、今現在172億9,500万円は、その平成13年度と比較しますと、2割減でございませぬ。私自身は、新市長が来られたときは、3割減ぐらいの予算を組むんじゃないかという物のとらえ方をしておりました。微少ではございましたが、私から考えれば、少なかつたんですが、今回もマイナス4.4%という物のとらえ方で、平成14年度比では16.7%です。先ほど平成13年度にはもう2割、20%の減になって、塩竈市の財政規模というのは、果たして何がどれぐらいが適正かと。そうしますと、今現在こういう水産関係も水揚げがない、塩竈商圏も消滅した。その中でどういうものを削っていくかとなれば、やはり今回職員のいろいろなカットという物のとらえ方は、当然大分前からしなければいけなかつたんじゃないだろう

かと。これは、民間企業は、もう当然当たり前のことで、首切りまでございました。これをたびたび私は決算で申し上げておりました。ようやくここまでたどり着きまして、市長には本当に市民を代表して、今からも頑張っていたきたいと、まずこんなことでございます。

またもう一つ、大きな目線でとらえますと、平成12年ぐらいあたりからバランスシートとか、そういうものをつくってまいりました。公会計においても今はどこの公会計でも、ある県のところでももう決算を重視して予算を組んでいくと。

その中で、ちょっと質問させていただきたいんですが、そういう物のとらえ方で、私は最初決算書でいただいておりますレーダーチャートというのがございました。そういうもののレーダーチャートでのこれが正常なんですよと、こういうバランスのいい五角形をつくって下さいよというような物のとらえ方で、地域的な物のとらえ方を今回は平成18年度の予算を審議するんですが、そういうものをとらえながら、予算を組んだのかどうか、ちょっとお尋ねします。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

バランスシートなりコスト計算書なりを作成いたしまして、それを予算編成の方に役立てているわけでございますけれども、レーダーチャートの方も一昨年ぐらいからですか、提出させていただいております。

その中で、主な項目についてお出ししているわけですが、その中では大きなところでは一つは、計上収支比率だと思います。計上収支比率につきましては、平成16年度かなり高い数値になっております。96.8でございまして、平成17年度につきましても残念ながら多分急に下がるというようなことはないかなというふうには見られるところでございます。

予算編成に当たりましては長期的にはやはりこの計上収支比率が一つの大きな目安でございますので、行革推進計画の中にも一定の目標を掲げながら、計上収支比率の低減には努めてまいりたいと思っております。

平成18年度もそうでございますけれども、これからもそのようなスタンスで臨んでいきたいというふうに思います。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 資料13の44ページから性質別、目的別と出ております。性質別当初予算ということで、やはり大変ずっとこの予算書を見ていきますと、やはり義務的経費というのは、毎度

言われておりますが、人件費、扶助費、公債費、この三つが塩竈の場合は、なかなか大変だと。これで75%ぐらいになってしまうと。今回もこの人件費を圧縮して、平成18年度組んだんでしょ。やはり、今後ともこういう物のとらえ方をしなければいけないのか、それから、資料18の1ページ、生活保護率推移表、これは私たちの会派で毎年提出させておりますが、扶助費の中でこういう物のとらえ方を物すごく生活扶助と医療費を、先ほども同僚の方が質問されておりましたが、これの圧縮と、人件費とここの圧縮、こういう物のとらえ方を今後ともしなければいけないのかどうかお尋ねします。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 やはり、財政運営を考えますと、10年予想というのが義務的な経費となつてまいりますので、義務的な経費なり、それからそれに準ずるような固定化しがちな経費ということになります。

その中に人件費も含まれるわけでございますけれども、人件費につきましては、先ほど来議論もされてございますけれども、職員定数の管理という中でコントロールしていくというのが一番基本になってくのではないかなというふうに財政運営上も考えてございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 大変予算を組むにおいて大きな目で質問させていただきましたが、執行に当たってぜひこれが予算だからはいこのとおりいくという、今までの役人的な考えではなく、幾らかでも残すというような物のとらえ方をして、次の年度へ進んでいきたいと思っておりたいと思います。

次に、この中に入っていかせていただきます。資料13の24から25、塩竈市いきいき企業支援条例、まず初めに、私ちょっと言いたいことがあったんですが、平成13年12月に共産党を中心にした議員提案で塩竈市中小企業振興条例というものが出ました。私は、これには賛成しかねました。なかなか条例としては、理念の条例で、悪くはないんですが、実施に伴うものが何もないと。これは、議員提案するより要綱とか、規則を上上げて、それで当局に人と金の手当をつくって出していただいて、つくるべきだと。それで、4年が過ぎてもつくった方たちはこの中小企業振興条例に対する質問はずっと見ていて何もありませんでした。

とってもいいことを書いてあるんですよ。それなので、この条例と今度新しくいきいき企業支援条例との整合性というのがあったのかどうかお尋ねします。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 今ご質問ございました塩竈市中小企業振興条例ということで、提案が平成13年に制定された条例でございます。中身といたしますと、例えば行政側あるいは各企業等の責務というような形で、いろいろ定めがございます。

今ちょっと委員の方からおっしゃられましたように、どちらかというとなんかやっぱり理念的な条例というふうに私も理解してございます。

当然今回私どもが提案させていただきますいきいき企業支援条例というものにつきましては、もっと経済的な支援等を含め、具体化をしていくための条例というふうに考えてございます。

当然前段の中小企業振興条例等の中身とオーバーラップする部分もございますけれども、必ずしも合致する部分でもないというようなふうに考えております。

理念条例とある意味では我々が提案している実質的な条例というのの違いかなというふうに理解してございます。以上でございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 事実、市の当局の議会事務局にも政策専門の事務局員というのがいないんですよ。将来そういうようなことも我々議会で考えなければいけないと、政策専門のスタッフを置かなければいけないと常々7年間思っておりました。当局に負けんと議員提案を出さなければいけないと。市民のためにというつもりでございました。これはこれとして、それはそれとして…

…。

それで、まず一つ、いきいき企業支援条例、こういう物のとらえ方というのは、悪いことはないんです。とってもいいことなんです。さあ、じゃ果たして今現在一生懸命頑張っている企業、事業者、この方たちはどういう支援を受けているかと。そうしますと、こういう低利の金がありますとか、そういうものは結構あるようでございますが、なかなか皆さん使いません。それで、企業として今塩竈に置かれた状況の中で、大体右上がりというのがほとんどないんじゃないでしょうか。ごくまれなところが一つだけちょっと大きくございますが、ほかはみんな大体中小、零細になりますとほとんどございませぬ。

そんな中で、これが出た条例をつくる時点において、既存の企業の事業者、商店、そういうものを考えたかどうか、ちょっとお尋ねします。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 先ほどちょっと田中委員の方からもご質問があったことに関連す

るかと思えます。私ども例えば今回工業系を中心とした、そういう製造業者等の支援ということを中心に考えてこの条例を提案いたしてございます。

当然今委員がおっしゃられましたとおり、既存の商業者等々のバランス等もあるんじゃないかということで、制定前段においてはいろいろ議論させていただきました。

ただ、今我々の施策として若干穴が抜けていた部分というのは、こういう工業系の融資であろうということで、まず、とりあえずはここに特化した集中的な条例をまず一たんつくらせていただいて、これでスタートをしましょうという観点から、この条例を今現在提案している条例となった経過がございます。以上でございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 先ほどもそういうふうなお答えだったんですが、同僚議員の田中委員が質問したとき、じゃ、次に、商業者も加わってくるのか。また、今から今事業をしている区画整理事業の海辺の賑わいゾーン、あの辺近辺に出店したいとか、こういう新しい物のとらえ方、ITであそこへ出店したいと。土地があるかどうかわかりませんが、民間人から買ってやるという方が出てきたとき、そういうものを新しくつくり出すのかどうかちょっとお尋ねします。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 これもちょっとまた先ほど産業部長の答弁とダブることになるかと思えますが、まだまだ我々はこのご提案申し上げた条例だけで十分な産業施策が進展すると思っております。

なお、今後とも産業全体の施策というものの、産業部全体という組織の中で考えていかなくてもいけない課題かなというふうにとらえてございます。以上でございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 製造業とか、そういう物のとらえ方で、簡単に具体的にじゃ、貞山通り見ましょう。貞山通りではいなくなる方も新聞に出ております。その後どういうふうにするのか。同じ業種で2社が塩竈にありますね。そういう方が、仙台港に行きますよと。こういうものをつくる時、やはりそういう歯どめも、逃げないでくださいよと。うちにはこういう新しい条例つくりましたよと。そういう物のとらえ方もあってはいいんじゃないかと私は思っております。

答えは要りませんが、そういう物のとらえ方で、また、整備がされていない、あそこに行けばわかりますね。あっちにぼつん、こっちにぼつん、空き地があると。それを整備をして、こういうところにはこれが一番いいんじゃないかと。セールスアプローチするときに、ど

ういうふうな物のとらえ方で行くのかと、私今のうちから心配しております。

それで、1点お伺いしますが、今建設中、または操業していないと思うんですが、企業誘致として一昨年から昨年にかけて青南商事さんが来られましたが、ここには適用されるんですか。この条例は。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 今回の条例の適用につきましては、あくまで4月1日以降条例施行されて以降に建設等が始まるということが条件になってまいりますので、既にもう建設が終わっているもの等については、対象にはなりません。以上でございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 要望しておきます。やっぱりこういう物のとらえ方をするとき、やはり人脈というものが必要ですね。誘致するためには、ただ広告出しましたから、はいどうぞというわけにはそう簡単に来ません。なぜかと申しますと、法人市民税等なんかは、利府の方は12.3%くらいですかね。塩竈は14.7%、仙台も14.7%に2007年から戻して、昔のやつに戻しますよということなんです。やはり、こちらに誘致するほかとの競争がございます。そのためには、人脈なのか、中身の吟味なのか、条例の。何か見込みのある企業もあるんですか。4月1日になったら、大体あの空き地に来たいというふうな企業があったら教えてください。

志子田副委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 じゃ、具体的に今どこか担保でとっているのかというご質問なんです。残念ながら、ちょっと今のところはそういう企業はございません。

ただ、昨年からことしにかけ、いろいろ我々の方でいろいろな企業情報の発信等もホームページでした経過もございまして、いろいろお問い合わせをいただいた企業は確かにございます。

その中で、今回新たな条例を制定していくと。それと、あといろいろ新年度の予算の中でも我々ちょっとご提案させていただいておりますが、やはりめくらめっぽう企業さんに当たっても、これはなかなか難しいだろうというようなこともございまして、例えばいろいろな全国の企業の情報を持っておるような、そういうデータサービスの方にいろいろな業務なども委託させていただきながら、効率的な、例えば我々がちょっと今考えておりますのは、例えば新浜町地区あるいは貞山地区などを重点的な地域として考えたいと思っています。

こういうところにある程度業種の絞り、例えば新浜町地区でありますれば、いろいろ市長な

んかも答弁させていただきましたが、水産加工業の蓄積がございます。そういう食品加工等の業種さんなど、そういうような絞り込みもかけながら、効率的なPRなり、積極的な訪問させていただく中で、企業さんを一つでも多く誘致していければと考えてございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 ぜひ実のなるような、シミュレーションどおりにはなかなか世の中なりません。そんな関係で、実になる塩竈の財政を救ってくれるような企業、または、にぎわい、いろいろな面で創造してくれる企業、いい意味の創造ということで努力して、また、もう少し我々議会にもこういうところはこうなんですと、具体的な今新浜町の、貞山通りのと言いましたけれども、ここはこういうところ、こういうふうになるんですと。ここはこういうふうにご利用したらいいと思うんですというものを議会にもっと提示して、議会の方たちにも人脈ある方たちがたくさんおりますから、また、一部上場の東京の塩竈出身の方たちがおるでしょう。重役さんになって、そういうところにも知り合いの方がおるだろうし、皆さんもおるでしょうが、ぜひ市長はこれを持って行って、ぜひそういう塩竈出身の東京の社長さんたちに、ここでふるさとに来てくださいと。そういう意味で、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、資料10の135ページでございます。

8款3項、一番右側の公園街路維持管理費、簡単でございますが、金額は別にして簡単でよろしいですが、ちょっと説明してください。

志子田副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 先ほども午前中説明をさせていただいたところでございますが、公園の街路維持管理費といたしまして、市内にある公園、それから緑地、それから街路に植えてあります中央分離帯に植えてあります街路樹、それらの維持管理として計上してございます。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 このことは、こんなことからこのページ数を出したんですが、これは土木、環境、それから防犯と、広範囲にわたることをちょっと今からお願いしたいなと思って、質問させていただきました。

実は、日本じゅう至るところ電信柱がございます。私もたびたび一般質問でこの何年かやってまいりました。ここへ無法者がおりまして、べたべた張っておくと。その内容が子供たち、これは防犯から言えば子供たちへの……、今は中学生になりますと携帯電話を持っています。そういう、簡単に電話番号が書いてあったり、子供たちが悪の方へ進む可能性もあると。ま

た、塩竈市には環境美化条例がございます。この中には、この前も言いましたとおり、こういうものが入っておりません。それとあとまた、これを撤去するのに前に一般質問したときは、市長の権限しかないんです。地域では、首長の権限しかないということを市長は答えていたんですけれども、これは、県の条例云々の問題、私がもしやりましたら、逆にとがめられるかもしれない。だけれども、ある人は一生懸命やっている方いるんですね。

こんな簡単なことなんですけれども、やはり隣のまちには何かさっぱりべたべたあるんですけども、うちの方に来たら何もなかったと。それで、仙台市を調べてみました。仙台市の全電力関係だけだったんですが、電信の方は調べなかったんですが、電柱の方は、2,400本、こういうものの防止のためにコンクリート柱のところをちょうど張られるところをうまく張りづらいというものをつくって設置していると。または、既存の電柱に覆いをかぶせて張られたらすぐはがれるような物のとらえ方をすると。皆さんコンクリート柱でちょっと見てみると、なかなかとれないんです。少々ではとれません。向こうもとれないように張っていくんですね。それはイタチごっこなんですけれども、これは一つ防止策があるんですね。

宮城県でこのことを町内会単位とか、市単位とか、そういう物のとらえ方で講習会を開きますと、皆さんに腕章を上げて、勝手にはがしてもいいですよというものがあるんですね。この辺を前の質問で、12月の私の質問でちょっと課長とも相談したんですが、その後、綿課長どうなっているか、ちょっとお聞かせください。

志子田副委員長 綿市民生活部次長兼環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 電柱に違法なビラ張られているのは、本当に目に余る光景だと思っています。

それで、今県条例の野外広告物ではなかなか対応が難しい部分があります。東土木管内のこの対応なんですけれども、それで、先月市民課と土木課と環境課と防災安全課で集まりまして、その対応について講習を受けて、民間の方がそういった対応ができるかどうかを含めて、他市が先行した事例をいろいろ協議しながら進めていく流れになっていますので、もうしばらくお待ちください。以上です。

志子田副委員長 木村委員。

木村委員 ぜひ、前にも棟形部長が答弁していた12月のあれでは環境美化条例も再度整備させていただいて頑張りますということだったですから、平成18年度は、このことは市の予算がどうのこうのじゃないんですね。民間の協力を得て、そうしますと、民間の方たちは、や

はりそこから1歩も2歩も進みます。じゃ、ついでに吸い殻がいっぱいあるから、吸い殻も拾おうとか、そういう、じゃ学校の通り道だと。放置自転車邪魔だと。すぐ市役所に電話するかとか、または、子供たちを自分たちの目で守ってくれると、そういうところまでつながるのではないかと私思っております。ぜひ進めていただいて、塩竈一きれいなまちをお互いに競い合って作り出す、そういうものを醸成していただいて、市長が言われる日本一住みたいまち塩竈、きれいですよと。さあいらっしゃい、さあいらっしゃいというような物のとらえ方が一番塩竈市の財政から何からよくなっていく大事なことではないかと、足元からということでございますから、ぜひお願いしたいと思えます。

それからあと、同じ資料10の113ページなんですが、先ほどもとてもいいお話を中川同僚委員が言われておりました。私は、ずっと感心してずっとテレビ見ていたので、佐々木久雄先生、県庁の職員がそういう研究をしていて、塩竈市の漁協さんと一緒にやっているということなんです。やっぱり塩竈の小さい町のと、いきいきとしていたのは、やっぱり浅海漁業者がいたと。そこから近海、遠洋となっていったんではないかと思うんですが、やはり中川委員が言われたように、もう一度そういう一番大事なことから、まだ組合員さんが4漁協の単協の中でおるんですから、苦しみながらもまだやっていて、活魚もやっております。あの方たちは、前浜のものなんですね。一番我々に栄養を与えてくれる方たちなんです。ぜひこういう物のとらえ方を大事にしてください、そうしますと、我々が下水を流すとき、または、水産加工業さんは、今はなくなりましたが、無為に流してはいけない、それから、水路、女郎山水路とか神社の方から流れてくる、山の方から流れてくる、こういう下水の管理、そういうものをして、山の上にやはり木を、海の水がきれいになる木をやっぱり植えていかなければいけない。貯水槽というものをつくってまいりましたが、そろそろ脱皮して、自分たちの庭にそういう木を植えて、親水性のある木を植えて、それで海を大事にしていくと。我々の住んでいるまちを大事にすると。そういう物のとらえ方をさせていただきたいと思えますし、一つ、ここで言いたいことは、ある40年間この塩釜港で潜りをしていた漁業者とお会いしました。10日ほど前に。このごろは、船も余り入ってこないし、漁船も経費節減で自分たちがスクリーに絡まったものは自分たちで機械でとっていると。私の仕事がスクリーの潜りですから、スクリーに絡まったものとか、船体を海の中で、海底の中でいろいろやる作業だったけれども、なかなかもうなくなったんだと。しかし、塩竈の海底にはちょっと外へ出ただけでもすごいものがあるんですよ。木村さん、私に1億円出してくれないかと。1億円はありませんと言っ

ただけれども、年2回ウニがとれるんですよ。ここの地域はと。それにはこうこうこういうことが必要なんです。だから、パイロット事業として何千万円でも市か県か国が、そういうものを探してみて、ちょっと組合長さんたちと一緒に考えましょうやという話になったんですが、そういうのはまだまだあるということなので、ぜひ浅海漁業、また浅海養殖漁業の方たちともっともっと接点を持って、新しいものに対しては補助金、助成金どんどん出すと。その補助金の中でいろいろあるでしょうが、ぜひそういうことをちょっと伺っていただいて、佐藤課長でもよろしいんですが、ちょっと何かございませんか。

志子田副委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 ただいまお話のありましたアカモクの件につきましては、昨年の秋だったと思いますが、県庁のOBの方、そしてまた、それに関連しての東北大の先生方とかがいらっしゃいまして、湾内でアカモク料理を食べながら、実際に海上を見て歩くというふうな集いもございました。

そういった一連の流れの中で、今回のテレビ報道等につながってきたというふうに理解をしております。

ただいまご指摘いただきましたように、塩竈のやはり浅海漁業、このまちが発展してきた基盤があそこにあったんだろうというふうに思いますし、1次産業として発展してきたまち、海を糧にして1次産業、そして、それが水産加工業で2次産業、ともに日本一というふうに言われた時代があったわけでございます。

やはり、これからはそういったものをさらに3次産業レベルでどんなふうに全国レベルで売っていくのかというふうな、そういった視点が大切かというふうにとらえております。

ただいまご指摘いただきましたような答えを踏まえまして、例えばインターネットとか、そういったものも活用しながら、さらなる振興を図っていくのは私たちの役割というふうに認識しておりますので、今後ともよろしくご指導いただければと思います。

志子田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

伊勢由典委員。

伊勢委員 私も一般会計の部分で、あるいは条例の関係で質疑をさせていただきます。

そこで、議案第35号いきいき企業支援条例というんですかが出ておりますが、これは性格は先ほど課長がおっしゃったような工業団地等々云々ということでの、いわば企業誘致というふうに、たしかお答えになったと思います。

そこで、改めて、これは先ほど中小企業振興条例というのは、活用されていないというふうにおっしゃったが、私の記憶では、これは条例がかれこれ2年間議論されて、制定されて以後、具体的にはBゾーン背後地並びに壱番館のトットちゃんハウスの、あの条例の適用の中で実際に生かされているというふうに私ども確認をしておりますから、そこはひとつはっきりさせておいて、このいきいき企業支援条例が言ってみれば、従来ですと、他の自治体では工業団地があると。そういうものがあるけれども、塩竈はそういうものがないというふうになっているので、いわばそういう工業用団地についていわば生かすための施策として確認していいのかどうか。

そして、いわば前段の中小企業振興条例というのは、今ある商業あるいは工業、大手も含めて一定のルールは決めているはずですから、そこら辺も含めて前段だけちょっと確認をしておきます。

鈴木委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 基本的には今委員おっしゃられたような仕組みということで、我々今回の条例提案させていただいております。

前段の流れ等についても別にそのように理解してございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 承知しました。

それで、本論の方に少し移りたいと思います。

そこで、私の質問の関係で少し確認をさせていただきたいんですが、10の53ページのところ確認をさせていただきたいと思います。当初予算のところです。

そこで、53ページのところに収納対策、市税についてのいろいろな賦課徴収等々、6,700万円等々計上されております。そこで、確認をしたいわけですが、今年度市税が62億円、全体で62億円。個人市民税が23億8,000万円何がしというふうに確認され

ております。そこで、税務課長にお聞きしたいんですが、今年度の予算書には載っているかと思うんですが、課税客体、改めて個人市民税のこうした人数について確認したい。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 資料 18の30ページを使ってご説明させていただければと思います。

30ページに納税者数がそれぞれ書いてございます。個人市民税の欄の三つ目のところに納税者数(実数)と書いてございます。均等割と所得割がございまして、それが一緒に係る人数を差し引きまして、平成18年度当初予算では2万5,151人の納税義務者を見込んでございます。以上です。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 2万5,000人の課税対象者がおると。

そこで、先ほどいろいろな議会の議論がございまして、財政が厳しい、予算が厳しいということなことから、市民サービス使用料、こういうエスプ等の使用料も個人負担にしてはどうかというご意見も前段ございました。いわば資金の調達のために必要ではないかという、そういう質疑もございました。

そこで、そういう点で、改めて滞納問題というのは滞納問題で、市の税収で毎年、例えば決算でもこのくらい滞納がありますというのは監査意見書なり決算書を見ればわかるわけですが、そこで、平成16年、平成17年、さらに平成18年度現在の滞納者、滞納額、これについて確認します。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、この滞納額の状況をちょっとお知らせしておこうかと思います。

以前平成11年ぐらいのときは、7億円ほど滞納額がありました。現在平成16年度決算で6億2,000万円ほどに減少してございます。それが平成17年度の現在の見通しでは5億9,000万円台になろうかと考えています。さらに、平成18年度については、さらに圧縮できまして、5億数千万円、年々年々下げてください。

滞納者でございますけれども、年によってばらつきはありますが、現在300名ほどが滞納者の実数、300名ほどで推移してございます。以上です。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、去年の監査意見書の中で、滞納している方々の取り扱いについて、たしか後段の方で監査意見書等で触れられておったと思うんですが、その滞納の方々の状況と実際に

不納処分として落としていったもの等々がたしか触れられていると思うので、そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほど7億円あったものが今日では5億円何がしというふうに圧縮をしていると。これら辺の税務課の担当の今現在の収納の対策についてどういう取り組み状況なのか、確認したいと思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 決算でも滞納処分をどのようにやってきたかということで、回答させていただきました。ちょっと今手持ちの資料等探せないですけれども、法的な状況に基づきまして、差し押さえ、さらに不納欠損含めて、税法上に基づいた対応をさせていただきます。

それで、どのような形で滞納を減らしているのかということでございますが、基本的に、現年度課税分をできるだけ納めていただくという取り扱いをさせていただきます。実際なかなか到達はできないんですけれども、現在現年度分を交付税上の取り扱いと同様に、98%の収納率を目指してございます。

昨年現年分は、98までいかない、96。幾らの状況だったんでございますが、平成17年度については、現年度分かなり98に近いような形で推移してございます。

それで、できるだけ現年度分を滞納繰り越しの方に回さないというような動きをさせていただきます。

さらに、滞納された税額につきましては、差し押さえた不動産を昨年12月に初めて公売にかけさせていただきました。これによりまして、350万円ほどを税収上の好影響が出てございます。

さらに、公売については、若干説明させていただきますけれども、実は市が公売できるのは、市が中心になって差し押さえたものでございます。具体的にどういうのがあるかということになりますと、なかなか家族間の同意が得られないで、債権含めて相続できないというような方が多うございます。昨年売れたものにつきましても税に充当した残り分については、皆様に分けてお返ししました。そのために、よくやってくれたということで、お礼を言われているような経過もございます。

今後ともこのような動きを我々税務課としてはきちんとしていきたいと考えてございます。以上です。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 去年の監査意見書のくだりのところを見ますと、先ほどの収納の問題でもいろいろ努力されているようです。

そこで、地方税法がやっぱり適用のいわば法的な根拠だろうと思います。

去年実際にいろいろ滞納処分の監査意見書のくだりをずっと不納欠損で見ますと、いろいろな前段のやつは不納欠損で落としたり、あるいは執行停止にしたというのは、まずはじいて、実際に住所不明が229件、生活困窮が207件、財産なしというのが169件なんですね。全部で、住所不明はしょうがないでしょうね。これは、約230件と数えて、こういういわば本当に今市のボーダーラインの中で生活に苦しんでいる、困窮している方々のいわば内容が示されております。これは、決算の実際の数字であります。

そこで、確認、お聞きをしたいのは、先ほど予算書の関係で10番の139ページ、こういうところでも土木費で委託料、市営住宅入居明渡請求訴訟300万円、調べたところによると、教育委員会の教育費173ページの5項12項で前段承認案件で議論した教育給食費の裁判費用、通信運搬費の41万円の枠組みの中で16万円含まれている。

こういう点で、私何を問題にしているかということ、例えば先ほど課長が述べたように、税務課サイドでは地方税法の根拠法に基づき、いわば必要な滞納の徴収はいろいろな努力も払っていると。先ほどの答えでは税を還付したという話で、非常に涙ぐましい話があるわけですが、一方、最近載った行革ニュースの中で言えば、13項目にわたる市民の納税サービスの制限を検討しているという、こういうくだりのニューが飛び込んでまいりました。しかも、これは新聞に報道されているわけでありまして。例えば、敬老乗車証の交付を制限する、あるいは市営住宅の申し込みも制限する、霊園の使用料の許可の問題も対象にする、チャイルドシートの貸し出し事業まで制限をする、公共物の使用許可も制限をすると。これはどうも取り扱いは、今検討中のようにありますが、お聞きをすると、こういう点で一体どこの段階で今こういう納税滞納者に対するこうした、いわば納税滞納公共サービスを制限するというのは、今現在の段階で検討されているのか教えていただきたい。その辺で、対応方について、現在進行形なんでしょう。そこら辺も含めて確認をしたいと思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 行政サービス制限につきましては、何度も申し上げますが、納税していただくことが基本でございますので、それを目的としまして考えてございます。

現在実際的にどのような形でサービスが提供されているのか、具体的には補助金等について

は、交付要綱に基づいて取り扱われておりますので、その要綱の内容を確認させていただいて、まず、我々がやらなければいけないことは、税を納めているという情報、個人情報になるわけですが、それを確認させていただきますという一文を必ず入れなければいけないと考えてございます。

さらに、納税する意欲を出していただければ、サービス制限をかけないという方針でございますので、その取り扱いの仕組みを要綱の中にどのように盛り込んでいくか、その1件1件の要綱、それから規則等について確認をさせていただいているところでございます。以上です。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 私聞いているのは、どの段階の今検討なんですかということです。どういうレベルの段階ですか。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 その要綱の中身を確認して、どのような形で入れるかというのを検討している段階でございます。（「実際の検討段階」の声あり）

収納対策本部中心になって、当然税務課もかかわりありますので、具体的に納税状況をどうやって確認するかとか、そういうような具体的な手段についてもすり合わせをしなければいけませんので、対策本部と税務課が中心になって担当課と確認しております。

鈴木委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方から収納対策についてちょっとご説明をさせていただきます。

まず、昨年11月末に市税等収納対策本部を設置をさせていただきまして、その中で現在市税あるいは使用料等が大分滞納、十数億円になっておるとい実態を踏まえた場合に、どういった体制を組んでいくかということで、この対策本部を設置をさせていただきました。

その対策本部のもとに二つの検討していただく、言ってみればワーキンググループといいますか、班を設置をさせていただきます。一つには、徴収を強化するための班、それから、法的措置を検討する班と、その中で今言われた行政サービスはどうあったらいいのか、その辺を今中心になって検討していただいて、最終的にはこの対策本部の方で正式にじゃ、こういうような措置をしていったらどうだろうというものを一定程度整理をさせていただいて、それを庁議の中で確認をしていって、初めて決定という形をとっていきたいというふうに考えてございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 事は重大だと思っんですね。つまり、最終的には庁議でこれを確認をしようという

ことで、助役がお答えになったわけでありまして。さきの施政方針の中でも地方自治法10条を基本に照らしてというふうに言っておりますが、私は、地方自治法何度この10条を読んでもやはりそれは該当しないだろうと。そういう考え方に合わないだろうと思うんです。やっぱり地方自治法の10条で定めているのは、地方自治体の構成、いわばそれを担うのは住民だと。一方で義務をもちろんきちんと定められておるわけですが、地方自治体がそういういわば税の徴収で法的な対処も検討すると。それを実施して、それを庁議で決定したら、これは明らかに地方自治体そのもののいわば役割が住民の暮らしと福祉という、このサイドから大きく外れて、まさにこういう点を税を納め切れない方々がいわばそういうサービス制限の取扱者になってしまう。

だから、こういう問題は、やっぱり検討すべきじゃないですよ。地方自治法の第10条の、市長は答えたけれども、やっぱりこういう問題については、先ほど課長が述べたように、必要な税法はあるわけですよ。滞納についても必要な対処はやっているわけですよ。私が聞いても涙ぐましい努力も払っているし、法律に盛り込まれていて、差し押さえやっているけれども、それだっごくごく限られた範囲の中でやっているわけですね。

だから、こういう問題について庁議で扱うとなると、私は事は重大で、地方自治体の本旨を見失ってしまっているのではないかと。財政再建という名のもとで、まさに市民サービスのこの分野をやっぱり切り捨てていく。未納者に対して厳しい制限を加える。これが一方許されるなら、次から次へといろいろなサービスが制限されて、いわば市役所が市民の暮らし、福祉を守るという役割をなくしてしまうのではないかと。そうお考えになりませんか。

鈴木委員長 加藤助役。

加藤助役 ちょっと議論が制限ということだけに集中されているんじゃないだろうかというふうに考えております。

あくまで私どもは憲法に定められているとおり、納税の義務というものはありますし、また、この裏返しには権利というものもあるだろうと思います。

そういった中で、あくまでも納税を推進していただくというのが目的でありまして、制限ということではなく、この措置をどういうふうにしていったらいいんだろうということで、今検討に入っていると。その検討の一部内容が先日報道されたということでもありますけれども、こういった事例等も他でも取り扱いをされておりますものを参考にしながら、今私どもも粛々とやっているところでございますので、その辺だけはぜひ制限という字句だけにとらわれない

で、全体を見た中で議論をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 市税滞納者への公共サービスの制限、書いてあるんです。このペーパーに。ニュース等でも報じられているんですよ。だから、こういう問題について財源を確保するという前提に立って、こういうことを書いているというのは、事はだから重大だと思うんですよ。そこがもしわからないとすると、先ほど述べたように、まさに今検討して粛々とやろうとしているということになると、やっぱり地方自治体の本旨を忘れた立場ではないのかということ厳しく指摘をしておきたいと思います。

続いて、老人福祉費の方で、ちょっと時間もそれほどありませんので、確認をさせていただきたいと思いますが、ページ数で言うと老人福祉費、民生費のところを開いていただければと思います。老人福祉費、ページ数で言うと67ページあたりからなると思うんですが、そこで、この老人福祉費で、しかも今度改めて介護保険のいろいろな制度変更によって廃止になり、あるいは縮小になったというものがあります。つまり、一般財源で組んでいた予算が縮小になり、対象になったというのがどうも見受けられます。総括質疑でも触れました。

そこで、具体的な事業についてどういうものだったのか、確認をしたいと思います。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えします。

介護福祉課の方では高齢者の支援としまして、今まで例えば敬老祝い金支給事業のように、全く一般財源だけでやっていた事業もございますが、大半の事業につきましては、国庫補助事業を活用して事業をさせていただいたところでございます。

今回介護保険の方の大幅な制度見直しもございましたが、補助事業につきましても従来地域支援事業ということで、実施していた事業の一部分につきましては、介護保険事業の中の地域支援事業に移行しております。

それからあと、例えば牛乳無料配布事業というのがございますが、この事業につきましては、介護保険の方に移行しませんで、補助事業は廃止になって、交付税措置ということで、一般財源化されたところでございます。

私どもの方で例えばといいますと、牛乳配布事業につきましては、65歳以上のひとり暮らしで市民税非課税あるいは生活保護の支給を受けている方に対しまして、万一の安否確認の意味も込めまして牛乳を配達していた事業でございますけれども、こういった三位一体の改革で

補助事業が廃止されたことに伴いまして、改めてこういった安否確認ということでは、ほかに緊急通報システム整備事業等がございますので、そういった事業の中でより万一の安否確認が可能であるということで、こういった事業を廃止させていただいているところでございます。以上でございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 何件廃止され、どういう事業なのか、教えてください。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 まず、今般予算特別委員会資料 18でございますけれども、26ページをお開きください。

ここに表で記しておりますけれども、左側が従来一般会計で実施していた事業でございます。右側の方に介護保険事業に移行した事業を記しております。

それから、一般会計から介護保険の方に移行しませんで、今回見直しということで廃止させていただいた事業でございますけれども、1点としましては、ただいまの安否確認ということで、牛乳の無料配布事業、それから、私どもで痴呆予防教室ですとか、転倒予防教室の際に年1回でございますが、お食事を提供している会食サービスという事業がございました。こちらにつきましても食事をこういった財政状況の中で提供するのはいかななものかということで、今回見直しということで、廃止させていただいております。以上でございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 福祉の分野に国のいろいろな制度の変更も伴い、次々次々とこういう形で廃止、縮小になっていくと。例えば、紙おむつ支給事業などは、本当にこれは今まで相当のサービスを受けていた方がいらっしゃるんですね。ねたきり老人紙おむつ支給事業、去年の予算で見ると717万円、ところが、今回は188万円。500人の対象が70人ですよ。しかも、範囲は課税非課税の範囲に限定すると。こういう性格であります。

やはり、ここにも今の廃止、縮小の方向を一層加速させている性格が色濃くこの一般会計の中にも見受けられるというふうに思います。

その辺は、事実そういう方向での予算措置でしょうから、やっぱりそういう福祉の切り捨ての方向については、私たちは厳しくこの問題については対応していきたいし、そういうこれまで待ち望んでいたサービスが切り捨てられるということについては、まさに言語道断だというふうに一言述べておきたいと思います。

次に、若干仕事おこしの件について少し触れたいと思います。

そこで、先ほど前段伊藤委員の方からも入札の経過について少し触れられていましたので、角度を変えまして、仕事おこしという点で一体どうなのかということを少し触れさせてもらいます。

そこで、入札については、それぞれの事務経費等々ということのようですから、全体款項目の款のすべての中に含まれているんでしょう。それで、さきの質問の中でも今の入札制度そのものの枠組みがあって、仕事がなかなかできないと。先ほどの質問の中の回答でも指名競争入札ですか、登録するのは8社程度だという、こういうお話でしたが、改めて今現在塩竈市のとっている入札制度のやり方、一般競争入札あるいは指名競争入札、この辺について確認をしたいと思います。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

入札の方でございますけれども、金額的に区分される部分がありますので、それでお答え申し上げますと、まず、一般競争入札でございますが、現在目安にしておりますのは、おおむね1億5,000万円を超える事業については、できるだけ一般競争入札にかけていこうというふうな方針でございます。

それ以下の部分でございますけれども、指名競争入札が中心になってまいります。ただ、これも技術的に特殊なものであるとか、そういった部分につきましては、極力一般競争入札に付していこうというふうな考えのもとでしております。

それから、金額的に言いますと、指名競争入札がかなりの部分を占めるようになるんですけども、あと小額になりまして、工事ですと130万円が一つの区切りでありますので、130万円を超えるものにつきましては、指名競争入札ですが、130万円以下になりますと、指名競争入札で必ずしもなくてもよくなりますので、法律的に、そういう場合には随意契約で見積もり徴収しながらですけれども、やるというふうな、金額的に言いますとそういった段階になろうかと思えます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 今現在指名競争入札で何社ぐらいの指名のこれまでの実績なり、対象になっているのか確認します。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 指名競争入札でございますけれども、指名者は、一定金額を超えますと、特にその地域要件を設けずに行いますけれども、ある一定規模までは地域要件を定めて指名競争入札をしております。

そういう場合には、市内の業者ということになりますが、そういう場合には、大体市内業者で登録して今いる会社数が大体100くらいだったと思いますので、その方たちは参加しているというふうな形になろうかと思えます。すべての工種含めて100くらいになると思えます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、実は、これは私も一般質問でも一応取り上げた記憶もございます。たしか平成15年度の12月議会が9月議会あたりだったと思えますし、それから、日本共産党の市議団としても申し入れをして、市長の方に毎年度の予算要望で申し入れをしているんですが、全国的に小規模工事等契約者登録制度というのが全国の自治体で行われております。私が調べたのでは、古川市がその取り組みをしておるようなんですが、そこで、こういった登録制度について、小規模工事等契約希望登録者制度、ちょっと長いですが、その辺の今検討はどのようにされているのか、再度確認をしたいと思えます。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 一般質問の方での市長答弁の方でもありましたけれども、今現在小規模工事を行う方々についての登録制度というようなものを今考えておまして、これまでですと、市で持っている業者に対する情報といいますのは、やはり指名登録業者情報が中心になってまいりますので、先ほど申しましたように、130万円以下であれば、必ずしも指名競争入札でなくてもよろしいわけですが、そういった金額につきましてもやはり指名登録されている方中心の発注になってございますので、より発注しやすいように、そういった130万円未満の工事に合わせたような登録制度のようなものをもう一つ設けていってはどうかということで検討しているというようなところでございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 古川の制度をもう一回読んでみました。そこで、第1条の中で、受注の機会の拡大を図ると。これは、そのとおりでしょう。そして、競争入札参加資格名簿に登録されていない者で市が発注する工事の小規模な工事についてその対象にする、登録する。

それから、1件当たり第2条では古川では50万円だそうです。

それから、第3条では建築関係はガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、タイル、長くなりますからやめます。設備では電気配線、証明、放送機器、ボイラー、ガス。土木関係は、防護さく、舗装、土木。

つまり、50万円の対象にして、登録をして、さっき100社と言いましたね。指名で。だから、市内にいる、例えばそういう、例えば具体的に言うと、1人親方の大工さんあるいは本当に小規模で仕事をしている方々のいわば登録制度そのものをしっかり定めれば、130万円にするか、あるいは50万円にするか、その辺はいろいろな議論があるかと思えます。

しかし、登録制度そのものを設けると、入札あるいは指名競争入札の対象で入れない方々がこの制度に入って、市の公共工事そのもののいろいろな制度のいわばそういう取り組みに参加できるという仕組みになります。

予算特別委員会でも資料出していただいたんですが、例えば小・中学校、それから、住宅の修理、修繕費というのは結構こういうもので該当するんだろうと思うんです。やっぱり今建設関係者、建設業者そのもの、それから、実際にそういう1人親方でやっている仕事をやっている方々、本当に小規模な方々のこういったいわば仕事がない中での仕事おこしの活路になるというふうに思いますので、ひとつその点については、鋭意この辺の対応も古川市の制度、諸制度なども検討していただいて、ぜひ取り扱っていただきたいと思いますが、改めて、もしご意見等があれば、伺いたいと思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今伊勢委員からご質問いただきました件につきましては、私の施政方針に対しまして香取委員の方から同様のご質問をいただいております。その際に、私の方から市内のそういう中小の業界の方々が大変今ご苦労をされております。

そういったことを踏まえまして、130万円以下について新たな簡易な申請方式といったようなものにつきまして検討させていただくということにつきまして香取委員の方に回答申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 時間もあと5分程度ですので、そこら辺で組み立てて質疑をしたいと思えます。

地域の問題で若干触れたいと思うんですが、一つは、市営住宅の修繕のいろいろな資料として、18番資料に載っております。市営住宅修繕等々載っておりますが、最近目についたのは、清水沢市営住宅でベランダの部分が落とされていると。ベランダのコンクリートの壁のと

ころで落とされていると。こういうところがあったようです。どうも担当の方に聞いてみると、安全対策のためだということのようですが、この辺などもいわば修繕の対象になるのかどうか。いろいろな努力はされていると思うんですが、どういう対応だったのか確認し、そして、今後の市営住宅の修繕等々、どのように進めようとしているのかお聞きをしたいと思いません。

鈴木委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今ご質問のありました清水沢住宅に関しましては、本体にモルタルで加工している部分、その部分を本体との剥離の部分で落下するおそれがあるということもありましたので、そういった面での安全確保、上から落下するとかかなり危険なものですから、そういった安全確保を優先させるために、まずそういった部分に関して先に落としておくということで、今年度そういう部分での補修といいますが、落とすことの工事をさせてやってきました。

あと、修繕に関しましては、今回載せさせていただいておりますけれども、市営住宅の大口の修繕と一般的な室内的な小口の修繕、そういった2種類ございます。今みたいな部分で言えば、大口の修繕、工事の部類に入るかと思えますけれども、そういったものに関しては、あと年次計画の中で処理していかざるを得ない部分なものですから、そういう形で今後の処理対象になっていくという形になります。以上でございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 一つ見た目には余りよくないんですね。落とされ放しにしてしまって、ちょっと見る方はどきっとしますので、本当に大丈夫だろうかというふうに思いますので、ひとつぜひ落とした後はきれいにしていただくと。やっぱり住んでいる方が住みやすい市営住宅をひとつやっていただきたいと思います。

それから、時間もあと3分ぐらい。それで、信号機関係でちょっと確認をしたいと思えます。47ページのところ、10番の交通安全対策載っております。そこで、信号機で地域の要望等がありまして、例えば伊保石集会所の前に信号機をつけてほしいという要望も町内会から出ているようであります。

去年何か事故があって、いろいろちょっとあの辺でトラブルがあったようですし、それから、西町の表坂の神社のところにも信号機設置の要望の話が上っておるようでありますが、その取り扱い等々についてどういうふうな対応になり、そして、新年度どういう方向で、これは後援会ですから、必ずしもこうだと言えないんでしょうが、ひとつどういう取り組み状況なの

か、教えていただきたいというふうに思います。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

今ご質問のあった内容であります。信号機の設置につきましては、委員ご承知のとおり、警察行政の範疇になります。

私どもでは陳情、要望が出てまいりましたら、その2点とも警察と協議しまして、市長名である一定の回答を差し上げているところであります。

ただ、信号機は平成18年度県自体の予算が15基ということで、塩釜警察署管内2市3町では1基ぐらいかなというような内容にもなっておりまして、塩釜警察署でもその交通量など、そういったものを調査しまして、県の交通規制課の方に優先順位をつけまして、上申しているというような状況でありますので、ご理解ください。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 大変県の予算も厳しいようではありますが、県に随分と顔の幅広い佐藤市長、ぜひ予算を獲得していただいて、15基のうち2基ぐらいはつけていただくと、こういうあんばいで取り組みを進めていただきたいとします。

鈴木委員長 お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月7日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時55分 終了

平成 18 年 3 月 7 日（火曜日）

平成 18 年度予算特別委員会

（第 3 日目）

平成18年度予算特別委員会第3日目

平成17年3月7日(火曜日)午前10時00分開会

出席委員(21名)

菊地 進 委員	田中 徳 寿 委員
武田 悦一 委員	伊藤 栄一 委員
志子田 吉晃 委員	鈴木 昭一 委員
今野 恭一 委員	浅野 敏江 委員
吉田 住男 委員	佐藤 貞夫 委員
鹿野 司 委員	志賀 直哉 委員
香取 嗣雄 委員	曾我 三三 委員
中川 邦彦 委員	小野 絹子 委員
吉川 弘 委員	伊勢 由典 委員
東海林 京子 委員	福島 紀勝 委員
伊藤 博章 委員	

欠席委員(2名)

嶺 岸 淳一 委員	木村 吉雄 委員
-----------	----------

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭君	助 役	加藤 慶教君
収入 役	田中 一夫君	総務部長	山本 進君
市民生活部長	棟形 均君	健康福祉部長	佐々木 和夫君
産業部長	三浦 一泰君	建設部長	内形 繁夫君
総務部次長兼 総務課長	阿部 守雄君	総務部次長兼 危機管理監	大浦 満君
市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋君	健康福祉部次長兼 保健年金課長	木下 彰君
産業部次長	伊賀 光男君	建設部次長兼 都市計画課長	茂庭 秀久君
総務部行財政 改革推進専門監	田中 たえ子君	総務部政策課長	渡辺 常幸君
総務部 財政課長	菅原 靖彦君	総務部 税務課長	福田 文弘君
総務部 防災安全課長	佐々木 真一君	市民生活部 市民課長	澤田 克巳君
市民生活部 浦戸交通課長	郷古 正夫君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統君	産業部 水産課長	佐藤 俊行君
産業部 商工観光課長	荒川 和浩君	建設部 建築課長	千葉 伸一君
建設部 土木課長	金子 信也君	建設部 下水道事業所長	橋元 邦雄君
総務部総務課主査	大山 貴之君	総務部総務課主査	伊藤 勲君
総務部総務課主査	阿部 俊弘君	会計課長	西川 信男君
教育委員会教育長	小倉 和憲君	教育委員会 教育部長	小山田 幸雄君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	高橋 利夫君	教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎君

教育委員会教育部
総務課長兼
総務係長 橘内行雄君

教育委員会教育部
学校教育課長 佐藤福実君

教育委員会教育部
生涯学習課長 中川政則君

教育委員会教育部
生涯スポーツ課長 菊地辰夫君

選挙管理委員会
事務局長 佐藤直孝君
監査事務局長 丹野文雄君

監査委員 高橋洋一君

事務局出席職員氏名

事務局長 佐久間 明君

事務局次長 遠藤和男君

事務局次長兼
議事調査係長 安藤英治君

議事調査係主査 戸枝幹雄君

午前10時00分 開会

鈴木委員長 おはようございます。

ただいまから、平成18年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日欠席の通告のありましたのは、嶺岸淳一君及び木村吉雄君の2名であります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

これより3月6日の会議に引き続き、審査区分1の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。福島紀勝委員。

福島委員 おはようございます。

それでは、平成18年度一般会計の予算について、資料の10を中心にしながらお尋ねをしてみたいと思います。

最初は、第1款の市税についてであります。

4ページの固定資産税と6ページの都市計画税で、前年度比での1,981万5,000円のマイナスと、2,713万2,000円のマイナスを計上しなければならなかった要因についてお聞かせいただきたいと思っております。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、平成18年度でございますが、平成18年度は3年に一度の評価がえの年でございます。

まず、土地の状況からお答えいたしますが、まず、土地については4%ほどの減が予想されてございます。昨年までは場合によっては二桁ぐらゐの評価の減があったわけですが、今回の評価がえでは4%ということで、一桁台の減額になっている形でございます。4%減で、土地については見積もりさせていただいております。

続いて、家屋についてですが、既存の建物につきましては、木造で2%、それから鉄筋コンクリート等で5%の減が全国的に予定されていますので、それを見込んでございます。

それに伴います減に新築住宅等の増を考え合わせまして、このような建物についても若干減少するだろうということで見込んでございます。これは固定資産税だけでございますが、償却資産については、企業進出等がございましたので、償却資産については、若干伸びるというふうに考えておきまして、総額で0.7%減の2,000万円弱、固定資産税については減にな

っているという状況でございます。

続いて、都市計画税につきましては、都市計画税の算定には償却資産がございませんので、先ほど申し述べた償却資産の増が見込まれません。それで、土地、建物についてももろに減額要素が出ましてこのような金額になっているということでございます。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 はい、ありがとうございました。

路線価格の関係とこうした部分の税金に対する比率の部分では余り影響はなかったんでしょうか。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 当然、路線価格等の状況が基準地価に反映されますので、そこら辺の減が固定資産の土地分の評価については影響が出ているかと思えます。

それで、路線価についても減額幅が若干減少になってきておりますので、総体で4%台の減額で、何とか持ちこたえられたというか、そういうような状況でございます。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 はい、ありがとうございます。

次は、26ページの第20款諸収入のマイナスの部分で4,985万5,000円と雑入での3,885万円について、どのような流れでこのようになったのかお尋ねをいたします。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私からも雑入の減少の分についてお答えしたいと思いますが、昨年、都市計画関係の基礎調査ということで5,000万円ほど歳出組んで貯蔵しているんですけども、その際、2市3町で共同で行っておりまして、その負担金ということで、2市3町から昨年の予算ですと、負担金として大体3,400万円程度なんですけれども計上してありました。今回の雑入の減少の主な要因はそのようなことでございます。それは単年度事業でございましたのでことしはないということでございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 諸収入の分は。

菅原財政課長 諸収入のもう一つですか。（「はい」の声あり）

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 諸収入につきましても、まずその雑入で3,400万円程度減少だったという

のが一つでございますが、もう一つ方は、諸収入の方では預託金の預託をした場合、これは年度内で回収されますので、その元金分の回収分として預託金の元利収入を設けておりますが、預託金額が1,500万円ほど減少しているというところがございますので、それによる減少が一つでございます。以上でございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 次は、第2款の総務費の関係で、49ページにあります防災対策事業の801万1,000円と防犯灯維持管理助成金674万5,000円のこの関連について説明をいただきたいと思います。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 防犯対策事業費、この中には防犯灯の助成、それから各種いろいろな協議会、その他、協会等の負担金が入っております。防犯灯の設置につきましては、町内会約1,500灯ぐらいの防犯灯がありますが、その電気の消費量の2分の1を補助しております。その金額であります。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 それで、今説明いただいた防犯灯の関係で施政方針のときにもお尋ねをしたんですが、利府町にあっては、ことしじゅうに全部60ワットに切かえをして防犯対策に取り組むんだよと。こういうすばらしいニュースなども流れております。それで、先日もお尋ねをいたしたんですが、もし、今回この40ワットを60ワットのルクスアップに切りかえた場合、どのような数字に変わっていくのか検討していただいたかどうかお尋ねをいたします。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 先ほどのを一つ訂正をお願いします。

防犯灯の数ですが、142町内会で約4,500灯であります。

40ワットから60ワット、どのくらいかというかというのはまだきちんとした計算はしておりません。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 はい、わかりました。

次は、53ページに入らせていただいて、98%のこの収納率を目指して頑張っていくんだよと。こういう説明をきのういただきました。それで、この収納特別対策事業、今後どのような体制で今年度臨まれるのか。

そしてまたあわせて、その下段にあります納税貯蓄組合育成事業、これについて、今後どのように進めていかれるお考えなのかお尋ねをいたします。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、市税等収納対策本部の方針に基づきまして、3月に特別な徴収体制をつくることにしております。若手職員の研修も兼ねまして具体的には日曜日にチームをつくりまして、収納業務に当たります。で、これを5月の出納閉鎖に向けても行っていこうと考えております。さらに、昨日もちょっとお話ししましたが、公売については、これから5月とそれから秋口、2回また対象物件を抽出しまして実施していく方針でございます。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 昨年も休日返上でいろいろ夜間においても大変ご苦労されて、数字的にいいものを上げていただいたと。実績で評価をしているところでございます。ことしもまた大変な状況下にあるかと思いますが、頑張ってくださいなと、こんなふうに思います。

それで、昨年12月2日にこの役所前に張り出されて、2件ほど公売をなさったようなんですが、1件はあんばいよく売れたと。1件については買い手がなかったと。こういうような内容があったかと思うんですが、今後は第2段階で、もし同じ物件をまたかけた場合、どのくらいの格差で下がっていくものか、その辺も参考に教えていただきたいと思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 先ほど、納税貯蓄組合の件については答弁忘れてしまいましたので、まずそれから答弁させていただきます。

まず、納税貯蓄組合、最盛期には200組合ほどありましたが、現在は100組合に半減しております。それから、取り扱い税についても、現在市税等で3億円台と、税全体に占める割合が下がってきてございます。この大きな要因が高齢化、後継者不足、それから納税者の皆さんのプライバシー関係が大きな原因かなと考えてございます。かなり存在も危惧されているような組合もございますので、今後については、どのような持っていく方をするかということでは、連合会長を中心に、皆さん方と協議をしております。

続きまして、公売の件でございますが、確かに12月に2件、公売対象ということで出しまして、1件は売れませんでした。あと条件的には、ちょっと取付け道路が不備だとか、余りちょっと魅力を感じられなかったのかなと考えてございまして、当然、前回出した金額よりも若干下げるような形で再度公売に向かわざるを得ないのかなと考えてございます。具体的に何割

下がるのかということにつきましては、今後ちょっとその土地の状況等を再度また勘案しながら定めていきたいと考えてございます。一応、5月に予定させていただいております。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 はい、わかりました。

次は、第3款の民生費の関係で、67ページ、この中の扶助費ですか、これが7,689万6,000円の部分でここに計上されておりますが、この関係についてお知らせください。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えいたします。

養護老人ホーム、旧措置時代からの養護老人ホームの入所者の扶助費でございます。おおむね65歳以上で、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している方で、自宅において生活が困難な方を措置として入所してやっておりましたけれども、その扶助費でございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 65歳以上の方で、ちょっと聞き取れなかった部分、後段の部分、もうちょっとゆっくりお願いいたします。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度、平成12年4月からスタートしてございますが、それ以前につきましては、行政からの措置として老人福祉法に基づいた措置入所という制度がございました。その方々の扶助費でございます。ですので、介護保険の該当になる以前から入所されていた方に対する扶助費でございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 入所なさっている箇所については、何カ所ぐらいに分かれて今お世話になっているのでしょうか。そして、その人数など参考に教えていただければ大変ありがたいんです。

木村委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 箇所数としましては、県で運営しております養護老人ホーム等でございます。箇所数としては十一、二カ所だと思います。人数につきましては36名で計上いたしております。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 大変ありがとうございました。

続いては、75ページに入りまして、75ページの心身障害者（児）医療補助事業、この部分と、もう1件は、同じページの下段にありますこれは私立保育園の運営費補助の

1,315万1,000円、この部分について、これは私立の保育園に対する部分では何カ所で、どのような配分割合を考えていらっしゃるのか、その辺をご説明いただきます。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 済みません。前段聞き取れなかったんですけども、心身障害児の医療助成の方ですか。（「医療助成」の声あり）済みません。医療助成はちょっと後ほどお答えさせていただきます。

それから、私立保育園運営費補助ですけども、私立認可保育所の健全な運営及び児童福祉の増進を図るために補助しているもので、多様な保育の継続的な実施をしていただきたいために助成している内容でございます。市内には5保育所ございます。その中で乳幼児保育事業費として5施設に対して170万円、それぞれ補助しています。それから、延長保育事業、30分までの保育ですけども、これについては44万2,000円、これが5施設でございます。

そして、延長保育の加算分、さらに長い時間延長する部分として1時間までですけども、4万4,400円、これが3施設。さらに1時間以上になる部分ということで2施設に対して8万8,000円助成しております。

それから、心身障害児の医療助成でございますけれども、心身障害の子供さんたちが医療にかかる際に助成しているものでございます。ちょっと人数的なもの、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 施政方針の中で、保育所の延長保育、これは全箇所でお世話になりましょうと。こういうことで掲げてもらっておりますが、今説明していただいた部分では、3カ所の部分と2カ所の部分、それは時間的に格差があるわけなんです、そのような理解でよろしいんですか。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 はい、基本としては同じ金額を差し上げていますけれども、その延長保育を長くするかしないかによって、その金額が違ってくるということでございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 次は、第4款の衛生費の中で、89ページ、ここの予防接種事業費の関係で、結核治療や、感染の状況等々について、この辺の動きはどうなっているのかお尋ねをいたします。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 結核感染の状況については、現在本市においては発生していない状況でございます。以上でございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 そして、あわせてここに、狂犬病予防費として数字計上しておりますが、この辺の関係については予防接種の狂犬病の予防費等々について。これはどのような仕組みで、実際に市内でペットとしてお飼いにしているこの頭数と、それから実際に登録なさっている頭数の開きはないものかどうか。その辺はどのように把握なさっているか。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 はい、それではお答えをさせていただきます。

狂犬病予防費の内容でございますけれども、主に消耗品関係、これはその予防接種を行った方々に対する鑑札とか、注射済票、そういったやりましたというシールみたいなものの発行の消耗品が主なものでございます。

で、今現在、犬を飼われている方は登録する義務がございますので、今市内では3,000頭以上の登録をさせていただいております。そのうち、集合注射と申しまして、市の方が直接各地区を回らせていただきまして、注射をしているわけでございますけれども、それで大体2,000頭ぐらいはそのところでさせていただいております。さらに、700頭近く、これは各病院の方で直接されていると。そこに若干差がございますけれども、その差については病気がちであるとか、あるいは高齢であるとかという理由で注射をしていないということでございます。以上でございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 大変行き届いている部分と評価をしていいのか、あるいは若干把握しにくい部分もあったりして、悩む部分もあるわけなんです。今はそう発生しないのかと思うんですが、シラミのような部分、これは発毛のぐあい、いろいろペットでもそれぞれきれいにやっていただくところと、それから案外構わないでそのまま飼育されている部分で、そういうところで病虫害の部分まで発生する、あるいはそいつが転移すると、こういうようなことが人体、あるいは

学校の子供さんたち、これも登下校時にかわいさになつてくるワンちゃんなりを毎日あいさつをして帰る。そんなところで若干子供さんたちにかゆみを覚える部分等の関係が発生しているようなんですが、小中学校、小学校の低学年の方がそういう部分が多いのかなと思うんですが、そうしたところ、学校関係では何かニュース的に、あるいはそういう部分で情報などが入ってありませんか。

鈴木委員長 小倉教育長。

小倉教育長 ペットが原因かどうかはわかりませんが、市内の小中学校で最近やや頭髪にシラミが見られたというのは何件か報告があります。それは各教育委員会から各学校に再度注意しまして、保健所等にも相談しましたし、管理校医さんにも相談しながら、今各家庭でさらに衛生面について注意方をお願いしますという配布をお願いしております。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 今教育長が答弁されたように、保健だよりのような形で、学校の方から各家庭の方に入っておるようですので、そうした面と前段にこの狂犬病予防の取り扱いと、それから今後の注射の関係もお聞きしましたので、みんなでそういうところをいち早くとらまえて、みんなであんまり昔のような、戦後のような状態にならないようにね、ぜひお願いをしていきたいと、こんなふうに思います。

あわせて、97ページに移らせていただきます。

97ページ、委託料の関係ですね。ここで、第4款の衛生費の中にあります委託料の部分で、廃棄物の減量化推進事業費、そしてばい煙の測定の関係、これについてお尋ねをしたいなと、こんなふうに思います。

そしてまた、数字的には1億5,612万4,000円と。それから塵芥処理費の関係で、同じく場所は違うわけなんですけど、ここも同じ科目で処理推進費7,077万2,000円、またその下にありますリサイクル推進費の1億4,790万3,000円、こういう部分、そして、99ページにも関連するんですが、清掃施設費の事業内訳にあります1億5,413万8,000円、こうした部分でそれぞれ数量的な違いが生じて要はくるんだろうと思いますが、どの部分でどういう状況が量的に出てきて、それをこの費用で賄う場合、どのような手順で進められているのかをお尋ねをいたします。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 まず最初に、97ページの清掃総務費の廃棄物減量化推進事業

費の1億5,612万4,000円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、一番下の方にあります19節の負担金及び交付金があります。この中で塩竈地区環境組合負担金が1億5,588万5,000円計上されています。この中身につきましては、塩竈市の負担として環境センターの管理の負担金が4,213万8,000円あります。それから、投資的経費の負担金として2,060万4,000円があります。この合計の6,274万2,000円が塩竈市の負担です。その下に特別負担金というものがありまして、これが9,314万3,000円で、これは2市3町の部分の平成9年度、平成10年度の起債の交付金の一括算入を塩竈市にされておりますので、この分は塩竈市が負担しているわけではなくて、この金額が大きいんですけども、9,314万3,000円というのは特別負担金の中身がありますので、実際には金額的には塩竈市が負担しているのは6,274万2,000円です。そういう内訳があります。

それから、次に、廃棄物適正処理施設ということで、7,077万2,000円とリサイクル推進費につきましては、その次のページに移らせていただきます。これも委託料でございますが、一番大きい委託料の13の下の方にあります資源物収集及び選別回収等の業務委託料が1億4,050万8,500円とあります。これにつきましては、資源物を収集運搬するものは約8,600万円という中身です。

それから、伊保石リサイクルセンターとそれからプラスチック製容器包装をリサイクルしております新浜リサイクルセンターの合わせた部分が約5,400万円ということで、これを合わせた金額が1億4,050万8,500円でございます。

それから、廃棄物ですか、清掃工場、次のページ。

施設管理費ですね。清掃施設費、施設管理業務委託料というのがあります。これにつきましては、1,498万1,000円は中倉埋め立て処分場の施設管理業務です。

それから、次のページ、101ページの方に移っていきます。

大きい数字で施設の運転管理業務、下から14節の上の2番目がありますが、これは清掃工場の運転管理業務一般体制を委託しておりますので、その2,189万円という内容です。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 余計なところまで説明いただいてありがとうございました。

私お尋ねしているばい煙関係についてお答えがなかったんですが。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 97ページの上段から5行目ですね。ばい煙等測定委託料の49万9,000円についてご説明を申し上げたいと思います。

これは現在袖野田にございます塩竈斎場の公害測定ということで、煙、あるいは臭気、騒音、これを年1回実施してあるものでございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 それで、同じばい煙で、今の綿次長の方でやっている部分、これについては約6倍の金額になっているんです。今澤田課長の説明あった部分は袖野田の部分で斎場の関係、そして実際にそれぞれ項目が違いますが、綿次長の方の部分では、これが304万1,000円、こういうことになっておるんです。片方は49万何がしと、これで、ここの部分については、何回分に相当する金額なのか、この辺、説明をお願いいたします。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ばい煙測定委託料304万1,000円、101ページです。この部分につきましては、清掃工場のダイオキシン測定とそれから小動物の焼却炉、そういった部分の測定です。ダイオキシンそのものは1回当たり44万円ぐらいしますので、年2回しています。そういった関係でこの金額が大きい内容です。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 澤田課長の方では先ほどこのばい煙とそれから臭気について説明をいただきました。

それで、過般の施政方針のときにもお尋ねをしましたが、水産加工団地の部分については、別に臭気の方は余り感じられないと。こういうことで答弁をいただいておりますが、綿次長の方ではこの臭気の関係については、この項目の中には載っていませんが、ばい煙だけでね、そうした部分の例えば臭気の測定なり何なりのときにはどのような方法でなさっていますか。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 一つは、ページが94ページに戻っていただきます。

4款414の公害対策費というものがあります。140万7,000円です。それは環境公害調査委託料とありまして、この内容は一般環境調査として、年4回3カ所、水質検査、石田川とかそういった酸性雪の内容です。

それで、お尋ねの悪臭につきましては、臭気測定ということで、20万円ほど予算を計上し

てありまして、化製工場の立ち入り調査とか、そういった部分について予算計上しております。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 それで、今戻りまして、99ページで中段にあります先ほど綿次長が説明していただいた部分の下にありますこの分別基準適合物の処理委託費、これについては分別基準にマッチをした部分、それが適合するようにしたんだけど、これについてこのような委託料がまたここに課せられるのはどういうシステムになっているのか。

鈴木委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ご説明いたします。

99ページの委託料の一番下です。分別基準適合物処理委託料465万4,000円、この内容につきましては、容器包装リサイクル法が始まりまして、その処理についての委託料があります。それは例えばガラスの容器だと市が負担、リサイクルに払うのは7%、それからその他のガラスは12%、例えばペットボトルなんかはかなり再資源化できるということで、これは負担がなくなってゼロ%なんですけれども、新浜リサイクルセンターで行っておりますプラスチック製容器包装のこの市の負担分は5%ありまして、これは年960トンも出ますので、427万円ほどそのリサイクル料を払うことになります。ですから、ガラス類とか、そういったプラスチック製容器包装のリサイクル料を払うために日本リサイクル協会というところに払いますので、それがこの金額の465万4,000円です。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございます。

それでは、次、ちょっと飛びますが、129ページに移りまして、この中で私道整備の補助金、これが数字的に100万円だけかと思うんですが、余りに少な過ぎると思うんですが、この辺はどうでしょうか。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 私道整備補助金につきましては、地域の皆さんの生活環境の改善を図るということで、地元の町内会の方に対して補助金を出してこれまで取り組んでまいりました。平成18年度につきましては、今後の見通し等々を勘案しながら100万円という数字で予算化をさせていただいているものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 大分進んだと、こういうふうに理解をしております。それでもまた新年度で何カ所かまた出てくるかと思imasるので、そうしたときは補正なりいろいろでご協力いただけるんだなど、こんなふうに思って地域の声などもまた集約して歩きたいと思imasるので、その節はよろしくお願ひしたいと思imas。

続きまして、143ページの第9款消防費の関係で3点ほどお尋ねをいたします。

防災対策事業の1,995万9,000円の中身と、それからあわせまして、この防災の同報無線の設置工事、これはどのように計画をなさっているのか。

もう1点は、婦人消防団の結成に向けての動向が聞こえてきているんですが、この辺の取り組みについてお尋ねをいたします。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 まず第1点目の防災対策事業費であります、これは防災の備蓄事業、それから自主防災に対する助成、それから今回地域防災計画特措法に関連しまして、整合性を図るために見直しを行いますので、そういった関連の事業であります。

もう1点の防災同報無線につきましては、現在73局、市内に同報無線があります。これはバッテリーの工事でありまして、5年間ぐらいしかもちませんので、計画的にバッテリーの交換工事を行っております。

それから女性消防団につきましては、ご存じのとおり塩竈市消防団、日中は大変、ゆうべも南町で火事が起きまして、深夜にとうとい命をなくしておりますが、そういった場合、すぐに夜中でも駆けつけております。ただ、今現在塩竈市では、その消防団の充足率が大変低い、そういうことで、今そういういろいろなチラシを配ったり、それからケーブルテレビ、FMラジオで一生懸命呼びかけておりますが、なかなか集まらないというのが現状で、現在女性消防団員もそういった視野に入れまして、救急救命の本部の方で活躍していただくよう、今女性の方に呼びかけているところであります。以上です。

鈴木委員長 福島委員。

福島委員 最後なんですが、第10款教育費の関係で175ページに記載をされておりますグラウンド管理費、それから土地賃借料、プール購入費、プール購入費は70万円と、こういうふうになっておるんですが、これはどこをどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

鈴木委員長 菊地生涯スポーツ課長。

菊地生涯スポーツ課長 まず、グラウンド管理費についてでございますが、2,387万円でございます。これにつきましては、現在月見ヶ丘スポーツ広場、これが借地ということで、それを使用料ということでやっているものでございます。それが大体1,557万6,000円計上してございます。

それから、委託料としまして二又のスポーツ広場とそれから何カ所かあるグラウンドございますので、その環境整備とそれらの委託料、それから玉中の電気設備、これの保守管理料、これが委託料で488万2,000円ほど予定してございます。それから今回学校開放維持費を負担していただくということで、学校開放の消耗品、これが消耗品の中の内訳としまして、49万5,000円ほど計上してございます。それから玉中と月見、二又、それらの光熱水費、電気、水道でございますが、これが267万9,000円ほど、それから玉中のナイターの電気設備等、これらについて修繕費としまして10万3,000円ほど、これらを計上したものでございます。それからプール購入費、これは勤労総合施設ということでやったものを市が平成16年に購入したものの分割払いを18年度分の費用ということでございます。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

鈴木委員長 吉川 弘委員。

吉川委員 じゃあ私の方からも質疑をさせていただきます。

まず初めに、資料 10の予算説明書89ページであります。

基本健診等委託料5,521万8,000円及び骨密度測定委託料ですね、95万円についてまず伺いたいというふうに思います。平成17年度の基本健診は日曜健診なども行われて、前年度と比べまして受診率で259名、受診率で3%アップしたと。そして56.5%という、そういう受診率非常にこういう取り組みについては評価をしたいというふうに思います。そういう中で、ただ基本健診の自己負担ですね、これがゼロから1,300円となると、このことによってやはり負担が伴うということと、あとあわせて心配するのはやはり受診率の低下、これが影響出てくるのではないかというふうに思いますけれども、その辺についての見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 まず基本健診についてのお尋ねということでお答えいたしたいと思います。

今回18年度につきましては、自己負担金の徴収ということにつきまして提案させていただいております。

まず、基本健診事業そのものについてご説明させていただきます。

基本健診事業につきましては、老人保健事業に位置づけられておりまして、これにつきましては、老人保健法に基づいた事業というふうになってございます。で、事業費につきましては、基本単価の事業費の3分の1を国から、3分の1は県から、そして残りの部分については市が負担しているという中で実施している中身になってございます。事業実施に当たりましては、国においては徴収基準額というものを定めておりまして、これについては1,300円というふうになってございます。しかしながら、これまで本市におきましては、やはり先ほど議員もご心配なされたとおり、受診率とか、そういったものを考えた場合にやはり受診者に配慮した部分が必要なのではないかということで、これまで自己負担金については徴収しない方向でやってきてございまして、その1,300円相当分については一般財源投入という形でこれまで進めてきている内容にございます。しかしながら、やはり大変高齢化も進んできたということもございまして、受診者数そのものにつきましては、おかげさまで大変ふえてきておりまして、平成7年度分に比べましたら、約この10年間で1.6倍の受診者増という形になってきてございます。なおかつ、やはりこの基本健診につきましては、ご自分の健康状態を確認してもらおうという意味からしてもぜひ受診率をアップし、受診者増の拡大も図っていかねばならない事業だというふうに考えてございます。その中で、なかなか受診率の低下という部分については、大変心配されるどころだというふうには考えてはございますが、やはり一定の負担をお願いしながら、この事業を拡大していかねばならないのではないかというふうに考えてございます。

また、老人保健法におきましても、住民の健康に対する自覚の高揚を図るという趣旨から保健サービスの受診者に費用の一部負担を求めることは評価されるというふうな、そういった考え方が老人保健法の第51条の中には述べられております。そんな中で、やはり県内の各市の状況を見てございまして、高いところでは2,500円とか、2,700円とかという状況の中で、やはり本市としては国の徴収基準であります1,300円の部分については18年度からはお願いせざるを得ないのではないのかなというふうに考えてございます。なお、低所得者に対する配慮としては、非課税世帯に関しては、この部分については徴収免除、また、70歳以上の高齢者の方につきましても、この部分については免除という形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 はい、わかりました。

確かに平成7年度から1.6倍に受診率が上がってきているということと、ただ、課長心配されるとおり、やはり自己負担になったことによって受診率の低下という、そういう問題が発生すると。やはり早期発見というのは何といても大事だというふうに思うので、有料化になるに当たっても今後アンケートとか受診率の動向、その辺をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと、あわせて、骨密度検診でありますけれども、これが新たに行われると。そういうことで、ただ年齢が40歳から75歳までの5歳刻みと、そういうふうになっておりますけれども、県内他市を見ますと、角田市では20歳、それからあと東松島市では19歳と、こういうふうに若いときから測定をします。そのことも非常に大事じゃないかというふうに思いますけれども、それについての見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 骨密度検診につきましては、18年度初めて実施したいということで、考えてございます。今回対象年齢を40歳以上というふうな形にしました背景には、40歳以上、5歳刻みで女性ということで設定しておりますが、40歳以上に設定した理由につきましては、まず一つは、40歳以降、女性についてはカルシウムの亡失が大変大きくなってきて骨粗鬆症にかかる部分がだんだん大きくなっております。そういう意味では、やはりまずは40歳以上の部分について、ご自分の骨密度の状態を知りながら運動とか、栄養とか、そういった形で補っていかないと、将来転倒とか、そういった形で介護を要する状態になっていくという大変危険性が出てまいりますので、そういった40歳代からまず予防が大事だということで設定させていただいております。まずは、初年度の事業でございまして、その部分から始めて、年齢の拡大については、来年以降の課題というふうにさせていただければと考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに女性の場合、赤ちゃんを産むという、そういうやはり男性との違いありますけれど、ただ、日本の場合、やはり火山国ということで、やはり土壌がもうカルシウム不足になっているんですね。日本の水がおいしいというのはやはりヨーロッパと違って軟水のために、ミネラルが不足しているからおいしいということなんですね。ですから、そのために食べ物もやはりカルシウム不足になっていると、そういう面でカルシウムも単にカルシウムをとる

というだけでなく、ビタミンDとか、あとは必須アミノ酸、たんぱく質をよくとるとか、あとあわせて運動をすることによって骨の中の血流をふやすとか、そういう総合的に必要なんですね。ですから、そのために学校のときからとか、若いときからそういう意識を高めてそういう自分の骨密度をはかっておくという、そういう自覚を持たせることが大事だと思うので、そういう面でやはり20歳のときから、若いときからそういうのを測定をする。あと、教育でもそういう意識を高める。そういうことが必要じゃないかというふうに思いますけれども、その辺での課長の見解とか、お考えがあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 議員のご指摘のとおりかと思えます。私ども、日ごろから健康教室ということで、かなり地域の方に出向かせていただきまして、運動であるとか、栄養のお話とか、いろいろさせていただいております。そういった中で、やはり若いうちからきちんとした栄養をとること、また、運動していくということは大事なことでございますので、いろいろな健康教室の折とか見ながら、啓蒙活動については実施してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 ぜひ検討のほどよろしくをお願いします。

続いて、10の161ページですね。

公民館管理費2,793万6,000円がついておりますけれども、昨年の9月の決算委員会でも取り上げさせていただきましたけれども、公民館のエレベーター設置ですね。公民館の利用というのは年間当たり6万8,000余ということで、延べ人数で市民全体の人口を上回る、そのようなこの利用になっておりますけれども、この辺について、エレベーターの設置、これが設置額にするとどのような試算額になるのか、あと、設置についてどういう検討がされてきたのかお伺いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺教育部次長兼生涯学習センター館長 公民館の利用につきましては、今ご質問ありましたとおり、相当数の市民の方の利用をいただいております。現在、東玉川の公民館は昭和50年の建物ですので、時代が微妙に違う中でその使い勝手、そういう問題が発生してきております。その一つとして、象徴的な意味ではエレベーターがないというところで、利用者の方に多少、多大なご負担をおかけしている現状にあるかと思えます。エレベーター設置につきまして

は、担当といたしましては、一応教育委員会内部でもその必要性については十分認識しているというところに至っておりますけれども、ただ、予算の組立の段階で、市の財政の事情もありまして、結果的に今年度も残念ながら予算としては組むことはできませんでした。

エレベーターの設置の費用ですけれども、9人乗りで約2,000万円、その程度の事業費がかかるということを認識しております。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 前と同じような答弁ですよね。そして、エレベーターの設置については、前は1,000万円から2,000万円と、ずっと高い方になってね、最近安くなってきているんじゃないかという、そういう話もありましたけれども、ただ、この件に関しては市長、いろいろ総合的に考えて、近い時期にこれを報告させていただくと、こういうふうに述べていますけれども、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今担当の館長が大変苦しい答弁をしておりました。担当からはぜひ設置したいという予算書が上がってまいりましたが、今議会を通じて申し上げさせていただいておりますとおり、大変厳しい財政状況であります。職員の給与はもとより、議員の皆様方にも大変なご負担をおかけしながら18年度の予算編成に当たってまいりました。今2,000万円という金の大きさについていろいろ意見があるかと思いますが、我々といたしましては、平成18年度の設置については見送らせていただくという決断をさせていただきました。今後につきましては、その後の財政状況の推移を見ながら対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 ぜひ市長の言う、優先度順位ですね。この辺についてやはり再検討していただいて、次期、来年度はぜひつけていただくよう要望しておきます。

続いて、151ページになりますけれども、小学校大規模改造事業、これで420万円ついております。これは、玉川小学校の改造事業に向けて平成19年度から行うための実施設計と、これを18年度につけた予算だというふうに思います。ご存じのとおり玉川小学校、もう昭和35年に建築ということで、市内では一番古い建物であります。かつては平成16年度に23億円の大規模改築を行うと。そういう予定、計画されましたけれども、今回の設計によって、どのくらいの規模の金額で改修がされるのか。あとは、全面改築と違って、大規模改修の

場合、この耐用年数ですね、これがどのくらいになるのか。その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 橋内総務課長。

橋内教育委員会総務課長 お答えします。

玉川小学校の大規模改造でありますけれども、国の大規模改造の補助事業を受けて19年度に一応実施したいと。そのための県、国に申請するための実施設計を18年度に組むということでございます。

それで、工事の内容ですけれども、内外壁工事、それから床ですね。それから天井工事、それから電気、給排水工事、それからトイレ工事などを予定しております。

それから、耐用年数でありますけれども、10年以上は耐用年数が伸びるということでありまして。以上でございます。

金額ですけれども、1億円前後を予定しております。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 はい、わかりました。

それで、事業費が1億円で耐用年数は10年以上と。これまで、やはり18年度に補強工事を行って、あとその後大規模改修を行って10年はとにかくもつと。しかし、その後、やはりまたもう10年たてば、全面的な改築をせざるを得ないと。そうするとやはり二重、三重になるというふうに思うんですよね。ですから、本当にこの今回の大規模改修というのはやはり建物本体には手をつけないで、トイレとか、外壁とか屋根とか、そういう状況になるわけなので、ですから、その辺で本当に10年前後という、そういう状況ですから、そういう面ではやはり全面改築ですね、大規模改築、そういうことも検討されなかったのかどうか、それについて伺いたいというふうに思います。

鈴木委員長 橋内教育委員会総務課長。

橋内教育委員会総務課長 お答えします。

今回18年度に耐震補強工事を行います。それで、構造自体は今回2月の補正をいただきまして、議決をいただきまして、早速工事に取りかかる予定でありますけれども、まず構造自体は耐震補強で補強すると。

それで中身ですね、老朽化した部分は19年度に行うというふうな形であります。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 なかなか改修工事とあと大規模改築という、その辺がはっきり答えられませんでした。ぜひ、今後本当に子供たちの教育環境をよくしていただきたいという、そういう立場です。

あと、続いて、151ページになりますけれども、小学校耐震診断調査委託事業費800万円とそれから補強事業費1,600万円について伺います。

資料 18ですね、36ページ、37ページで耐震診断調査結果を出していただきました。診断結果の耐震指標ですね、IS値、これについてどのように見ればいいのか、それをまず伺いたいというふうに思います。

鈴木委員長 橋内教育委員会総務課長。

橋内教育委員会総務課長 お答えします。

耐震指標でありますけれども、平成7年に旧建設省の告示の中に耐震指標の評価基準というのがあります。それによりますと、耐震指標ですね、IS値が0.3未満の場合は地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いんですね。それで、耐震指標が0.3以上0.6未満の場合は、倒壊し、または崩壊する危険性がある。それから耐震指標が0.6以上の場合ですね、これは危険性が低いとなっております。それで、耐震指標が0.3未満の建物については、緊急に耐震補強工事が必要となっております。それから、国の最低基準は、耐震診断による耐震指標が0.7未満で、耐震補強後0.7以上になることが条件であります。

今回の診断の調査結果ですね。三小、玉小、一小、二小の診断の結果でありますけれども、緊急に耐震補強工事が必要であるとする0.3未満の建物はありませんでした。しかし、危険性があるという結果でありますので、計画的に補強工事を行うことにしております。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 課長言われるとおり、今回0.3以下はなかったということですがけれども、ただ、これまで4校すべてがやはり全部補強の必要性があると、そういうふうに言われています。とりわけ、0.3以下ですね、危険性が高いという、それに最も近いというのがこれは第三小の校舎がもう0.3、あと2階の方では0.323とかなっております。そういう面では、0.3から0.6も、これも危険性とか崩壊、これが危険性があると、そういうふうに言われ

ているので、本当にやはり一刻も早くこれを補強する必要があるというふうに思います。

それで、私もこの間、施政方針の中でも言ってきましたけれども、確かに平成20年度まで、やはり計画的にやるというそれはわかりますけれども、塩竈一中ですね、この体育館は玉川小に次いで、昭和36年ですから、2番目に古い建物となっているんですよ。ですから、いち早くまずこの耐震診断を行うということがやっぱり重要だというふうに思いますけれども、その辺についての見解があれば、ぜひもう一度お願いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 橋内教育委員会総務課長。

橋内教育委員会総務課長 お答えします。

耐震診断の調査でありますけれども、耐震診断優先計画というものを策定して、事業計画に沿って今耐震診断を行っておるところであります。

一応古い順に耐震診断を行っているんですけども、順番からいきますと平成20年に一中の診断調査を行う予定であるということでもあります。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 わかりました。

それで、あと続いて、玉川小学校の給食室等、これが18年度に解体されて、あと二小の方で共同調理が行われると。そういうふうになっておりますけれども、私は玉川小学校の大規模改修とあわせて、ぜひ給食室等もやはりこれを建てかえしてほしいと、そういうふうに思いますけれども、この見解についてはどういうふうに考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

鈴木委員長 橋内教育委員会総務課長。

橋内教育委員会総務課長 お答えします。

玉小の給食室は診断調査の結果、コンクリートブロックづくりであり、鉄筋量、壁量、建築基準法で定められた必要の体力壁量が現行の規定を満足していないと。それからモルタルの施工に疑問があるということなので、実際に補強工事を行うことは非常に困難であるという診断結果でありました。でも、安全確保対策として早急な対策が必要だということがありまして、いろいろ検討を行いました。その結果、これから新しい給食室をつくるには、国の補助を得る上、衛生管理基準を満たすことが必要であります。それで、国の衛生基準ではドライシステム、それから非汚染区分といいまして、食材を搬入する部屋ですね、それから洗浄する部屋の汚染区域、それに調理をする非汚染区域に区分しなければならない基準となっております。で

も、500食のドライ方式をつくるには、国の基準を満たす給食室をつくるには標準的には350平方メートルの面積が必要であると。現在は117平方メートルでありますので、新たに給食室を建てるとなると、校舎の配置、それから現在の給食室の配置からいって、建てかえは困難であるというふうな形になりました。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 1億円かけて大規模改修をやるわけなので、大規模改築ですね、やはり23億円までいかないにしても、とにかく改修でやるとすれば、給食室はぜひつくっていただいて、それでやはり本当にこの塩竈の給食、自校方式は本当においしいと、ほかから来た先生がやっぱり言っているんですね。ですから、本当の子供たちにそういうおいしい給食をやっぱり維持させていただきたいと。そういうふうに思います。

あとあわせて、自校方式の持つ意義、これは神戸市で、阪神大震災を受けて、苦い教訓があるんですよ。やはり神戸市の場合は民間委託を給食で行っていたんですね。そしてその結果、結局体育館でやっぱり避難生活を強いられた方々に対して炊き出しができなかったと。そういう教訓があるんです。ですから、その辺も踏まえて、ぜひ今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

あと、続いて、議案第19号の塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例について伺います。

この条例改正は職員定数を現在969名を805名にしようとするものだ。そして、この大もとになっているのはやっぱり総務省の去年3月の指針があるというふうに思います。これまで国の方では各地方自治体が5年間で4.6%の人員の純減を行ってきていると。ですから、今後平成22年度まで、その4.6%を上回るように。そういうように指針を出しているわけですが、本市の場合はこの2年間で市長がもう5年間で100人を削減すると。そういう中でこの2年間で55人6.4%を削減してきているわけですね。それで、今回この定数、計画に基づいても22年度まで130人16.4%を削減すると。大幅なこれは削減ですよ。ですから、このことは、やはり自治体というのは本来ならば、全体に対する奉仕者、そういう立場として民ではやれないことをやっぱり官がやる。そういう内容だというふうに思いますけれども、しかしこういう削減によってやはり官から民へという、そういう流れに変わってしまうのではないかと。そういうふうに思いますけれども、考えをお聞きいたします。

鈴木委員長 田中行革専門監。

田中行財政改革推進専門監 私どもの方で定数の計画の部分ですが、昨年10月策定いたしまして、17年4月1日現在の791名を661人にしようという内容のものでございます。本市の定数の課題でございますけれども、類似団体と比較いたしまして88名、総務省のモデルと比較いたしましても10名の定数が多いという現状、それから、税収の71億円に対しまして一般会計ベースで43億円の人件費ということで、市税のうち70%の部分を人件費が占めるという大きな課題がございます。

一方におきましては、人口が平成7年をピークに減少、税が平成9年をピークに減少という傾向の中で、そちらのいわゆる収入に見合った組織体制、職員体制にすることが必要というふうに考えてございます。そういったことを踏まえまして、市長が就任されましてから、15年から50数人ということ、削減に取り組んでおりましたが、さらに適正化が必要であるということで、昨年10月に作成したものでございます。

この内容につきましての基本的な考え方は、行政運営の効率化なり、行政の守備範囲の見直し、職員の資質の向上を図りながら定数の適正化を図ろうというものでございまして、官から民へのすべての移行ということではないという認識でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに、人口減とか、あとは財政難とか言われますけれども、やはり市のやろうとしているのは、国のいわゆる指針、それを本当に3.5倍以上も大幅に削減すると。官から民へという、そういうものではないとは言っていますけれども、しかし、この間、やはり国全体としても驚き、衝撃が走ったやはりこの耐震偽装事件ですね。これも官から民へという、そういうこの流れの一環でありました。そして、この間、市職員向けに行革ニュースということで、これは第2号になりますけれども、この中でも書かれておりますけれども、この中で、市役所は、地域では最大規模の経営体とこのように述べて、それゆえに市民を顧客としてとらえると。これは結局民間企業という立場でやはり市長の施政方針の中にもありましたけれども、例えば国保税についても、本当に今後の医療費のやっぱり市民の負担増、これがどんどんこう押し寄せてくる中で、もう市民の負担、痛みには全然こたえず、収納率だけの向上だけを求めると。そういう考え方ですね。本当にやっぱり民間としてのそういう考え方というのはここにやっぱり出ているというふうに思います。

それで、顧客という意味は、やっぱりお得意の客ですね。お得意さん、そういうやっぱり市

役所が民間企業で市民を顧客に見立てる。で、そういう結果、やはり顧客に該当しない例えば給食費の滞納とか、あと市営住宅の家賃の滞納者、こういう人たちにはやっぱり裁判にかけるとか。あと、今後予定されているのはこの市税滞納、それから国保税滞納の方々には13項目の市民サービスの制限、そういうやり方というのはまさに官から民へ、そういう考え方につながるものではないかというふうに思いますけれども、見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 初めに、行革ニュースの中で、我々はもっともっと経営的な感覚を取り入れながら、市民の方々の血税をいかに有効に市民の皆様方に還元していかなければならないのかということ象徴的に申し上げさせていただいたつもりであります。市民の方々あっての行政であるということでもあります。その考え方を顧客という形で表現させていただいたわけでありまして、決して私ども単に利益だけを追求する団体ではないということについては、前段で申し上げさせていただいているわけでありまして。それはまた別な見方をされているのではないかと考えております。

なおかつ、民間委託につきましても、これからいろいろさまざまな機会を取り上げまして、市民の方々、議会、あるいはその他の方々のご意見等も十分に徴しながら、この塩竈の行政としてどうあるべきかということにつきまして、また一定の整理を行わせていただいた上でお示しをさせていただきたいということをお願いしております。議会等でも再三行政のあり方について、大変適切なご指導をいただいております。

また、再生委員会等からも市民の方々のこの市にかかる思いを我々にちょうだいいたしております。そういったことがきちんと実現できるような塩竈市の行政体でありたいと思っておりますし、そういったことに努めてまいりたいと思っております。

中で、国保の問題等もご指摘いただきました。私も、施政方針に対します総括の中でもご説明申し上げました。今、医療制度改革が進んでおります。その姿がまだはっきり見えておりません。そういった今後の医療行政の変化を適切にとらえながら、また市民の方々にそういうものをお示しさせていただきたいということをお願いしております。決して、値上げありきではないというふうに我々考えております。

なお一層市民の方々に評価をいただけるような行政運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくごお願い申し上げます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに、市民あつての市役所と、それはわかりますけれども、ただ顧客という、そういうやはり言い方、それはやっぱり本当にお得意さんということで、民間、そういう企業の考え方、私はそういうふうを感じるんです。

この同じニュースの中に、竹中総務相の私的懇談会、この例を挙げて言っていますけれども、この竹中さんというのは、やはり今官から民へ、その先頭に立って市場主義ですね。やはり官から民へという、そういう立場の先頭に行く方ですけども、その諮問機関で何を言っているかということ、財政難に陥った自治体を対象に民間企業と同じような破綻法制をつくることを明らかにしたと。一定以上の赤字を抱える団体には、再建団体制度より厳しく市長ら執行部の経営責任を問い、第三者が資産と負債の整理に当たる仕組みづくりを検討すると。このように述べているんですよ。こういうのをやはり市長を先頭にそういう今の行革ニュースとしてもう出して、いうなれば、これは国からの地方自治体に対する脅しというふうに、私はそういうふうに受け取るんですよ。

ところが、やっぱり本市も大変ですけども、じゃあほかの自治体もどうなっているかというと、前にも言ったとおり、平成18年度末の基金、多賀城市では8億4,000万円ある基金がゼロになる。それから100万人都市仙台では200億円の基金が、これが21億円になると。それから宮城県では13億円に、もう18年度末に基金がなくなる。もういずれの自治体も今のやっぱり三位一体改革の交付税の問題、さらには国の予算のあり方の問題で、もう本当に借金が少なくなるどころかこの5回の小泉さんの予算のつけ方で、170兆円の借金がふえて、国の借金が605兆円ですよ。もう前の首相の本当に最大の借金王と自慢していた、これを超すそういう日本最悪の借金王になっていると。そういう中で、やはり国、それから地方自治体ももう財政難に陥ってきているという問題があるんですよ。

ですから、そういう中で本当に大幅な公務員の削減、私やっぱり公務員のこの果たすべき役割ですね、それを市民的にもっと深める必要があるというふうに思います。そういう意味で今の財政難を理由にして、公務員のやはり大幅削減、これは筋違いじゃないかというふうに思いますけれども、それについての見解があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 お答えいたします。

施政方針の中の総括質疑の中でも三位一体改革について市長はどう考えるのかというご質問

をいただきました。その際にも、私の方からは各地方自治体に対しては厳しいというふうに理解いたしておりますというご答弁をさせていただきました。事実、この三位一体改革が進められる中で、地方6団体といたしましては、各種の要請を国の方に行ってまいりました。それが認められた部分もございますし、残念ながら地方6団体の意見が取り上げられない部分もございます。そういった部分については、今後引き続き、各地方自治体が一丸となって、国の方に要望活動を行ってまいりたいと思っています。

ただし、今議員がいみじくもご指摘されましたように、国も厳しいわけであります。恐らく県も相当厳しい環境になっていくと思います。各自治体もしかりであります。でありますからこそ、我々が今自主自立してやっていけるような体制づくりを我々地方の自治体がみずから行うことが一番大切ではないかということであります。そのために、予算の縮減につきましても15年就任以来、不退転の決意で取り組ませてまいりました。

また、この塩竈市の組織につきましても、単に定数削減ありきではありません。それぞれの組織の中で将来に向けてどういった縮減が図れるかということの一つ一つ積み上げました結果として、今回お示ししているような数字であります。あくまでも今回の条例改正は終点ではありません。これから先、まだまだ改革すべきものは我々がみずから汗を流し、血を流して改革に取り組ませていただきたいと考えているところでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 三位一体改革についても、確かに本市の場合は何とかやはり予定どおり予算がついたというのはありますけれども、ただ全体としてはやはり国庫補助負担金の削減、それに対する見合うような税源移譲になっていない。あとはさらに交付税の削減、そういう状況があって、やはり各自治体から意見が出ているというのがあります。そういう中で、本当にやはり今の財政難という問題をしっかり本質をもっともっと深めて、そうい中でいろいろちゃんと英断を図っていただきたいと。そういうふうに思います。

あとは最後になりますけれども、国営みちのく公園ですね、これがページ133ページになりますけれども、この負担金、これが133ページでは6,000円ついておりますけれども、これは今回渡された実施計画では、18年度本市の負担金は232万9,000円となっておりますけれども、その差がどういうふうになっているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 133ページの国営みちのく公園建設推進協議会負担金とい
いますのは、県内23市町で構成しております建設推進のための組織の負担金でありまして、
6,000円を年度当初に計上させていただいております。

それから、建設に対する負担金というものが発生してまいりますが、これは、毎年額が確定
しましてから最終補正で予算化をしております、現在見込まれております負担金額が先ほど
ご指摘いただきました約230万円相当ということでございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 それで、これまでこの事業というのはもう長年、昭和56年からずっと行われてき
ているというふうに思いますけれども、これまでどのぐらいの負担金があって、あと今後の取
り組みとしても昨年6月に見直し案が出されて、21年度までに72億円、先ほど23の自治
体というふうに思いますけれども、そこで整理計画を行うと。で、本市の場合は、この21年
度までで、1,065万2,000円となっているというふうに伺っておりますけれども、そ
の辺ではこの計画が決定したものでどうか、できるならば、こういう負担が本当に大変になっ
てきている点でやはりこれを見直すべきじゃないかと思っておりますけれども、その辺についての見
解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 ただいまご指摘いただきましたとおり、これまでは東北地方
整備局の単年度予算の中で執行するというところで、法的な整備負担割合や何かが設定されてお
る事業ではなかったものですから、その年にならないと一体どれぐらい予算が執行されたかが
わからないと。こういう問題がありまして、すべての23の構成市町から、計画ができないの
で、少し先まで見通せるように、おおむねの大きな目安をつくってほしいという要請がありま
して、昨年総額本市の負担総額の予定額ですが、向こう5年間で1,065万2,000円と
いう推定額が提示されております。

それから、これまでに本市が負担してまいりました額は、過去25年間で約7,900万円
という額でございまして、利用者の推定数は年間大体1万7,223人ほどが利用されている
というふうに推定されてございます。以上です。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 平成18年度の予算審議に当たりまして、これまで市当局から示された予算書に

私も目を通してまいりました。2月28日から施政方針を受けて、総括質問、そして9人の議員の方々から施政方針に対する質問、そしてきのうから予算審議がされているわけですが、この間、大変な本当に赤字財政で、予算編成をされるに当たっては、本当に大変だったろうなというふうに思います。前年比で約8億円のマイナスになるわけですから、本当に大変な予算の編成だったというふうに思います。そしてその中で、やはり市民の暮らしの中で、これ以上の不満やあるいは不自由、我慢、縮小、そして夢が、あるいは希望が小さくしぼんでしまわないように、私もしっかりとこの要望意見などを申し上げていきたいというふうに思います。

ことさら、職員の皆さんにはこれまで毎年人事院勧告とか、マイナス勧告、そしてまた市の独自給与削減とぎりぎりの生活を強いられながらも、本当に仕事に精を出してこられたと思います。市長は苦渋の選択として市職員に3億2,200万円の今回人件費のカットを協力してもらったというふうに言っているわけですが、今後といいますか、2年間はあるのかなというふうには思いますけれども、これ以上の人件費のマイナスというものについて、まだ考えていらっしゃるのか。あるときは協力してもらいたいのか。その件について、市長にちょっと伺いたいと思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 施政方針に対する質問の際にも私申し上げさせていただきました。就任以来、組合とは、人事院勧告遵守ということで臨ませていただきたいというお話をしてまいりました。事実そのように、この3年間、対応してまいったというふうに考えておりますが、今回の独自削減はその約束を私がみずから破るという内容であります。そういった意味で、大変苦渋の選択だということを申し上げさせていただきました。

ただし、今本市が置かれました厳しい行財政環境、先ほど来、先日来、いろいろご審議いただいております。本当にまさに乾いたぞうきを絞るような経費の縮減を行っております。これでも絞るのかと言われながら、そういうものが必要なんだということを私が先頭に立って申し上げさせていただきながら、本当に余裕のない、大変窮屈な予算でありまして、市民の方々にも恐縮をいたしております。ただし、これが今の塩竈市の実力だと思っております。こういった状況をなるべく早く脱して、やはり厳しい中でも市民の皆様方にそれぞれの夢、希望を持っていただけるような、そういう塩竈市にしたいというふうに考えております。

そういった中で、今回の職員の給与の独自削減につきましては、当面2年間というお願いを

させていただいております。我々もできますれば、こういったことが早い時期になくなるような行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、このたびは議員各位にも本当に大変恐縮なご協力をいただきまして、こういったご心配をかけずに済むような行財政運営ができるような健全な塩竈市になりますよう、なお一層精力的に取り組ませていただきたいと思います。

いつまでかというご質問でございました。今申し上げましたように、なるべく早くこういった状況を解消させていただきたいということにとどめさせていただきたいと思います。恐縮でございます。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 もう一つ、市長の約束を破りそうなのが新規人員採用の問題ですけれども、791から660数名にするという中身ですが、去年の多分決算委員会だったと思いますけれども「ことしだけですと、新規採用はしないのは」というふうに言っていますけれども、この計画でいくと、本当に採用できるのかどうかの、今後ですね。その採用計画はどうなのか。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 ご答弁の中で「平成17年度の新規採用は見送らせていただきたい」というふうに申し上げました。それで、今後の定数管理につきましては、先ほど来申し上げておりますとおりです。各部、各課の組織の中で今後どれだけの事務量の縮減、あるいは定数の縮減といったようなことができるかということについて、一つ一つ積み上げさせていただいております。そういった中で、具体的な事例を申し上げさせていただければ、例えば法律的に一定の人数を配置しなければならない職種等もございまして、保育士の方々でありますとか、それから保健師の方々でありますとか、そういう法定の事務もあるわけありますので、そういった方々については、適宜退職者の方々を補充していかなければならないと考えておりますし、一般事務につきましても、必要の都度そういったものを積み上げながら、計画的に職員の採用にも取り組ませていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 はい、ありがとうございました。

今、市長が言いましたけれども、きのう職員、そして議員にも協力していただくようになったと、人件費の問題ですね。きのうの新聞ですけれども、河北新報の県内版に、「塩竈市議会期末手当初の削減年0.5カ月分条例改正案提案へ」の見出しで記事が載っておりました。こ

の記事ですけれども、そして、やっと私はきょうから庁舎を普通に歩けるかなという感じがしました。

というのは、やっぱりこれまで職員の方々に大変痛みをさせていたけれども、議会の中でそういうものがなかったということで、これは今回ぜひとも私は言っていきたいなというふうに思っていたわけですが、ただタイミングとしていつ言ったらいいのかなという中身でちょっと悩んでいたものですから、むしろ議会の中で、6会派の幹事長会議の中で決めてもらったということで、私は喜んでいるわけです。それは職員や市長初め三役がその特別職も含めて給与や手当など、これまでの人勤の値切りや独自給与の総額1億円カット、そして期末手当や月例月収ですか、そういうもの、それから管理職手当、時間外手当、こういうようなカットもみんなやってまいりましたけれど、どこまでカットすれば職員の部分にはとまるのかなとは思っていたんですけれども、本当にいろいろ協力してきたと思います、職員は。ですから、なぜ自分たちだけがということで、職員にはいっぱい不満があったと思うんです。

そして、じゃあ議員はどうなのかということがあったわけですが、そういう声もかなり出されていました。それで、きのうこの新聞を見て、本当にほっとしたんですけれども、ちょっと気になる場所があったわけです。

というのは、記事についてお尋ねしますけれども、これは議会発表なのでしょうか、それとも市の発表でやったのでしょうか。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 それはいいです、答えてもらわなくても。マスコミが勝手に取材したんだという中身だと思いますけれども、例えば、議員報酬の改定は1996年からやっていないんだという中身です。これはそのとおりだというふうに思います。値下げについては期末手当は何度か、これまでも、今回初めてだというふうになっているんですけれども、これまでは何回かあったような気がするんですが、その辺を確かめてみたいと思いますけれども、平成13年からちょっと私も調べてみたんですけれども、これまでも1カ月とか、何かやっているわけですが、そして、3.8カ月分の期末手当を3.3カ月分に改めるというふうになっているわけですが、今3.3カ月じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか、3.8カ月ですか。

鈴木委員長 東海林委員に申し上げます。

冒頭に申し上げましたとおり、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言

をお願いしますと伝えてありますので、そのようにお願いいたします。

東海林委員 失礼いたしました。

これは 10の32ページ、33ページ、この中で議員の報酬の部分でお伺いしているわけですが、今までは議員の部分については平成16年あたりから3.3カ月だというふうには私は思っていたんですが、全部この予算書ですね、調べてみたんですが、3.3カ月となっているんですが、これはどちらが正しいのですか。

鈴木委員長 阿部総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 今回の予算書の中で、議会費ということで、関連、給料、あと職員手当等、その中に議員の期末手当掲載されておりますが、先ほど新聞の記事等のお話がありました、まだその提案には至っておりませんので、ここでは現在の手当として3.3カ月の手当率で計算されて計上されております。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 わかりました。じゃあ3.3が正しいということの今確認でしたので、それ以上はあとは申し上げません。

それでは、あと36ページ、ワンコインバスについて伺います。

ここにはワンコインバスというのは、これまでも100円バスの問題というのは、予算化はしていないというふうに前から言われてますね。というのは、これは補正予算でするんだということと言われていて、これまでも予算の中にはないような話をしていますけれども、きのう、施政方針の中でもちょっと質問があったと思うんですが、そういう中で、市長が答えられているのは、質問が現行のバス運行について1,400万円予算を出しているんだけれども、これは別に考えて、他の会社ではどの程度でやれるのか、あるいはその自前のバスでやった場合はどうなのかというような趣旨の質問があったと思うんですが、そういうことについて、市では、市長は「運行料負担の算出であるので、県の支出も支援もいただきたい。それから宮交が撤退した場合についてのことを考えると、これから勉強していく」というようなことを言われましたけれども、前からこういう話が出ているわけですが、市長の考えとして、宮交が撤退した場合のことについて、どうなのかということ、これまで新聞にも出ましたけれども、本当に驚いたわけですが、100円バスというのは、本当に赤字になっているのか、その計算はどういう方向でやってきているのかということをお伺いしたいと思います。

鈴木委員長 資料番号は何番でしょうか。

東海林委員 資料番号はこの 10の36ページの中にコインバスの問題については、ここでは出ていないけれども、補正で出るという中身で今までこう私も質問してきたし、そういうことだと思うんですが、質問しちゃいけないんですか。

鈴木委員長 これは総務費、民生費ですから、総務費にはないと思いますけれども、民生費から。総務費にはありません。

東海林委員。

東海林委員 ごめんなさい。じゃあ、昨年もこの場合に2款1項総務費の一般管理費の中で該当するというふうな回答があったものですから、私はここで今質問させていただいたわけです。このことについて、もしお話しいただければ、これまで市当局としてどのように対応してきたかということですね。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 バス事業につきましては、一般総務の中の関係予算の中で一部計上させていただいております。資料 10の39ページの中に、これは総務一般の中に一部入っておりますけれども、消耗品関係、あるいは印刷製本費関係、あと中段あたりに乗降客調査関係ということで、そういった中で関連としてはバスの調査部分が入っております。例えばチラシを配ったりとか、時刻表を印刷したりとか、そういった予算を考えております。

それで、先ほどお尋ねの赤字の関係でございましたが、年間宮城交通の試算によりますと、費用、運行コストが4,600万円ほどというふうに提示がございまして、実際の収益が2,600万円ほど、ですから、その差額の1,900万円ほどが今年度の赤字です。そういった報告を受けておりますが、宮城交通との協定で100円バスを運行する際に上限を設けておりましたので、さきの議会の補正の場におきまして1,400万円ほど今回上程をさせていただいたと、そういった状況になっております。

鈴木委員長 棟形市民生活部長。

棟形市民生活部長 補足してお答えいたします。

コインバス、あるいは路線バスにつきましては、基本的に現在委託方式ということではなくて、補助方式をとっているということでもありますので、基本的に実績に基づいて補助をするということでもありますので、当初予算に計上するというのではなくて、例年補正予算で計上するという状況になっておりますので、当初予算には計上されておられませんので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 はい、わかりました。

それでは、39ページだけじゃないんですけれども、昨日志子田委員からも質問あったと思いますけれども、委託料が今回はすべてどの委託料についても数字が入ったわけですね。これまでは委託料というのは、入札とかそういう関係があって、数字を入れないということですと数字を入れてこなかったと思うんですが、今回数字を入れたというのは、何かわけがあるのでしょうか。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 予算関係に関する説明書を初めとして、お示しする資料につきましては、できるだけわかりやすくということで心がけているところでございます。委託料と工事費につきまして、これまで説明書の欄では数字を入れてきていなかったんですけれども、載せてはどうかというご意見とか、いろいろございまして、よりわかりやすい説明書という視点から検討したところでございます。

それで、これまで載せてきていなかったんですが、他市町の事例等を見ますと、実際に載せているところもございます。市部調査したんですが、その中でも別に一つだけではなくて載せているところがございました。そういったところで調査しまして、どのような、載せることによって何らかの支障があるかどうかというふうな聞き取り調査もしたんですけれども、特段確認することはありませんで、できるようなこともございませんでしたので、今回からできるだけお示しできる材料につきましては、可能な限りお示ししてわかりやすい資料という観点から、今年度から載せさせていただいたということでございます。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

次は、49ページの防犯灯維持管理費助成金の中身ですけれども、中身といたしますが、一つの提案ですが、防犯灯というのは全市のこういう色にしなければいけないとか、こういう電気にしなければならぬとかいうそういうものは行政が別に決めていないんだと思いますけれども、特別規格とかそういうものはあるのでしょうか。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 防犯灯につきましては、現在種別としては水銀灯、蛍光灯、白熱灯という3種類になっております。ただ、今いろいろな会社で商品を開発して、いろいろな明るさ、

照度、いろいろなこの品質、そういったものが出ているということは承知しております。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 この電気のことですけれども、防犯灯というのは防犯ということですから、明るくなければならないというふうに思うんですが、明るさだけでもだめだというようなことがある新聞に載っていたんですが、青色というのが何か心を和ませてくれるというんですか、落ちつかせてくれるとか、そういうので例えば空き巣に入る件数が少なくなったとか、そういう効果があるんだそうです。それで、群馬県の渋川とか、奈良とか、そういうところでやっているというふうに聞いたんですが、値段としては1個600円ぐらいなんだそうですけれども、自転車の盗難とか、そういうのがゼロになったというようなこともあるそうなんですけれども、そういうものについて、これから塩竈市としても試験的にやってみようというような考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 防犯灯の設置につきましては、防犯灯設置助成金要綱に基づいて助成しております。種別としては先ほど言った3種類になります。それぞれその基本額を設けていまして、それに2分の1を助成するということでもあります。今委員からご指摘の件については、いろいろな商品が開発されていることは承知しておりますので、それらにも対応できるようにしてまいりたいと思います。以上であります。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 次は、53ページです。

納税組合のことですけれども、先ほどもちょっと質問があったと思いますけれども、納税組合については、今集金制をとっているのかどうなのか。個人的に集めてくるとか、そういうことはあるんですか。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 具体的な納税組合員の中でどのような集金行為が行われているかというのは私ちょっと理解しておらないんですけれども、それぞれの組合さんでやり方を行っているかとは考えております。以上です。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 組合の事務費助成金とか、納税組合連合会助成金ということで、250万円近くの金額が出ているわけですけれども、例えば今納税組合ではその個人的に現金を持ってくると

ということがあるかどうか分からないというふうに言われていますけれども、滞納整理の関係とも、若干あるのかなというふうに思います。それで、そういうものにはかかわっていないと思うんですけれども、先ほど課長がその納税組合の存在については懸念を持っている部分もあるので、今度連合会で話をするような話をしましたけれども、その懸念を持っているというのはどちらが懸念を持っているのか、存在のことについてどうなのかという、どういう話なのかちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、納税組合については、納税貯蓄組合法という法律に基づいてできている団体でございます。それで、それに対する事務費については補助金を出すことができるというような法律の定めになってこれまで運用されております。それで、今後のあり方について検討しているというか、協議が行われているという内容でございますが、各納税組合にアンケート調査を実施してございます。今後の納税組合のあり方をどうすべきか。あるいは連合会のあり方をどうすべきかと。それを集計しまして、各団体の意見はまとまってございます。それを受けて、今後具体的にどのような形でやっていくのかということ連合会の会長さんを中心に各団体の皆さんと協議していくという形に今進めてございます。

一応、18年度に塩竈市の納税組合ができて50周年を迎えますので、ある種のイベント等が予定されておりますので、それに向けて今後の方向性を決めていこうということで今動いてございます。以上です。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 それから、そのページの同じ証明書総合交付システム導入事業、きのう浅野委員からも質問があったと思いますけれども、こういうものは休日も夜間も自動証明書発行ができるんだというふうになっていきますけれども、本人の確認は必要ないのかどうなのか、支障はないのか、その辺を伺いしたいと思います。

鈴木委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 この証明書総合交付システムと申しますのは、簡単に申しますと正面玄関の方に銀行のATMのような機械を設置をさせていただきまして、現在3万7,000人ぐらいの方がお持ちなんですけど、印鑑登録書、あるいは住基カード、600枚ほど普及しておりますが、そういったものに事前にこれがポイントといいますか、注意点なんですけれども、前もって市民課の窓口の方で暗証番号を登録していただくと。したがって、カードを持ってい

ばだれでもすぐ引き出せると、そういったことへの個人情報の関係から、そういうことはやっぱりまずいわけですので、さらに本市におきましては、県内では多賀城に次いで2番目ですけれども、戸籍の証明書も出せるシステムになっております。そういったことで、なおのことプライバシー保護の問題をクリアする意味でも、暗証番号を登録していただくということで、プライバシーは守られるということになると思います。以上です。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 次は67ページですけれども、老人福祉費ですね。

この中で紙おむつ給付ですか、これは昨年までは712万8,000円ぐらい出ていたと思うんですが、今回は介護保険の方から出すようになるんだと思いますが、かなり金銭的に減らされているのではないかとこの辺で市民にとって大変サービスが悪くなるのではないかとこの辺についてはどうのようにしてこれまでのこと、これまでのようなサービスが提供できるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思いません。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 予算委員会資料の18の26ページでございますが、きのうもお話ししましたが、今回介護保険制度の見直しによりまして、従来一般会計でやっておりました高齢者の福祉事業の一部が地域支援事業ということで介護保険事業の方に移っております。あした特別会計になりますが、地域支援事業のその財源につきましては、1号被保険者の方の保険料をちょうどいたした形で、残りを国、県、市で支出するという扱いになりますので、私どもとしましては、ある程度国の基準に基づいた中で地域支援事業に係る財源の割合も決まっておりますので、その中でできる範囲ということで、今回非課税の方だけに限定させていただいたところでございます。ほかの市町村を見ましても、同様におおむね国の基準どおりなさっている自治体が多いというようなことでございます。

なお、地域支援事業におきましては、今般特定高齢者、一般高齢者施策としまして、介護予防事業を一層充実していくという考え方でありますので、軸足を介護予防重視という観点で進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 次は、151ページ。

給食の食器の関係なんですけれども、食器は四、五年前にダイオキシンの関係で、全部更新

したというふうに私も思っていたんですけども、あのとき更新してまた今回というのは、前のがどうだったのか。で、なぜこのように金額的にも大きいわけですから、全部になるのかどうかということでお尋ねします。

鈴木委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤学校教育課長 それでは、給食食器につきましてお答え申し上げます。

平成12年8月に、ポリプロピレンということで、ダイオキシン等に対応した食器を採用いたしました。その食器につきましては、長くて5年間の耐用年数ということでとらえまして、平成17年度、本年度でございますが、小中学校、汁わんとパン皿、これについて取りそろえてございます。それで、来年度、平成18年度につきましては、トレーとはしを児童、生徒数、あるいは教職員数、そして破損等の対応として予備分として購入するという計上したわけでございます。以上です。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それから、ちょっと戻りますけれども、アカモクのことなんですけれども、113ページですか。

私もこのアカモクの関係では、テレビを見ました。きのう中川委員でしたかおっしゃっていましたがけれども、これはこれから塩竈、あるいはこの近辺に皆さんが視察に来られるのではないかなと思ったんですけども、やはり松島湾の清掃とか、食用、その食用の中で、はっきりとがん細胞が減っていくというようなことを言っていたんですね。それで、ああ、これは大したもんだなというふうに思ったんですが、そういうことでこれから本当に食用にできればなということで思っていますけれども、これに対する予算的なものとか、それからあるいは塩竈の中で、どなたかそういうものに取り組んでいる方がいらっしゃるのか、今後どういう支援をしていくのか、このことをお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 お答えいたします。

きのうもお答えいたしましたけれども、水産振興協議会の方に市の方から支援をしております。その中でこのアカモクの漁場の研究といいますか、養殖のための研究をしている組合があります。市内の方にあります。そして今現在はどうのようにすればそれをふやすことができるかという研究段階であるということで、協議会の中の予算として大体50万円ぐらい支援をし

ている状況でございます。

それから、既にそのアカモクを製品化して、販売をなさっているという方も市内の方には2年ほど前からそういうふうにして製品にして売っているという状況も聞いております。以上でございます。

鈴木委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

こういうものがだんだんたくさんできるようになって、松島湾もきれいになってやってくればいいなというふうに思います。

次に、121ページ。

きのうも出ましたけれども、民宿誘致事業、1,000円だけで予算科目を起こしているというだけの中身だというふうに思いますけれども、これから島も水洗トイレにもなったし、それから子供さん方のパスポートみたいなのですか、浦戸パスポートでしたっけ、ああいう事業も出てきますので、私は民宿を利用される方がいらっしゃるんだと思いますが、だんだんふえてくるんだと思いますけれども、このことについて、今何かそういう取り組んでいらっしゃるところがあれば教えていただきたいというふうに思います。

鈴木委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 昨日もちょっと簡単に説明しましたけれども、浦戸民宿誘致事業については、マリンゲート塩釜ができたときから全く利用がなくなりましたというようなことです。それはやはり、利用するに当たっては使い勝手としては、やはり船着場に近いところを利用したいというふうなのが一番ですので、現在ちょっと民宿組合の方々にお話を聞きますと、マリンゲート塩釜の港開発(株)の方から、回数券を割引で購入しまして、使うときに組合長のところに各民宿の方々が購入に来ると。またなくなりましたら、マリンゲート塩釜の方の港開発の方に買いに来ているというふうな形で進めているようなことを聞いております。

東海林委員 はい、ありがとうございました。

鈴木委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会事務福祉所長より、昨日の会議における答弁内容について発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 昨日、浅野委員さんからの質問で、資料 10 の 83 ページ、放課後児童クラブ運営事業の内容についてのご質問がありました。その内容について、パート指導員 28 名ということで、昨年と同数ということでお答えしていましたが、昨年は 27 名で、18 年度は 1 名増でございます。この 1 名増につきましては、4 月 1 日から受け入れる障害児の学童保育のための増員でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

鈴木委員長 質疑を続行いたします。曾我ミヨ委員。

曾我委員 18 年度の予算説明書から質疑をしていきたいと思いますが、まず、土木費関係で、2 点伺いたいと思います。

土木費も今年度もマイナス予算でありまして、道路の整備だとか、先ほどから出ております街路灯の設置など、非常に住民の要望が多いわけでありまして、その点でかかわって伺いたいというふうに思います。

124 ページ、125 ページ、街路灯費というのがございます、1,405 万円と。これは前年度よりふえているのかどうか伺いたいというふうに思います。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 この記載されています街路灯費は、これは需用費であります光熱水費、それから補修費等でございます。そういった意味では前年とほぼ同額ということで記載してございます。以上でございます。

鈴木委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 前年と同様の予算であるということでもあります。それで、この予算委員会の中でもですが、香取委員も言うておりましたように、非常に街路灯とか、防犯灯、防犯灯は町内会に対する市の補助があるということですが、街路灯の設置についてはもっと研究してほしいなというふうに考えております。で、香取委員が述べたような例もあるでしょうし、1 月 9 日の河北新報に、仙台市で通学路街灯をもっと明るくということで、仙台市がこれまで街路灯には 5 万 7,000 本あったと。このうち小学校の通学路には 1 万 6,200 本を設置されていると。さらに安全なまちづくり施設の一環で、従来の水銀灯より照度の高い蛍光灯に順次切りかえてふやしていくということで、約 3,000 本の街路灯を交換しながら明るくするというこ

とであります。

それで、前回もお話ししましたように、例えば国道45号線、仙台から塩竈に入ってまいりますと、下馬の多賀城の部分には商店街がございまして、大変明るいわけではありますが、途端に塩竈市に入りますとね、花立町、旭町の近辺の商店街がだんだん閉店してきておりまして、真っ暗と。それから県道八幡築港線から見ましても、多賀城の部分は拡幅整備されて、相当な明るさをしておりますが、カワチからこちらに入りますとね、もう真っ暗と。これで安全なまちだと言えるのかということになるわけですが、県道の整備はこれからでありましてね、そのところはこれから整備された段階でつくのかもしれませんが、まず一つ、市長に伺いたいのは、国道45号線について、それで、あの45号線は結構道幅が狭いために、お年寄りなども交差点とか、歩道のあるところではなくて、横断して交通事故に遭われる方が結構あるんですよ。そういう点でもっと明るくしてほしいということの設置ができないかを要望していくべきだと考えますが、その点についてまずお伺いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 この議会ではございませんが、今までの議会の中でも道路照明とそれから防犯灯を中心とした地域内の防犯灯というものの使い分けにつきましては、ご説明をさせていただいてまいりました。

例えば、道路照明につきましては、交差点でありますとか、カーブの部分でありますとかということで、事故等の発生が懸念される場所等につきましては、道路照明として対応させていただいております。

一方、防犯灯につきましては、地域の方々が安心して安全にお暮らしいただけるということを中心に、先ほど来ご説明させていただいております町内会が2分の1、本市が2分の1というような費用負担の中で、それぞれの地域の防犯灯の整備をさせていただいておりますが、昨今、小中学生を中心とする本当に犯罪が多発いたしております。そういったことから児童生徒を守るためにということで、いろいろな場所につきましては、防犯灯の設置要望が出されております。例えば、今議員の方からご質問いただきました45号の塩竈市分につきましては、過去の議会におきまして浅野議員の方からもご質問いただき、東北電力等からご寄贈いただきました照明灯を設置させていただきまして、地域の方々に大変喜んでいただいているところであります。このように、道路照明と、それから地域の防犯灯といったようなことでの役割の違いはございますが、道路照明等につきましては不足する部分がございますれば、我々、道路管理者で

あります国に対しまして、そういった設置の要望を出してやりたいと考えているところがございます。以上でございます。

鈴木委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 国、県にもそういった要望をしていただきたいと思いますし、また同時に市独自の街路灯の設置については、私ども何度も言うておりますが、下から上まで一気につけるものではなくて、多賀城市さんでやっております共架式というんですか、トランスなども上がっておりますもね、そこに半分からこうつける形も出ておりますので、そういった比較的安く設置できる方法も含めて、もっと増設していただきますように、ここでは要望しておきたいというふうに思います。

それから、続きまして、128ページについて伺いたいと思います。

ここで橋梁整備費、これが前年度が1,000円ついていたのが、今年度はこれも1,000円マイナスで、全くゼロになってしまったということであります。それで、私考えておりますのは、塩釜駅までの間に橋梁の橋がございます。あれは例えば阪神大震災のときもそうでしたが、橋げたの道路がもうぐんにやり曲がって、落ちてしまったということをやいまだに思い浮かべるわけですが、あそこの強度は十分なのかと。下にももう随分宅地が造成されてきておりましてね、地震の際には大変な惨事に遭うのではないかと心配されるわけですが、その点についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 お答えしたいと思います。

塩釜陸橋につきましては、過年度に調査を実施してございます。で、その調査報告書の中では、宮城県沖地震クラスがレベル1とありますが、それについては十分もちますと。ただレベル2までの検討がその時点ではまだされていませんでしたので、その確証はできませんが、その橋梁の構造の安全度につきましては、レベル1についてですけれども、十分もちますと。耐えますということです。ただ、近年やっぱり路面を中心として、ちょっと磨耗してございますので、平成17年度から小規模ではございますが、何カ所かずつ路面の補修を始めているところがございます。以上でございます。

鈴木委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 ぜひ見ただけでもわかるように、相当劣化というか、ぼろぼろ欠けてきているという状況もありますので、十分対応されることをお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、救急医療の問題で伺いたいと思いますが、予算説明書の 10の102ページ、103ページであります。ここに浅野委員もここにいかかって質疑をしておりましたけれども、ここで言われているのは、夜間ではなくて、休日の救急にかかわる部分だというふうに思うのでありますが、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 この部分については、現在休日の昼間の部分についての補助金というふうになってございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 日中の部分であるということでお答えがありました。

で、予算での資料を求めたわけですが、18の中で、15ページと20ページに、時間外、いわゆる夜間の救急の実態を出していただきました。それで、15ページを見ますと、14ページでは私立病院の救急医療の日中、夜間の受け入れ状況について出していただきました。それで、これで見ますと、救急搬送による患者数で、時間外、これが217名、そして救急車の搬送ではなくての時間外の患者数が何と3,753名になっていると。こういう実態でその受け入れ体制については前段で報告があったとおり、当直医が対応しているということでありました。それで、15ページを見ますと、これは2市3町管内の救急搬送だと思えますが、この搬送人員書いてございますけれども、6,011人、これで時間外はどれぐらいなのか、時間内はどれだけの人数なのかお伺いします。

鈴木委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 精査いたしますので、しばらくお時間いただきたいと思います。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 6,011人の中で、時間外を足しますと3,185人、要するに日中の開いている時間の約52%に当たる。つまり、半分が夜間で運ばれる部分なんだと、2市3町でね。そういう状況だということであります。

それで、20ページ、21ページを見てもみますと、この16年度は6,011件、平成17年度は私も申し上げましたように、さらに6,246件とふえています。それで、その運ばれる年齢層はどうかということで、21ページを見てもみますと、新生児、乳幼児、少年、いわゆる小児というところがございます。それから成人、それから老人、もう老人が6,000人台で3,103人が老人であると。この高齢化の反映をしているのではないかということであり

ますが、この夜間でこれだけの人数が運ばれるのに、市長はその下の方に書いてあります救急告示病院塩釜管内の救急6病院をお願いしております。ここでその救急搬送をしているということですが、じゃあ夜間はどうかと。夜間はどこをお願いしているんだと。この点について伺います。

鈴木委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 救急告示病院というのは、夜間とか昼間とか、そういった区別なく受け入れていただいているという状況だというふうに考えてございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 夜間、日中問わずこの6病院を中心に受け入れをお願いしていると。それで、これで見ますと、この6病院で受けているのが4,426人、もう医療機関では、先ほど市立病院の例を見てもわかるとおり、もう救急で運ばれるだけでなく、個人がやっぱり連れてくる部分もありますから、とても対応できないと。それで、これにつきましては、市長は今医師会を含めてアンケートをとっているところだと言っておりました。それはそれでちゃんと見ていただきたいと思うのですが、市長は消防の管理者でもあると。この実態はよくわかっていると思いますが、要はそれを民間のあるいは、開業医の、医師会の取り組みだけに任せて、お願いしますよという立場だけで済むのかという問題なんです。やっぱりこれだけの救急が求められて、医療体制に6病院で一生懸命に頑張ってくれていると。そういうことは感謝しながらも、公的にどうするのかと。その公的にどうするかという立場がやっぱりあるのかなのかということですよ。ここが問われているのではないかと思います。

それで、私は今度新しく、この議会前にこの実施計画を見させていただきました。ここには、日中の医療体制は述べていますが、これだけ求められている夜間救急は一言も触れていないと。こういう立場で、一体本当に市民が困っているというか、今6病院で頑張ってもらっていますが、こういう医療状況にどうやってこたえるのかと。その真意がその受けとめ方が行政側に見えてこない。それで、市長は、2市3町の首長間で話し合いをしているといいますが、やっぱりそのこのところのイニシアチブを本気でとらないと、やっぱりだめなのではないかと思っておりますので、その点について改めて伺いたいというふうに思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 よく話を聞いていただきたいんですが、今塩釜医療圏というのが15年8月に仙台医療圏から独立したわけでありまして。それは議員もご理解いただけたらと思いますが、そういっ

た中で、塩釜医療圏という新しい単位ができて、その中に、今病院と呼べるものが6病院あるわけです。ですから、夜間の救急医療に対しましても、6病院がそれぞれの役割を果たしているわけであります。しかしながら、救急医療に対する需要が年々高まってきていると。6病院だけでは対応できるかどうかということであります。それで、そういった中で、今6病院そのものはこの地域の二次医療を担当いたしているわけであります。一次医療につきましては、それぞれ医師会の皆様方をお願いしてきているわけであります。そういった中で、夜間の救急につきましても、一次、二次が今混在しているわけであります。一次、二次、すべて救急病院の方にお越しいただくというような状況になっております。しかしながら、それぞれの病院が医師数がどんどん不足しております。そういった中で、夜間の救急需要にこれ以上対応することについては、なかなか難しくなっているということを踏まえまして、夜間の一次救急医療については、医師会の皆様方にもぜひご協力をいただけないかというお願いをさせていただいたということであります。

それを受けて、地域内で果たしてどれぐらいの需要があるかということを経済界の方で独自の調査を実施させていただくということをございました。最近、そういった結果がようやく集計されましたので、改めてそのことについてお話し合いをさせていただくという状況であるということについては、先ほども報告させていただいているところでありまして、決して何もせずに救急医療を放置しているわけではないと思っておりますし、私も1市3町の首長さん方といろいろ意見交換をさせていただく中で、この塩釜医療圏の医療環境の向上といったようなことになお一層努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 医師会の方に一次の救急医療をお願いしたと。で、その場合に、これからの話だと思いますが、一次を受け入れる、あるいはそういった体制をとるというときに、市としてはきちんと予算の対応をするのかどうか、その点について伺います。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 救急医療については、先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、一次医療、初期医療ということになりますけれども、外来診療によって救急患者の医療を担当する病院または、診療所に対応、それから二次医療といたしましては、入院治療を必要とする場合という、こういう分け方をしておるわけでございます。私ども、それぞれお医者さんによって守備範囲がある。あるいは病院によって守備範囲がございます。そういう検討をする中で、基

本的には私どもこの塩釜医療圏というのは、塩釜の医師会のご協力をいただいて、あるいはご指導をいただいて進めていくという立場でございます。そういう中で、2市3町、それぞれ費用の負担という問題もございます。市長が2市3町広域連絡協議会の会長でもございますので、会長名を持って医師会の方にそういうご指導、それからご協力をお願いしたという経緯でございます。それを受けて、医師会としては市長がご答弁申し上げましたとおり、参加の医師の会員の方にアンケート調査を現在しておるという状況でございます。これの分析結果、あるいは解析結果がどうなっているのか、まだ私どもの方へご通知をいただいている状況ではございません。それを受けまして、私どもとしては2市3町とも連絡、連携をとりながら、調整なり何なりをしていきまして、もし必要であれば、そういう協議が整い次第、必要な経費については補正でもって上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

鈴木委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、今回の議案で出されている第32号のびのび塩竈っ子プラン推進協議会の設置をする条例が出されております。それとのかかわりを含めて、児童福祉関係について何点か伺いたいと思います。

それで、今度の推進協議会を設置する条例で見ますと、これを推進する。あるいはどこまで進んだのかとか、市民のニーズにどうこたえるかということも含めて21年度までの実施計画を推進するための協議会設置だというふうに受けとめていますが、この実は計画には13名の方々が入っていたと思います、計画をつくるのにですね。今度は協議会ですけれども、ぜひ私は市民のいろいろなアンケートにも出されていますニーズにこたえるという点では、この推進協議会の中に、共働き、あるいは労働組合、あるいはそういった利用者の方々も含めてこの推進協議会を進めていくべきではないかと思いますが、その点についてどう考えているのか、まずお伺ひしたいと思います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

のびのび塩竈っ子プランの推進に係る機関の職員の方、それから次世代育成支援対策に関し十分な知識と経験を有する方、そのほか、市長が必要と認める方ということで、今回推進委員を選定させていただくということで議会の方に提案させていただいております。

議員さんのおっしゃるように、共働き家庭、それから労働組合の方、いろいろな方も入るこ

とは理想でございますけれども、まず人数が限られている内容でございます。そして、報酬も伴うものでございますので、そういった方たちのニーズもきちんと把握していらっしゃる有識者の方なんかでその辺は対応してまいりたいと思っております。

鈴木委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 ぜひ今後ますますその児童福祉、子育て支援が難しくなる中で、ぜひ私は利用者の意見なども入れていく上でそういった方を入れていただきたいというふうにまず要望しておきます。

それでは、続きまして、時間がありませんので、75ページ、乳幼児医療費助成が載っております。これは前年度と比べて3,000万円ぐらいふえているかというふうに思いますが、これは対象年齢がふえたりなどしての増なのかどうか伺います。

鈴木委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

昨年の10月に社会保険の方が現物医療になったということで、若干件数がふえるのであろうということと、あと国保の部分もこれに統合してございますので、そういう意味でふえているといこうことでございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 つまり人数は若干ふえたということですが、私は医療費の窓口負担の値上がりによつての費用がふえたのではないかと見ているんですが、その点は違いますか。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 あくまでも今申し上げました社会保険の方が現物給付になったということで、受診しやすくなったということで件数がふえるということで、ここに計上させていただいております。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 じゃあこの点はもう少し研究していきたいと思えます。

児童手当の支給がございまして、これはこれまで小学校3年生までだったのが6年生までに拡大されたと。それで、問題なのは、その年齢拡大は大変喜ばしいことではありますが、その1人の児童に対する費用額は実際にふえたのかどうか。その点について伺います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 今回計上させていただいておりますのは、対象年齢が小学校6年生までふ

えたということで、その拡大した部分ということで計上させていただいておりますし、若干所得の制限も緩和をされたということを見込みまして、対象人数がふえたということでここに計上させていただいております。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 所得制限も盛り込まれているということではありますが、その点で所得制限を受ける人数が前年度とどれくらいその所得制限を受ける児童がどれくらいいるのかということが心配されるわけではありますが、その点について伺いたいというふうに思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

所得制限、16年度で申しますと約70世帯の方が若干所得制限に該当されておりました。ただ、18年度まだ所得が確定してございませんので、今後申請を見ながら今後改定されます所得に該当させていきたいというふうに考えてございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 この辺もまだもう少し検討の余地があるのかなというふうに思います。

それから、ちょっと時間がないので、児童扶養手当も聞きたかったのですが、これは割愛させていただきまして、保育所の問題について伺いたいというふうに思います。

保育所の予算は78ページ、79ページにございます。それで、一つは保育所の人件費も削減になっておるといふふうに私は見ているのですが、そうなのかどうか伺います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

保育所の人件費でございますが、正規職員、昨年は保育士として32名でやってまいりましたが、今般南部保育所を閉鎖するということで、保育士の部分で30名と、2名減です。そのほかに施設長と副施設長、それから用務員、調理員なんかも閉鎖に伴って減となっております。以上でございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 今年度の18年度は南部保育所の休所に伴って、正規職員ほかが減っているために、この給与人件費が減っていると。

それで、一つは、私今後ちょっと考えていただきたいなというふうに思うのは、例えば、保育所の運営費に当たって、歳入のところで、分担金及び負担金ということで、ここで1億

6,644万7,000円計上されています。これは公立保育所に預かっている父兄が支払っている保育料だというふうに思います。それで、保育所の保育士さんは、人件費でこれぐらいの負担というか、人件費になっているわけですが、一方ではこの分担金、負担金で保育料をいただいていると。こういう部署は、こういった形で利用料というか、そういった形でいただいている課はあるのですか伺います。

鈴木委員長 何ページのところですか。

曾我委員 11ページです。

1億6,644万7,000円になっていますが、この保育所の保育料7,339万円。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 たしか、施政方針に対する質問の中で、福島議員にもお答えしたかと思えますけれども、保育事業というのは基本的に児童福祉法に基づきまして、市町村の仕事というふうになってございます。そういうわけで、私立保育所であれ、公立の保育所であれ、基本的には市の企画運営の中で運営していくということになります。そういう中で、保育料につきましては、児童福祉法に基づき、国の規格基準に基づきまして徴収しておるという状況でございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 それで、もう一つは、公立保育所を運営するに当たって、今まで補助金というのがありました。ところが17年度からは補助金がなくなって、地方譲与税で国から来るようになっていると思います。それで、この項目見ましても、ここにとても保育所の運営費の国の分が入っているというふうに見えないわけですがけれども、私は特にこの保育所の関係でいいますと、これから指定管理者だとか何とかということを進めていくとも言われておりますけれども、安易にこの保母さんの定数を減らしていくとなりますと、じゃあ今回の南部保育所で正規の保母さんが2名削減したと。その分で給料は減っているけれども、この2名の保母さんはじゃあどこでそこを救っているのかと。一般会計で救うことになるのではないかと。そうすると、定数削減とか何か全体でやっていますけれども、本来保母さんが保育の要求にこたえて仕事をしていれば、保育料も稼ぐし、国からも地方譲与税で入って、全部とは言わなくても自分たちの人件費分ぐらいは、やっぱり稼ぐというか、言い方悪いですがけれどもね。

ところが、これをどんどん削減して、市の職員で保育士でありながら、保育所を削減していくことによってこの保母さんはどこで救うのかというと、一般会計でそれを抱えなければなら

ないと。こういう仕組みになるのではないかとということで、その点をやっぱりもう少し財政課も含めて、いろいろなところをつついて何とかその部署ごとに減らせ減らせというふうな中で、やっぱりそのやり方がどうなのかということをもう少し研究してほしいと思いますが、この点について伺います。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 保育所の運営につきましては、これまで国の方から公立であれ、あるいは私立であれ、運営費補助というものをいただいて運営してきておりましたが、国の制度が変わりまして、公立の保育所については、いわゆる一般財源化、交付税措置という形になってございまして、現在では私立の保育所のみ補助金をいただいている状況でございます。したがって、市の方には運営費補助は入ってきていないという状況でございまして、委員おっしゃるのは多分施設建設費の補助のことではないかなというふうに思うんですけども、運営費についてはそういう財政状況ということでございます。

それから、いわゆる保育所の廃止、あるいは統合についてのご質問ございましたけれども、私どもはやみくもに廃止をすとか、指定管理者制度に移していくとか、そういうことをしておるわけではありません。原則的にはのびのび塩竈っ子のプランに基づいて、一定の将来の保育需要を予測しながら、それに対して保育定員がどうあるべきか、その保育定員の内訳は公立はどうあるべきか、私立はどうあるべきか、そういうことを計画しながら一定の期間内の保育施設の需要に間に合う容量を供給していこうと、こういう計画であります。

そういう中で、南部保育所についても一定の期間には廃止をしようということで計画をしておったわけですが、いかんせん今回の耐震調査に基づきまして、その計画を早めなければならなかったという計画について、ちょっと計画変更せざるを得ない状況になったということはありませんけれども、基本的にはその南部保育所を廃止しても保育需要にじゃあどうこたえていくかという、いわゆる計画の見直しも行いまして、一定期間内で当然需要は満たしていけるものと判断して、今回廃止になったものでございます。

鈴木委員長 曾我委員。

曾我委員 それで、地方譲与税の中に、この所得譲与税の中に、国からどういったものが入ってくるのかということをごはきちんとこれからの予算のときには示していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、保育所の修繕箇所について、18ページに載せていただきました。

それで、一つは、保育所の耐震診断をしたと。そしたら南部と香津町が改修しなければならないということになっていたと。じゃあ18年度に香津町の保育所の改修工事費は入っているのかと。このことをまず伺いたいのと。

この修繕箇所で新浜町保育所で道具の修繕、塗装のことが載っておりますけれども、これはもうとてももたないと。撤去しなければならないというふうに伺っているのですが、その辺のところはきちんと調べた中で載せているのかどうか。

それから、午睡室のクーラーを順次計画的に入れてまいりますと。一気に入れられないのでねと言ってきましたが、この辺についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

香津町保育所については、耐震工事の際に一緒に今までの課題なんかは解決しております。

それから、新浜町保育所の遊具の部分でございますけれども、小型滑り台やグローブジャングル、そういったものは撤去という形に考えています。それから、大型滑り台のそういった面のはがれなんかは、お子さんがけがしないように、18年度で修繕していきたいと考えております。

それから、午睡室のクーラーでございますが、市内保育所ゼロ歳児室、それから調理室についてはすべてクーラーが設置してございます。ただ、新浜町保育所の未満児のお部屋にはまだ設置しておりませんので、南部保育所、今回閉鎖する際に、そちらの方に調理室にいいクーラーが入っていますので、それを移設して対応していきたいと考えております。以上です。

鈴木委員長 小野絹子委員。

小野委員 じゃあ私の方からも質問させていただきます。

私は最初に縦議案関係からご質問申し上げます。

最初議案第21号であります。塩竈市特定疾患患者等に対する見舞金支給条例の一部を改正する等の条例についてであります。今回3万円を1万5,000円に改めて、来年の1月1日からなくなるということですね。大変厳しい特定疾患患者の皆さんにしてみたら、3万円といえども大変貴重な財源だったろうというふうに思うんですが、それがことしは半分、来年1月からはなしという厳しい状況で出ているようでありますけれども、これに対して提案の理由で県の医療費助成によって、その負担軽減が図られているというふうなことで出ていますが、この辺の中身も含めて、なぜこういう提案をしているのかお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 こちらの特定疾患に関する見舞金に関しましては、すべて一般財源で対応してまいりました。そして、いろいろこの特定疾患というのは国の定める45疾患について、そういった患者の方たちに年2回1万5,000円ずつ見舞金として支給してまいりましたが、こういった中で、いろいろ福祉行政が多様化する中で、いろいろな事業も拡大していかなければならない。そういった中でこの特定疾患の患者の方々につきましては、県と事業で上限があります。済みません、金額ちょっと今見つけかねていますが……。県の方でそういった形で利用者の限度額を定めて、それ以外については助成するような形になっています。

また、あと障害の1級、2級の方については、それについて全額返還されるような形になっておりますので、そういった部分でほかの疾患の方たちの公平性と比較しまして、こういった部分についてだけの支給というのはちょっと見直すべきだということで今回の改正になりました。

鈴木委員長 小野絹子委員。

小野委員 何か民生の資料によると、所得により負担限度額が設定ということで、外来がゼロ円から1万1,550円、入院がゼロ円から2万3,100円、今所長が探していたのはこの数字だろうというふうに思いますけれども、要は、そういう点では福祉行政の多様化の中で、あるいは公平性を保つというか、何かそういう感じでばさばさと切っているのが今の実情だと思います。そうは言ってもね。これは私はこの17年度の支給状況を見ても207人もいますよ。その方々がそれは戻ってくる方もいるでしょう、さっきの県の助成制度との併給でね。あるいはその方も何人かはいるかもしれません。しかし、これはやっぱり端的に福祉を切り捨てていっている一つの方向ではないかと、非常に残念に思うということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、その次の縦議案の関係で、第23号の老人憩の家条例を一部を改正する条例とあわせて次の市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例であります。いずれもこれは同施設の管理を市の直営とするということで、今回改正がされるということで条例制定がされております。それで、総括でも質疑したわけでありましてけれども、予算委員会で改めましてなぜ両施設が市の直営になっているのか、特に同じ原因でということでしょうけれども、老人憩の家だな、老人福祉センター、22号の老人福祉センター条例の一部を改正する条例を含めて、なぜこういう直営になっているのか、最初にお聞きしておきたいというふうに思います。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えいたします。

市民センター、老人福祉センターにつきましては、47年建築でアスベスト除去ですとか、雨漏り、壁のひび割れ等の改修も必要になるというような今後多額な修繕費支出が見込まれます。それからまた、耐震診断もまだやっておりませんので、状況に応じましてまた耐震診断に要する経費も必要になってくるというようなことを踏まえまして、財政健全化の観点も踏まえて、一応この両施設につきましては、将来的に財産処分も含めまして検討をすることとしたところでございます。

なお、市民センターと老人福祉センターの機能につきましては、お隣の旧勤労の方でやっておりまして、おかげさまをもちまして、従前どおりのご利用をいただいているというような状況でございます。

なお、この施設の直営化につきましては、今後の将来的なメンテナンス経費等を含めて積算した上で、当面直営ということにしたわけでございますけれども、今現在、社会福祉協議会さんの方と直営化になるお話も申し上げましたし、それから財産処分の相手方としまして、長年市民センター1階の方で事務所を構えて社会福祉協議会さんが活動をなさっておるというような状況もありまして、社会福祉協議会さんとまず第一にお話をさせていただいたということでございます。その社会福祉協議会さんの今後の事業、こういった社会福祉の事業をやるかというふうな事業計画もございますし、また、本部機能をどこら辺に持っていくかというようなこともございます。そういった将来的な動向も踏まえまして、当面は指定管理者に踏み切る状況にはないというようなことで3館合わせまして、当面は直営にしたということでございます。また将来的にはなおまた検討していきたいと考えておるところでございます。

鈴木委員長 小野絹子委員。

小野委員 はい、わかりました。

特に大きな原因は指定管理者で指定していくのには余りにもお粗末過ぎる施設だということですね。それは非常にあると思いますね。なぜなら、考えてみてください。今暫定的に移っているんでしょう。暫定的に移っているところをいつまでそれをあのままの施設で直営はちょっと置いても、老人センターを運営していくのかということについてお伺いしておきます。

今まではおふるがあったわけでしょう。今おふるもない。そういう状態の中で、本当に談話室にいっぱい集まってやったださっているというような状況ですよ。だから本来の高齢者向

けの福祉という観点からいったらね、私は非常にお粗末だと思います。しかし、アスベストの関係で移らざるを得なかった。だからそういう状況はみんなわかっていた。だから我慢して一定の期間まではいいだろうということだね、そこに入っていたと思うんですね。そういう中で、せめて市は長く社協にお世話になっていたけれども、それはそのままに指定管理者にするわけにはいかないということがあってね、そういうこともあって、直営にしてきちんといろいろ体制を考えた上でもう一度考えるのかなというようなことを私は総括質疑の後いろいろ考えていました。それについてはどうですか。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 私ども老人福祉センターの運営があのもまでいいとは決して思っておりません。やはり、介護予防ということも含めまして、あるいは高齢者の生涯学習というものも含めまして、やはりもっと企画運営に力を入れて、もっとよりよい運営にしていかなければならないというふうに思っております。そういう将来の予定ではありますけれども、当面はまずアスベスト問題にかかりますあの二つの建物をどうしていくかということが当面の課題でございました。そういう中で、改修費、あるいは新築してあそこに建てるという案もございましたけれども、何分、膨大な費用がかかると。なかなかこういう市の財政の中では負担していける状況でない。一方では、やはり社会福祉協議会の重要性というものが県内でも非常に高まってきた。そういう中でやはり社会福祉協議会ももう少し体質改善と申しますか、よりよくなっただいて、市の福祉行政に貢献していただくという必要があると、こういうふうに思っております。

そういう中で、あの二つの建物、あるいはあそこの土地の問題をどうしていこうかというふうな問題が非常に大きな課題、そういう中で、社会福祉協議会としても市内に拠点を持ちたいというお考えをお持ちのようでございますから、そこら辺、市と社会福祉協議会と協議をいたしまして、やはりあその場所で将来とも社会福祉協議会でいろいろな福祉事業を展開していただくということが市民にとっても協議会にとっても私どもにとってもいい方法ではないかというふうに考えまして、今協議をやっている段階でございます。それが落ちつくまでの間、やはり隣に移った福祉センターの問題もありますので、これも一定程度条例できちんと議会の皆さんにお諮りをしなければならないと思っております。それまでの間は、9月の問題がありますので、まずは市として直営をしていこうと、こういうことでご提案を申し上げている内容でございます。

鈴木委員長 小野絹子委員。

小野委員 いろいろそういう点では今回のやり方はいたし方ない取り組みかなというふうにも思います。それで、私はそういう点で、実はこの問題を含めて、その前にいろいろ今後の取り組みについて、土地の問題含めて十分その関係機関とお話をし合って、やっぱり塩竈の福祉の貢献に役立てられるような取り組みをぜひ進めていけるようにそのことを念頭に入れてやっていただきたいというふうに思います。

それで、その前にやっぱりこれは行政としては非常に不親切なやり方でなかったんでないかというふうなことで、一言申し上げたいと思います。

それは、総括の中でも部長の方から答弁がありまして、要するに老人福祉センターを含めて市で直営にすると。そうなれば、当然社協の方々もそこにいつまでもいられるわけでない。そういう面も含めて土地の売却も含めていろいろお話があった。それが12月28日だということですね。非常にそういう点では、しかも始めるのは4月1日だという話だったんですね。でもその後いろいろお話し合いをし合って、理解をし合って、いろいろ協議されているようですから、それはひとまず安心するということでもありますけれども、やっぱりそういう問題について、年度末の忙しい最中にちょこっと何か報告するようなものではないだろうと。そういう点ではもっと親切にやってほしいなというふうに思っておりました。結局それが大きな何かいろいろごたごたするというか、そういうことになったのかなと思うんですが、いずれにしても、今はお互いというとあれですが、前向きでいろいろ協議をなさるといっていただくようになっていようから、ぜひともそういう趣旨で市の方も対応されるように期待したいというふうに思います。

鈴木委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からただいまの件について、経過等々を説明させていただきたいと思いません。

今回の指定管理者問題、この制度ができた時点から社会福祉協議会の方には市の方から今後こういう施設については指定管理者制度が法的に公布施行されることになったということで、今後この施設についてはこういうことも考えられるということをおお分去年、一昨年制度できて以降から何回か事務局の方に説明をしてきたはずでございます。

それで、そういう経過も踏まえて昨年正式にこの施設についてはアスベスト、本来アスベストのことは想定外だったものですから、その結果が出ましたものですから、社会福祉協議会の

方と正式にやはりこの施設の管理について協議をしていこうということで、担当の方で文書でもって内々お話をしておったんですけれども、やはり正式に文書で協議を持とうということでお話をしたのが多分今言われた12月だったのかなと。

それで、確かに、4月1日現在でどうするかというのは、整備はしなくちゃいけないんですが、社協の状況に応じて我々の方でも柔軟に対応していきたい。そのために協議の場に着いてほしいということでのお願いでございますので、何かその辺が若干言葉の行き違いだったのか、ボタンのかけ違いなのかわかりませんが、一方的に市のこちらの意図するところを伝わらないままに、何か一部言葉が別な形で出ていったということに何か原因があったのかなというふうに思ひまして、先月社協の会長さんがなかなかお忙しくてお会いできなかったものですから、副会長さんと協議の場を持たせていただいて、市の考えている部分については、こういうことなんですと。

ですから、別にこれまで社会福祉協議会の歴史から見ても、市と表裏一体として福祉行政、あるいは民間での福祉に携わってきていただいた経過も踏まえれば、ぜひ車の両輪のごとく進めたいんですということで、もし皆さんの方で考えがあるのであれば、何なりと出していただいて、市の方の考えも出させていただくと。その辺ですり合わせをぜひさせてほしい。なおかつ事務的にもやらせてほしいというようなお話をこれまでさせてきていただいて、ようやく事務的にもまた今委員お話しのとおり、テーブルに着いたということでございますので、そういった意味では、ちょっと一方的な話の部分がちょっと先行したのかなということもございましたものですから、今までの経過をちょっと時間をいただきまして、私の方から説明をさせていただきます。経過は以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 よくわかりました。そういう点で、やはり変わっていくことですからね、大幅にね。そういうことがあるものですから、やはり十分そういう点では配慮していただきながら、今後とも時間をとっていただいて対応していただきたいというふうに思います。

それでは、その次にいきます。

縦議案の第29号と第30号ですね。国民保護法に関して条例が制定されていますので、これについて、これも総括質疑したわけでありましてけれども、時間の関係もありますので、簡単に質問したいと思います。

国民保護法が国民を災害のときに武力攻撃を受けたときに、どういうふうに国民を守るのか

ということで、それぞれの自治体で計画を立てるためにこの協議会を設定するというので、今提案されているわけでありましてけれども、総括質疑の中でどういう構成かということに対して、人数は40名ぐらいで、地域防災検討委員会ですか、そこが中心になってやるということでお話があったわけですが、地域防災計画を立てた構成がそうなるということでお話を受けたわけでありまして、その中には自衛隊は入っていませんよね。その点をまず最初確認しておきたいというふうに思います。

鈴木委員長 大浦危機管理管理監。

大浦危機管理管理監 お答えさせていただきます。

国民保護法の区分につきましては、平成18年度国民保護計画を立てなさいと。その前段としまして、条例で国民保護協議会を設立して、その計画について諮問をなささいという形になっています。

お尋ねの委員につきましては、防災会議の構成メンバーを基本としながら、国民保護法では委員の中を想定されておるわけですから、それらも考慮しながら委員を選定していきたいと考えています。

お尋ねの自衛隊ですか、この部分については、国民保護の法律の中でそれらの自衛隊に所属する方たちも含めてなっておりますので、そこら辺もあわせて検討してまいりたいと思っております。以上です。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 この計画を立てるに当たって、今までは防災計画は入っていませんでしたね。けれども、自衛隊も今度入れてやるということになればね、やはり間違いなくまさに武力への対応、戦争への道、そういうことは明らかになってくるわけですよ。そういう点では、これは市長に任命権があるということを出されているわけですが、少なくとも防災会議の範囲を超えないような取り組みをぜひすべきじゃないかというふうに思うわけです。

そこで、先ほど答弁の中で、18年度まで計画を決定するというふうに述べていましたけれども、法律に何か書いているんですか、そういうの。

鈴木委員長 大浦危機管理管理監。

大浦危機管理管理監 この法律の趣旨の中では、18年度国民保護法に基づいて制定しなければならないという趣旨のことが載っております。以上です。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと私もそれを見ているんですけども、本文も見ながら、あと概略も見ているんですが、期日を何年までつくりなさいと。政府は言っていますよ、閣僚は言っていますよ、17年まで都道府県段階ではつくって、18年まで各市町村までつくりなさいと。そういうふうには言っているけれども、法律や何か規定されたものはないんでないかというふうに思うんですが、もう一度お聞きします。

鈴木委員長 大浦危機管理監。

大浦危機管理監 この国民保護計画法を策定する場合ですけれども、国の方の総務省消防庁の方から市町村国民保護モデル計画というものが示されております。その中で、市町村の国民保護計画につきましては、平成18年度内に策定しなければならないという形で解釈しております。以上です。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 総務省の通達ですか、それ。総務省の文書の中で。

各自治体が多賀城は6月議会なのかもしれません。今回出ていません。それで、いろいろ自治体によってはこの問題なかなか出せないでいるところもあります。塩竈のように簡単に出すところもあります。そういう意味では、やはりこの問題について協議会をつくるということはどういうことかということ、防災、その計画をつくるんですね。国民保護法に基づく計画をつくると。いかにも国民を守るような感じでいいんでないかというふうに言葉じりでは思うでしょうが、とんでもないという中身なんですね。

そこで、市長にお尋ねしたいんですけども、私総括質疑の中で「塩竈での武力をどういうふうに、どういうことを想定するんですか」というふうにお聞きしましたら、「国の方で論議しているので」ということで、それについては答弁しませんでした。しかし、今問題になっているのは、着上陸侵攻されたとき、上陸されたとき、それから航空攻撃されたとき、それから砲撃、ミサイル攻撃されたとき、それからゲリラや特殊部隊による攻撃、また加えてテロ攻撃なども入っているようですが、それぞれの条項、想定しながら計画を立てるということになるわけですよ。一体、市長はどこからどういうふうに来ることを考えて、どういうことを計画立てて諮問にかけようとしているのかね。そのための前段の協議会ですから、協議会をつくる。その協議会では市長から諮問を受けてその計画でいいかどうか言う、あるいは意見を言う、そういうことになっているわけでしょう。そういう点でどういうことを想定して市長は提案しようとしているのか、お聞きしておきたいと思います。

鈴木委員長 大浦危機管理監。

大浦危機管理監 お答えさせていただきます。

想定される武力攻撃自体、今委員がおっしゃいました4点に絞られております。その中で、この武力攻撃自体が想定された場合、内閣総理大臣の閣議決定があったとき、総務大臣を經由して直ちに都道府県の知事及び市町村長に通知することになっております。それに基づきまして、当然公示もしなければならないということになっております。その指定の通知を受けたときは、都道府県知事、あるいは市町村長は国民保護対策本部、これを設置しなければならないという形になっています。その中で武力攻撃自体があったとき、そういう形で国、県、市の方で連動しながら対応していくという形にこの国民保護法にはなっています。以上です。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 それは国が提案している国民保護法の中身ですね。それで、それを受けてじゃあ自治体でどうつくるのかというのが市長の責任になるわけですよ。なぜなら、この国民保護法では戦時の際の攻められたり何なりしたときの住民への警報、避難、救援、これを実施することを定めていくわけですね。その責任は自治体にあるわけですよ。そういうことが言われているわけです。しかし、上陸して侵攻するとか、航空攻撃がこの塩竈で起こるか。これは国会の中でもそういうことはほとんど想定されていませんということが答弁されていましたが、それから弾道ミサイルとか、ゲリラや特殊部隊などの分についても現実的には疑問視されていると、テロ攻撃だったら政府がきちんと政策のもとでやるべきだということが言われている中で、本当に国が言ってきたからつくるんだというんじゃなくて、こういう方針が塩竈にとってどういうことを想定してしなければならないのか。これは計画を立てるだけじゃなくて、訓練もあるんですよね。ですから、これ大変なものなんです。で、首長さんによっては、やっぱり非現実的なものに対応を迫られていると。非現実的なものですよ、それに対して政府の方から対応を迫られて、非常に苦慮している首長さんたちが多いという話もお聞きしておりますが、これについては、市長はどういうふうにお考えになっているのか、その辺をお聞きしておきたいというふうに思います。

鈴木委員長 大浦危機管理監。

大浦危機管理監 先ほど申し上げましたように、国の方からは市町村の国民保護に基づく計画、これ消防庁の方から示されています。それに基づいてそれぞれの避難とかの対応の計画を18年度つくるという形になっています。

それから、当然この法律の中では、宮城県でつくる国民保護計画、これとの連動も視野に入れながら当然作成する段階で知事の協議を得、また作成した後には知事の方に報告すると。当然議会の方にも報告するという形になっています。その中で国民保護計画をつくっていきたいと思っています。以上です。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 市長さんからはないでしょうから、これで問題なのも今議会への報告ということが最後にありました。物事が決まってからの報告なんですね。これはどこにも総務部長が言っていましたね、総括質疑のときに、議会への報告は求められていません。途中の経過でも求められていません。私は途中でやるべきじゃないかと、議会へ。ところがそれは書いてません。法律に書いていないだけですよね。しかし、できるのかできないのかというのは研究してください。そういう点では非常に重要な問題だというふうに私は思います。賛同できるものではないということも含めてご報告したいと思います。

それで、時間の関係がありますので、10の175ページに関して、それといただきました資料の18の35ページのことでちょっとお聞きしたいんです。

といいますのは、このグラウンド管理費2,387万円計上されておりますが、こういった内容のものか、時間の関係上で大変済みませんが、簡潔にお願いいたします。

鈴木委員長 菊地生涯スポーツ課長。

菊地生涯スポーツ課長 ちょっとご質問を確認させていただきます。

グラウンド管理費の2,387万円ということですね。（「はい」の声あり）

これは先ほどもご質問のお答えしたんですが、主なものは月見のスポーツ広場の賃借料、これが1,500万円ほどです。それから、二又スポーツ広場、それからあその他の各グラウンドございますので、それらの管理費あるいは環境整備費、これが472万5,000円、それから光熱水費関係、これが玉中の校庭照明設備、それから月見、二又等の電気料、水道料、これらがございまして、これらの光熱水費が267万9,000円、それから玉中の修繕料としまして10万3,000円、それから役務費でトイレ、簡易トイレ等ございますので、そのくみ取り手数料、これらが6万8,000円等で合わせて2,387万円ということでございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 はい、ありがとうございました。

これとあわせまして資料の35ページで資料いただきましたけれど、実はテニスをやっている方々からコートがなくて困っていると。この文書に出ているとおりです。まさに今塩竈は中の島の公園のところにあるテニスコートだけ使っているということで、ここが水はけが悪くて、とても使えたものじゃないというのがありまして、その前は民間のところを借りていたようですけれど、そこがだめになってしまっただ変になってきたと。恐らくテニスをやる人口もふえてきているんだろうと思うんですね。

それで、そういう点で、時間の関係でいいですが、ほかのところはすごいんですね、テニスね。回答書見ますと、テニスコートが多賀城には10面、七ヶ浜町には6面、松島町に4面、利府町には町営コートと県営コート16面、合わせて利府が23面ですね、合計で43面あるということですが、近隣にはあってもなかなかやっぱりそばにないと使いづらいというのも出されています。しかし、でも行くところないから行っているのも実情のようですが、そこで、要は私も言われていて、なかなか取り上げる機会がなかったんですけども、ぜひこのテニスコートの整備をこの機会にやっていただくようお願いしたいというふうに思うんですが、こういう要望や回答を経て、その後どういうふうになっているのか、お答え願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 菊地生涯スポーツ課長。

菊地生涯スポーツ課長 この要望書のほかに県に関するものも出ておりまして、県の方にはほとんど同じ内容で何とかしてほしいということでありまして、県の方に港湾事務所通じてお願いしているところでございます。ただ、県の方もかなり財政厳しい折、なかなかそこまで手が回らないということでございます。

それで、本市の場合、中の島のテニスコート以外に、体育館、こちらの方で月曜日と木曜日一般開放ということで、2面の雨が降っても使えるような形でコートは確保してございます。ただ、ほかの市町はこれだけあるのに、本市がないということで、その部分についてはかなり心苦しく思っている次第でございます。以上です。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 それでは、担当課としては非常に頭痛めていたと思いますが、ぜひやはりテニスをやる人たち、健康管理も含めてやっているわけですからね、ぜひそういう点ではこたえていただけるように、強く要望しておきたいというふうに思います。

その次ですが、10の83ページ、放課後の児童クラブ運営費で2,939万2,000

円予算化されています。これでちょっとお聞きしたかったのは、学校の土曜日、先生方帰った後に仲よしをやっている。そのときに、あるときに火災警報機が鳴ったそうです。そしたら、その火災警報機が鳴って、指導員の人たちが直接上まで上がっていかなければならないというんです。子供たちはいる、先生はいない。そういう中で、報知機は鳴った、そういう報知機が鳴れば消防が来るまでの間の対応の仕方についてとか、こういう指導はぜひやってほしいと思うんです。やっぱり民生の方ですか。

それをぜひ指導員も子供たちも安全に対応できるような状態、こういうものをやっぱりぜひ考えていただきたいというふうに思います。やっぱりちょっと後からご回答いただきます。

もう一つは学校の修繕関係です。

時間もなくなりましたので、今回資料を請求しましたら、資料の中で、合わせて8,000万円くらいですか、小学校、中学校でね。整備されるということになりましたけれども、地域のことを言えばやっと杉ノ入小学校のトイレに手がついたなという感じで見ていたところですが、けれども、いずれにしても去年の決算委員会で小学校と中学校の5カ年の整備計画、17年から22年までの整備計画ですか、出していただきました。合わせると約10億円なんです。それで、17年は終わってますから、8,000万円を引いた分、9億2,000万円くらいが18年度からの5カ年計画というふうになると思うんです。私はちょっとお聞きしたかったのは、ここの分野でなくて、前にも債務負担行為でこれはやれないのかということをお願いしてきました。学校の子供たちは5年間たてば卒業していく子供たちいますね、当然、小学校も中学校も。ですから、その辺は何度か予算委員会、委員長の報告の中にも決算で取りまとめられたりしているわけですが、担当ではどういうふうにこれを検討しているのでしょうか。財政課なのか教育委員会なのか、その辺、ちょっとお聞きしておきたい。あわせて二つお願いします。

鈴木委員長 橋内教育委員会総務課長。

橋内教育委員会総務課長 お答えいたします。

債務負担行為というふうな形で決算委員会の方で出てましたけれども、今回から補修5カ年計画、なかなか財源の確保などの問題がありまして、計画どおりには進まなかったというふうな経過があります。そこで、18年度から大規模な部分は国の大規模改造の補助を受けていくというふうな形にしています。それで、国の補助対象にならない部分、いわゆる中規模的な補修工事がありますけれども、これは県の市町村振興資金、いわゆる貸付金でありますけれど

も、これを活用していきたいと。18年度から3カ年を目途に補修工事を行っていきたいというふうに考えております。あと、該当しない大規模、いわゆる中規模の県の振興資金の対象にならないものについては、一般財源を充当するというふうな形で、計画的に今後進めていくと。債務負担ではありませんけれども、県の振興資金を使うというふうな形で考えております。以上です。

鈴木委員長 いいですか。会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えします。

放課後児童クラブの運営でそういった形の警報機が鳴ったときの対応とか、そういった部分のことでございますが、以前そういったことがあったときは危機管理監とともに全仲よしクラブを巡回したり、今後のそういった防災対策についても指導していた経過がございます。学校をお借りしてのこういった事業でございますので、今後とも学校とも連携をとりながら、より安全な学童保育に向けて努力してまいりたいと思います。

鈴木委員長 時間終了しました。次の方ありますか。佐藤貞夫委員。

佐藤委員 予算委員会もきょうで3日目ですか、かなりいろいろな角度から質疑が展開をされていまして。私はこの予算と議案を見て、かなり今までにないくらいの議案が出たなど。大変ないっぱい議案の数でありますから、私も余り経験したことのない議案にびっくりしているわけなので、これに伴ってまた予算もかなり大変な予算を組まざるを得ない。特に、固定資産税が減少する。さらに、地方交付税が減少する。さらには、地方特例交付金ですか、これが減少する。これだけでも6億6,000万円ですね。ですから、その中で多少景気が上向いてきたのかなど。市税が若干62億円ですから、その他いろいろなこまい面に税込含めてふえているなどという感じはしますけれども、やはり、ただ全体的に見て、日本の景気が回復したといえども、やっぱり地方にはまだ及んでいないなどという感じをいたしました。ただ、10年前と比較をしますと、市税が大体77億円、ですから、その当時と比べると15億円足りないんですね。15億円足りないということは、市債の借入補助金にすると50億円の仕事がまだできないということですから、大変な状況だと私は認識しております。その中でよくいろいろなかき集めて予算を編成したなど。これからまだ四苦八苦が続くんだと思いますけれども、こういう状況を克服して、ぜひ市政運営に万全を期してほしいと、こう冒頭から要望しておきたい、こう思います。

それで、いろいろな議案も出まして、特に、この議案の中で、定数条例が出ました。特に佐

藤市長が誕生して行革専門監と危機管理監を設けているいろいろな取り組みをやっている。その点ではやっぱりそれだけ設けただけあるなど私は思っているわけなんです。それが結果的にさまざまな議案の提出になってきているわけでありますが、ただ、今の組織、あるいは運営からいって、塩竈市役所の立場というのは、やはり地方自治法に基づき少ない予算で最大の効果を上げる、このことを基本に組んだらろうと思いますけれども。特に私はそういうことからしますと、いわゆる定員管理と事務管理、この辺を十分ひとつ見定めていかななくてはならないなど。それで、私は最大の効果を得るために、これからもいろいろな合理化に努めて、そしてその規模の適正化を図っていかななくてはならない。その適正化の基準は何かというと、やっぱり産業方針、産業構造ですね。塩竈市が置かれた産業構造、あるいは行政方針がどういうふうに行くかということによって、その人員体制、規模が大体決まっていくだろうと、そういう今分析をできるまで市役所にかなり育っているなどと思いますから、そういう分析の中で、やはり定員はどうあるべきか、組織はどうあるべきか、この辺も含めてやっぱりいろいろ検討してほしいと、こう思っているわけであります。

そういう意味では、規模の適正化の中で、あるいは塩竈市役所の組織陣、適正規模はこうあるべきだという一つの考え方をぜひその行革専門家を含め、やっぱりある程度部制というのがあるわけですから、部制はやっぱり柔軟な発想でいろいろ取り組みをやりますから、そういう意味でこの部制はどれだけの人数があれば、1年間の仕事をやれるか、柔軟な発想でいろいろやるような努力をぜひつくて、我々に示してほしいなど。

そして、特に塩竈の場合は、第4次長期総合計画に入っているわけですね。第4次というのは全国的に本当に早いんです。全国的にも第1次長期総合計画に入ったのも早かったんです。もう恐らく全国の市町村で大体3次あたりで今、4次に入っているというのは珍しいですよ。そういう面では計画的な我々の行政運営をやってきたと私は一定の評価をしているんです。それだけに、第4次ももう既に5年間経過しましたから、18年度ですからね、13年から入っているわけですから、これからもそういう面で、特にここに出された実施計画、これも素早いなど私は思っているわけであります。これを基準にしてこれからも行政運営の、あるいは行政の実施計画をやはりきちんとやってほしいと、このことを強く指摘をしながら申し上げておきたい、そう思います。

そこで、ただ、この中では、いろいろな予算が出ました。それで、特に、産業構造の中でいろいろ塩竈市の場合は全国的にも珍しく公害防止事業などに取り組んだいわゆる公害の取り組

みの中で、加工団地の問題があります。この中には、いろいろ水産加工団地の排水処理の無償譲渡ということも出ています。これは議案第36号ですね。ところが、当時携わった議員はほとんどいなくなったんですよ。市長も三役もみんな経験、途中は経験したかもわかりませんが、議会は全くわからなくなったと。したがって、この30年間、どういう事業でどういうこの経過になったのかって、みんなわからないんです。それだけに、この問題については、やはり塩竈市と公害防止事業団の関係、あるいは塩竈市と団地組合との関係、このようにある程度理解を求める努力をしてほしかったなど。そして最終的な段階に来て、無償譲渡だと。そうならば、当時の塩竈市と団地共同組合との覚書をここに出して、こういう状態になっているんですよ。これぐらいは親切な行政でちゃんと出すべきじゃないかと。

そして、当時2万トンの申し入れをして1万トンに減った。6,000トンに減った。集水管の問題、あるいはそのいろいろな工業用水の問題、6,000トンなら6,000トンに分けた。そして3,000トンになったとか、いろいろな経過をわからないまま、みんな議決してくださいと。こうなるわけですよ。そういう面では、やはりもう少しなるほどなど、塩竈市の水産加工団地の果たした役割はこれをやったんだと。そして浄水計画があったんだと、浄水、これは昭和47年ころからずっとあれしたんですけれども、その辺のやはりきちんとしたいわゆる目的、事業内容、これをきちんと出して、ああなるほど、それで最終的に無償譲渡になったんですねと、これぐらいのことは出してほしかったなど、こう思うのでね、その辺はひとつ議会と当局のあり方からいって、ああなるほど、我々本当にわからないまま疑義していいのかという率直な疑問だと思うんです。

そういう面では、やはり水産加工団地が果たしてきた役割の認識、そして今後、この無償譲渡した水産加工団地をどうするんだろうと。我々もわからないまま議決せざるを得ない。当時、昭和41年からですか、桜井市長が公害防止事業団に申し入れをした。そして、川瀬さんが登場して、コマーシャルペースを入れた。そして事業がうまくいかなかった。そして、いろいろな経験があったわけですよ。当時移転すべきなのか、移転しない方がいいのか、いろいろな議論があって、移転しないでもやっている人もいるわけ。たまたまあのとき昭和47年、48年、49年に、当時の記憶で144軒を移転させるという市の方針を実際に示した。しかし、実際は100軒前後だったと思うんです。当時、塩竈市の水道当局は、工業用水を導入するときに、給水人口を10万2,000人と出したんですよ。今はずっと落ち込んでいますけれども、そういう状況の中でこの経過がたどってきたそのあれをやっぱりきちんと出して、な

るほどやっぱりそうだったのかと。それで、安心して譲渡しましょうと。ただ、譲渡されて今度どうするか、今加工団地はどうなっているのか、何軒が組合に加入しているのか、その辺を明らかにしてほしいなと。このことを強く指摘をしながら、この議会でなくてもいいですから、ぜひもしあれだったら、本当は間に合うのだったら最終的な委員長報告も出すんだからそういうふうに出してほしいなと、こう思っています。それが一つの要望でございます。

それから、いろいろな予算の中で、例えば67ページ、ここで民生費の中でシルバー人材センターの運営費が出ています。その下にシルバー人材センター賛助会負担金、シルバー人材センター連合会負担金、これはあたかも市役所が事務局みたくなっているんです、これで。こういう予算の提出は本当は普通おかしいんですよ。あくまでも老人クラブ活動費、いや、シルバー人材センター運営費等の補助金、あるいは負担金という形で出して、これは本当は余計なことなんです。事務局が市役所になってやっているんなら話わかるんですよ。市役所でないわけですから、団体の事務ですから、団体のあいつまでね、ここで負担金を出す自体はこれは好ましい姿ではない。この辺はやはりもっと研究すべきではなかったかと思うんですがね。この辺の考え方をひとつ、まず聞きたいと思います。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 シルバー人材センターの運営費補助金でございますけれども、以前は間接補助だったかと思えますけれども、たしか2年か3年前に制度が変わりまして、塩竈市の方から補助金を出した同額の補助金が全国シルバー人材センター連合会の方から同団体に対して補助されるという内容に変わったと記憶してございます。

鈴木委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤委員 塩竈市が事務局になってやっているんなら、これ計上の仕方が正しいと思います。別な法人ですから、法人できちんとやっているのに、ここまで出すこと自体は本来の姿ではないんです。ですから、そういう面ではやっぱり聞かれたならば明確に答えていいんですけれども、ここまで本当、出す自体がおかしい。そういう面ではもっと予算の出し方を研究した方が私はいいと思います。その辺、もう一回ひとつ考え方を聞きたいと思います。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 正確には、この後ちょっと確認したいと思いますが、私の記憶では、シルバー人材センター運営センター運営費補助金については、シルバー人材センターに対して市が補助をしている金額。それから、全国シルバー人材センター賛助会負担金としては、これは市がこの

賛助会員となって、いわゆるシルバー事業を推進していく行政の立場として入っておる負担金として出しておると、たしか記憶しているんですけども、あと調べさせますので、済みません。

鈴木委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤委員 次に、今回浦戸の野々島の漁業集落事業やりますね。特にここに113ページを含めまして、農林水産業浅海漁業振興費、いろいろな予算組んでいます。きょうもいろいろ出ましたけれども、アカモクの問題とかいろいろのが出ました。きのうたまたま私議会終わってから家に帰って、北海道のニセコ町に電話したんです。なぜ電話したかということ、今北海道のニセコのスキー場にオーストラリアから1万人スキーに来ているんですね。10日間ぐらい滞在しているんですね。北海道全体に相当な潤いをもたらしている。1万人ですよ。そして、そのところが「実際にはうちのスキー場ではありません。隣の倶知安町です」って、今度倶知安町にかけたんですけどもね。大変な潤いなんだと。1万人、平均10日滞在しているんだそうです。スキーしに来るんだね。そうした場合、やっぱりこれで塩竈というのは松島を控えていますから、やっぱりもっと県外、国外からいろいろやれば、まだ松島の観光というのは魅力的なものがあるなど。蔵王温泉あたりに、スキーをやって、県内潤うやっぱりあれをもっと宣伝、そしたら「宣伝したのか」と言ったら、ヨーロッパにみんな行っていたそうです、今までは。ドイツとか、イタリアとか、ところが、近くていいスキー場だという形で、その人気ですとことし大変なにぎわいが起きているそうです。こういうことですからね。ああ、なるほど、そうなれば松島を控えた塩竈にも滞在のあれば相当な潤うきっかけができたなと思いますから、これは県を通じて、いわゆる観光物産含めていろいろやってほしいなど、こう思いますので、何かその辺、やっぱり松島湾全体のいろいろな取り組みや観光、物産とかいろいろありますけれども、この辺もいろいろやってほしいと。

また、それでしたけれども、この松島湾の浅海漁業の意味合い、今度組合が二、三日前ですが、35組合になりましたよね。県内一本化になる。私は市内のせめて四つの単協は一緒になるべきだということも提言を申し上げてきたけれども、やっぱり県の動きが出まして、県で一本になると。それで、ことしは浦戸のノリ、カキが結構いいんですね。たまたまこれまでの中では、前市政、その前の市政の中では、高級化へのいろいろな取り組みがあったけれども、何か施政方針には出てくるけれども、報告さっぱりないまま今日まで進んできたという経過がありますが、やはりもう1回、きのう木村委員ですか、何かウニの問題か、潜ったら相当ウニが

あると。年2回とれているということでありますから、やはりまだ松島湾内捨てたものじゃないなど。

それで、考えてみますと、平成3年、4年に、県を中心として水産課、河川課、漁港課ですが、松島湾リフレッシュ事業をやったんですね。実際やったのは平成5年、6年、だから10年過ぎているんですね。それで、リフレッシュ事業をやって幾らかいろいろな魚のすみかの藻が出てきたのかというと、そうでもないようなのでね、やはりもっともっとリフレッシュ事業をやっぴりやってもらって、どこどこやったかずっと見てみたんです。調べてみたんです。それで、湾内は材木島の手前の海を掘ったとか、いろいろ、水路掘ったとか、いろいろありますけれども、余り手をつけていないんですね。ですから、そういう面で本格的な松島湾のリフレッシュ事業をやはり真剣にやらないと、やっぱりこの釣り客の問題から、あるいは観光客の問題、民宿の問題を含めて、もっとこの取り組みをやることによって、夢の島の浦戸の取り組みによっては相当な観光客が来るだろうと。というのは、首都圏から3時間ぐらいで来るわけですからね。そういう面で、浦戸交通船の関係、また滞在の関係、いろいろやって、こういういろいろな取り組みをやらないと、大変だなとこう思いますから、その辺の考え方もひとつお尋ね申し上げたい。こう思います。

鈴木委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 浦戸地域におきまして、昨年でございましたけれども、グリーンツーリズムということで、地元のこういった分野の大学の先生のご指導をいただきながら、魅力の発掘というふうなことをやらさせていただいてきた経過がございます。ただ、一方では、民宿が減っておるといふような状況もございまして、やはり滞在客をいかにしてふやすのかということとは大きな課題だろうというふうに私たちも認識をしております。そういった中、漁協の婦人部の皆様方が浦戸地域の四季折々の魅力、それから食べ物、そういったものを網羅したようなパンフレットを県のご指導もありまして、作成をして、広くPRに努めているというふうな経過もございます。

それから観光船におきまして、これまでは松島と塩竈を結ぶだけの観光船だったわけですが、たしか平成13年ぐらいからでございますけれども、島にとどまって、そして島の史跡をめぐる。そして、あの渡し船に乗って、冬場ですとむきたてのカキを購入して帰ってくるというふうな新しいコースを開発されまして、これももう既に20万人というふうな、大変な集客力のあるコースに伸びてきていると。それで、寒風沢には今レストランもつくられて

いるというふうなところまでできておるところでございます。

私たちといたしましても、一つはやはりリフレッシュ事業のような形で湾内の浄化、こういったものを進めて、そしてその魅力を首都圏、仙台圏の方に広くPRをして多くの方にお越しいただき、そしてここで時間とそれからお金を使っていただくというふうなことをこれからも積極的に取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 先ほどシルバー人材センターの賛助会の負担金の質問ございまして、部長答弁させていただきましてけれども、67ページの19節負担金補助金交付金につきましては、全国シルバー人材センター賛助会並びに宮城県シルバー人材センター連合会の賛助会員に本市がなっております、本市がその賛助会員としての会費を支出するものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 佐藤貞夫委員。

佐藤委員 先ほど質問したその議案第36号の、これは行政財産でしょう。いわゆる加工団地の。普通財産と違ってさ、行政財産のこの無償譲渡というのは大変なことなんですよ。ですから、これは今までどういうふうな登記したかわかりませんが、やっぱり無償譲渡するということですから、行政財産をね。これは簡単に考えるべきじゃないんです。普通財産だったら売却とかいろいろのありますけれども、行政財産の無償譲渡というのは大変なことなんですよ。そういう意味ではもう少し慎重なあれがほしいと、こう思いますので。その辺、どうなんでしょうか、ちゃんと行政財産上登記されているの。

鈴木委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 ただいまの加工団地のセンター設置条例の廃止条例に関連しての財産の譲渡についてでございますけれども、私たちが調べた範囲ですと、本市の財産条例の第5条の第1項による議会の議決を要しない譲渡というものに該当するということで、今回のような手続を踏まさせていただきます。

鈴木委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時ちょうどいたします。

午後2時44分 休憩

午後3時00分 再開

鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。今野恭一委員。

今野委員 予算審議も一般会計の部が皆さんでかなり出尽くした部分があるんですが、若干私ももう少し理解を深めたいと思う部分について質問をさせていただきます。

まず、議案第38号資料2の58ページ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、今回手当について、ここに条例で定めようと議案が提出されました。このことについては、ここに至るまでいろいろないわゆる抵抗勢力のパワーもあったでしょうし、いろいろな難関を乗り越えてここに至ったのかなというふうに理解させていただくところであります。これは、むしろ遅きに失したというか、もっと早くやっておけばよかったなというふうに思うところもあるわけでありまして。特に、菊地議長さん初め、私どもも再三再四にわたって、こうした部分についてもっと早くにやるべき、そうでないと財政危機に陥ってしまうと。再建団体に陥ってしまうのではないかという心配を常に申し上げてまいったところでありまして、ここに至るまでの市長以下、皆さんのご努力、そしてまた組合の皆さんのご協力に対して感謝を申し上げるものでございますし、また、これで終わりということなく、さらなる改革に邁進していただきたいということをお願い申し上げるところでございます。

さて、資料は10番の53ページに移りまして、ここに納税貯蓄組合連合会育成事業というのがございます。これは各組合の事務費の補助を計上されたというご説明をいただきました。そしてまた、ことしは50周年を迎えるそうでございますが、この育成事業、どのようなことを事業としてお考えになっているのかご説明願います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 この育成事業248万9,000円の内訳は、その左側の方に19節が中段にございますが、この19節の納税貯蓄組合連合会の事務費補助金の211万1,000円と納税貯蓄組合連合会補助金の37万8,000円でございます。委員ご存じのとおり東西南北4支部がございまして、その連合会の補助金が1本、それから各単体の納税貯蓄組合の事務費補助金が200数十万円、そのような内容になってございます。以上です。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 今課長おっしゃる趣旨はよく理解できるんですね。組合事務費の補助金と連合会の補助金だという内容については理解できるんですが、この育成事業として出ているものですか、どのような形で育成をしていこうとしているのか、この納税貯蓄組合、市内に幾つあ

て、ふえているのか、減っているのか、あるいは毎年同じ推移でいっているのか、その辺のところをお聞かせ願います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 事業については育成事業という名前をつけて細目というか、そういう形で事業項目を立てさせていただいております。ただ、内容につきましては、先ほどいいましたように、事務費補助金と連合会の補助金でございます。

納税貯蓄組合、何度も申し上げますが、ピーク時には200組合以上ありましたが、現在、100組合になってございまして、毎年10組合ほど減少している状況でございます。この理由としましては、後継者不足、会長含め、役員がかなり高齢化している後継者不足、それからプライバシー保護、組合員の方の納税額についてのプライバシーについて保護してほしいというか、そのような形で年々やめる組合が出ております。それが現状でございます。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 200組合あったのが100になっていると。大ざっぱに言えば半分、それ以下になっているということのようですが、その理由として高齢化とそれからプライバシーの保護ということを取り上げておりましたが、事実高齢化しているということはまさしく我々も同感であります。この減った理由をそこに依存しているというか、理由づけしているというか、かこつけているというか、本当は組合育成といいながら、事務費の補助金ぐらいで、何も手をつけてこなかったのではないかと思われるところがあります。例えば、納貯連、貯蓄組合連合会が総会、移動総会や何かやるということですが、本当に総会をやって帰ってくる。あるいは、そこにどこか移動総会に行って、懇親を深め、そこに参加した方々の納税意識を高めてくるかもしれませんが、もっと地域に密着した納税の意識の高揚を図るというか、税務当局が例えば個別の組合の総会などに行って、今の市税の状況はこうですよとか、あるいは皆さんの税金はこう使われておりますよなどというようなことを地域の住民の方々に納税組合の皆さんに説くことによって、もっと納税の意識が高揚するであろうし、また組合員の組合に参加しようという意欲もわいてくるんじゃないかと思われるところでありますが、いかがですか。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 高齢化の部分につきましては、高齢化に伴いまして後継者がいないということ、これについては各単組合といたしますが、組合長さん方とお話ししてもそのようなことを切実に私は受けとめてございます。ですから、高齢化というよりも後継者不足に悩んでいらっし

やるというのが現状でございます。

それから、納税意識の高揚ということは、これは我々税務担当、当然日々の業務の中でやらなければいけないことだと感じてございます。納税組合連合会の方では、納税意識を意識しましたカレンダー等作成していただいておりますし、税に関する標語、それから作文、書道の作品募集とかにも応募していただいておりますので、これはこれできちんとやっていかなければいけない。さらには、納税組合さんの方で勉強というか、研修の場として税務当局として来てほしいというのであれば、我々としてはぜひ出席させて税の状況をお教えといたしますか、述べさせていただきますと思います。

それから、納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法に基づいて行われておりまして、実は納税貯金については、非課税とか、相対的な優遇措置の中で行われている事業でございますので、そこはきちんと法に基づいた形での取り組み、単に我々としては事務費補助金だけを出すというような取り組みではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 はい、わかりました。後継者難ということですね。要は、新陳代謝が行われていないというのが現状のようです。その辺のところ、ぜひこの納税組合の皆さんとひざを交えてどうしたらいいのかなども含めながら、これを活性化するならば、さらに収納率の向上につながるのではないかというふうにも思ひますので、ひとつ今後の努力にご期待申し上げたいと思ひます。

さて、ページ135ページに移りまして、3項公園費5,066万3,000円ほど計上されておりますが、公園街路維持管理費4,895万円、市内に相当数の公園があるので、恐らくこの程度の予算ではなかなか全部の公園に行き渡るような予算ではないのではないかというふうには推察するわけですが、市民から要望が出ておりますが、塩竈を代表する公園として塩竈公園がござひます。佐藤市長の庭先でござひますけれども、去年あたりは大分荒れ放題に荒れ果てて、市民の方からいろいろ下草を刈ってくれと。虫がわいて困るというふうなことだとか、桜の木にツタが絡んでもう桜の木が枯れちゃうんじゃないかという心配も含めたお話が参っております。ご存じと思ひますが、塩竈公園の桜、単なるその辺に咲いている桜とはちょっと違うということを何度か申し上げておりますが、あれはみやま桜という種類の桜で現在の東松島市北村というところがござひます。県立旭山公園の西側のふもとにある北村という地域の皆さんが塩竈講を組んで、その講の皆さんがたしか500本だったか、1,000本だっ

たか、四方石公園の石碑に刻んでありますが、相当の数の桜を持ってきて植えていただいた。植樹していただいた桜の一部でございます。それで、樹齢にして100年を越す古木でございます。これは我々市民の財産としてこれからも守っていきたいというふうに思っておりますし、そういう市民からの願いが届いておりますが、あそこの塩竈公園の整備について、この公園街路維持管理費に含まれているのかどうか、その辺、お願いしたいと思います。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 お答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、公園街路維持管理費として4,895万円、この中身につきましては、管理対象公園として98カ所、緑地14カ所、それから街路20路線、こういったやつの樹木、あるいは電気料、そういったものすべてを含めてございます。当然塩竈公園につきましても新たな整備計画というのは残念ながら今のところございませんが、維持管理の当然必要な箇所として位置づけてやっております。近年ここ何年か前まではそういった意味でかなり不足していた部分は我々も認識しております。昨年度あたりから、桜の木の幹回り、根回りを中心に剪定をさせていただいております。なかなかこれまでの管理の不十分なところがあって、かなりぼうぼうしていますので、そういったところの拡大を図りながら管理に努めてまいりたいと思いますので、もうしばらく時間をかしていただければと、このように思います。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 市民の方々の期待にこたえて、ひとつよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

それから、159ページでございます。

社会教育総務費の5,794万4,000円計上されておりますが、159ページの右側の欄に事業内訳として生涯学習推進事業費とございますが、それから塩竈学まちづくり学習事業費、大した金額ではないようではありますが、この参加者の年代をお知らせ願います。

鈴木委員長 中川生涯学習課長。

中川生涯学習課長 生涯学習推進事業費についてお答えをいたします。

この内容につきましては、子育て講座、託児ボランティア養成講座、保育体験学習講座、親子体験学習講座、子育て講演会などがございます。それから塩竈学まちづくり学習事業費につきましては、内容的には塩竈学問所講座まちづくり学習支援講座、なんでも体験、そういうものがございます。年齢的には若い方はなかなかいないという実情もございます。婦人の方、それから50代、60代、上は70代の方が多い傾向にあります。以上です。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 ありがとうございます。今若い方が余りおらないというお話でしたが、青年活動ですね、前にも何度かお話をしていることでありますが、この青年活動にぜひ力を入れていただきたいと思いますと思うんですね。それで、最近生涯学習という名称に変わりましたが、社会教育という言葉が余り使われなくなりましたが、社会教育の一環として、あるいは生涯学習の一環として、青年教育、いわゆる青年団体の育成などにもやはり力を注いでいただきたいと思いますのであります。それは青年の交流の場を提供するといいますが、それぞれ個人的には会社や職場の内部であるとか、あるいは本当の友達同士であるとかでカラオケなり、居酒屋なりというような活動はそれぞれあると思うんですが、社会教育という観点からそうした組織の育成などにもひとつご尽力をいただきたいと思いますのであります。

その理由の一つとしては、最近この結婚年齢の高齢化と、それから少子化ですね、こういうものもある程度解消され、この少子化対策の一環にもなるのではないかというふうにも考えるわけでありまして、また、将来のやはり塩竈を背負って立つ人材を育成するという意味でも大変重要なことではないかというふうに確信しておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、次に162ページの図書館費、それからこれなんかはほとんど9,800万円が職員人件費のようですね。あとはその次の168ページのふれあいエスプ費で、これが9,964万2,000円ですか、計上されております。それから、保健体育費が172ページに1億5,593万6,000円ということで、これは管理費なども全部含めてということのようですが、こうした施設に数億の予算をとられているようでありますが、以前、休館日をなくしてほしいという市民の声をお伝え申し上げましたけれども、その後どのようにしているか、お聞かせ願ひます。

鈴木委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺生涯学習センター館長 施設の開館日の件だと思いますが、今ご指摘ありました公民館、図書館、体育館、それぞれの施設で年間ざっと計算しますと約60万人の市民の方を中心とした利用者が現在利用している状況にあります。開館日の問題につきましては、基本的にはできるだけ開館したいということで、我々も努力してまいりました。

例えば、公民館については年中無休、多少メンテナンス、年末年始ありますけれども、基本的には年中無休という形にしております。それから、数年前図書館、エスプにつきましては、土日の開館日を1時間ほど延長させていただきました。まだまだ今ご要望のありましたところ

まで一気にはいかないとは思いますが、基本的にはコスト、あるいはサービス水準との兼ね合いの中で決めざるを得ないのかなと思っております。

一方、先日行われました市民満足度調査、その結果を見ますと、必要性という部分では他の項目よりは総体的には低い結果が出ておりますが、なおこれは緊急性なり、あるいは切実性というんですかね、産業とか産業振興、あるいは防災、そういう分野とは多少違うというところもあるとは思いますが、そういう結果がありました。

一方、満足度については、一定の高さを見ることができました。60万人の利用者という実績も含めて、結構市民の方々はスポーツ、生涯学習、文化については高い評価を得ているのかなと、いただいているのかなという認識をしております。

繰り返しになりますけれども、一層のサービスの向上を図りたいと思っておりますけれども、コストとの兼ね合い、それらも含めて総合的に判断してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 はい、ご努力については理解したいと思います。

ただ、一つ、蔵王町のお話をお耳に入れておきたいと思うんですが、蔵王町で温泉がわいたそうです。あそこら辺はどこでもわくんでしょうが、たしか村田町の方から行って、入り口の付近だと思いますが、それを町営の銭湯のような形で温泉を提供していたんですね。それが今までは月曜日、毎週休みということであったそうですが、今度は、管理をする団体に民間に委託管理していただくということになったそうですが、そうすると、年末年始以外は無休でやると。そして、しかも町が今までいろいろな管理費や何か負担していたものを逆に管理団体からたしか年間500万円の賃借料としていただくという、そういう民間に委託するとそういうことができくるそうです。そんな話がありましたが、民間になると年中無休でできて、市がやると、市だけじゃないですね、あそこは町ですからね、町がやっていたのは月曜日休みをとっていたのが、民間の管理団体、あるいは業者にお任せすると無休になると。そのことによって町民へのサービスが広がったという、そういう結果なんですね、広がるというこれからの話でしょうかね。そういうことが出てくるようであります。本市としてもその辺、検討していただけたらと思います。

さて、これ資料 13に移ります。

1ページには、冒頭で塩竈市職員定数条例が載っておりまして、中身につきましては、大変

市民が望んでいたところ、そして待ち焦がれていたところでもありますし、また、先ほどの給与の条例に関する条例などと同じように、やはりこれで終わりということではなく、なお一層のご尽力、ご努力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、同じく24ページ、24ページには塩竈市いきいき企業支援条例の考え方について述べられておりますが、ここで見る塩竈市の現状ですね、10年間で人口の減少4,000人、それから市の財政基盤の悪化として平成6年に76億円あったものが平成16年には61億円というふうにぐぐっと市税収入が減っています。それから市債残高が446億円だったものが672億円にと。非常に見るからに一目瞭然、この数字であらわれているのでだれが見てもぱっとわかりやすい資料として出していただいたんですが、これが私どもも平成7年に議会に出させていただいて以来、11年経過したところではありますが、本当にこの間にそうなんだ、痛切に感じるものがあるんですね。それで、こういうふうにならないようにというので何度かもうかなり辛口で議会では申し上げてきたつもりではありますが、いよいよここまで来てしまったかという思いであります。で、そのここまで来てしまったのが、このいきいき企業支援条例によって本市が生き返るとすれば、それにこしたことはないと思いますが、その辺のところについてひとつ部長さんあたりのお話を聞かせていただきたいと思います。

鈴木委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 今回のいきいき企業支援条例でございますけれども、先日からのご質問の中でお答えさせていただいておりますように、私どもがみなとまちづくり課を設けまして、今年度1年間企業誘致活動、それから転出というふうな話がありました企業の訪問、それから跡地の加工団地を中心にしたところへ進出をしたいと考えている企業のところからのご相談を受け付けると。そういった活動をずっとさせていただいております。おおよそ大体1年間で10社を超えるくらいの皆様方からそういったご相談をちょうだいしました。その中で、やはり私たちが最終的に企業の方に進出を決めていただくということにつきましては、塩竈にいかに水産加工業の技術の集積があるとか、それから港湾に面した利便性の高い土地だというふうなことを申し上げても、最終的にはやはり経済活動としてのこれからの見通しというものを踏まえた判断をなされるんだということを篤とその中で感じさせていただいたわけでございます。

そして、そのお話の中で、これからのこの厳しい環境の中での進出ということにつきましては、市としてもそういった情報の提供とか、親身になった相談というものにさらにプラスした経済的な支援というものをぜひとも期待したいというふうな声がけをいただきまして、今回の

提案をさせていただいているという経過でございます。

それで、私たち、ここで書いてありますような現状をまず目標値と定めてやるべきではないかというふうなお話等も部内でも研究をし、庁内でもそういったご意見等もいただきました。しかしながら、やはり企業誘致というのはあくまでも相手のあって、そしてその中でご判断をいただくことというふうな厳しい部分がございますので、現時点でこれらが何%の目標でどうなっていくというふうなことを掲げてやるというふうなところまではまだまだ行っていないと。それで、ほかの市町村を見ますと、土地等状況もわざわざそのために造成をされたような土地等を持っておりまして、法的な規制もないし、これからの工場進出に適合したような形態をしている大規模な土地であったりする。その点、塩竈はまだまだかつての昭和30年代、40年代の法的な制約とか、それから当時の小区画の用地であるというふうな課題を抱えてございますので、私たちといたしましては、今回の条例をまず第一歩、よりどころとして、精いっぱいそういったことを努めさせていただく、そういったことの一つの手がかりとして、まずお認めをいただければと、そんなふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 大変ご丁寧な説明で、よくお気持ちがわかりましたが、やはりこうしたことは、この条例を組み立てたということは、ほんの入り口、スタートしたばかりですよね。それで、これがもっと早かったらという思いはやっぱり市民としてはありますけれども、ぜひこれを一步一步着実に実行していただきまして、やはり企業がこの塩竈市で企業活動をしていただいて、そしてそこで企業が育っていただかないと、入ってくる税金も入りませんし、やはり豊かなまちとは言えなくなるでしょうから。ぜひ、このところを力を入れていただきたいと思うのであります。

特に市長さん、「日本で一番住みたいまち塩竈」ということを掲げておりますのに、4,000人も人口が既にもう減っているということでもありますから、これを挽回していこうということで、市長さん先頭にひとつ頑張っていただければ幸いなというふうに思っております。

それで、最後になりますが、もう一つだけ、聞かせていただきたいと思います。

55ページ、市単独事業ですね、土木課所管事業の概要で単独事業で臨時市町村道整備事業で梅の宮トンネル外というのがございますが、13の55ページですね。このところについ

てお聞かせ願います。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 お答えしたいと思います。

先ほどもちょっと答弁の中でお答えしたと思うんですが、今年度市道の整備事業費として1,000万円予算を獲得しております。これは平成17年度でやりました梅の宮トンネルの補強工事まだ残っていますので、それをまず仕上げたいというのが一つございます。

それで、今のところ予算額からいくと若干余裕がありますので、それにつきましては17年度に同じく取り組んでいます塩釜陸橋の路面の改修等を考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 今野委員。

今野委員 トンネルの内部の補修ですね。

それからあと、塩釜陸橋、先ほどのご答弁にもありましたが、実に塩釜陸橋は非常に老朽化のせいでしょうか、音と振動が激しいために、やはり野田の地域、それから南錦町の地域の皆さんから夜眠れないんですという訴えも上がってございましたので、ぜひしっかりと整備をしていただければ幸いなと思います。

以上で質問については終わりますが、市民の期待を負ったの予算組みであったと思いますし、また厳しい財政状況の中での組み立てだったと思います。大変ご苦労さまでございますが、ひとつこの平成18年度しっかりと市民のために頑張っていたいただきたいということをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

鈴木委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 私からも二、三点質問をさせていただきますが、平成18年の緊縮財政の中、市長さん初め、職員の方々の市民生活安定を促進するために心配りのある予算と思われるのですが、予算内容について二、三点をお尋ねさせていただきます。

まず、資料 9の2ページから5ページまでの間、歳入歳出予算ですか。これについてちょっとお尋ねします。

歳入については172億2,950万円ということですが、かなり厳しい財政の状況だと私は思っております。これについて、ある程度ご当局としてもその増減はあることは心に思っておると思いますが、これプラス思考なものか、マイナス思考なものか予想をちょっとお尋ねしたいと思います。

鈴木委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

当初予算で組んでおります予算は、基本的には通年予算ということで、1年間を見通した予算組みをするというのを基本にはしているんですけども、やはり年度途中で例年県事業の關係の負担金であるとか、一定の補正予算は出てまいりますので、通常の場合ですとこれに増額として1億円ないし2億円程度のそういった金額が補正の中で計上されていくという姿になるのではないかと考えております。

鈴木委員長 伊藤委員。

伊藤(栄)委員 それで、歳出の方を見てもどの担当課の予算を見ても大変苦しいのではないだろうか。どこかをふやすとなれば、ほかを減らすというようなことだと思いますので、この辺はひとつ歳入の方で頑張りたいと、かように思っておる次第でございます。

次に、資料 10の134ページ、8款4項3目、これ先ほどお話ありましたが公園費ですが、けさの新聞にも栄町に本当にすばらしい公園ということでご紹介ありました。本当に私も毎日通っておりますが、すばらしい公園でございます。ただ、その目の前に10数年来ちょっと空き家になった家が1軒ございます。ちょっとこう行ってもそれが目立つくらい見苦しいといいますが、そんな関係上、その1軒の処遇と、それからその隣に15坪くらいの空き地があるんですが、そこをトタンとか、網なんかをかけてちょっと道路から見えないように何かなっているんですが、中は畑をやっているんですけども、そんな関係があんな立派な公園ができたのにちょっと見苦しいなと思うんですが、何かその辺の対策を考えていればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

鈴木委員長 金子土木課長。

金子土木課長 お答えしたいと思います。

委員ご指摘の下馬春日線、おかげさまで平成16年度の繰越事業でございますが、平成5年から着手して、やっと完成ということになるかと思います。

それで、完成後は当然県道でございますので、県の方に管理をお願いしていくという形になってございます。ただ、委員ご指摘のポケットパークにつきましては、将来にわたって市が維持管理をしていくという内々の協議を今進めているところでございます。

それで、残念ながら下馬春日線の補助事業で、委員が今おっしゃられた土地、あるいは建物の取得についてはなかなか困難な状況にもありますので、今後の事業の中でやれるものがあれ

ばそんなところで検討を加える、あるいは地域の皆さんとの話し合いの中でできる範囲でやれるものがあればやっていきたいと、このように考えております。以上です。

鈴木委員長 伊藤委員。

伊藤（栄）委員 はい、わかりました。

あそこも近所でもあったように、ロータリーで桜をあそこに植えるということもございまして、本当に立派な公園の前にあのような空き地、それから空き家があるということは、何か人が集まってきたときのたまり場みたいなちょっと関係になると思いますので、ひとつその対策を早急に考えていただきたいと、かように思いますので、ご要望をしておきます。

次に、同じく 10の140ページ、土木の河川整備費というのが、ことしは載っていないんですが、一昨年1,000円ということで載っているんですが、この内容なんですけれども、ことしは載っていないんですが、塩竈に河川というと伊保石のところ、それから宮町川は河川なのかどうかちょっとわかりませんが、そのほか、後楽の堤から北日本銀行まで全部ふたがかかりました。あれは都市水路ですか。河川ではないと思いますが、その今オープンになっている部分、北日本銀行、ホテルさんの前あたりから海上に出ているところまでのあの辺の整備というか、清掃、あの辺をどのように考えているかちょっとお伺いします。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 お答えいたします。

今の申し上げられましたちょうどホテルさんの前、新町1号雨水幹線、それから本町から西町にかけては新町2号雨水幹線、それから清水沢赤坂の交差点からの後楽を含めまして清水沢雨水幹線でございまして、その幹線が今回完了したことによりまして、下水道事業の特別会計の方で清掃委託費などを組んでいるような状況でございますので、ご理解いただければ幸いです。

鈴木委員長 伊藤委員。

伊藤（栄）委員 はい、わかりました。

特別会計の方であとまた何かその辺ご質問させていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、資料 2の50ページ、先ほど我が会派の今野委員からもありましたいきいき企業支援ですか、これについては私はもうかなり前からいろいろ考えておりましたが、その都度塩竈ではこんなにご当局の方で考えていながら、何かの企業が来る場合の引っかかりがあった

ということで、来るに來れなくていた企業もあるし、やむを得ずここから出ていったと。この間私も一般質問で言ったんですが、そんなことから、今度はイオンが来ます。イオンが来るにつけてもいろいろの弊害などを言われて、ちょっと拒否されているようなところもあるんですが、しかし、イオンが来たからといって、この2市3町近隣からの対流といいますか、人が集まるかという、これもなかなか難しいんじゃないかというふうに私も考えております。しかし、あそこができることによって、今度向かい側に防潮堤、それから海浜公園、あとマリングート、それに塩竈神社というものを組み合わせると、やはりこれは近隣の町村よりも仙台からみんな遊びに来て、そのイオンを一つの核として相当の人が集まるんじゃないかなというふうに私は考えております。

それで、今度の条例ですが、今度来られる企業に対してのいろいろの優遇策で、イオンは別と思いますが、そのほかに現在ある企業、そういうものの優遇策、先ほどちょっと部長の方から答弁いただいて、いろいろ考えておるとのことなんですが、やはりその心配なのはその塩竈は前にも一度お話ししていますが、東洋一の天然の良港ということで、塩竈はたかをくくっておったようですけれども、ここ40年の間にはもうこんなにひっそりになったと。このままでこれからの未来へ引き継いでいくというのは私は本当の小さな船しか入ってこないんじゃないかと。今仙台港が今度満杯になって、別な埠頭をつくらうとかかかっているんですが、あそこも干潟地区、鳥の集まる場所ということで、ちょっと困難をしているということになれば、水深13メートル、仙台と今度は石巻ということで、塩竈は本当にだんだん除け者扱いみたいになるんじゃないかなというふうに私は考えております。港湾のベテランである市長には本当にいろいろとお考えもあろうかと思いますが、その点で大きな船はもうとにかく塩竈に入ることはなかなか難しいんじゃないかというふうに、今の現状では入れないと私は思っております。

それに、いろいろと考えることは、これからの輸入船とか、レジャー、そういうものの集積、集まる場所、そしてそういうものの来られる方々の対流の場と、塩竈も日本三景の松島の玄関口ということで、いろいろ述べられておりますが、それも皆さんがいろいろ言っておるんですが、その玄関もずんずんやはり遠ざかって、本当に松島の方に直行されるんじゃないかというような現在で見られている現象と。そういうときだけに今度のイオンなんかは、本当にすばらしい案ではなかろうかなと、私は思っております。

そこで、一言、今現在ある企業に対しても、この優遇策というのはどこの辺まで考えているのかをもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

鈴木委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の条例につきましては、新しく塩竈に入ってくる事業者だけでなく、例えば地元の企業の方が増設などをするというような場合にも対象になるということでもあります。例えば、これまでですと、例えば増設するときは、ほかの市、あるいは町に行って増設をしましよとかもしお考えになっていたとすれば、それが今回の条例でのいろいろな支援措置等によりまして、もう1回やっぱり地元でやってみよう。そういう意味でのインセンティブといいますが、誘因というような形で結びつくものであれば、大変ありがたいというふうに考えてございます。

それから既存の企業というちょっとお話がございました。それで私どもがいろいろちょっと港湾の関係の企業さんとか回らせていただいているときのお話の中では、例えば塩竈とほかの町にも事務所を持っていたりする場合には、法人市民税の税率の問題等とかもいろいろ聞かれることがございます。今回の事業で1点程度その工場ということを考えてございますが、今回の条例の適用にならないようなそういう企業さんでも、今後やっぱりそういうものを考えていくのも一つの方策かなというふうに考えてございます。

あと、いずれにせよ実は私どもいろいろ地元の企業さんとちょっと情報交換を密にしながら、どういう方策等、行政側としてとられる方法があるのか、そういうところの意見交換を図ってまいりたいと考えております。

あと、今ちょっとお話ありましたけれども、私ども港窓口の担当とする課でございますので、やはり港を使っていただいて、塩竈市の企業活動等の活性化が図られるということが大変望ましいと考えておりますので、やはり入りやすいような港、港湾整備というようなことにつきまして、ハード面、ソフト面を通じて関連企業者の方と連携をとりながら、国、県等に働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 伊藤委員。

伊藤(栄)委員 ありがとうございます。私は今度その在来の企業ということも申し上げているんですが、やはり今も日本一のかまぼこ生産というのは塩竈だということで、これもたかをくくっているようでは、やはり昔は魚のスケソウダラとか、ああいうものが揚がって、加工場から何からあったから海が必要だったと思うんですけども、今、原料が練製品はもう陸送で来るとなると、本当に交通の便とか、人件費の安いとか、そういうところになると、

もう日本一が塩竈だということがまたここから遠ざかるのではないかなというふうなことも考えられると思うんです。そういうものをやはり防止するためには、その現在おられる企業の方々へもいろいろなアンケートをとるなり、調査などをして、ぜひやはり塩竈にとどまってもらって、その日本一を絶対なくさないようにというふうに、何でもそうなんです、追いかける身というのは大変だと思います。そういうことから、来る企業も大変こういう条例までつくっているんですから、結構だと思うし、おられる企業にもぜひそれ相当のやはり優遇策を考えてほしいというふうに私は思っております。

また、今度の企業誘致でもほかにはないJRAを誘致しようとして、ここ話が出てから四、五年たっておりますが、1週間ぐらい前の新聞にも出ておったように、ほんの少数の方の反対のために、ここに塩竈に來れなくなったら、私は大変だと思います、本当に。新聞見ると6町内のうちの5町内が賛成なんです、そのうちの反対の1町内でも本当に数人の反対で反対というだけで、そのためにあれだけ大きな集客力のある企業を塩竈に呼べないということになる。これはやはり塩竈の人たちの本当に恥ですよ、これは。そんなふうに私は考えております。JRAみたいな企業が來られれば、やはりそれは何か交通便とか人がにぎわってくれば、ごみとかいろいろなことを心配事はたくさんあるかと思えます。しかし、そういうものがあればあったなりの今度は出たなりの対策というものは出てくると思えます。人が來ないうちから最初からそんな心配していて、心配だけであったのではいつになつたって塩竈はよくなるわけではない。私はそのように思っております。ああいう企業なんか來られれば、越の浦春日線、ああいうものとか、先ほどいろいろなエレベーターをつけていただきたいとか、そういう希望なんかももうすぐにこんな解決しますよ。ね、市長ね。

そういうふうなものをぜひひとつ塩竈市民こそってやはりそういう企業を誘致すべきだと。そういうふうに私は思っております。今こういう条例が出た以上、そんなびくびくしている必要はないというふうに思っていますが、これは当局で直営じゃないですから、これは企業が來るんですから、企業の申し出でいろいろと詮索されると思えます。そういう面で、ぜひ塩竈にもこういう大きな企業が來るのを阻止することのないように、ひとつご当局の方でもいろいろな考えがあればひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

鈴木委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 まず、日本一となっております練製品、こういった企業につきましては、私たちもやはりこの地位をこれからもきっちり守っていけるような取り組みというふうなことに

きましては、ぜひ水産課でございますので、そちら中心になって今やっておりますし、部を挙げてそういった支援をさせていただきながら、業界の皆様とともに取り組んでいかななくてはいけないというふうに考えております。

また、今回の条例でお示しをさせていただいておりますように、ほかから入ってきていただけるようにな企業、そしてまた今ここにある企業でさらに発展する、事業を拡大しようとされる企業、こういったところにつきましても積極的にかわりを持たさせていただきまして、塩竈のまちがさらにいきいきとなるように取り組まさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

鈴木委員長 伊藤委員。

伊藤（栄）委員 はい、最後になりましたが、18年度予算に当たり、予期せぬ出費もあろうかと思いますが、どうか予備費などの流用をできるよう、市民のご要望にこたえられるようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

鈴木委員長 お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分1については、これで一応の質疑を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、審査区分1については、一応の質疑を終了いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明8日午前10時より再開し、審査区分2についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時55分 終了

平成 18 年 3 月 8 日（水曜日）

平成 18 年度予算特別委員会

（第 4 日目）

平成18年度予算特別委員会第4日目

平成18年3月8日(水曜日)午前10時00分開会

出席委員(20名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(3名)

嶺岸淳一委員	木村吉雄委員
鹿野司委員	

(特別会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
収入 役	田中 一 夫 君	総 務 部 長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部次長兼 総務課長	阿部 守 雄 君	総務部次長兼 危機管理監	大浦 満 君
市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長兼 保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長	伊賀 光 男 君	建設部次長兼 都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部 行財政改革 推進専門監	田中 たえ子 君	総務部 政策課長	渡辺 常 幸 君
総務部 税務課長	福田 文 弘 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	郷古 正 夫 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君
産業部 水産課長	佐藤 俊 行 君	産業部 商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部 下水道事業所長	橋元 邦 雄 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	西川 信 男 君	市立病院長	長嶋 英 幸 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長 兼医事課長	伊藤 喜 昭 君
市立病院医療福祉部 医療福祉 情報企画室長	山本 邦 男 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部次長	大和田 功 次 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君
水道部営業課長	鈴木 清 君	水道部工務課長	鈴木 幸 寿 君
水道部浄水課長	黒須 精 一 君	監査委員	高橋 洋 一 君

監査事務局長 丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長 佐久間 明君 事務局次長 遠藤和男君

事務局次長兼
議事調査係長 安藤英治君 議事調査係主査 戸枝幹雄君

午前10時00分 開会

鈴木委員長 おはようございます。

ただいまから、平成18年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日の欠席の通告のありましたのは、嶺岸淳一君、木村吉雄君及び鹿野 司君の3名であります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

これより審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、申し合わせにより、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。志子田吉晃委員。

志子田委員 おはようございます。

きょうは企業会計、特別会計の方の質疑ということで、全般的に何点かお尋ねしたいと思います。

まず初めに、国保事業の方をお聞きしたいんですけども、これは議案第42号で、資料で言いますと10の211ページから212ページのところでですけども、ここで全体的な平成18年度の国保の考え方をお尋ねしたいと思います。

それで、平成18年度のこの予算を組むに当たりまして、これまでですと平成16年度に10.3%ですか、アップしたのは。それから、平均改定率、平成17年度は5.88%と。この平成18年度は、そういう意味では改定はなしということで、これまでどおりの負担になるという予算になっております。それで、値上げしなくても平成18年度、この国保会計十分いけるという予算の組み立てになっていると思うので、その辺のところの考え方、事業内容が改善されたというんでしょうか、あるいはそういった値上げせずに予算組める原因になったもの、収入からいえば収納率の改善があったとか、あるいは国庫支出金、県支出金が、ここで見ますと平成3,200万円から平成18年度は2億7,300万円まで県の支出金がふえています。それと、そういうものとか繰入金、そういった収入面での値上げをしない理由になったもの、あるいは歳出減があったのかどうか。保険給付費が抑えることができたのかどうか。その辺のところ、いろいろ当局が頑張った原因あると思いますけれども、あるいは上げないで済んだのは前回のときに値上げをし過ぎたのかどうか。その辺の計画、これまでですと4年間微

増で値上げしていかないとこの国保会計はもたないという説明聞いていたものですから、その辺の計画どおりだったのか、計画にどのような理由で誤差が、差異が出たのか、その辺のところを全体的にお聞かせ願いたいと思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 それでは、お答えをいたします。

本市の国保事業につきましては、平成14年10月の医療制度改正によりまして老人医療適用年齢が70歳から75歳に引き上げたということで、医療費の負担増などによりまして大幅な赤字が見込まれるということで、平成15年度に収支改善計画を策定をいたしまして、平成16年度から平成19年度までの4年間で収支改善を図るということで現在取り組んでございます。

先ほどもお話ありましたが、平成15年度当初計画時点では平成19年度までの4年連続で税率改定を計画をしておりました。その計画に基づきまして平成16年度10.3%、平成17年度5.88%ということで、市民の皆様には大変心苦しいお願いを申し上げながら2年連続で税率改定を行ってきた経過がございます。

収支改善計画につきましては、医療費の執行状況、それから国保税の収入状況などを踏まえまして毎年見直すということで、平成16年、17年度においても見直しを行いながらの単年度、基本的には単年度収支均衡が図れることを目指しながら必要最小限の税率改定を行ってきた経過がございます。

医療費の伸びにつきましては、加入者の増減やさまざまな要因で変動しますけれども、毎年、現在の計画では10%ほどの伸びを見込んでございます。これは先ほども申し上げました平成14年の10月の制度改正におきまして老人保健適用年齢が75歳に引き上げるということで、これが前期高齢者の分ということでございますが、その医療費の伸びが約9%ほど伸びるのではないかという見通し、それからそれ以外の伸びを1%ということで見込んでいることによるものでございます。

このような状況で医療費がずっと伸びるということでございますが、医療費につきましては一定の負担ルールがございます。基本的な枠組みといたしまして、医療費の50%が公費負担ということで、そのほかについては制度上どうしても国保税などで充当せざるを得ないということになりますので、不足分、どうしても国保税でのご負担をお願いせざるを得ないのがこれまでの実態でございました。

このように医療費が増加する中で、本市の国保会計の収支改善状況につきましては、平成15年度で財政調整基金から2億4,200万円ほど繰り入れを行いまして収支均衡を図りました。それから、平成16年度につきましても基金から1,200万円ほど繰り入れをいたしまして、現在までは累積赤字を発生させずに来ております。

平成17年度の収支見通しでございますが、昨年8月にお示しをした見通しで、単年度では4,700万円ほどの黒字を予測をしております。財政調整基金残高、現在3,400万円ほどでございますので、これを合わせますと8,100万円ほど平成18年度に繰り越せる見通しでございますので、平成18年度で現在予測しております単年度赤字、これは8月にお示しをした赤字の予想額でございますが6,100万円ほどの吸収が可能であるという見込みのもとに現行税率で今回の予算を計上させていただいた経過がございます。これまで市民の皆様のご理解を得ながら収支が改善されてきているというふうに考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、収支改善されてきていると思うんですけども、それで収納率なんかはよくなって収支改善されたかどうか、それをまず1点、お願いします。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 国保税の収納状況でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

平成15年に87%台とかなり高い率を示しているわけなんですけれども、平成16年度86%台とかなり厳しい状況が続いております。ただ、これに対する対応としましては、我々国保税収納担当としまして現年度分をなるべく多く納めていただくと。それで、滞納繰越分に回す金額を少なくしていく。そのような努力を今後とも続けていって何とか全体的な収納率の向上に努めていきたいと考えてございます。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。

それで、1回目のときの説明で、この国保事業は公費負担50%という説明があったんですけども、この211ページ見ると、国民健康保険税というのは19億6,512万7,000円。それで、歳入合計は56億4,340万円なんですよ。そうすると、公費負担は50%と言いながらも、56億4,300万円に対して保険税は19億6,500万円で

すから、大ざっぱに言うと3分の1しか実際は市民の負担はないという計算になるんですけども、その辺の考え方はどのように理解したらよろしいでしょうか。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 確かに全体から言いますと、国保税につきましては約37%ほどの財源の充当率でございます。基本的な枠組みは、先ほど50%が公費負担と申し上げましたが、国庫負担合わせまして50%が公費負担になりますが、そのほかに、ここに5款に療養給付費交付金というのがございます。これは退職者医療制度ということで、長年社会保険等で加入された方が年金を受給されて国保に加入される場合は出身の社会保険の方で医療費を負担をしていただくという制度がございますので、そちらからの交付金がここに充当されておりますので、国保税としては約37%ということでご理解をいただければと思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 わかりました。ですから、50%とよく言われるんですけども、実際は37%ですか、市民の負担は。そのくらいしか実際は負担しないで互助会的に成り立って、結局はこの国保に入って、全額自分で使うよりはずっと割安になっている制度だと考えているところなんですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 国保は医療保険制度ということで、基本的なことは先ほど申し上げましたとおり約半分が国庫負担ということで、残りは先ほども言いましたように社会保険とか市民の方がご負担をいただくという、皆さんで保険税を出し合って支えていただくというのが基本的な制度でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 それから、212ページ見ると、保険給付費が本年度予算40億7,800万円、前年度37億6,700万円。比較で3億円1,100万円伸びを予想されております。それで、毎年ふえるからということで予想されたんでしょうけれども、どのようなその伸びの要因は、主にどういう理由で。

それから、保険給付費ということは、今度歳出の方ですから、市の方からどういうところに具体的に歳出、このお金は、40億円ほどの金額はどのようなところに、給付ということは支払いされるのか。その辺のところ、中身、どういう資金の流れが、皆さんの市民からいただいた税金が市役所で一時お預かりして、それからどのように資金が、伝票とお金がどういふ

に行ってこの保険制度が成り立っているのか。フローチャートというんでしょうか、その辺のところの説明よろしくをお願いします。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 この2款の保険給付費、約3億1,100万円ほど増ということで計上してございます。これは先ほども申し上げましたように、老人医療適用年齢が75歳に引き上げたということで、基本的には前期高齢者が毎年1歳ずつふえていくということでございます。70歳未満の方は基本的に3割負担ということで、70歳を超えますと基本的には1割の負担ということになります。裏返しをしますと、国保の負担が7割負担から9割負担ということで国保の負担が非常に大きくなるということで、このような要因が主な増の要因でございます。

それから、医療費の流れでございますが、保険給付費、医療費につきましては被保険者の方が医療機関にかかりますと自己負担分を窓口でお支払いをいただきますが、7割分なり9割分については国保連合会という県の組織がございまして、そちらの方に一括して請求されます。全被保険者の部分を1カ月単位で取りまとめをいたしまして、毎月私どもに請求が来るということでございます。それを取りまとめて市の方で国庫負担なり皆様からお預かりしました税金を集めて国保連合会に支払うというような仕組みでございます。

そのほか、現物給付ということで、高額療養費なり、それから出産費などにつきましては、自己負担分の限度額を超えた分については、現金で被保険者の方に私どもの方からお支払いをするというような仕組みになってございます。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、連合会の方から請求来た分を市の方から支払うという形で、そうするとそういう請求金額というものに対しては連合会から来るので間違いは、多目に請求来るといような間違いはあり得ないという理解でよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

医療機関から連合会にレセプトというものが参ります。国保連合会では全被保険者の分を1枚1枚専門のお医者さんが審査をいたします。それを審査をしたものが私どもの方に、一応第1次審査を終わりましたということで私どもに請求が来ますので、基本的に間違いがないということになるかと思います。また、私どもでもその連合会から請求来たものを再度非常勤嘱託等の方をお願いをしましてレセプト点検ということで点検、調査を実施をしております。連

合会でチェックをし、また私どもでもチェックをするということで二重にレセプトの点検を実施しておりますので、そういう意味では医療費の適正化ということで努力をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 二重チェックだから間違いはないと思うんですけども、あえてなぜそういうふう聞くかということ、今回の議案にも市営住宅の滞納の方とか給食費の件で市への支払いのおくれている方に裁判という形で、収入に対しては厳しく行っている。だけれども、これだけの40億円というような大きな金額の方の、この支払いの方は、それと同じくらい厳しく出す方は。収入は厳しくもらっても支払いの方が厳しくなければ何もなりませんので、その辺のところ、今二重にチェックされているということなんですけれども、その辺のところは大きな金額なのでしっかりチェックしてそういうことがないようにお願いしたいと思いますし、これまではそういうことで第2次、こちらの方で再度レセプト点検して、違いというか、間違いというか、あるいは過剰請求とかそういうことはこれまではあったのか、なかったのか、その辺の点だけ1点お願いします。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

毎月レセプト点検ということで、例えば初診料が2カ月、例えば毎月初診料が加算されていたとか、あるいは疾病に関してこの薬が不適切ではないかというような部分でチェックをしておりますので、こちらで疑義が生じた部分については、再度連合会の方に戻しまして再度審査をしていただいて再審査という形で、それでも適正であればまた私どもに戻ってくるというようなシステムでございますので、そういう意味では、先ほども申し上げたように二重にチェックをしているということでご理解をいただければと思います。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました、詳しく。

30分しかないので別のことを聞きます。

議案の第45号の公共駐車場特別会計、この10の282から283ページのところにあるんですけども、繰入金と比較が、前年度400万円あったのが今回なくなったんですね。それで、公共駐車場会計自体がよくなっているんでないかというふうに思われます。それで、286ページから287ページ開いていただきますと、こちらの方の駐車場管理費は450万

円減らしていただいておりますけれども、その辺のところ、運営方式が変わったのか、管理費が少なくなったというのは委託料が少なくなったのか、会計上好転しているとは思うんですけれども、どのような理由なのか、大ざっぱでよろしいのでご説明よろしくをお願いします。

鈴木委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 最初に、282ページ、283ページをちょっとごらんください。

この中で、歳入歳出の予算を昨年度については1,600万円というふうな形でやっておりますけれども、この1,600万円の中身については、利用者に不便をかけておりました自動精算機の更新にかかわる経費が約600万円、その中の経費がほとんどこの1,650万円の中に入っております。予算を組むに当たって、平成17年度に当たってはその1,650万円を組むに当たって繰入金当初に認めていただいたというふうな形であります。

現在平成17年度の見込みなんですけれども、経費については平成16年、17年度についても約300万円ぐらいの節減をしております。今年度についても同じような形で100万単位の節減をしております。その節減内容についても昨年9月に海岸通り駐車場をオープンしましたけれども、その駐車場の管理と公共駐車場の管理を一緒に管理していただくこととしまして、そういうふうな契約を結ぶような形にして節減に努めております。

それから、累積赤字についても平成14年度から見ても8,000万台だったのが平成16年、今年度についても含めると5,000万台にぎりぎりになるのかなと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。いっぱい頑張って成績がよくなっているので聞きました。

それから、第47号の漁業集落排水特別会計の方ですけれども、これの305から306ページです。それで、毎年この予算は少ないところ、今回は7,300万円ついてます。ということは、306ページ見ると事業費で新たに5,000万円の事業を行うということなので、その事業内容をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 漁集排についてお答えいたします。

今回、平成18年度の事業歳入予算で昨年と比べまして4,750万円ほど増額で組まさせていただきますが、これは委員がおっしゃられたとおり、野々島の漁集排の事業費が入

っているものでございます。ことしが5,000万円を予定しております。平成19年度、平成20年度がそれぞれ1億円の事業を予定しております。

ことしの5,000万円の事業費の内訳でございますが、この予算書の314ページ、ごらんいただきたいと思いますが、この中の13の委託料、測量設計委託料、それから先ほど言いました工事請負費ということで1,140万円ほど、こういった事業内容になってございます。以上でございます。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、314ページのところ見て、委託料が測量委託だけで3,000万円ということは相当な事業だと思ひまして聞いてみたんです。それで、工事の方はどうなのかというと

1,100万円ということは何か設計と工事とバランスがとれていないような気がしたんですけれども、平成19年度、平成20年度で1億円ずつ、だからあるから今回3,000万円なのかな。それにしても、3,000万円の測量設計委託料というのは相当高いんじゃないか。

それから、こういう事業を入れるに当たって、これだけの2億5,000万円規模の、改良ということについてはなかなかよろしいことなんですけれども、今までの合併浄化槽的な考えでなくて別な工事だからこれだけの大規模な工事なのか、その辺のところ。あるいは、国の方の予算がいっぱいついて、その方が市としての負担が少ないからこういう事業を取り入れることになったのか。その辺のところ、お聞かせ願いたいと思います。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 事業内容につきましては、野々島のブルーセンター前周辺、民家が密集している部分がございますが、そこについては漁業集落排水処理施設というものを設置しまして処理を行うと。そこから若干離れていて民家の少ない部分は合併浄化槽で処理をしていくと。そういった内容で今現在は考えております。以上です。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 どうも。私、少し勘違いしていたかもしれません。わかりました。ありがとうございました。

別のを聞きます。水道のことをちょっとだけ、1点だけ。

第52号で 12です。その1ページ見ていただくと企業債というところが2億6,500万円のっています。それから、5ページを開いてもらうと、支払利息、営業外費用

のところ2億7,310万円。やっぱり毎回聞いているんですけども、2億7,300万円の利息ですから相当かかっていると。その辺で、そういう利息とかこの企業債の考え方について減らすような考え方をお持ちなのかどうか、その辺お尋ねします。

鈴木委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 お答えいたします。

支払利息が多いのではないかとという質問なんです、この分に関しては第五次配水管整備事業なり、あるいは老朽管整備事業を現在実施しているわけなんですけれども、その財源とする企業債を借り入れておりますが、その企業債の借り入れにつきましては平成14年度に2億7,000万円に起債の借り入れ額は圧縮しております。それと、昨年より国庫補助事業を活用した老朽管更新事業を実施していることによりまして、その分起債の借り入れ額を2,000万円さらに圧縮しまして2億5,000万円というような借り入れの状況にしております。

ですから、今後におきましては、今現在で申しますと平成16年度で元利償還金のピークを迎えておりますので、今後におきましては、先ほど説明しました内容によりまして元利償還金が少なくなっていくものというふうに考えております。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、この支払利息で払っている2億7,000万円ほどの中に3%以上の利息というのはどのくらい、あるいは大ざっぱでいいんですけども、皆3%以下なんでしょうか。

鈴木委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 今3%以上どのくらいなのかというのはちょっと手持ち資料として持ち合わせておりませんが、今現在の借り入れ利率としましては大体2.0%ぐらいでして、この利率につきましては、ここを見ると借換債ということで、今年度の地方債計画におきましてさらに特別枠として1,000億円ほど確保されておりますので、それに水道事業も借りかえを行いまして元利償還金を下げていくというような格好で考えております。

鈴木委員長 志子田委員。

志子田委員 あと1問しかできない時間になりました。市立病院、11のところ、51号です。11から人件費比率のことと病床利用率のこと2点聞きたいんです。

それで、11で言うと、1ページ見ると1日平均入院患者が計画上164.6人というこ

となので、これから病床利用率は何%ぐらいに、それから現実の病床利用率を上げるためにどういう努力をするのか、1点お聞きします。

もう1点は、人件費比率のことなんですけれども、3ページのところで職員給与費が15億8,430万円、それから別のところ、ほかのところにも人件費書いてあるんですけれども、いろいろな数字が出ているので、果たして今年度の人件費比率は最終的にどういうふうになるのか。この2点、よろしくをお願いします。

鈴木委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院業務課長 それでは、まず人件費比率の方からご説明を申し上げます。

人件費につきましては、今ごらんいただいている資料の4ページの方、ごらんいただきたいと思います。

4ページに収益的収入及び支出のところございます。下の支出の方に1款1項1目ということで給与費上げてございます。16億4,400万円ほどでございまして、人件費比率、この当初予算上につきましては63%ほどとなっております。63%ほどです。

それから、最初にご質問ありました利用率の向上でありますけれども、今お話ありましたように、1ページについては1日の平均患者数、入院について164.6名を予定しております。これも予算のときにご説明申し上げましたとおり、平成17年度見込み、これは医師不足等によりまして110床程度の利用にとどまっていたわけではありますが、これを今現在は医師の数も若干ふえてきているということで、今現在130床程度の利用にまで上がってきております。これが平成18年度におきましては年度当初から研修医含めて15名体制ということでスタートいたしますので、そのこともあわせて計画上160まで何とか持っていきたいということで考えております。これは、当然許可病床199床のうち165床を埋めたいという意味でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 おはようございます。

私の方からも、まず初めに魚市場事業特別会計についてお尋ねしたいと思います。

資料 10の251ページ、事業内訳にあります漁船対策費176万3,000円の中身についてお知らせ願います。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 主なものは、業界の方々が昨年三重県、それから大分県、宮崎県等の船主、そ

れから漁協等について漁船誘致ということで訪問しておりますので、その際、市の方にもその参加要請が来た際の旅費ということで一つとっております。

さらに、塩竈の魚市場に入港される漁船に対する、ここに書いてありますとおり、記念品等の贈呈、そういったものの予算ということで漁船対策費ということで組まさせていただきますところでございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

主なものは誘致に対する旅費ということと、それから入港されたときの記念品、これはちなみにどのような物を贈られているのか、ちょっとお知らせ願います。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 済みません。ちょっと聞き取れなかったんですが、申しわけありません。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 入港されたときの差し上げる記念品はどのような物を用意されているんですかということですか。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 まず、初入港のときは神社のお神酒といいですか、御前酒。それから、優良漁船ということで大漁旗、そういったものを贈呈しております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

なぜこのようなことをお聞きしたのかといいますと、先日あるマグロ問屋に長年勤めた方のお話を聞いたんですが、入港されたときタオルとかそういったいろいろな品物をいただくけれども、一度そういうのはもらえば後はいいんだというか、何回かこの塩竈に船を入れたいと思うのは、まず観光ではありませんけれども、私たちの受け入れ側のおもてなしというか、その気持ちが相手側に伝わるかどうかという部分だと思っております。それで、入港するときはようこそいらっしやいましたと記念品を差し上げると思っておりますけれども、例えば出港するときはどういうような形でお見送りしているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 現在は、問屋さんが出港する際に必要な船上で使う品物を差し上げて、問屋の方々がお見送りをしているという状況でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 行政の方では、例えば船着き場に行って手を振るとか、テープを投げる、そういった何か気持ちを伝えることはやっていらっしゃるのでしょうか。すみません。幼稚な質問で。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 管理事務所の方に職員が4名ほどおるんですが、出港時に時間がとれる際はできるだけそこに同伴といいますか、お見送りをするように。私も管理事務所の方に行っていてそういった船が今から出ますというふうに聞いたときは、その問屋さんと一緒にお見送りをさせていただいている状況でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。その辺がすごく大切だと思うんです。私たち、平成15年に奄美大島の方に視察に行ったときに、本当に奄美大島全体を挙げてよそから入ってくる方、また観光客だけでなく私たちのような行政の視察の方に対しても本当によくいらっしゃいましたという態度で接していただきまして、本当にまたここに来たいなという気持ちを抱かせていただきました。やはり今漁船の数もかなり減っていると聞いていますので、そんなに何十そうも毎日毎日出港するという状況でないと思います。せっかく入っていただいた、入港していただいた漁船の方たちに問屋さんだけでなく、本当に我々市を挙げてようこそ来ていただきました、また次回お待ちしておりますという気持ちをお伝えすることが大切でないかなと思いついて質問させていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、介護保険の方の質問をさせていただきたいと思います。

介護保険事業特別会計についてご質問いたします。

先ほど前段国保について志子田委員の方からも質問がありましたけれども、資料 10の332ページ、歳出の方で介護給付費33億5,395万9,000円を平成18年度では予算として計上されておりますけれども、先ほど志子田委員もおっしゃいましたけれども、この流れを簡潔にお教え願いたいと思います。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 332ページの介護給付費でございますけれども、大きく分けまして、ホームヘルプサービスですかとデイサービス、それからショートステイなどの居宅サービス給付費、それから特別養護老人ホームですとかの施設サービス給付費、それから高額サービス給付費等の内容でございます。

主に増額の理由といたしましては、居宅サービスの方でホームヘルプサービス、デイサービス等につきましては堅実にご利用が進んでいるということでございまして、居宅サービスにつきましては利用の増を見込んでおります。

一方、施設サービスにつきましては、昨年10月に食事費、居住費が見直しされたことによりまして若干の減少と見ております。

一方、高額サービス給付費につきましては増額で考えてございます。以上でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今お聞きしたのは、そういった種類もそうなんですけれども、流れです。いわば、さまざまな居宅サービス、それから施設サービスのサービスが発生してから国保の方から、市の支払い、その流れをちょっと順を追って教えていただきたいと思います。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 流れでございますが、まず介護保険お使いになる場合には介護の認定を受けることが必要になります。その後でケアプランを作成しまして、居宅サービスであれば居宅の、例えばホームヘルプサービスを週何回お使いになりますとか、あるいはデイサービスを週何回お使いになるというようなケアプランを作成しまして、その後サービス事業者さんとのサービスを受けていただきまして、支払いにつきましてはサービス事業者の方から国保連の方に請求が参りまして、そちらの方で審査した後支払いというような形でございます。その後、約2カ月おくれで保険者であります塩竈市の方に請求が参って給付費を支出するというような流れになってございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

それで、今お聞きしたいのは、国保の方から審査されて2カ月おくれで市の方に請求が来ますが、市からその国保の方に支払う期間というのはどのぐらいの期間でお支払いになるんでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 月半ばに請求がございまして、月末までにお支払いしております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 としますと、多く見積もっても約2週間のうちでお支払いすると。先ほど志子田委

員は国保の方で、健康保険の方でお聞きしましたけれども、やっぱり33億5,000万円というこんな大きな金額ですよ。ましてや2015年まで団塊の世代がどんどんと高齢化するという、また認定数も爆発的にふえるということで、今皆様さまざまな検討、国も始めて、検討なさっていると思いますけれども、このように審査がわずか2週間のうちに支払いをするというそのチェック機能はどのようになっていますでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 審査、支払いにつきましては、宮城県国保連合会の方で審査行いまして、私ども保険者の方は請求いただいたものに対してお支払いをするという形でございまして、あくまでも審査につきましては国保連さんの方をお願いしているというような状況でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 最後支払いますよね。その支払ったという通知は利用者の方には届けられているのでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 利用者さんと事業者さんの関係でございますけれども、介護保険をお使いになりますと本人は1割負担となりますので、本人の方は1カ月おくれで、翌月に前月分をお支払いになるというような形でございます。利用者さんと事業者さんの関係はそこまでございまして、事業者さんの方から全部でこのぐらいということではないというふうに考えてございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 事業者と利用者との関係でなくて、例えば利用者が1割負担しますよね。それで利用者さんは終わりですけれども、残りの9割はいわば市というか保険で払っているわけですので、その部分が適正に作業されているかどうかという部分を利用者はどこでチェックするのでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ちょっと正確に把握してございませんが、今現在国保連さんの方からそういった全体の保険給付された額についての通知をするような動きになっているとお聞きしております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 これはとても大事なことだと思います。といいますのは、今かなり介護のサービス事業者というのは本市においてもふえていますし、また全国的にもふえていますし、さまざまな問題が今全国でも起きているわけです。そのサービス業者の増加とともに不適切なサービス利用がふえているという事例が見聞されております。それで、今回介護保険法の一部を改正する法律案に対しましても、附帯決議としまして市町村の保険者機能の強化及び介護給付費の適正化を一層推進するため、居宅サービスの実施状況を保険者において国民健康保険団体連合会と連携し、より正確に把握、管理するシステムの確立を早急に図るとともに、介護費用通知の実施拡大、不正請求の防止を徹底することというふうに、これが附帯決議とされています。

本市の場合、やはりこの宮城県の中でも高齢化の度合いが急速に進んでいるという状況の中で、やはりその部分のチェック機能を連合会の方に、団体の方だけにお任せして果たしてよろしいのでしょうか。そして、けさ実はこの介護の利用をしている方にちょっとお電話で聞いたんですけども、市の方からこの給付通知書は見たことがないと言うんです。私は、多分いろいろなお忙しいので見落としなされていたのではないかなと思ったんですけども、例えば利用者が自分のサービスが適正でないということをどこでチェックして、そしてどこにこれは違いますよということを申し立てるといことは多分できると思うんですけども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険の事業者の指定につきましては宮城県の方で行っておりまして、宮城県さんの方で1年ないし2年置きに各事業所さんの方に入りまして、サービス内容ですとか人員基準、設備基準、運営基準等の確認を1年ないし2年置きに行っているところでございます。中でもそういったようなサービス面ですとか運営面に問題がある事業所につきましては、1年置きに、あるいはもうちょっと頻繁に年数回にわたりまして入りまして、できるだけ適正なサービスを提供するように働きかけております。その際に、塩竈市の事業者におきましては、私どもは指定権者ではございませんが、担当の者が一緒に同行するようにしておりまして、できるだけそういった適正なサービス提供に努めさせていただいているところでございます。

なお、県とは独自に本市にも、今現在在宅介護支援センター、今後は地域包括支援センターということになりますけれども、在宅介護支援センターの方で各事業者、ケアマネジャーさんの巡回相談というような形をとっておりまして、その中でも相談という形ではございますが

ある程度適正なサービス提供に資するように指導を図っているところでございます。

なお、苦情につきましては、事業者さんの中にも苦情処理に対する委員会を設けることになっておりまして、一定程度そういった面では確保されているのかなと考えてございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ということは、本市において、先ほどの介護給付通知書というのは発行していないということで理解してよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 私の方からは通知書は発送いたしておりません。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。やっぱりこれからふえる部分で確かにチェック機能、そのように県の方で年何回か入られるというような部分はありますけれども、そうなったときは既に氷山の一角で下の方にさまざまな問題があり、またサービスを受けていることでケアマネジャーさんの方にお話しするのもやっぱり月に1回、本当に適正に、私が言いたいのは、給付金が正しく利用されて支払われているならいいですけれども、そこに水増し請求があったり、それから受けていないサービスの請求があったりとなれば、これは私たちの市の財源を本当に根本的に揺るがす問題ですので、この辺のチェック機能を今後どのように考えられるか、ちょっと伺います。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答え申し上げます。

委員ご指摘の件は非常に重要な件だというふうに思っております。ことしの4月から制度改正ということで新しい制度での対応ということになりますけれども、国会の方でそういう附帯決議がされ、政府はそれを受けまして一定の制度なり組織なり、あるいは機構なりを整えてくるといふふうに私ども理解してございます。そういう政府の指導なり、あるいはそういう組織なりを整えるという通知とかそういうものはいまだ来ていませんけれども、そういう対応をとるよというご指導があった場合については、情報をなるべく早くとりまして、市としてそういう組織に向けて対応してまいりたいと、このように考えております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございました。ぜひよろしく願います。本当に大切なこの給付金、39億円、また年々ふえていくと思いますので、市の方の適正処理の方、よろしく願いま

す。

続きまして、349ページです。今度新しく始まる事業で地域支援事業というのが行われますけれども、これはどのような中身になっていますか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 今回の介護保険制度の改正によりまして、地域支援事業が創設されております。予算では第5款ということで349ページ以降で新しく予算計上させていただいているところでございます。

この事業につきましては、今まで介護保険制度を6年間やってきてまして、介護認定者の方が平成12年から16年度、6年間で1.8倍にふえております。特に、全国的にも、または本市におきましても要介護1と比較的軽度の方の認定がふえているというようなことがございます。国では、こういった6年間の実績を踏まえまして、まず要介護にならないような対策、いわゆる介護予防の充実をメインに今回第3期の改定を考えてございまして、その中で地域支援事業が創設されております。この事業につきましては、要介護になる前の、要介護状態になるおそれのある方をまずメインに考えまして、特定高齢者として把握しまして、その方々に対しまして介護予防の観点から通所型の事業ですとか、あるいは訪問型の事業を充実すると。

それから、もう1点としましては、それだけではなくて一般の高齢者の方にもそういった介護予防の普及啓発を図っていく必要があると。そういうようなまず介護予防の事業を一つ行うと。

それから、包括的継続的ケアマネジメントといたしまして、ただいま申し上げました特定高齢者の方に対しまして、新たに介護ではありませんけれども、簡単なケアプランを作成しまして6カ月程度で改善度のチェックをしながら継続的に支援していくというような形でございます。

それから、任意事業といたしましては、従来一般会計の地域支え合い事業という補助事業で実施してありました事業の一部を介護保険事業の中で行うということでございまして、家族介護支援としまして家族介護慰労金、紙おむつ支給、それからシルバーハウジングの生活援助員派遣、それから配食サービス等、こういった事業を地域支援事業の中で行うということになったところでございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

これまでの介護予防ということは、脳卒中など主に重度の要介護の認定、そしてまたそのリハビリテーションとかということを中心にサービスにしている、今課長がおっしゃったように、今回適用される事業は主に廃用症候群、だんだん生活されていく体の身体機能が衰えていくことによって考えられるそのような介護支援というふうに理解していますけれども、それによろしいのでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 委員おっしゃるとおりでございます。今般、特定高齢者ということで、把握につきましては65歳以上の方の基本健診の際に生活機能に関するチェック項目というのを新たに新設しまして、運動機能の向上が必要な方あるいは栄養改善が必要な方、それから口腔機能改善が必要な方、閉じこもりな方ですとかうつ状態になるおそれのある方、そういった方を基本健診の中から選び出しまして、平成18年度としましては一応高齢者の方の3%ということで400人から500人程度の方を選び出しといたしますか、失礼ですけれども、特定高齢者として、その方々に対しましてケアプランを含めて訪問型、介護型のサービスを提供しまして改善度を図っていきたいということでございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

350ページの上の方に特定高齢者把握事業費というのがそれに当たると思いますが、市長はこの間の施政方針の中で包括支援センターというものを設置するというようなお話があったと思うんですが、今回、今お聞きしますと、いわば訪問型の方が多いかと思うんですが、将来的においてこの包括支援センターというのはどの辺というか、こういった感じで設置するお考えなんでしょうか。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 包括支援センターにつきましては、ただいま委員さん訪問型ということでおっしゃいましたけれども、包括支援センターが行うメインの事業につきましては介護予防もちろん行いますけれども、メインになりますのは総合相談ですとか、あるいは先ほど言いました特定高齢者のケアプラン作成、それからその検証といった事業でございまして、5款の1項で掲げております介護予防事業につきましては、委託等いろいろな形で展開していくこととしております。メインに考えておりますのは、5款2項の方の包括的継続的ケアマネジメントでございます。

なお、介護予防事業につきましては、訪問型と通所型というのがございますけれども、あくまでも閉じこもりを防止して社会的に参加していただくということで生きがい健康づくりを図っていくことから考えますと、ご自宅に閉じこもっているところに訪問するよりは通所型で、いろいろな私どもで運動機能向上ですとか口腔機能向上の今度事業展開を図ることとしておりますので、そういったところに通所していただいた上で、6カ月に週1回程度通所していただいて改善していきたいというふうに考えております。以上でございます。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 今通所型の方の介護予防に力を入れるというお話で、その場所的なものをちょっと。例えば、今現在あるさまざまなデイサービス事業をやっているところあると思います。そういうところに委託をするのか。国の方では、将来的には小学校区に一つと言いますが、前段、中学校区に1カ所というような把握として国の方でも施策を進めていると思いますが、本市においてはそれはどのような形をとられるのか、具体的にお知らせ願いたいと思います。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 通所型のサービスにつきましては、今現在大きく二つぐらい考えておまして、一つが先ほど言いました運動機能、それから栄養改善、口腔機能向上ということで、これを6カ月ぐらいの間で改善していくと。それにつきましては、今のところは委託で民間の事業者さんへの委託で考えてまいりたいと考えております。

もう一つの事業としましては、従来生きがいデイサービス、老人憩の家等で開催しておりました生きがいデイサービスですけれども、これの対象者を拡大しまして、今現在の憩の家等で実施していきたいと考えております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。大体姿が見えてきたように思います。

それで、4月1日から老人虐待防止法というのができるわけですけれども、今回この特定高齢者把握事業の中にこのような仕事は考えているのかどうかちょっとお聞きします。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 特定高齢者把握事業につきましては、先ほど言いましたように基本健診の中である程度、生活機能のチェック項目並びに血液検査等で抽出していくものでございまして、その中で抽出された方を特定高齢者として、その方々に対しましてまずやっていくと

ということでございますので、その中で場合によってはそういった虐待の方が存在するということもあり得るかと思えます。

もう一つは、包括的継続的ケアマネジメントということで権利擁護事業という事業を考えておりまして、こちらにつきましては従来から総合相談、私どもで充実してやってきたところでございますけれども、社会福祉士さんとか、あるいは関係機関、場合によっては弁護士さんも入るかもわかりませんが、そういったところで虐待の問題を地域全体で支えていくというような形で考えております。

鈴木委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。やはりこれも地域包括支援センターとの連携、協力体制を整備しなければならないという部分で、ここにかかわってくるが大変多くなってくると思うんです。

それともう一つは、虐待を発見し通報するという機能だけではなくて、例えば在宅の場合、その家族の、介護している方たちのかかわり合いに対する介護者側のケア、その辺のことも十分に指導、それから地域の民生委員さんとかだけの判断とかではなくて、どのような体制を整えていくかということもあわせて考えていただければと思います。

また、最後になりますけれども、ケアマネジャーさんの資質というものも今大変問われていると思いますが、本市においてはこのケアマネジャーの資質向上に対してどのような対策をとられているのかお聞きいたします。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 私どもの方で、今回地域支援事業の中でもケアマネジャーさんへの支援ということは最重要課題と考えております。私どもで毎月地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーさんの方々が抱えておられるいろいろな、病院から退院なさった後のどういった生活形態をとっていかれるのかと、あるいはいろいろこじれたご家庭の事情等もございますので、そういった面でいろいろ定期的な地域ケア会議ですとか臨時に、どういった事例はどうだというような臨時のケア会議なんかも開催しております。

また、さらに、先ほど言いましたように、巡回してのケアマネジャーさんの相談なんかも行っておりますので、そういった形で今後とも一層ケアマネジャーさんに対する資質の向上等の支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

鈴木委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 若干補足をさせていただきますけれども、基本的には今委員おっしゃられた件につきましては、地域包括支援センターで主体的に対応していくということになるかと思えます。地域包括支援センターは、社会福祉士と、それからケアマネジャーと、それから保健師が連携をとって被保険者に対して適切な対応をしていくという制度でございますので、この中で総合相談あるいは支援事業あるいは虐待防止、さっきおっしゃられましたけれども、あるいはこの虐待防止の早期発見、さらには被保険者の方の権利擁護などに対して総合的に対応していくというセンターでございますので、新しい制度でございますので我々も試行錯誤しながら運営していくということになるかと思えますけれども、こういう面については積極的に対応していきたいと思っております。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 私の方からは、特別会計の分で 10の386、389ページにかけて何点か質疑をさせていただきます。資料 10の386から391ページ、土地区画整理事業についてであります。

そこで、それとの関連で、総括質疑の中でも、あるいは昨年12月の小野市議との一般質問の中でも借地協議を昨年10月31日に市、それから土地開発公社、イオン、JRと協議をしていると、こういうくだりの回答がございましたし、そういう点については産業建設常任委員協議会の中でもそういうことが触れられたということでもあります。

そして、総括質疑の市の回答の中でも3月末、つまり現在議会は進行しているわけではありますが、最終的には3月末にJRとイオンとの協議について、2者の協議について結論が出るであろうと。賃借の関係で出るだろうという回答が出ました。そこで、そうしますとそういう点で、改めて私どもこういう賃借の関係が整う方向に3月末段階では出てくるんだろうと思えます。

そこで、関連する資料を私ども請求をいたしました。18の予算特別委員会の資料で、一つは12ページ、関連すると11ページです。事業執行の予算の枠組みが示されております。それから、12ページのところでは全体の街区の中でこういう道路をつくるよと。

一方、13ページの方では、仮換地予定地ということでそれぞれ斜線を引いたところが公社の土地であり、塩竈市のところは若干黒塗り、そのほかは大手地権者と、JR貨物の地権者のところだと、こういうくだりの説明等々の図面が付せられております。

そうしますと、今年度の平成18年度の予算の関係で、ここのいわば前段協議をしている、

大手2社の協議が進められようとしている。一方で、平成18年度の予算執行としていろいろな仮換地を指定した、という経過のかかわりで、いわば平成18年度本格的に、お答えの中では7件に対する移転補償などもというふうな話がございました。7件の補償ですね。

そこで、前段の2社との協議の関係と平成18年度、今年度予算執行の関係についてどういうふうに我々がとらえ、認識していけばいいのか、その辺の関連と、当然予算執行のかかわりがありますから、その辺について前段お聞きをしたいと思います。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 それでは、お手元の18番の資料の12ページ、13ページでちょっとご説明をさせていただきます。

この12ページの資料でいきますと、左上の方の6メートルの1の区画街路と、それから緑色の港町海岸通線、これに囲まれました部分、下の13ページの資料でいきますとBの1と設定された部分のハッチも何も入っていない部分がJR貨物さんに昨年の秋に一応仮換地指定をしたところでございます。この仮換地指定をいたしましたので、この土地を具体的に使っていけるような状況、これをつくり上げなければなりません。その関係が今年度事業との関係で出てまいります。

12ページの緑色の彩色した部分と橙色とありますが、オレンジ色の部分、この部分の工事、港町海岸通線と6メートルの1の区画道路、こういったものが形成されますと、この土地への出入りが公道を使ってできるようになってまいりますので、そこで初めて仮換地を受けました地権者は、その土地を有効に使っていくことができると、こういう状況になってまいります。

前段、この土地所有者の方は、市がランドデザイン推進の関係で進出事業者と決定をいたしました。そういった事業者に対して市からの要請を受けてその方に借地をしていくというご協力をいただくことになっておりまして、その関係が先ほどご質問いただきました3月末には借地協議が整うのではないかとこの部分でございます。

これらの工事に関しましては、この12ページの箱書きにしたところで、平成18年6月から平成19年2月というような大ざっぱな工期設定をさせていただいておりますので、遅くとも平成19年3月にはこういった街区道路が完成をしまして、宅地として活用が十分図られるようになってくるということが言えるかと思っております。ご回答は以上であります。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員　そこでであります。つまり、こういった前段Bの1のところはJR貨物の土地であり、仮換地指定をしたと。平成18年度の予算執行の中では、今課長がお答えになったような、いわば事業が執行されていくと、こういう形になるんだということでもあります。

そこで、そうしますと、いわばもう一方、4は片方、4の店舗の中でお店、地元の方々に入ってくださいというようないろいろな働きかけがこの間されたと思うんですが、今の時点で何社ぐらいの方々がこの公募に応じられているのか、確認したいと思います。

鈴木委員長　茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長　正式には昨年の秋に1回目のそういった説明等が行われておりますが、その段階では9業種、11社の方々、ここまでが正式に私どもで把握している内容でございます。

鈴木委員長　伊勢委員。

伊勢委員　そこで、もう一方、この資料の中で、今お話があった18番の資料の中で、請求しておりましたものの中で28ページないし29ページというところで、まちづくり参画事業者決定についての陳情書及び回答書というのが付されております。陳情内容については、細かいことは省いて1から4まで書かれております。陳情趣旨は、昨年の9月に陳情したということでもあります。いわば4の事業公募の大体時期とほぼクロスするように、バッティングするような形で陳情趣旨が出されております。その内容は、ここにも書かれており、4はマックスバリューだけで十分だと。4の専門店街は不用だと。3点目は、フードコート、センターは時間をかけてでもイオンでなく地元で構築させるべきだと。その他4、その他云々と、こういうことでここに書かれておりますが、そこでこういう陳情について、この陳情の回答についてここに書かれているんだけど、1、2、3、これを提出した趣旨について再度確認をしたいと思います。

鈴木委員長　茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長　今になってこの内容を振り返って再度読み直して見ますと、この段階におきましては1回目の仮換地指定しか行われておりませんでしたので、塩竈市土地開発公社が所有する減歩後の約1万3,000平米弱、そういったもののうち8,000平米程度が1回目の仮換地で終わっております。残り5,000平米程度がどこに仮換地を設定するかがまだ未定でございましたので、具体的には、一番私どもここで大事だと思いたしたのは、まず公募と、それからその進出事業者決定までの経過をこの陳情された方々に十分ご理解

をいただきたいというふうにこの段階では考えたわけでございます。こういった国鉄清算事業団から取得した経過でありますとか、それから進出事業者のその計画内容に関しましては公募の審査委員会を設けて審査をした経過でありますとか、そういったことを長々と経過をご説明する一応回答とさせていただきます。

現在は全体の仮換地計画が設定されておりますので、残っておりました約5,000平米の開発公社用地につきましてもすべての街区に大体共同利用が図れるような形態で計画をさせていただくことができました。現在、この回答を再度書き直しをすれば、もう少し具体的な内容でご回答ができるのではないかと考えております。例えば、フードコート、フードセンター、こういったものは時間をかけてというご要望でございますが、こういったことにもお答えができていくことになるのではないかと考えております。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そうすると、今そういうことの経過を述べました。最後のところが私は大事だろうと思うんですが、フードコート、フードセンターについてある程度回答ができるだろうというお話ですが、それは具体的にはどういうことなんでしょう。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 必ずしもイオンの店舗内で実行していくということではありませんので、例えば市が関係しております土地開発公社の用地、この周辺には現在商業を営んでおられる方々もこの後の仮換地を受けてまいる状況になってまいります。そういった中で、現在の土地所有者の方々と共同でもってフードコートもしくはフードセンター、そういったものを地元産品の物販施設といいますか、そういったものを構築していくという計画を策定できる下地をつくることができたと。そういう環境をつくることできているというふうにご理解をいただきたいと思います。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そういう下地があるということでの答えでしたが、しかし私たちの関係するところでいろいろ調べたり意見を聞く中でいえば、メインになるところは何よりもこの本塩釜駅裏の、先ほどJR貨物4,340平米のこの土地と、並びに市の土地開発公社の8,224平米がいわばこの賑わい地区のメインなんです。そうすると今現在進行形ですし、そういう工程、JR貨物と、それからイオンとの協議との賃借の関係という問題は必ずぶつかり合うということになるわけですが、そこについてはどういうふうにご判断し、我々はどうか承知すればいいの

か、その辺をお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 民間の会社でありますJR貨物さんがどういう賃借料の設定をしていくかについては我々もちょっとコントロールできる状況ではありませんが、こちら辺の宅地価格としての表示価格といいますか、そういったものから類推していくという類推はしてございますが、おおむね当初の提案内容であります1平方メートル当たり年間2,500円程度の賃借料、こういったものの幅というのは常識の範囲内でございますので、ここにおさまってくるものではないかと思っております。

また、直接的にそれが周辺に与える影響ということについてはちょっと研究していく必要があるのかと思っております。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 つまり、JR貨物株式会社の意向はいまだにわからないという状況。並びに、賃借については当初の計画どおりの賃借の値段というか単価というか、こういう基準ととらえていわけですね。その辺は確認しておきたいと思えます。

それで、そうするとこの陳情書の扱いについて、先ほどそういういわば要件等々が一定整っているのではないのかと、こういうことですが、一番の基本、我が市にとって起爆剤と言われたこの土地の、海側の本塩釜駅裏のこの街区の部分について、いわば確たる、これを地元の陳情した方々の土地の活用という点で、それはないととらえていいのか、あるととらえていいのか、その辺はどうでしょうか。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 現在確定している内容としてはないというふうにお答えをしたいと思えます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そうしますと、ないということだとすると事は重大なんです。そうですね。何名の方がこの陳情書の署名に数を添えられましたか。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 一度提出された後で約7名の方の追加がありましたので、130名を超える方々であります。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それは、主に商店街の方々でしょうか。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 商店街の方々というだけではなくて、仲卸の方とか七ヶ浜の方とかそういった方々も含まれての130名と。普通の市民の方々というふうにご理解をいただきたいと思います。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 いろいろな方が130名。しかし、私は、この130名にわたる署名の重みというのをしっかり受けとめていく必要があると思うんです。やはりこの陳情書に添えられた思いというのは、この方々もやはり塩竈市のいわば再興を願っていると。これは同じだと思います。我々もそういう点で相共感するものがございます。

そこで、もう一つ、時間もそれほどありませんからお聞きしたいのは、その陳情書の回答の部分のところを読みますと、先ほどの回答書です。そうすると、3のところは4の専門店計画については全体計画事業を公募した以上、これは計画の実行はイオンの義務である。同時に、募集者である塩竈市の道義的責任もあるんだと。両方兼ねて答えているわけです。私は、こういう点からいっても、やっぱり道義的責任、つまりこの土地の開発をめぐる市の道義的責任というのは当初の公募の段階からこの道義的責任は負っていると。こういう問題で判断をしていく必要があると思います。

そこで、もう1点確認をしたいわけですが、当時まちづくり審査委員会の大村委員長の中で、これは文章読んでみますと、今後市との協定、基本協定、つまりイオンとの協定だと思えます。あるいは、JR貨物も入るかもしれませんが、この辺はわかりませんが、いずれにしても事業者、イオンと基本協定、覚書締結に向けた協議要請があった場合、決定した事業者に柔軟な対応をしてほしいというのが大村委員長の一つの注文になっているわけです。大村先生は、この問題の公募の当初からは入っていませんから、いわば審査委員長になって最終的に、しかしそういうもので柔軟な対応をしてほしい。

そこでお聞きしたいのは、いわば今日の9月の段階でこういう陳情が出、しかも地元のいわば活用策、利活用を願っている方々の関係と市の道義的な責任という問題が今並行して走っているようなものです。だから、この問題について、まさに私は最終的には市長のいわば政治行動、これが事を左右するんだろうと思いますが、そこら辺でその責務なるものをどのように果たすのか、果たしていくのか、この陳情書に正面から答える意思があるのか、確認をしたいと思います。

思います。市長からの方がいいと思うんです、これは政治的な関係ですから。

鈴木委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 ちょっと前段の部分について私の方からご回答させていただきたいと思います。

まず、そこで表現をしております道義的責任という部分ではありますが、実はこの審査委員会の答申書、これは公開されておりますので熟読されておるかと思われませんが、そこの中の一文に「大手企業が地元商業を圧迫する結果になりはしないかとする市民の懸念に対して、審査委員会では現状ではむしろ一時的集客要因として塩竈市中心市街地を支えている側面を見逃すことはできないと判断した」と、こういうくだりで現在のジャスコ、イオングループに対して第1位の推薦を与えているわけであります。

塩竈市といたしましては、この答申をきちんと踏まえまして、そのイオンが持っている、進出事業者が持っている一時的集客要因を損なうようなことは地域に与える影響が大きくなると。したがって、そこではその進出事業者の計画をきちんと全うさせてあげるといいですか、全うしてもらおうというのが私どもが考えた道義的責任の範疇であります。

一方、市が関係する土地の再配置をするわけですから、こういった陳情、要望された方々の意向にも沿っていくと、沿っていく必要があるという判断もしておりますので、そういう意味では本来あり得ない一筆地を再分割して街区ごとに再配置をさせていただくと。こういった不利益を塩竈市土地開発公社にあえてかぶっていただくといいますが、そういう部分で一方での道義的責務を果たしていくと、こういうふうに考えさせていただきました。私の方からは前段以上であります。

鈴木委員長 内形建設部長。

内形建設部長 今陳情要望書を出された方々に対する配慮につきましては、次長から申し上げたとおりであります。まさに我々少数意見を無視してやっているわけではございません。この事業を進めるに当たりましては、もう議会の都度説明申し上げてきておりますが、まずは市の活性化、都市再生のために最重点事業として区画整理事業に取り組んでまいりました。その中で、平成18年度の予算、基盤整備としての予算のお願いをしているわけでありまして、並行して土地利用として今現在委員がおっしゃっている部分での議論をしているところでございますが、この進出企業を決定するに当たりましては、再三説明してきておりますとおり、市民参加の中で進出企業者を決定してきておりますし、公明正大の中で決定させていただいておると

ころでございます。ぜひこの企業のためにこの区画整理事業を行うというのではなくて、108筆の地権者でございます。こういった方々の住環境の整備、そして地域のさらなる活性化を目指しての土地区画整理事業でございますので、ひとつ委員に当たりましてはご理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私もというお話をいただきましたので、私の方からお答えさせていただきます。

まずは、なぜ10年以上この土地が放置されてきたのかという原点の問題であります。これは、単にだれの責任と言うことは簡単であります。なぜこの塩竈の一等地が10年間も放置されてきたのかということでもあります。恐らくは、賢明な議員の皆様方のご判断で平成14年度に区画整理事業が決定されたわけであります。ただ1点であります。このまちに元気、活気を取り戻すということが、この事業の最大の主眼であるかと思っております。そのために、どういう形のまちづくりをやっていくべきかということにつきまして、先ほど来るご説明させていただきました。私からも総括の際に申し上げさせていただきました。最大公約数を網羅したものにしていきたいということでもあります。確かに、個別個々に希望あるいは夢があるかと思っておりますが、それらを最大公約数の形にとらえまして、我々公的な立場としてこの塩竈の活性化に必ずつながる形のものにしてまいりたいということを再三申し上げております。

なおかつ、塩竈市あるいはJRだけがここの土地の地権者ではないわけであります。そのほかに民間の方々の土地もあるわけであります。そういったものを組み合わせながらこのまちの活性化を進めてまいりたいということを申し上げてまいりました。今も気持ちは変わっておりません。よろしくお願い申し上げます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 時間もさほどありませんし、ほかのことも触れたかったんですが恐らくこれで終わるでしょう。

それで、私は、当初の段階のボタンのかけ違いがこの問題にやっぱり波及したと。資料の18番の31ページのところにまちづくり、海辺のまちづくり参画事業募集要綱というものが載っております。これは既に当時12月議会あたりですか、2年前の議論した経過がございますが、いずれにしてもこういう公募のいわば進め方が行われ、議会にも諮られなかったという点でも重大であります。

しかも、もう一つ公明正大とは言うが、この公明正大な取り組みを進めていく過程の中で、

陳情書がこういう市民の声として130筆集まったということは、極めてこの問題について地元の参加の方向について土地の活用は違うよと、こういう角度でのいわば市民の合意に至らなかったこの問題での陳情の提出だというふうに思いますので、その辺については厳しく指摘をしておきたいと思います。

これだけ触れるとちょっと時間がございませんので、最後介護保険だけ。

浅野委員から包括支援事業について質問がありましたから詳しいことはもう既に触れられております。1点だけ、今の職員体制は何人で対応していくのか。前年の基幹型と今日の迎えようとしている包括支援の職員の関係の人数をお聞きしたいのと、それからもう一つ条例が出ていますよね。その包括支援センターの運営審査会、これについて運営のあり方について住民の意向が十分反映できるようなものなのかどうか、その辺確認しておきます。2点。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 まず第1点目の人員体制でございますけれども、現在在宅介護支援センター、市の正規職員5名、それから非常勤職員3名、パート職員4名、計12名で運営しておりますが、新しい地域包括支援センターにおきましては、訪問指導の関係でパートさん1名、それから新予防給付にかかわります事務補助といたしましてパートさん1名を追加しまして14名の体制で実施してまいりたいと考えております。

それから、地域包括支援センターの運営協議会につきましては、住民の方の参加につきましては、高齢者の方の代表並びに住民代表の方、今の段階では3名の参加を得まして住民の皆さんの声を反映してまいりたいと考えているところでございます。

鈴木委員長 伊勢委員。

伊勢委員 先ほど運営委員会も実際にこういう予防給付を受ける方々の参加もあるようであります。これはぜひ軽減化しないで、やはり今まで要支援になった方々がこの事業に移るということです。したがって、やっぱり利用者の立場に立った意見が反映できるように定期的に協議を持っていただきながら、その包括支援事業そのものが本当に市民の暮らしあるいは福祉、こういう介護に役立つような審議会を進めていただきたいということを要望しまして質問を終わらせていただきます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 私が市議会議員させていただきまして約3年になります。その間に、塩竈市の財政上の問題点をかなり議論させていただきました。きょう平成18年度予算の企業特別会計の中

で、一般会計は前日2日間の議論の中である程度財政の確かな一步の足取りが聞こえてきたという判断に立てるのではないかと考えております。

次に、3年の間にいろいろな会計が痛手を負っておりました。一つずつ申し上げますと、交通事業特別会計であります。その次に、国民健康保険事業会計もそうであります。魚市場事業特別会計もそうであります。下水道事業特別会計もしかりであります。公共駐車場特別会計、そして今伊勢委員が申された塩竈市の一等地の10年間にわたる放置の問題であります。そのほかに病院会計がありました。この中で、一般会計は今ある程度足音を立てて確かな一步を再生に向けて踏み始めたのではないかという息吹を感じております。それは、最盛期220億円の予算を当年度172億9,500万円まで圧縮するということは並大抵の努力ではないと思います。約20%の圧縮であります。それを肝に銘じて今から質問させていただきます。

交通事業特別会計、195ページから入りたいと思います。

前年度予算2億3,250万円、今年度1億9,950万円。歳入歳出です。その中で、今まで繰入金1億4,336万1,000円が前年度でありました。今年度は6,717万1,000円の繰り入れで事業執行を図ろうとしております。この中身を質問いたします。よろしく申し上げます。

鈴木委員長 郷古浦戸交通課長。

郷古浦戸交通課長 交通事業会計につきましては、現在交通事業会計健全化計画というようなものを昨年5月に策定いたしまして、現在その具体的施策を実施しているところでございます。おかけざまをもちまして、これまでいろいろな施策を実施してきております。その具体的な経営健全化計画の施策の中では、一つが歳入の確保というようなところ、もう一つはサービスを確保しながらの経費の縮減というようなところを掲げております。

その一つの収入の方でございますが、そちらの方では交流人口の増加というようなことでございます。これは浦戸の島民人口、これは私が昨年4月に着任しましたときには710名の島民がございました。それが1月末では691名と19名の減少というようなところになってございます。そういった中で、交通事業におきましても6対4の割合で現在島民の方の利用があるわけなんです、やはりその部分ではかなりこのままではさらに減少するというようなことで、交流人口の増加というようなところを今後は求めていかなければならないということで、今回は27号で提案しておりますが、そういった中で運賃の改定も行いますけれども、一方では割引制度等も実施しながら交流人口を確保していきたいというような形であります。

次に、経費の縮減でございますが、その中では予算額が昨年度と比べまして3,300万円減少してございます。その中身におきましては、船舶体制、運航体制、そういったものの見直しの中で2名の職員の経費を縮減してございます。これが約2,100万円。あと、今月の16日に就航式を実施いたしましたすけれども、小型船舶うらと、この就航で、これまでうらと丸にかかっておりました工事費、そういったものの縮減が1,100万円ほど図られるというようなこと。あと、公債費なんですけれども、これが年度途中で未使用の辺地債分の償還が終了する。そういったことがございまして3,300万円の減少というようになってございます。

さらに、国庫支出金でございますが、これも平成16年度の実績、あと平成17年度まだ通知決定来ておりませんけれども、これの見込まれる数字ということで3,578万1,000円、こしは組ませていただきました。そういったものも含めまして一般会計からの繰入金が7,619万円ほど減額できたというような内容になってございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

昨年度我が会派が国交省に行きまして、その予算の獲得の中に我々が一助したということも記憶に中にあります。そういうことをこれからも伝えていきたいと思えます。これからも経営の改善に努力をお願いしたいと思えます。

次に、国民健康保険事業の中で、先ほど志子田委員も申されましたが、塩竈市の国民健康保険事業は累積赤字はなかったのですけれども、過去ずっと基金を取り崩して支出の確保を図ってきたという状況であると思えます。過去2年の値上げ、今年度は値上げをしないで乗り切るということです。そういうことを図ると、この国保会計も必然的に解消されてきたということだと思っております。こういうことを述べていきたいと思えますので答えは要らないです。

次に、魚市場特別会計、これには課題が大変あると思えます。老朽化をしておりますし、去年は地震によって天井の落下もあったと聞いております。そういうことで、どのようにしてこの市場の会計を改善する方策をとられるのか、一言お伺いします。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 魚市場会計健全化のためということで、平成12年度から会計のシミュレーションを策定してこれまで累積赤字の解消に取り組んできたところでございます。

具体的には、まず歳入面、これを確保するというので、入場車両の登録許可証手数料の改

正をさせていただいております。また、水揚げ増を図るということで、輸入・冷凍魚及びカツオ一本釣り、これについては市場使用料の軽減を図って水揚げ増を確保した、というふうな形で取り組んでおります。

それから、歳出の抑制では、平成12年に職員の1名を減らしまして人件費の削減を行ったと。また、いろいろな委託業務において、清掃業務でございますが、これを魚市場関係者の方に受けていただくと。そういったことで委託料の節減。さらに、軽易な修繕、現在の市場は開場しまして既に40年たっております。いろいろと老朽化が進んでおりますが、軽易な修繕については職員がみずから当たると。いわゆる専門の業者をお願いをしないで直接直すと。そういったことで工事費等の節減を行っております。現在の水揚げ状況を考えますと非常に厳しい状態というふうに考えております。ただ、時間がかかってもこのような地道な取り組みというものが必要かと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 どうもありがとうございます。ただ、累積の赤字の問題がありますものですから、それが塩竈市のイメージという問題を大切にするとときに問われる問題だと思えます。過去の赤字ではありますけれども、現在も引きずっておりますので、そのような解消策を考えていただきたいと思えます。

次に、下水道事業会計でお聞きしたいと思います。

下水道事業会計でお伺いしたいのは2点であります。

下水道会計で資本費平準化債をどの程度の額あるいはどの程度の期間導入するのか。

それから、起債が約373億7,663万8,000円なりの平成18年度末の残高ですけれども、これがこれがいつごろピークを迎え、どのようなときに残高が減少に向かうのか、2点をお伺いいたします。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 それでは、初めに平準化債についてお答えしたいと思います。

平準化債の借りにつきましては、ここ数年は継続しなければならないだろうと考えております。しかし、健全化の経営を考えますと、ある一定の期間でやめざるを得ないということも思慮されます。

また、もう一つに地方債の残高でございますが、ただいま委員申し上げられましたように、276ページに373億7,663万8,000円が当該年度の見込みになっております。そ

の償還はいつごろかということですが、この償還の山につきましては、現在の事業費によって左右される問題でございますので、今回実施計画をご配付しておりますが、その実施計画の中の数値を使いましてシミュレーションを計算しております。

汚水事業につきましては、平成21年がピークになります。また、汚水、雨水を合計いたしましたシミュレーションでは平成26年が返済の、起債償還のピークになるという状況でございます。しかし、雨水につきましては今後とも継続していかなければならないだろうという考えを持っておりますので、雨水については微増でございますが幾らかずつふえていくと。しかし、昭和50年代の非常に大きな利子、7%台の利子でお借りしました起債が毎年大きく減って減額になってまいりますので、全体的には減っていくという状況でございます。以上でございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。これからも先を見た経営のあり方をお願いしたいと思います。

次に、公共駐車場についてお伺いします。

公共駐車場は単年度黒字化されてきているように推察されます。いろいろな事業の中で20何年間いろいろなことを見直しをしないできたツケだと思えます。これが今までの塩竈市です。すべての事業を、今佐藤市長になって見直し始めたところから改善が行われてきております。海辺の賑わいの事業も多分10年間放置したツケは塩竈市全体が負ったはずですが、それを開発し、成功させることが今塩竈市に唯一残されたことだと思えます。その成功を願いながら財政を図っていくのが、今塩竈市に、あの土地を買ったというツケを払うためにはそれしか残されていないと思っております。

次に、公共駐車場の問題なんですけれども、累積赤字約5,000万円強あるという話を先ほどの説明でお伺いしました。そういうもろもろを会計の中から一刻も早く取り去ることが塩竈市が中身が変わってきたというPR効果を生むということで、1点、総務部長にお伺いします。どのように考えているか、お答え願います。

鈴木委員長 山本総務部長。

山本総務部長 お答えいたします。

田中委員、日ごろから財政問題に対して貴重なご提言いただきまして本当にありがとうございます。

一般会計からの特別企業会計に対する繰り出しが23億円という多額な規模に上っております。まず、本体であります一般会計そのものは健全財政の確かな基盤というものを構築することがまず基本でございます。特別会計、企業会計におきましては、それぞれ特別会計の原則ということを基本にそれぞれの健全化に向けて努力していただきたいということは願っているところです。そういう成果が交通事業あるいは駐車場会計それぞれ出てきております。そういった努力も他会計においてもやっぱり期待するところでございます。

なお、駐車場につきましては、顧客利便施設等も公共駐車場会計の中の一つの事業として今カウントされております。経費の節減というものも図りながら多くの利用者に利用されることによって、今指摘されておりました累積赤字も早晩解消されるのではないかというふうに思っています。以上でございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。なるべく早く財政を回復させて、そういう赤字会計の解消に努めていただきたいと思います。要望ですのでよろしくお願いします。

次に、介護保険特別会計事業会計のことを聞きます。

今回は総枠でなくて、昨年10月の制度改正のために塩竈市民の方が介護施設からどのぐらいの人数が退所されたのかお伺いいたします。

鈴木委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 昨年10月に施設におけます食事費、居住費の見直しが行われまして、給付の対象外となったわけでございますけれども、今現在私どもでは、そのことに伴って退所された方はないと考えてございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 退所されていないということを聞きましてほっとしております。なぜならば、新聞紙上で190何名かの退所されたことが報道されており、塩竈市も制度改正のために退所された方があると聞けば心が痛む問題が発生すると思います。今後とも注意して見ていただきたいと思います。そのほかに、そういう方々のケアを大切にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、1点、お願いします。漁業集落排水事業です。

合併浄化槽とコミュニティープラントの混同だということをお聞きしたんですけれども、合併浄化槽をどのような考えで施行されていくのか。要するに、仙台のやり方というのは、仙台

市の所有でやっていかれると聞いておりますけれども、今回の漁業集落排水事業も宅内貯留と同様の考えでそれを塩竈市の所有という形で考えていかれるのか、1点、お伺いしたいんです。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 野々島の漁集排について先ほどもお答えいたしましたけれども、ブルーセンター周辺、ここは民家が集中しておりますので漁集排といいますか、漁業集落の排水施設を設けて処理をします。そこからブルーセンターの裏側の方になりますけれども、カキの処理場がございます。そういった離れたところ、それからもう1カ所、寒風沢に渡しがありますけれども、その周辺にございます民家の方々については合併浄化槽を設置して処理をします、そういった内容でございます。

今回は、この漁業集落排水事業ということで国の補助をいただきながらやる事業で、2戸以上の利用者がいる場合は、その合併浄化槽及びその管、配管まで補助対象になるということで今回の事業を選択して進めるところでございます。以上でございます。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。市の所有ということだけお願いします。

鈴木委員長 佐藤水産課長。

佐藤水産課長 申しわけありません。市の所有ということになります。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 どうもありがとうございます。

続きまして、最大の塩竈市の課題であります病院会計に質問させていただきたいと思えます。

昨年度の事業、要するに今、今年度です。今年度で大変な赤字を背負われ苦難の道のりを歩んでいる病院ですけれども、平成18年度の事業の中でようやく一つの明かりが見えるような予算書を拝見させていただきました。大変な病院関係者のご苦勞があったと思います。そういうことを一つ教えていただきたいと思います。

鈴木委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 市立病院の事業運営につきましては、大変ご心配をおかけいたしております。平成17年度、ご承知のように、ここ数年で最も少ない11名の医師体制でスタートをいたしました。医師確保に向けまして長嶋院長先生を中心に大学、宮城県等に本病院の再

生緊急プランの取り組み状況につきまして説明をし、医師派遣を働きかけてきたところでございます。こうしたことが、平成17年度3名の医師の採用につながっているものと考えてございます。しかし、残念ながら医師の着任が年度途中ということもございまして、医業収益に及ぼす増収効果というふうなものは平成17年度、限定的なものにならざるを得なかったというところでございます。平成18年度につきましては、再生緊急プランの2年目ということでございます。市立病院のまさしく存続の是非がかかっているものと認識してございます。今申し上げました取り組みによりまして年度当初から医師15名による診療体制を構築することができますことから、本年度に計上いたしました医業収益の達成を目指してまいりたいというふうに考えますとともに、当面の措置といたしまして平成18年度は職員の給与削減を行うなどコスト縮減に努めてみます。平成18年度、収支均衡に全力で取り組んでまいりますので、ひとつこれまで同様ご指導のほどよろしくお願いいたします。以上です。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

それでなんです。数の、量の入りができたような気がします。次に質の向上だと思います。市民から信頼され、親しまれる病院になるためにどういう施策が大事かということがこれからは問われると思います。今までは量をはかるためにだけ頑張ってきたと思いますが、これからは医療の質、この間質問された救急医療等のことに対しても誠実に対応していただきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

次に、水道事業の方に少し質問をさせていただきたいと思います。

水道事業は、塩竈市の中で唯一明るい日差しを浴びている事業だと思っております。それで、質問をしたいと思っております。

なぜそのような質問をするかといいますと、企業を経営している人ですと当たり前のことが役所では当たり前でないということの一端をきょうお示ししたいと思っております。

塩竈市の減価償却費は、資料12番の5ページを見ると7番の欄に書いてあります。3億5,310万円と書いてあります。これに今年度の企業償還金なるものがあります。それが対比されるものは、7ページ、平成18年度塩竈市水道事業会計資金計画の中にある支払資金の内訳の中の3番企業償還金であります。昨年度は4億2,283万円です。今年度は3億9,100万円と計上されております。普通は、これは設備の支払資金だと考えます。そうすると、償却と設備の支払資金の差額は税法上は収益と計算されます。それが、この会計にはち

よっと見当たらないので、公営企業法というものがあると思いますから一度説明をお願いしたいと思います。

鈴木委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

企業償還金につきましては、これまでの実施している配水管整備事業等の財源として起債を借りた部分に対しての起債償還金でございます。先ほど志子田委員からのご質問があったとおり、水道事業会計としましては平成14年度から起債の圧縮をしているという状況でございます。

それと、委員おっしゃるとおり、減価償却費につきましては後年度に更新する際の財源に充てるために内部留保資金として減価償却費を費用化していると。それを内部留保資金として補てん財源になるということで、先ほどの3億1,900万円に対しまして減価償却費が3億5,300万円ということですので、実際には償還金に相応する減価償却費がなければならぬというふうになりますので、その分起債の償還につきましては、これまで借換債なりによって高率の部分を利率の低減という目的からその分が償還金が下がっているということで、本来ならば減価償却費の分が年度内償還金に充てられなければならないというふうに理解しております。

鈴木委員長 田中委員。

田中委員 そこでなのであります。塩竈市の減価償却累計額と起債償還金の差額が内部留保費に充当される可能性があるわけなんです。それが目に見えない水道部の持っている資産なのであります。それを認識して、今塩竈市、非常時なのであります。そういうものを活用する時代が来ると思うので、よろしく精査をお願いいたします。以上で終わります。

鈴木委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中川邦彦委員。

中川委員 私の方からは水道会計についてと介護保険について、二つについて質問しますの

で、ストレートな回答をよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、水道会計について質問しますが、第1点なんですけれども、水需要と財政の見通しについて伺いますが、水需要は年々減少する傾向にあると言われておりますが、今後の水需要の状況を水道部としてはどういうふうにとらえているのか。

二つ目は、それらの状況を踏まえて、平成17年度の財政収支の見込み、どういうふうになっているのか。

また、三つ目は、前にも私も質問したことありますが、施設が老朽化していることから、今後の事業計画と財源等含めて今後の財政見通しがどういうふうになっていくのか、そういう点について、まず3点伺いたいというふうに思います。

志子田副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 水需要につきましては、委員おっしゃるとおり平成8年度をピークに年々減少しております。現在のところ下げどまりがない厳しい状況となっております。この落ち込みの原因といたしましては、生活用水につきましては人口の減少、少子・高齢化による人口構成の変化、生活様式の変化、節水意識の高揚などによるもので、大口径につきましては水産業の不況、倒産、それから水産食品製造加工業関係の使用料の減などによるものでございます。

今後の水需要についてですけれども、今後も減少傾向は続くものと考えられ、それに伴う水道料金収入の落ち込みなどにより厳しい財政運営を強いられることが予想されております。以上です。

志子田副委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 私からは、財政収支についてお答えいたします。

まず、平成17年度の財政収支といたしましては、仙南仙塩広域水道からの受水量の減少によりまして受水費が1,900万円ほど減額となったこと、さらに夜間修繕、保安体制の見直し、定数の削減、梅の宮浄水場の汚泥脱水ケーキの100%有効利用などによりまして、現段階では5,500万円ほどの黒字となる見込みとなっております。

また、今後の財政見通しといたしましては、老朽化している施設の維持管理費や災害に強い水道施設の構築のために多額の資本投資が必要となっていることから、単年度の資金収支では年々赤字幅が大きくなってきております。そのために、料金収入の減少に対応し、これまで以上に行政改善の推進による経費の削減と効率的な小さな組織の効率が課題となっているもの

と考えております。

この厳しい財政運営に対応するため、隣接町において一番安く、旧県内10市におきましても下から3番目か4番目に安い現行の水道料金を1年でも多く先延ばしできるような各種事業の計画的実施と財源の確保を図りますとともに、今後におきましても定数の削減、あと官と民との役割分担の見直しによる業務の減量化を柱とした平成18年度を初年とする経営健全化計画を策定し、歳出の抑制を図るための事務事業の見直しと行財政改善に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 今だんだん人口とか生活様式の変化で水需要が落ちてきているということで、平成17年度の見通しで5,500万円の黒字にはなるとは言っているけれども、平成18年度はどうかという点からいって不明な部分がだんだん出てくるし、どういう状況に変わるかというのもあると思うんですが、やっぱり何といたっても地場産業のこういう不況の中で水需要が落ちてきているとも言えると思うので、これからの厳しい状況の中でどういうふうに変わってくるのかというの考えなければならぬのではないかなというふうに思っています。

それから、二つ目なんですが、第2問目に入りますけれども、この老朽管の布設がえとか第五次配水整備事業について平成18年、19年で終わるとは思うんですけれども、その後の対応をどのように考えているのか、まず一つと。

それから、平成17年度に国庫補助事業として活用してきた老朽管の更新事業、その実施しているのと、今後における配水管の整備事業、その点についてどういうふうに調整して考えていくのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

志子田副委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 資料の予算書29ページを参考までに見ていただきたいというふうに思います。

委員おっしゃるとおり、第五次配水管整備事業につきましては、平成10年度から19年度まで10カ年における事業が終了となります。当初の目的に対しまして残り2カ年、ほぼ達成いたしますので、次期配水管整備事業に計画を引き継ぎ、安定的な給水と災害に強い水道施設、水道管の耐震化を高める布設がえ工事を課題として取り組んでまいります。

次に、老朽管更新事業と第五次配水管整備事業の関連でございますが、国庫補助事業は老朽管更新、起債事業は第五次配水管整備、合わせまして総事業費3億円前後で今後も計画を行っ

てまいります。ただし、水道料金の収入の落ち込みなど財政状況は逼迫しております。したがって、昭和45年以前の経年老朽管の更新につきましては、国庫補助事業の拡大を図り起債額を削減、極力自主財源の軽減を図りながら管路の耐震化を進め、災害時におけるライフラインの確保に努めてまいります。

具体的には、平成18年度内に国庫補助事業の路線など計画の見直しを図り、県との協議を整え、当面総事業費の6割前後を国庫補助にシフトし、その後も上積みの方向で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 何といても、先ほども言いましたように、今のままでいたら経営そのものが大変になってくるといふことで、水道料のところまで考えなければならないのかなという状況にいずれは近いうち出てくるのではないかなと思って私も質問しているんですが、内部努力も限界あるというふうに思うんです。

それで、もう一つの後の質問をしたいんですが、災害時にやっぱり今の一定の努力はすると。定数で2人減でいくようですけども、それで緊急時の体制とか補っていけるのか。

それから、何といても中越地震のときもそうでしたが、何も災害起きて給水車出すだけの問題ではなくて、やっぱりいち早くどういうふうに戻っていくのかなというのが一番の目玉だというふうに思うんです。そのときに、職員の果たす役割というのが大きいというふうに思うんです。今どんどん民間の方に工事をする方も年々減少してきていますし、そういう中で災害に強い体制をどういうふうにつくるかというのは役所そのものがやっぱり緊急体制にどうこたえていくかということになると思うので、その点についても、もしも考えがあれば伺いたいというふうに思うんですが。

志子田副委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 災害についてのご質問でございますが、水道部におきましては本市の地域防災計画に基づきまして、緊急時の応急対策や被災した施設の復旧など応急対策活動を速やかに実施するために、地震が発生した場合の具体的な行動計画を目的として災害対策計画、いわゆる震災対策を定めております。その中で、災害が発生した場合の初動体制あるいは作業対策本部、計画本部が設置された場合の水道部職員の配備体制を定めております。この中で、特に災害時の初動体制が重要であるということから、現在対応マニュアル書等の策定を行いまして、その体制づくりを進めております。今後におきましては、その対応マニュアル書に基づき

まして、職員の周知の徹底と訓練の実施を繰り返しながら対応していきたいという考えでございます。

また、被災状況によりましては本市だけの対応が困難であるということが想定されることから、被災事業体の給水能力の速やかな回復を目的といたしまして、日本水道協会宮城県支部におきまして災害相互応援計画に基づく被災規模ごとの連絡体制と応急給水、復旧などの行動指針を定めた協力体制を確立しております。

さらに、県内全域に会員を抱えております宮城県観光事業協同組合連合会におきましても、水道工事事業者としての応援体制を確立しておりますので、県内市町村からの応援、大規模災害時には東北地方あるいは全国の市町村からの応援協力を得ながら応急給水、復旧活動ができる体制が整備されております。

今後も災害に強い水道を目指して職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 どうもありがとうございます。何とか市民に安心していただけるような、そういう我々もすぐどんなときでもおいしい水が飲めるような、そういうものにぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、介護保険の方に移りますが、私はさきの質問でも保険料の減免についてどうなのかということで論じたわけですけれども、まだまだ私もあのときから見て、ああ不十分だったなと思いますので、改めていろいろな角度からぜひ検討していきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

資料 17と、それから18の26ページ、17でいうと3ページ、4ページからについて、それで質問していきたいというふうに思います。

まず、単純なことを伺います。介護保険の目的、その辺についてまず伺いたいというふうに思います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度は平成12年からスタートしたわけですが、高齢期の最大の不安要因でございます介護を社会全体で支えていく仕組みとしてこういった保険制度ができたと考えております。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 今のところをぜひ覚えていただいて、私の質問にずっと答えてもらえればいいというふうに思います。

二つ目に、保険料の設定です。保険料の設定はどのようにして決めているのか伺います。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険制度は3年ごとに事業計画期間を定めまして、その3年間の、例えばホームヘルプサービスとかの居宅サービスの給付費、それから特別養護老人ホームですとか施設サービスの給付費、こういった3年間の給付見込み額をまとめまして、それを負担割合としましては、公費負担、国、県、市、それが50%でございます。残りを65歳以上の第1号被保険者の方、それから40歳から65歳未満の第2号被保険者の方に負担していただいているという内容でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 では、資料の17の3ページに行きたいと思うんですが、ここで1が介護保険給付費の実績と今後の見通しということで、平成15、16年及び17年度までの決算見込みというふうに出ているんですが、平成18年から20年までの3年間の見込み額で見ますと、平成15年度から17年度の3年間の合計で89億5,000万円ですよ。それで、平成18年度から20年度で見ると107億6,800万円。伸び率でいうと20.24%です。これはたしか前にも説明された額だというふうに思うんですけども、それでこの矢印が下に向いているわけですけども、一つ伺いますが、この升の中にあるところでサービス利用者数の増加というふうにあります。これはどのぐらいにあるわけですか。いいです。後で教えてください。

それで、時間もだんだんなくなってくるので、今度の介護保険制度の見直しで地域支援事業の創設とか、こういうふう to 今度介護予防とか包括支援事業というふうに変わってくるんですけども、それでは実際はこの表の中で、この下の段の表です。平成18年から20年度までのやつで見たときに、居宅サービス給付費で1、2、3とありますね。この3というのが平成18年度から実施される予防給付と。要支援対象というふうに含んでいるというふうになるわけです。そうすると、その下の下のやつで居宅介護支援費給付費、これも3です。一番下にあります地域支援事業、平成18年の4月から新設というものも含めて、結局は全部が保険料に転嫁されてくるというふうになるわけです。今までこの18の26ページでいうと、平成17年度の当初予算、これは左端になると皆一般会計が平成18年度から介護に変わるん

だと。そうすると、今までやっていた高齢者の福祉事業からすべて介護保険事業の方に変わるわけだと、そういうふうに理解していいわけですね。これが合計が、今まで平成17年度で見ると1,500万円だと。それが介護保険でいうと1,610万円になるわけです。いいですね、そういうふうに理解して。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 まず、資料 17の3ページにございます一番下の表の の3というところで新予防給付を含んでいるという内容でございますけれども、これにつきましては新予防給付の制度でございますが、今まで介護認定区分が要支援と、それから要介護1から要介護5ということで6区分でございましたが、今般改正に伴いまして要支援1と2という形で要支援が二つに分割されました。1区分ふえたわけでございますけれども、新予防給付というのは、その要支援の方たちに対する給付でございますして、今までも既に要支援の方に対する給付、例えば居宅サービスですと、要支援の方がご利用なさっているホームヘルプとかデイサービスあったわけでございますけれども、それがそのまま引き続けられまして、名前としましては要支援1、要支援2の方を含んだ給付としまして新予防給付という名目で新たに追加されたと。事業としては、要支援の方に対する居宅サービス給付費あるいはケアプランを作成する等の居宅介護支援費給付費という内容でございます。

それから、資料 18の26ページにございます地域支援事業から特会の方に移った事業でございますけれども、昨日も申し上げましたが、従来の国の補助事業の一部見直しによりまして、一部につきましては介護保険事業の中で任意事業として取り上げていいというような形になったところでございまして、その一部がこちらに掲載しているところでございます。

それから、あと残りで交付税措置ということで一般財源化された事業もございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 なかなかわかりづらいところもあるんですが、結局は今までの高齢福祉事業でやっていた部分の中で相当数が介護に移っていったというふうに見ていいですね。

それで、私は一番疑問だというふうに思うんですが、何といたっても今までやっていたものがだんだん変わってきたというのは、結局は給付費が多くなってきたからこそ保険料を上げなければならぬと。ある意味では、介護保険制度そのもの、それから高齢者がどういうふうに関護を利用したらいいのかとかそういうのがあったというふうに思うんです。それで、給付費が

出て、逆に給付費が保険料にはね返ってくるんだと、そういうふうに見たときに、やっぱり一番なのが介護の要支援なりそういう面でどういう措置をしていくかということがされていけば変わってくる部分というのはあるというふうに思うんです。だから、今度のやつはあたかも介護予防だ何だとは言ったって、結局は今までやられた分から介護保険に変わってきているんだということが一つでしょう。だから、その点をやっぱり違いが出てきているんだというふうに思うんです。

それから、もう1点なんですけど、伺いますけれども、所得段階のこの決め方、第1段階、第2段階、第3段階とありますけれども、今度は第6段階から第7段階というふうに決まりましたよね。その決め方というのはどういうふうにあるんですか。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険の所得段階の決め方でございますけれども、国の方から一定の基準が示されます。それにおきましては、前回、第2期までにつきましては所得段階は5段階制でございました。それで、今般国の方の制度改正でございますけれども、第2段階、市民税が非課税世帯の方に対する、非課税の方ということで低所得者の方でございますけれども、その所得段階の方が第2段階でございましたが、その方たちの階層が広いというようなことがございまして、年金収入が80万円以上と以下で2分割しまして、第2段階を2分割したということに伴いまして、国の基準が今般の改正では第6段階となっているところでございます。まず、国の改正で5段階から6段階になっているというのが一つございます。

私ども塩竈市の考え方としましては、前は基金もあったということもございまして、また低所得者に対する配慮もしなければいけないというようなことがございまして、合計所得金額500万円以上の方、高所得者の方でございますけれども、大変恐縮でございますが、その方たちに通常の負担率を超えた形でご負担いただきまして、第6段階制を第2期では採用させていただいたところでございます。

今期の見直しにおきましては、私どもとしまして第1号被保険者の負担率が18%から19%に上がったこと、あるいは地域支援事業ができましたことと等によりまして保険料の増加がかなりの増加というのが想定されていたところでございまして、私ども所得段階の設定につきましてはいろいろな面から検討させていただきました。一つは、国の基準どおり6段階にすべきではないかと。それから、二つ目には国の基準に高所得の方、500万円以上の方に対して1段階を加えた形のご負担をお願いしまして第7段階にすべきではないかと。さらには、

第7段階を導入しまして、その中で低所得者に対する、言ってみれば乗率でございますが、これを第2期同様に若干低減させるというような方法。こういった方法についていろいろな面から、率も含めまして検討させていただいたところでございます。

今般、介護給付費第1次積算値では4,080円でございます。それを今般条例改正案としましては基準額4,065円で提示させていただいているところでございますけれども、4,080円から4,065円ということで15円下がっております。それにつきましては、先ほど申しました第7段階を導入することによりまして、言ってみれば高所得の方からのご負担をいただいた上で全体の基準額を15円抑制させていただいたというような内容でございます。さらに、これを低所得者の方たちの乗率の方である程度低減させますと、この保険料基準額が数円程度また上がってくるということが予想されるわけございまして、私どもとしましては妥当な線としまして今般第7段階制を採用したと。さらには、その乗率でございますけれども、国の基準に合わさせていただいたところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 中川委員。

中川委員 これは何で聞いたかということ、国の方では保険料率は自由に設定できるというんです。だから、今そういうこと言ったんでしょう。

それで、第1点で三つの特徴があるんです。

1点目は、現行の第2段階を新第2段階と新第3段階と分割することができるというのが一つです。

それから、二つ目に、課税そのもの、保険料設定の弾力化と。

それから、三つ目には、保険料段階ごとの負担率、それが自由にできるんだというのが三つでしょう。

そうすると、今課長さんが言ったところを見ると、第1段階で年収が、これは生活保護世帯ということで、これでも負担割合が2.1%です。それで、今度の保険料が改正されると2,033円になると。私、今までばらばらに出してきているやつを全部自分で表につくってみたんです。それで料率と掛けてみて全部出してみたんですが、第2段階で平成17年度は2,304円です、保険料。今度が2,033円と。これは271円若干下がります。それで、第3段階はどうかということ、割合が0.75を見た場合、平成17年度は2,304円、平成18年度が3,049円になるんです。それで、745円のプラスなんです。それで、収入に対して割合どうかということ、これは2.4%なんです。第2段階が3%なんです、

収入に対する保険の割合というのが。今課長さんが言った第5段階、第6段階がどうか、第7段階がどうかということ、収入に対する保険料の割合というのが、第5段階が3%になるんです。それから、第6段階が1.7%です。第7段階は1.1%です。そうすると、人数がどうなのかということ、第2段階が2,212人です。それから、第3段階が1,012人。それから、第4段階が4,906人、第5段階が4,703人と。第4段階と第5段階が一番多いんです。そのところが今3.6と3.0のそういう負担割合です。第6段階、第7段階がどうかということ、第6段階が989人です。それから、第7段階が230人です。全体が1万4,353人です。その割合で見たときに、それなりの負担がされているのかと。

先ほど一番先に言いましたように、介護保険というのは制度は何だったんですかということをお聞きしましたよね。最近市長さんもよく言うように、自立、自助の努力だと確かに言いますけれども、やはり介護保険、当初始められたときの、私も議員になって間もなくだったんですけども、介護保険というのは社会が支えるものだ。そういう制度で始まったものだというふうに私も理解して、そのときの議論にも参加してきました。だけれども、今そういう段階からどう変わってきたのかといったときに、今のこういう中で、今度のそれでも定率減税の廃止とか控除額が減ったとかそういうので変わってきただけで、実際の負担というのはやっぱり低いほど負担の割合が高いというところがあるというふうな感じがするんです。

それで、前の質問のときに、私が減免について質問したとき何て答えられたかということ、減免にはペナルティーがあるんだと、そう言いましたよね。だけれども、全然できないのかということ、国では認めているところもあるんです。やっている自治体もあるけれども、国ではこういうことを言っているんです。重要なことそのものというのは、介護保険というのは市町村の自治事務ですよね。それで、本来国の関与が及ばないというところもあるんだと。それから、政府も3原則、この間も私の質問のときに課長さんも言いましたよね。そのペナルティーと同時に3原則があるんだと。だけれども、それは地方自治法上従う義務というものではないんだと。これは2002年の3月15日の参議院厚生労働委員会で、その当時の答弁にあるんです。ですから、国では確かに厚生省では執拗に締めつけとか何かされていると思うんです。だけれども、独自に減免しているところもあるんだと。それから、さっき言った塩竈では平成18年度から第7段階にしようと言っているところもありますけれども、京都では第9段階まであるんです。そういう段階を設けてやることもできるんだと。やみくもに私は減額しなさいと言うのではなくて、やはり利用料、それがどうなのかとか、そういう段階を設けてやるとい

うことも一つの介護保険の考え方だというふうに思うんです。ですから、この点もぜひ考えて
いただいていくということも必要ではないかなというふうに思います。

志子田副委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。

いろいろご意見賜りました。

まず、段階設定でございますが、これはいろいろ考え方があろうかと思えます。ただ、基本的には、やはり社会保険と申しますのは自己責任によって、いわゆる相互互助的な制度でお互いにこの制度を支えていくというまず一つの考え方があろうかと思えます。そういう中で、いたずらに余り低所得者の保険料を低く、高所得者の保険料を際限なく高くするということは、これはいかがなものかと私ども思っているところでございます。

第2期の保険料の設定におきましては、最小、一番低い方の保険料と、それから一番多い方の保険料との差が5万1,000円ございました。今回第7段階制を採用することになりまして、この金額の差が幾らになるかと申しますと6万1,000円という形になって、今回は前回の第2期よりも一番上の段階の方の保険料は高くなるという状況でございます。

そういう中で、適正なやっぱり保険料の負担には応じていただかなければならないと私ども考えているところでございます。そういう中で、国の設定の基準をまずは基礎といたしまして、そういう中で0.25倍ずつ上げてきているという階乗的な上げ方の中で最大の第7段階の設定を1.75としたものでございます。

それから、いわゆる保険料の減額あるいは減免でございますけれども、確かに第2期の段階では独自減免ということで第2段階の方々の保険料を収入、1人当たり110万円だったかと思えますけれども、これ以下の方については第1段階と同じくするという独自減免の制度を第2段階ではとらせていただきました。今回の制度改正を見ますと、国の方では110万円以下ではありませんが、80万円以下の方については第2段階の方を第1段階の保険料と同じくすると、こういう制度になりまして、いわば私どもが第2期の計画の段階で取り入れた独自減免制度が、ほぼそのままの形ではありませんけれども国の制度で採用されたと、こういう経過がございますし、それからもう一つは、何よりも基金が枯渇してきてまいりまして、そういう独自減免の制度がとれなくなったという状況もありましてこういう制度になったものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

志子田副委員長 福島紀勝委員。

福島委員 私も何点かお伺いをしてまいりたいと思います。

まず最初に、水道関係で七ヶ宿と、それから大倉水系の現在の取水状況についてお尋ねをいたします。

志子田副委員長 黒須水道部浄水課長。

黒須水道部浄水課長 大倉ダムの取水量状況ですけれども、今現在3万トンに対しまして1日大体平均2万トンほどの取水でございます。それと、あと仙南・仙塩広域水道、これが平成17年度が5,200トンの80%で4,120トンの取水となっております。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 そうしますと、今の説明のあったトン数をプラスし、そして今の塩竈市の消費人口からすればどのくらいの余水を見ておられます。

志子田副委員長 黒須水道部浄水課長。

黒須水道部浄水課長 1日の平均配水量が大体2万4,000トンほどになっております。

(「余水」の声あり)

申しわけございません、もう一度お願いします。

福島委員 割り当てられて給水している分と、そして調整を図られる大倉水系の部分と合わせたトン数と1日で消費していく部分ですと、そこに余水、余る部分が出てくるでしょうと。その量をお知らせをいただきたいと思います。

志子田副委員長 黒須水道部浄水課長。

黒須水道部浄水課長 30%ほど余ることになります。(「今見ていただくうちに別の方」の声あり)

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 それで、その数字を上手にお金に変えていきたいなと、こんなふうになっているんです。それで、でき得るならば、増改築その他の関係で蛇口1個を余計つけてもらって13ミリから20ミリの生きのいいおいしい水を使っていただければなど、こんなふうにおっしゃるんですが、現在の13ミリで契約なさっている部分と20ミリの契約の一般家庭の部分で、その世帯数などをお知らせいただければありがたいんです。

志子田副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 平成17年度の決算見込みで見ますと、13ミリから20ミリの口径変更による増加については24件になります。そして、20ミリの合計が162件で全体の件数

の68%になります。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 できるだけ13ミリから20ミリに口径変更していただいて、やっぱり上手に使っていただきながらできるだけお金に変わるようにしていただければありがたいなと、こんなふうに思っておるところです。いろいろ現場の方々、苦労なさって、この13ミリの部分でも大変古い埋設管と、こんなふうになっていて、年末でしたか、若干凍結の部分で漏水等も発生したように伺っております。しかし、それは小さな部分であって助かったんですが、あそこの利府地区の関係にあっては大変手際よく、あの新車の方にも余り迷惑をかけないであんばいよくこなされた。あの手際のよさというのは熟練工が多くおられて、一般の下請なり、あるいはよその企業に連絡をして、向こうで行くんでなくしてやっぱり直接職員が手際よくなされた成果ではないかなと、こんなふうに評価をしておるところです。ぜひ今後にあっても、今中川委員が言われたように、老朽の部分の早目の交換なり、そして一般家庭にあっては、前段私が申し上げたような形で本当に快適な生活の営まれるような状況で水利用、水道利用をしていただければ幸いですなと、こんなふうに思っております。

続きまして、市立病院の事業会計について2点ほどお伺いをしていきたいと思えます。

1点は、MRIの稼働状況、これについての数字的なもの、収入的な部分、どのように私たち認識をすればいいのかお知らせいただきたいと思えます。

志子田副委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 MRIの稼働状況についてお伝えを申し上げます。

これは毎年決算状況に合わせて数字はお伝えをしているところでありまして、これも前の決算のときにお知らせをいたしました。MRI決算につきましては、今手持ちの資料では平成16年度になります。1日平均で患者数について5.4人、件数でMRI検査は34.4件の活用という形になります。ただ、これはもう少し上げていかないとこの検査単体でのいわゆる収支状況というのは決して黒字にはなかなかならないかと思えます。これをもう少し利用件数を上げてまいりたいというふうに考えております。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 結構値段のするやつ、リース料、これも結構占めているものですから、ぜひいい形で早期発見、早期治療に結びつけていただけるように、その辺もご検討いただきたいなと、こんなふうに思っております。

それで、医師会の先生方の状況などをお聞きすると、その病院によって経営方針も異なっているから一概には言えないと思いますが、例えば職場健診なりいろいろな関係を企業の方に持ちかけて、そしてそれぞれの外来患者さんがいらっしゃる、あるいは入院患者さんの回診等々のほかにある程度のタイムを設けて、その中で何人でも健診を行っている、こういう形もあるんですが、先ほどの説明にありましたように、きのう先生方も途中であったけれども3名ほど増員していただいたと、こういうことなんですが、そうした部分で他のそういう病院関係のような方法も今後取り入れることが可能なかどうか、その辺の様子をお聞かせください。

志子田副委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 検査機器等も活用したいいわゆる健康診断あるいはもちろん人間ドックも含めてであります。そういったものの活用というものは、これはこれまでも図ってきたところでありまして、特にMRIにつきましては一般の検査のほかに他のこの圏域内の病院からの紹介による検査というのも最近大変ふえております。そういった意味では大分活用が図られてきているのではないかと思います。ただ人間ドックの利用件数についてはなかなかこれが伸びないという実態もございますので、今後その辺の各企業へのお願い回りとかそういったことで利用件数を伸ばしてまいりたいというふうに考えております。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 それから、診療科目の中での眼科の機種もちょっとあったかと思うんですが、そういう部分の利用の方法は今後どのようになさっていくお考えか。眼科のやつのリースか何かなかったですか。

志子田副委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 眼科の機械の件ということでよろしいでしょうか。市立病院では元常勤の眼科医おりましたが、今は非常勤で週3回でしたか、検査をしていただいております。ただ、なかなか常勤になりませんと手術の機械というものの活用というのも図れないということがありますけれども、現在ではいわゆるオープン病床も設置いたしまして市内の眼科医の方にもこの市立病院の眼科の手術機械というものを活用をいただいて、そして入院患者も入れていただいているという状況ですので、前に比べればかなり活用は図られているというふうに考えております。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 何か前に、あの当時、入れられたときには結構いい機械で人気もあったのではない

かなと、こんなふうに認識をしていたものですから、そういう患者さんも最近どうしても視力の低下なりいろいろでお世話になる部分の方々もふえているやに聞いておりますので、そうしたあの機械が今どのように生かされているのかなと、こんなふうに思ったものですから、ぜひ有効活用をしながら、そしてまた信頼され、そして足の運んでいただける市立病院にお願いをしたいなど、こんなふうに思っております。

それから、ちょうだいをしております資料 11の中の18ページの一番下段にあります、これはどこのやつの土地売却益だったのでしょうか。そして、場所と、それから坪数がどんなやつだったか。ここに3,000万円ですか、これが計上されているんですが、ちょっとお知らせいただきます。

志子田副委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 11番の資料の18ページの一番下のところ、土地売却益ということで特別利益の中に3,000万円計上してございます。これにつきましては、ご承知のとおりあの市立病院の道路を挟んだ向かい側に医師公舎でございます。この職員駐車場としても活用している部分であります、その部分について今年度も売却の努力はいたしましたけれども、なかなかこれが実現できなかったという部分を、翌年度につきましてもなお引き続きこの売却について努力をしてまいりたいというその金額がここに計上している3,000万円でございます。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 そうしますと、まだ売れなかったということですね。売却益となったから、これは思ったより高く売れたのかな。ちょっと私の記憶になかったものですから、そんなことでお尋ねをしてみました。

次は、公共駐車場事業の関係で、自販機の設置等があるようなんですが、これは目につくところは余り台数的にはなかったかなと思うんですが、結構数字的には収益約20万円ほど稼いでおるようなんですが、何台あってこの数字でカウントできるのかどうか。

志子田副委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 駐車場の入り口のところに1台と、中側の自動精算機のわきに1台、計2台置いております。それで、この設置料金については、土地をお貸しして、その業者の方にお貸ししているというような形で、年間8万4,000円の賃貸料をいただいております。そのほか、電気代として月大体11万円いただいております、計大体20万円というふうな形

で見ております。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 それで、数字的にのっている光熱費の部分では、ここに占める消費量等についてはどのくらいの消費をなさって、プラス・マイナスでどういう形になるか計算されていますか。

志子田副委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 需用費のところにある光熱水費の電気料については、公共駐車場の内部の電気すべてになります。それから、あと先ほど言った販売機の電気料については別途電気料、何ていうんですか、メーターを個々につけておりまして別途精算にしております。以上です。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 そうしますと、その貸し出しをしているスペースと、そこに上がってくるマージンと、そしてそのほかにその消費電力料はお願いしている業者の方の持ちだよと、こういうことで、単純に先ほど2台の説明いただいた部分では年間で20万円は黙って入ってきますよと、こういうふうに理解してよろしいですか。

志子田副委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 自動販売機については、市の方の歳出の中の電気料等には含まれておりません。以上です。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 次は、公共用地先行取得事業の部分でお尋ねをします。

10の323、324ページに記載されておるわけなんですけど、今後どのような計画をなさって、一応ここに科目設定みたいな形でのせられておるんですけど、どのような考え方で今後どのようにこの項目を活用なさるのか。今までの説明ですと、遊休地をなるべく売り払いをして収入を得て財源にしていこうと、こういう思いで大分痛ましい場所もぐっところえながらより高く交渉して売り払いをしてきた経過ではなかったかなと、こんなふうに思うんですが、これとの関連はどのように理解をすればよろしいですか。

志子田副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

公共用地会計の設置の現在の目的なんですけれども二つございまして、一つは土地開発基金がございまして、土地開発基金の方で発生した利子等の経理を行うそのための会計だということが一つございまして。それから、もう一つは、今お尋ねの公共用地の先行取得のための会

計だということでございます。

それで、土地を取得する今後の見込みはどうなんだと。土地については売り払いを進めている中でそのような予定があるのかというようなお尋ねだと思うんですけども、公共用地会計による公共用地先行取得と申しますのは、いずれ事業化されることを前提に用地を先行して取得するというふうな目的で取得する場合がございます。どちらかといえば、土地が値上がり傾向にあるようなそんなことを想定しているのではないかというふうに思うんですけども、取得時期を早めまして将来値上がりする。事業化はまだではあるけれども、土地が取得している場合には先行取得債を起こしまして、先行して土地を取得しておいて、値上がり前に取得しておこうというふうな意味合いが強いのではないかなと思っております。ですから、現在のような土地の値段が値下がり傾向にある場合にはなかなか活用するというふうなケースは出てこないのかなというふうには考えております。

ただ、今後も今のような値上がり、値下がりというような部分だけではなくて、先行して用地を取得する必要性というのも何らかのケースで考えられますので、会計としてはこのような形で科目設定に近いような形でございますけれども計上しているということでございます。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 わかりました。やはり経済動向を見ながら、その辺の手放す時期あるいは買い求める時期といろいろおありでしょう。

それで、向こうの税務課の方でしたね、そこの役所前に公売の関係、12月の2日でしたか、ああいうふうにして出された1件残っています。ああいう部分なんかは庁舎内で、ここなんかはどうだと。安くあれしてこの辺の滞納部分をマイナスしてもこれだけ金残る部分だと。少し押さえておいてどうだと。こういうような形で庁舎内で相談するようなことはありますか。

志子田副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、土地開発基金が有効活用できるかどうかという検討を今回の公売物件ではしておりませんでした。ただ、当然公売する場合に公共用の目的で利用できるという可能性がある場合は、当然担当課の方にお話しして公売物件を選ぶような形にしております。今回公売にかけた物件については、土地開発基金での取得は検討はしておりませんでした。以上です。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 いち早く、情報が一番早いのは庁舎内だと思いますので、ぜひそういうところも含めていろいろやりくりをしながら求めておく部分もぜひ今後対処していただきたいなど、こんなふうに思っております。総務部長なんかはあちこち見て歩いていい場所も見ておられているようですが、ぜひそういうときに隣の大きな金庫も、収入役のところにも控えていますので、その辺は相談をしながら、ぜひこの遊休地を上手に売ると、それからまた今後目指す部分でここだったら少しいい形で、このくらいの利率がうまくオンした部分で求めておいた方がと、こういう部分等もあろうかと思っておりますので、みんなでやっぱりその辺のアンテナを高くしながら情報の収集も必要ではないかなと、こんなふうに思います。

次に、塩竈海辺の賑わい地区、そして土地区画整理事業と、こういうことでちょっと関連してお尋ねをいたします。

資料の10では391ページ、そして委員会資料に出していただきましたこの18の部分では12、13ページの関係なんですけど、こちらの10の方の391ページで22節でせております5億3,851万6,000円、これの家屋の移転補償費等について7軒だと、こういうふうにお聞きをしておりました。それで、例えばA、B、C、D、E、F、Gは七つに区分した場合、それぞれの1軒当たりの、築何年で、その建物とすれば何坪で、土地とすればそれぞれ何坪ずつの部分でこの金額になるのかお知らせいただきたいと思っております。

志子田副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 大変申しわけございませんが、1軒ずつのその坪数、建物、その面積数での評価ということではなくて、合計で表示をさせていただきましたので、ちょっと補償軒数も少ないということもありますので、1軒ずつのそのご回答は差し控えをさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 大体検討はつくんです。ただ、この18の方の12ページに載っております、ここで建物機能補償と、こういうことでこの活字の並びぐあいによっては非常に理解しにくい。そして、これは何と申しますか、専門家で言われる部分ですとこういう形も出てくるんですが、一般的な、例えば本町の再開発のときにあそこの状況を把握もしました。気仙沼駅前の再開発あるいは石巻、近いところでは、他県では福島県のいわき市の部分なども見てみまして実際に見ております。特に、塩竈の本町の部分では、前にあった、今更地になりました部分、そして銀行の跡地等々についても内部、ずっと見させてもらっておりましたのでおおよその見当はつ

くんですが、できるのであればやっぱりこういう部分興味があるんです、正直なところ。みんながわかればかえって理解を得るにもいいのかなと思ったりしたものですから、理解の仕方によってはよしあしがあるかと思いますが、こうした場合、今後どのような進め方をされた方が一般的によろしいか、その辺もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

志子田副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 この建物補償に関しましては、この地区に現存しております建物を再構築といひまして、換地をして移動をして新しく建てるというための、ざっくりばらんに言えば新築する費用です。現在持っておられる建物を新築される費用というふうにまずご理解をいただきたいと思います。

あと、それから機能補償という部分に関しましては、新しく構築されます区画道路や何かの影響で現状の土地の活用が制約を受ける場合。非常にわかりやすいのは、このピンク色の真ん中のあたりをごらんいただければと思うんですが、しおかぜ通り線の現在の鉄橋、鉄で作りました歩道橋の撤去工事が平成18年度予定してございます。現在あの下を見ますと、もう既に店舗展開されております営業の方が屋外に倉庫類ですか、そういったものを一応販売をされております。工事中そういったことを下で、その買い物客や何かが下をうろうろされたのでは危なくて工事ができないわけですので、その部分を一応補償としまして、工事中そこには立ち入らないでといたしますか、その制約をかけるわけです。そういったものに対する機能の補償と。

それから、あと一般論で申しますと、人に貸している土地が仮換地を受ける場合、借地料が一定期間入ってこなくなります。これに対する補償なんかも一応機能補償という扱いになってございますが、これは借地権の設定や何かとも絡みますので、今年度7件でございまして具体的なイメージは思い浮かべないで一般論でお聞き取りをいただきたいと思います。

志子田副委員長 福島委員。

福島委員 余り首突っ込むなと、そんなふうにとりました。

実は、八幡築港線の関係のときも東土木の皆さんとの交渉なりいろいろ役所の担当者の皆さんにご協力をいただいて、それぞれ私たちの沿道居住者、それから町内の方々のそうした部分、1軒1軒異なって、同じあれでも異なってそれぞれ進められたのですから、それにはいろいろ知恵も与えていただきましたので、そんなこともおさらいしながら今お聞きしましたので、ひとつ素直にとっておいていただきたいと、こんなふうに思います。大変ありがとうございます

いました。

志子田副委員長 黒須水道部浄水課長。

黒須水道部浄水課長 先ほどちょっと適切な回答しませんでした申しわけございませんでした。仙南・仙塩は100%フルに使っておりますので、それで大倉水系30%と話しました。3万トンのうち平成17年度1月末で1日大体2万200トンほど使っていますので、あと1万トンの余力があるということでございます。どうも失礼しました。（「ありがとうございました」の声あり）

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 私は、最初に介護保険事業にかかわって質問したいというふうに思います。

343ページの、特に施設介護サービスの給付の部分になろうかと思えます。

実は、一昨日、現在施設入所の方のご家族から相談を受けたわけでありまして、その相談の方のご主人が現在塩竈市内の施設に入所していると。月8万4,000円の利用料とおむつ代が大体9,000円ぐらいというふうに言っていたと思います。それで、月2回通院して流動食を飲まなければならないということで大体1万3,000円ぐらい。ですから、全体では月約10万円前後の利用料とか医療費を払わなければならないと。そして、奥さんはどうしているかということ、この方は全盲でありまして家庭におられますが、週2回のホームヘルパーさん、1回の買い物の支援、そして病院には月1回行かれるそうですが、3時間程度のヘルパーさんをついてもらっていると。それで、実は今まで貯蓄していたそういうものを全部取り崩してやってきたんだけど、もう1月分からその利用料が払えなくなってしまった。それで、この施設から再三払わないともう退所ですよと言われたと。それで、もうどうしようかということで、今この方の収入というのは、ご主人は年金が7万円プラス厚生年金の1万円もらって8万円だそうです。奥さんも障害年金で8万円。これでやりくりしてきたわけですが、先ほど言ったようにだんなさんの年金8万円では今の施設に入っている、あるいは病院に通うだけのお金をもうとっくに超してしまうと。今まで貯蓄してきたことをやりくりして下げて払ってきたけれども、もうどうにもならなくなったと。自分の国民年金を担保にして借りようかどうしようかということでしたので、いや、自分の年金を担保にしたりしてしまったのでは2カ月に一遍の年金が滞れば払えなくなるということで、私、社協さんに行きました。何とか1カ月分だけでもその施設の分払って退所しないようにしてもらいたいと思って行きましたが、結局今のところ3万円程度だと。どうにもならないということで、今いろいろご家族とか民生委員さんと

か相談されていますが、こういった方々が退所しないで済む方法がありましたらお知らせください。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険の方は、介護保険の先ほど所得段階の設定の説明させていただきましたけれども、まず世帯の方が課税か非課税かと、それから本人の方が課税か非課税かというようなことで所得段階の判断をさせていただいております。

なお、介護保険の認定を受けておられる方に対しましては、身体障害者の障害者控除受けられることになっておりますので、ちょっとこの事例、具体的に教えていただかないとわからないと思いますけれども、そういった対策ございますので、場合によっては非課税であれば低所得者のいろいろな補助給付とか受けられるのではないのかなと考えておるところでございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そういう対策を講じてもこういう値段で入っているわけですね。実際に払うわけです。だから、こういった方々が施設入所の施設コストだとか食費だとか取られるようになって、実際には年金以上の利用料を払わなければ、つまりけばもうそこから施設を出されるようになってしまうと。こういうことを救済する方法があるかということを知っているのではありません。

志子田副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ただいま申しましたように、障害者控除とか、あるいは課税、非課税の判断あると思いますので、具体的に税務当局等にご相談いただいた上で対応させていただきたいと考えておりますけれども。

志子田副委員長 曾我ミヨ委員。

曾我委員 これは具体的にまた相談しながらいきたいと思いますが、恐らくこういった人たちの対策はなくなるだろうというふうに私は考えております。引き続き対応をお願いしたいというふうに思います。（「家族、家族」の声あり）

家族の問題ではなくて、その介護保険料も含めてです。

志子田副委員長 ご静粛をお願いします。

曾我委員 それでは、続きまして質問したいと思います。

土地開発公社にかかわってもう少し深めたいと思います。

伊勢委員が先ほど質疑した中で、市長は地域の活性化を願ってやっていくんだというふうに言われました。私どももその塩竈の特性あるいは活性化、そういうことを目指すことは同じであります。それで、本当にどうしたら活性化になるかということでのその考え方だというふうに思いますが、先ほど陳情書に述べられておりますように、これから共同化の形ができてくるので、そこでその要望にこたえられるのではないかという答弁がございました。それで、この図面にもありましたように、共同化というのはいろいろ今話し合い、個別に対応されてこれから姿が見えてくるのかと思いますが、共同化というのは稲荷下と港町の地域だと。そうすると、そこに例えばフードコート、フードセンターをやっぱり地元が出資し合って入りたいんだということに十分対応できるだけの面積や用地が確保されるんだろうかと。もともとはその共同化というのは、現在営業なされている人たちが基本にあって、その人たちがきちんと共同化を図りながら、もちろんあくスペースもあるかもしれませんが、一体それだけのフードコート、フードセンターの構築できるだけの面積が本当にあるのかどうかということを伺いたいというふうに思います。

志子田副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 先導的なグランドデザインの推進地区といいますか、先導ブロックということで、駅前のブロックと、それからもう一つ賑わい居住ブロックというところを設定させていただいておりますが、そこに關しましてはあくまで地元到现在お住まいで、もしくはなおかつそこでご商売やっておられる方々、こういった方々を中心にまず先導的に共同化事業を立ち上げていきましょと。したがいまして、ここの中でフードコートを計画していきますとか、フードセンターを計画していきますということは、塩竈市の行政としては設定はできないわけです。

私、先ほど申し上げましたのは、塩竈市が関係する土地開発公社の土地を各ブロックにすべて配置させていただきましたと。そういう中で、水産加工に関する方々も一部ここに、土地だけお持ちの方もいらっしゃいます。そういう方々が、例えば中心になって何かの業を起こされるのであれば、これは共同化ブロックだけでなくやはり行政の平等性ということがありますので、そういった方々の支援もしていくと。結果としてフードコートとかフードセンターが構築されていけば、それは皆様のご要望に従うことになりまし、そういうところを使って陳情要望された方々は、積極的に外部から入ってこられて一緒にやりましょとということにきつとなっていくんだらうと思われまし。そういうことを、そこに土地がないからだめだという

ふうにならないように、すべてのブロックにこのハッチの土地を一応配置することができました。こういう趣旨で申し上げましたので、Bブロックといいますか、B4のエリアとかB3のエリアでフードマーケットやりますとか、フードセンターを設定してまいりますということではありませんので、そこはきちんとご理解いただきたいと思います。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 それで、仮に地元の水産関係のところを持っていらっしゃる土地もあるということがわかりましたが、例えば進出企業さんが今商工会議所の協力を得て参画事業者を募っていると。例えば、そちらはそちらで募ってあっせんしているというか、そこができてきますと、片方でそちらで共同化をされたらという競争することにはなりはしないのかと。そういった点で地元がそっちだこっちだということで果たしていいものだろうかとかと。競争して結局どちらかがつぶれていくことになりはしないかと。その点はどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

志子田副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 ちょっと都市計画事業から外れたお話になるかもしれませんが、お米屋さんでありますとか、酒屋さんでありますとか、免許制、そういった許可制といたしまして地域、一定の離隔をとって競争が起きないように設定をされた業種の方ももちろんいらっしゃいます。しかし、一方でそういう競争のないところに本当に繁栄があるのかどうか。競争し合ってこそその繁栄ということも言えるのではないかと思います。残念ながら競争には常に勝者と敗者が発生してしまいます。敗者にならないようにいろいろなマーケティングの知識を身につけたり、いろいろな努力をされて生き残られている方々が現在商売をやっておられる方々ではないかと思っております。私どもそういう方々と一緒に支援をしながら、当然大きなライバルですけれども、ジャスコグループといいますか、イオングループ、ちょっとライバルにするには大き過ぎるかもしれませんが、あくまでライバルとみなして頑張っていくという方々にはお力を、一緒に協働し合ってやっていきたいというふうに考えております。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 それで、具体的にイオングループによる何店舗かを配置して、市長もそうだと思いますが、マグロとかすだとか塩竈の特産品をやっぱり一緒に地元とやっていくということが一つの魅力になって、そうであればというふうに思ったと思うんですが、しからばイオングループが全国で展開されている入店の条件、もっと具体的に言いますと、ここでは多賀城とか利

府がイオンさんが配置しておりますが、その賃貸契約の金額と塩竈市で賃貸している契約の金額はおわかりですか。

志子田副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 私どもとしては、イオンさんがどういう必要性があってそのテナントさんから賃料をお取りになっているのか、そういったことまでは正確に把握はしておりません。一般的には、例えば仙台の中央部のデパートなんかをお借りして1週間程度の物販を行いますと、総合的なレジの管理料から大体売り上げの28%ぐらいがすぼんと持っていかれてしまいます。そういったことは実際に実体験として塩竈市の職員も参加してやっておりますので、出店に当たって一定のその資金が必要であるというのは十分理解しておるつもりですし、そういったことが建物の建築費用との関連の中で、あともしくはその借地料との関連関係の中でこういったものが上がったり下がったりしてしまうということも十分理解をしておるつもりでございます。

志子田副委員長 曾我委員。

曾我委員 そのことは理解していると。ここに私、多賀城の出店のときの入店条件というのを持っております。それで、ちなみに陳情書ではとても1平米当たり云々で高いからというふうに言われているけれどもという話ですが、やっぱり賃貸条件見ますと、1階、2階、3階と違います。建設協力金、敷金、固定家賃、歩合家賃、一般の物販と非物販と違いますが、大体これで入店保証では250万円です。そのほかにいっぱいあります。消費税は別途払うとか、契約面積対専用面積の比率は1対1だとか、それから賃貸借の期間は賃貸料の共益費などについては2年ごとに見直すと。普通建物建てた減価償却というのあるんですが、イオンさんの場合は2年ごとに上がっていくと。それから、オープン日には自分の店の区画内の内装の費用工事、共通内装費用工事、現場協力店、オープンのときの大型のよく広告出しますが、そういった共同販売促進費として1店舗当たり大体50万円前後の負担をいただくと。そのほかにレジライン、電話、専用、それから駐車場全体の費用も借りた部分の面積に応じて払うと。それから、同友会の会費、販売促進費、こういった一切の金額をイオンさんが建てた建物の中に入りますと、もちろん公社が貸す賃貸料も含めますが、全体の工事費でそれで取られるようになります。これが実際にやられている今のイオンの入店の契約の条件なんです。

そうしますと、地元にある商店会の人たちではとても入れないと。そうしたら、何のための活性化になるんだと。やっぱり地元が入られるような方法で取り組んでほしいというふうなこ

とですが、市長は、そのことは先日の答弁でイオンさんにつきましてはできるだけ地元が入れるように協力をお願いしたというふうに伺っております。それで、その協力をお願いした結果どうということなのかまだ賃料が示されていないということでありました。実際にはこういうことですし、私たちもこのことがうんと心配されるんです。入れなかったら大変だと。一つは、市長はまだ就任しておりませんが、加藤助役はわかっておりますが、マリゲートの分、あのときも塩竈らしいもの、塩竈の商店さんが入るように、すしなんかも含めて御飯も食べていただくように、そういったことをイメージしました。現実は今どうなっているかと。回転ずしさえ入らなくなっていると。やっぱり豪華な建物、高い建物だとあぁいった空洞化を招くのではないかと。もし、フードコート、フードセンターであれば広く200名様いらっしゃいました、50名様いらっしゃいました、はい、塩竈のおいしいもの、どうぞここで広いところでお食べくださいというようなことを考えれば、当然広い駐車場だって必要だと。ところが、全部あそこ一帯に高い建物で、しかも広い駐車場がない。私、多賀城のあそこのマックスバリューへ行って駐車場数えてきました。ここでは、塩竈では150台と言っています。マックスバリューでは120台です、あそこで。あれだけの広さで、せっかくつくるイオンさんにテナントとして入ったとしても、観光客が入れないようなそういった狭い駐車場でどうやって塩竈らしさ、そういうものが醸し出せるんだろうか。

3月議会は間もなく終わりますけれども、これからいろいろな契約だのいろいろ入ってくると思いますが、どうしても地元潤いが2回転、3回転と、生き生き企業ではございませんけれども、そういった潤いがあっての初めての活性化だと思うんです。そういった点で、商工会議所さんにただ丸投げでなくて、商工会議所さんの果たす役割をもっと引き上げて、こういったことでもっと努力してほしいと。丸投げでイオンさんがあっせん事業やるということではなくて、やっぱりその辺は市長も本当に本気で、もう二度とこういう土地はないと。本気で進出企業さんにも、それから地元の掘り起こしもやるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

志子田副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 すいません。まず、イオンさんの多賀城市さんの例を挙げて250万円とかいろいろ数字を上げていらっしゃいますけれども、この間もご答弁申し上げましたとおり、まだイオンさんの出店の具体的計画が決まっていますので、額等についてこういう場でおっしゃられるとひとり歩きされますので、ぜひその数字についてはご注意いただければと思います。

これから決まってしまうと思いますので。

それと、あと地元の出店について商工会議所に丸投げというようなお言葉でございますが、我々はまず受け皿を商工団体の代表でございます商工会議所を窓口にしてやらせていただいておりますので、我々率先して市として、そういった部分で地元の参画につきましては我々も入ってまいりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。以上です。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 一つは、きょうは予算特別委員会でございますので、その範囲内でお答えをさせていただきますたいと思います。

初めに、私どもどうしてもせっきやく塩竈に来たいという企業のかきおろしにしか聞こえないんですが、それはぜひご容赦いただきたい。一生懸命この塩竈の活性化のために我々も一緒になってやろうという企業があるわけであります。そういうものも我々は大切にしていきたいということは何度も申し上げてまいりましたし、そのために市民の方々に対する説明会も開催させていただきました。いろいろどういう事業展開をするのかということについては、皆さんにも聞いていただく機会を設けながらこの事業を進めてまいりました。

そういった中で、先ほど来家賃がどうのというお話をいただきました。そのとおりであります。まだ進出企業につきましても、今まではどちらかというと郊外型の商業展開を図ってきたと。初めて塩竈市内の都市型というこういうまちの中でまちづくりと一緒にあった店舗の展開をぜひ検討したいということで、いろいろ本社筋にもご相談しながら今計画を練っておられるようであります。ですから、今我々としてはそういう中でぜひ地元の企業の方々なるべく安い費用で出店できるようなことをぜひお考えいただきたいということは、私も直接申し入れをさせていただいたということでもあります。

それから、駐車場が少ないのではないかと。そのとおりであります。よくご理解いただきたいんですが、まさに本塩釜駅の直近であります。ですから、市民の方々が歩いて、あるいは100円バスでも結構です。そういう足を使ってぜひお越しいただきたい。それが結果的に地域を回遊することになるわけであります。そういったものが海岸通りでありますとか稲荷下あるいはぜひ本町商店街までそういう買い物客が回遊できるような仕組みを我々むしろつくっていかねばならないわけであります。ですから、そういう特徴を考えたら、駐車場を幅広く用意する。これはもう郊外型と何も変わらないわけであります。そうでなくて、本塩釜駅直近の、歩いて二、三分のところにある。同じ方が今既に展開されているお店あります。私ども

もその前で募金活動をさせていただきました。いろいろな方にお会いしました。ここ本塩釜駅から近いから、おれはほかの町に住んでいるんだけど、わざわざここに来るんですよ。いっぱいおりました。ですから、そういう回遊性を高めるということを主眼に我々やっているわけでありまして。ただ単に駐車場が少ないだけでないと思います。ですから、ぜひそういうまち全体に波及するような商店の展開をさせていただきたいということは何度も申し上げているわけでありまして、もう少し温かい目でぜひ見守っていただければ大変幸いだと思っております。よろしく願いいたします。（「では、終わります」の声あり）

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 では、私の方からも質問させていただきたいと思います。

まず、私も議案の公共用地の先行取得事業と、それから土地区画整理事業、あわせてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

これまでの議論の中でも土地開発公社の用地の問題というのが大きくこの土地区画整理事業の中では取り上げられているわけがございます。あとまた資料としてはこの18番、資料の12ページないし13ページも活用させていただきますが、そういう中で、私がたしか平成7年初当選した翌年でございますか、この土地開発公社での国鉄清算事業団からの用地の取得の問題というのがたしか持ち上がっていたというのをいまだに記憶をしているわけがございます。

その背景を改めて、これは知っていただいた方がいいのと思うのでご説明を申し上げますが、たしかバブル崩壊後、当時の自治省は、土地の流動化策、それから不良債務の不良債権処理ということで、地方財政審議会の91年度の地方財政に対する意見書におきまして、土地開発公社の先行取得に関する部分について相当の緩和策を行いました。それを受けまして、要は事業が具体化するまでの期間を5年から10年に延ばすとか、それからあと公共用地先行取得等事業債、これは本来事業目的が決まっています、その事業計画も具体的でなければ借りてその土地を先行して取得することができないというものだったんですが、それをそういう計画がなくても公共の用に供すということを前提にたしか可能になっていったはずでございます。

そういった中で、1993年、これも自治省でございますが、土地開発公社の事業対象を拡大させるために、従来は道路とか公園などの公共事業用地の買い上げを主体としてきた先行取得事業を商業用地とかオフィス用地としての土地の買い上げを認めました。それを受けまして、国鉄清算事業団用地、これがたしか地方自治体が買い上げをしていくという方向になって

いった。ですから、この土地開発公社が持っているあそこのFゾーンと言われる部分にある土地というのは商業用地というのは、これは行政目的としてずっと言われてきたと私は思っております。そういった中で、自治省もただ見ているだけではなくて、地方自治体が国鉄清算事業団用地等を先行取得する際には、民間融資の表面利率の2%分をたしか交付税で見つけていた財源措置も行ったはずでございます。

そういった中で、これは事業としては93年ですから平成6年になりますが、たしか平成7年、8年、私が議会の場に送らせていただいてから当時の担当の職員、管理者の方からいろいろご説明を聞いた記憶があります。その際にも国、要は清算事業団、それから宮城県の方から相当塩竈市の方に圧力があつたと。なぜ買わないんだと。早く買うことを決めろということで相当苦しんだ上で、こういう制度を活用しながら宮城県の土地開発公社に一回買ってもらって、その後塩竈市がたしか5年で買い戻しをするという方策をとって、たしか私、それを議会の場で賛成の立場で申し上げた記憶を今改めてここで表明をさせていただいたわけでございますが、そういう中で、今回仮換地の事業内容というものがこうやって図式として出されました。それで、正直申し上げまして、その土地開発公社がお持ちの土地をこのように、先ほども担当課長の方から説明ありましたとおり、各ブロックごとに張りつけをしたと。ということは、これはこのFゾーンと言われる部分の再開発を進める中でもともとあった考え方の中に、マリゲートという港湾施設と一体的にこの背後地を活性化してどう持っていこうかという考え方があったと思います。そういう中にも、できれば地元の商店の方とか新しく企業を起こそうという方々が何とか、公共財産なのかどうかわかりませんが、そういう低廉な家賃でお貸しできるような用地をこの辺で確保しておくことによって、一つの起爆剤にならないだろうかというふうな考え方というのを、私も議員生活の中でいろいろ職員の皆さんともお話ししながら進めてきた経過もでございます。

そういう中で、このたしか18番の資料にもありますが、例の公募の件が、今お話にありました、結果的にジャスコさんが公募という形になったわけでございますが、私、高校時代に、ジャスコさんと言っているんだかどうかわかりませんが、ジャスコの塩竈店、ちょうどオープンしたばかりでございまして、あそこでアルバイトをさせていただきまして大変思い出のある場所でございます。いろいろ年月が過ぎますと建物も古くなったりいたしまして、郊外型の店舗になかなかやっていくには維持コストが大変だというお話もジャスコさんの方からお伺いしておりました。そういった中でも、唯一の大型点として中心部に残っていただいて本市にあ

のように、私が東京に行って戻ってきてもまだジャスコさんは存在していました。

ということは、もしこの中心市街地の活性化ということはどう、今まで大型店が中心部からどんどん出て集客能力は失っていったと。そういったものをもう一回呼び戻そうということをやわざすること今やっているわけですね、ある意味で。でも、塩竈にもそういう店舗がまだ残っていたわけです、おかげさまで。ですから、私、ここの考え方というのは公募ではなくて、まずそういう大きなグループの方ですから、そこに対してやっぱり最初にお話を持って行って、ぜひ核となって一緒にやってくれないかということがしかるべきだったのではないかといい考えを今まで持ち続けておりました。しかし、ご当局もこうやって頑張ってくださいまして、私も一定程度考えていた。その地元の方もある意味ではこのブロック図、塩竈市の土地開発が持っている斜線の分配を見ると、こういうところでも商業をやってみようかなと思えば土地として可能になるような可能性というものもこうやってつくってはきたんでないのかなと思っております。しかし、その最初のボタンのかけ違いがなかなか大きな、新しい企業立地ということでないような僕は気がするんです。ですから、そのところは、私はそういう考えを持っているということで今申し上げさせていただきながら、これまでのやっぱり歴史というものも一定程度お話をさせていただいたわけですが、そこで担当にお伺いをしたいのは、今後こういったこの区画の中で仮換地をしていって、それからそれぞれ土地開発公社という部分で商業用地としてこれは現存していくんでしょうから、行政目的としては。そういった部分を今後どう地元の商店街の活性化含めて、それからまた新たな企業家育成、それからマリゲートという港湾施設、そういったものとの連動を図るような集客ゾーンとしてここをお考えになれるのか、事業化というか基盤整備を今なさっているんだとは思いますが、そういった部分について改めてお伺いできればなと思えます。

志子田副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 なかなか難しいお尋ねなんです、まずことしの予算で街区等の整備、この彩色した部分、資料番号18の12ページの東西の街区中心に、街区道路中心に整備をさせていただきます。このことによって、本塩釜駅と、それからマリゲートを結ぶ動線の完成が最も早まると。縦列の街区道路、南北の街区道路は平成19年以降という設定をさせていただきましたので、平成18年度では中心はこのしおかぜ通りといいます中央に位置します8メートルの街区道路と、一番海側の計画幅員19メートルで設定をさせていただきました港町海岸通線、こういったものを行ってまいります。そのことによって連携を、まずマリ

ンゲートとの連携も強化をさせていただくと。

一方で、現在青年4団体の方々とサインや何かの共通事業というのを計画を一定程度させていただいておりますので、こういったものを活用しながら本町海岸通り方向への回遊動線の確保ということもあわせて進めていきます。

そういう中で、物理的な障害になっておりましたのが、実は本塩釜駅舎でございます。これが、何ていいますか、通り抜けが非常にしにくいということもありまして、駅長さんとも相談をさせていただいたところ、JRさん側でもこの辺については地元と共同し合って、何とか東口のもう一つ顔を出していく方向で検討をしていただけるということになってまいりました。したがって、連携の強化という部分では、平成18年度工事が一定程度進んでくるころには、そういった方向でのご報告ができるかと思っております。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

ただ、ここは今のこの進め方でいきますと、北と南ということでもいいんですか、この駅を中心にしますと。そうすると、どうしても北と南、新しいものと古いものの相対的なアンバランスというのはどうしてもこれは出てきてしまいます。そのところは十分まちづくりをお考えの際は、同じ中心部でございますので、そういったところもちゃんと視点としてきちっと計画を出していただきながらお進めいただきますように、具体的にこれは上物というか、その上の具体的な事業化になりますので、土地区画整理事業とはまた余り関係ないでしょうからご要望ということにしておきますので、ぜひその視点、お忘れなくお進めいただきますようにまずご要望をしておきたいと思えます。

続きまして、市立病院事業についてお伺いをいたしたいと思えます。

市立病院に関しましては、まず第1点お伺いしたいのは、これは行政側の認識としてこういう認識があるかどうかですが、第5次病院事業経営健全化措置というのが今平成14年から5年間の計画で国によって進められておりますが、この内容と、それから塩竈市はなぜ手を挙げなかったのか、お知らせください。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 国の制度といたしまして経営健全化計画というものに手を挙げまして、病院の事業の健全化を図るという制度がございます。ただ、この制度に手を挙げる前提といたしましては、不良債務を解消する見込みがあるということが大前提になろうかと思いま

す。私ども、そのためにはまず単年度の収支均衡、これを図らなければ、今平成16年度の決算では不良債務、累積18億円でございます。このような状況の中で手を挙げたにしても、当然その債務解消ということにはなかなか至らないということは十分認識してございますので、まずは再生緊急プランに基づきまして単年度収支均衡を図ると。その次に、今おっしゃられましたような国の財政健全化計画、そういう制度を活用いたしまして、ぜひ累積債務の解消を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

その制度の内容につきましてはご存じだと思いますけれども、不良債務の2分の1につきましては国の特別交付税で措置されると。そして、残りの2分の1につきましては、一般会計がその4分の1、それから残りの4分の1が病院が自主的にそれを補てんしていくということになりますので、まずは今申し上げましたように、この平成18年度、再生緊急プランに基づいた単年度収支均衡というものに全力で取り組んで、その後一般会計の方も財政的な体力というふうなものもございまして、そこら辺をにらみ合わせながら、お願いをしながら将来的な不良債務の解消というものを目指してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 今お話しいただいたとおりでございまして、要は一般会計の健全化をまず大前提に考えると。その間、申しわけないけれども、一時借入金等不良債務に頼ってでも病院は自主再建を目指してくれということでございます。それで、この選択をしなかったと。ただ、僕思うんですけれども、一体的にこれは物を考えるべきだというのはずっと言ってきたこととございます。そういうことを前提にしながら、この病院再生緊急プランと、それから本年度の予算の中身をちょっと聞いてみたいんですが、まず第1点お伺いしたいのは、平成17年度の年間患者数の入院数と外来予測、それと入院患者1人当たり、外来患者1人当たりの医療診療単価予測、これをお知らせください。

志子田副委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 まだ年度終わっておりませんが、平成17年度の入院、外来の数ということでよろしいでしょうか。それから、診療単価ということとあります。

年間の患者数、平成18年度の予測量につきましては、これは資料の1ページに記載のとおり、入院で6万人、そして外来で9万人という数字を出してございます。平成17年度、まだ終わっておりませんが、見込みといたしまして、入院の方は4万人、外来が8万4,000人

というぐらいの数字になろうかと思っております。

また、診療単価でございますけれども、患者1日1人当たりの平均額、平成18年度予算におきましては一般病床において3万800円ほどを見ております。これは平成17年度見込みにおきましては2万9,000円ほどということになります。また、外来につきましては、平成18年度予算におきましては1人当たり6,700円ほどを考えてございます。これが平成17年度見込み、これは7,000円ほどになります。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 そうしますと、まず平成18年度において一般病床の1人当たりの入院の単価ですが、3万円程度ではなかなか経営的には相当苦しい状況になるのではないかなと思っておりますが、これは医師確保をしてもなかなか単価は上がりませんか、15人体制になっても。その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 例えば、入院患者1人当たりの診療単価ということで、現実的に3万円という数字は仙台医療圏も近い本市にとりましてはかなりの高目といたしますか、なかなか実現は難しい診療単価というふうに認識してございます。平成18年度の診療単価を設定するに当たりましては、こういう現状を踏まえまして過去3カ年の診療単価の実績を踏まえた中で考えております。今回、本市の入院の中心となります、例えば内科医師1人当たりの入院患者の単価につきましては、平成15年、16年、17年度の診療単価を踏まえまして、その中でも特に平成15年あたりの2万8,200円というふうな診療単価がございました。平成16年度は2万6,000円ほどでございました。今回そういう意味合いで平成15年度の診療単価2万8,200円をまずベースに、それから平成18年度につきましては大幅な診療報酬の改定と、過去におきまして最大の引き下げ幅になります診療報酬改定のマイナス3.16%、これを加味した中で2万7,300円ぐらいに設定をいたしまして、それに大体医師1人当たり12名から13名の1日当たりの入院患者を設定した中で平成18年度の医業収益、入院収益を算定し計上しているものでございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 なかなか苦しい経営実態だと思います。それで、そういった中でこの議会始まってからもそうですが、一貫して市立病院に関しては再生緊急プランの取り組みを実施してまいるというお話がありましたが、その中で一般会計繰出金ルールかということが述べられて

おりまして、具体的に1億1,000万円という数字が必要だということになっておりますが、当初の予算を見る限りはそういったものは一般会計の方にも見受けられませんし、この病院の予算案を見ても出てきませんが、この辺、病院としては最初から予算化されるものだと思っていたわけではないんですか、これに基づいてやるということであれば。

志子田副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 まず、一般会計からの繰入金の考え方でございますが、この繰入金につきましては、例えば病院職員が懸命に努力をして経営状況が改善したから繰入金を減らすとか、赤字が出たから補てんするというものではないということできちんとしたルールづくりをしましょうということがまず再生緊急プランの繰入金のフレーム設定に当たっての基本的な考え方でございました。そして、その中で総務省基準と政策医療を推進するための基準概念ということで、特に本市では療養病棟、それから在宅医療、訪問看護に対する市民の要望は非常に高いということで、政策医療として推進すべき事業と、それに対する基準外の繰り入れということを設定いたしまして、総額で4億を少し超えるフレームを設定したというところでございます。

そして、平成17年度の先般議決をいただきました補正予算におきましては、病院会計繰入金として当初予算で措置いたしました2億9,000万円に9,000万円を追加補正されたところでございますが、この9,000万円につきましては正確性を期するために平成16年度をもとに繰入金の精査をしたというところでございます。

なお、今ご質問がございました年度当初からの4億近くの予算措置はどうなんだということでございますが、やはり平成18年度におきましては一般会計も大変厳しい財政状況ということもございまして、我々といたしましても再生緊急プランの実現に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、平成18年度に当たりましては平成17年度と同様年度末に同じような対処が図られるようお願いしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 私ども少なくとも病院の再建を含めて議論する場合は、この緊急再生のプランの取り組みというのが出されたものを大事にしながら考えているつもりでございますが、別に当初に4億円組んだから当初に4億円をどんと病院の方にすぐ使うという話ではないんだと思うんです、予算ですから。その予算すらもないというのは、残念ながら本当にこの緊急プラ

ンの取り組みをやるのかなど。それとも、何かすばらしい改善策が別にあって何か突然そういう改革がどんと出てきて、いやこんなによくなったよと見せられるのかなど、そういうふうな疑問しかないんです。ですから、この辺、申しわけないけれども、ちゃんとやるのであれば当初からやっぱりこういうものは予算組みとしてやるべきではないのかと思うんですが、その辺ご回答を、これはどちらから。一般会計なら一般会計からの方でもいいですが、お考えを。もしくは、いや、いつまでには出すよという、やっぱりこの1億1,000万円はもう出していかねばいけないうんというふうなお考えを市長からお伺いしたいと思うんですが。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 病院会計につきましては、大変厳しい状況にあるということにつきまして今担当部長からご説明をさせていただきました。担当部長からは、今申し上げましたような訪問診療あるいは慢性期38床ですか、さらにはその他の地域全体の医療水準の向上、今議会でもご質問いただいておりますように、この塩釜医療圏で果たすべき塩釜市立病院の役割等々考えながら、やはり年間の繰り出し額を幾らにすべきかということについては、昨年来議論を重ねてきたところであります。病院の方からは、少なくとも4億円を何とか繰り出してもらいたいというような話はいただきました。正直申し上げれば、一般会計予算にプラス1億1,000万円するほどの余力がなかったというのが正直なところであります。しかしながら、今議会でも財政課長より、この年度予算に対して最終的には1億なり2億ぐらいのプラス要因はありますということをお話しさせていただきました。そういったものを含んだご回答であったと思っております。我々も当然のことではありますが、この病院改革、単に病院だけの役割ではありません。行政全体の責任だと思っております。院長以下の病院の皆様方と本当に連携をとりながら、塩釜医療圏としての中核的な役割を果たせるような病院にいち早く立ち直るよう頑張ってもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

志子田副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 市長、ありがとうございます。ぜひ市長の責任においてこの1億1,000万円を出していただけることを前提にやっぱりこの予算審査に臨んでいかないと、私どもだって増額修正含めて議会というのは対応していかなければいけない。それが責任だと思っておりますので、やはり市長にはこの辺、私どもの会派といたしましてはよろしく願いをしておきたいと思っておりますので、年度末に向けてぜひ1億1,000万円、これだけのご要望申し上げておきたいと思っております。

そういう中で、最後になります。市立病院については基本政策をきちっと定めるべきだと思っております。私は、以前から言っていますとおり、やっぱり公立病院である以上は不採算専門医療として地域における医療・福祉・保健の総合化の拠点というのは、どうしても目的としては大変重要でございます。そのためには、今医師会ともいろいろお話をなさっているんですが、保健行政含めて医師会と連携をとりながらしっかりとこの塩釜医療圏での公立病院としての位置づけを明確にして、今やっぺらっぺらするような訪問医療含めてより住民の皆さんの健康を増進する施設として今後も存続させるという前提で今私は議論をしています。要らないというのであればこういう議論しなくていいんです。違う議論でいいんですから。そのことを申し上げさせていただきまして、ことし1年間ぜひご活躍を期待いたします。この計画どおりいってもまだ苦しいんですから。ただ、そこところは職員の皆さんが自主再建をやられるのはいいんですが、自主再建にも限度があるわけですから、限度のところをいつまでも背に負いながら、今市長がせっかく言ってくれたわけですから、市全体のこととして取り組まれることをご要望申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

志子田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時30分 再開

鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

助役より、昨日の会議における内容について発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。加藤助役。

加藤助役 お時間いただきまして、私の方から昨日の予算特別委員会での小野委員の発言中、杉の入小学校の仲良しクラブでございますが、火災報知器の鳴動した件で、仲良しクラブの方での事情をお聞きしましたところ、平成17年の8月27日、土曜日だったそうですが、時間は12時半に指導員2名体制の中で児童生徒は7名だったそうです。その中での対応としまして、12時30分に火災ベルが作動したようでございます。指導員2名のうち1名が火災発生かどうか確認するため学校内を巡回したと。次に、指導員1名については、児童の安全確保を図ったということのようでございます。特に火災の発生はなく、藤倉児童館が担当しておりますものですから、担当学校の教師に連絡をとったそうでございます。その後、総合警備保障

会社の方から担当者が来たというのが12時30分以降の流れのようでございます。さらに、12時55分には火災発生のないことを警備保障会社が確認をし、火災報知ベルを停止をさせたということのようでございます。ベル作動は体育館の火災報知器が誤差動だったという状況のようでございます。藤倉児童館長が早速仲良しクラブの方に見えられて状況を確認していったということのようでございます。担当学校教師がたまたま病気のため入院しておったようでございます。教務主任もこのクラブの方にお見えになって状況を確認していったと。

そういった事実を踏まえて、その後のクラブあるいは児童館等の対応としては、市内6カ所7クラブの指導員に対して、火災報知ベルが作動した場合の対応方法について再確認をされたということが一つでありますし、また各小学校内の総合警備保障会社の連絡先を再確認をしていただいて今日に至っているというような状況のようでございます。

私の方からは以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 ただいま助役さんの方から私の昨日の質疑に対してのご回答がありました。私、そういう点では2市3町の消防の方々に大変ご迷惑をかけたというふうにおわびを申し上げたいと思います。したがって、きのうの質疑の中で一部不適切な発言がありましたので、その発言の取り消しを委員長にお願い申し上げます。

鈴木委員長 ただいま小野委員より、昨日の質疑の中で一部不適切な発言があったとの理由により、その発言を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認めます。よって、小野委員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

なお、取り消し箇所の範囲については、会議録を調査の上、措置したいと思っております。

それでは、質疑を続行いたします。吉川委員。

吉川委員 私の方からも議案第42号国民健康保険事業についてお伺いしたいと思っております。

現在国会におきましては、医療法の改定、これが審議をされております。法改定によって公的年金控除、これがこれまで140万円が120万円に引き下げられると。本市では国の法改定後国保条例の改正を予定して平成18年度は133万円、平成19年度は127万円と。そして、平成20年度には120万円と。このように2年間の経過措置をとると、そういうふう

に聞いております。ただ、いずれにしても120万円の額に引き下げられると。その中で質問ですけれども、公的年金が120万円に引き下げられることによって、年金収入者はこれまで幾らの金額から所得割がかかっていたものが、これが今後幾らの金額、収入からかかるようになるのか。そして、国保税の所得割は幾らの額になるのか。そして、その対象人数はどのくらいになるのか、まずその辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、税制上の住民税がかかる、かからないの部分については私からお答えさせていただきます。

実は、平成17年度までは65歳以上の老年者の方、所得が125万円未満であれば非課税でございました。その制度がなくなりましたので、先ほど委員からも出ました120万円の控除をプラスした、125万円と120万円プラスしました245万円未満の年金の方が今度は課税対象になる可能性がございます。

数については、まだ申告受け付け時期でございますので概数になりますが、約300人ほどが該当してくるのかなと我々的には考えてございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 245万円未満の方、それで該当者は300人と、そういうふうになるということですね。

あと、それで国保税の所得割、これがどのくらい本人たちがふえるのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 実は、我々税務課は課税対象になる方のデータは持っているんですが、非課税になる方のデータについては多分にデータが乏しくて申しわけなく思っております。ただ、基本的に国保税算定する場合は、33万円の基礎控除を除いた部分について所得割がかかります。それが平成18年度については、年金所得者でこの所得控除の額の引き下げに該当する方については、33万円に平成18年度は13万円プラスした金額を引くという形になりますので、合計しますと46万円引いて残った金額に所得割の10%を掛けさせていただくという形になります。具体的にどれくらいの方がいて、どれくらいの影響があるかということについては、申しわけございませんが、先ほど言った理由で手持ちの資料がございません。以上です。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 それでは、公的年金控除の影響額ということでございますので、私の方からご説明をさせていただきます。

これはあくまでも所得割だけを積算したものでございまして、例えば年金額が173万円以上の方については平成18年度から増になりますし、163万円以上の方は平成19年度、160万円以下の方については平成20年度から増ということで試算してございます。例えば、年金額が155万円の方ですと、平成19年度まで所得割は発生をいたしません、平成20年度では課税所得が2万円ほど発生をいたしますので、現行の税率でいきますと2,340円ほどの所得割が発生をいたします。あと、170万円クラスの年金額ですと平成18年度から実際の所得割が発生をいたしまして、平成18年度では4,680円、平成19年度が1万1,700円、平成20年度では1万9,890円くらいの増になっていくというような試算をしております。以上でございます。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 170万円の収入の方は平成18年度は4,680円と。それから、平成19年度は1万1,700円と。それから、平成20年度は1万9,890円と。大変ずっと増加になると。そのために緩和措置というのがありますけれども、ただいずれにしてもそういう引き上げになって約2万円、大変な負担増だというふうに思います。あと、あわせてこれが国保税だけでなく介護保険料にもやはり合わさっていくと。そういう状況だというふうに思います。

それで、国の方で国会でこれが通ったら、本市の場合は6月議会でこれが条例改正されて、そしてあと今年度からそういうふうに進められるというふうに思うんですけども、それに伴って加入者の場合はそういう負担増になりますけれども、あと本市にとっての国保会計に対して平成18年度、経過的なものにはなりますけれども、どのぐらいの収入増と考えられるか。もしその辺計算されていればお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 公的年金控除によりまして若干国保税が増収になるということかとは思いますが、対象者が退職の被保険者だと思います。ある程度このぐらいの年金をお持ちの方、私どもでいう退職被保険者でございますので、退職被保険者の場合は収入から実際の医療費を引いた部分が社会保険の方から負担をされますので、実質的に国保会計には特に財政がよくなるということではございませんので、退職者の税がふえれば社会保険の方からの支出金が減るということでございますので、基本的には国保財政には影響はないというふうに考えてご

ざいます。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 それほど影響はないと、そういうふうに言われております。

それで、次に行きますけれども、平成16年度国保税の収納率は86.7%、これが現年度分でありますけれども、その中で未収額、現年度の未収額は約2億6,500万円と。その割合は13.3%で、あとそれに繰り越し分の未収額、これが約5億円あって、その割合が8.2%と。ですから、現年度と繰り越し分合わせると7億6,500万円前後になりますけれども、そのように大変な金額と。そのほかに平成16年度の不納欠損金、これが約1億円落としていると。そういう点でやはりこういう中身を見ますと、平成17年度の国保税の申請減免、法定減免は自動的に、これはいろいろ所得が下がればずっとそれが対象になりますけれども、申請減免については平成17年度どのぐらいの数があって、認定されたのがどのぐらいなのか。その辺についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 申請減免については、平成16年度6件でしたが、平成17年度については現在3件でございます。3件申請受けて3件が認められてございます。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 すると、平成16年度が600件ですか。（「いや、6件」の声あり）6件ね。あと、平成17年度は3件と。非常に少ない数だというふうには思います。こんなにやはり7億6,500万円の滞納です。結局もう未収額になって、あと不納欠損額ももう年間数千万円、平成16年度は1億円と。そういう中で非常に少ないというふうに思いますけれども、この辺で申請減免がなぜ少ないのか、その辺についての見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 国保税の減免につきましては、減免取扱要綱に基づきまして実施をさせていただきます。要綱に基づきまして、例えば風水害、火災などにより家財等に損害を受けた場合とか、生活保護、それから失業、疾病等による生活維持困難など理由としてこれらに適合すれば相談の上、減免措置を取り扱っていきたいということで現在取り扱ってございますので、納税相談の段階で、できれば分納なりということで私どもぜひ納税をしていただきたいということでお話を申し上げておりますので、基本的にはこの取扱要綱に基づいて取り扱わ

せていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 国保の条例の15条の1項、ここで3点にわたって減免の内容が載っております。一つ目に、災害などにより国保税の納付が困難であるときと。それから、二つ目には貧困により生活のため公費の扶助を受けているとき。それから、三つ目にはその他特別な理由があるとき市長が認めるとき。こういう三つの例があるわけですがけれども、その中で特に日常的にかかわりが出てくるのは、この2番目の貧困による生活のためのそういう内容だというふうに思うんです。災害とかそれは一時的なそういう内容だというふうに思いますけれども、その点でやはりこれまでの滞納者の3分の2が生活困窮です。もう収入不安定とか、あと倒産とかいろいろなケースがありますがけれども、この2番目の例の場合、大体どういう基準となってこれが申請の基準をクリアするのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

失業、疾病等で生活維持が困難だということで要綱で規定してございますのは、例えば前年の所得が600万円以下の方で、ことしの所得見込みが半分以上に減少をして生活が困難になるというような見通しの方が基本的に私どもで定めております減免取扱要綱でございます。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 600万円ですね。前年が600万円の方が、これが半分以下と。あと、商売やっているような方とかやはり売上げがどういうふうになったとか、そういう場合もあると思いますけれども、その辺で大体600万円が約半分以下、これが600万円以外の方の場合も半分以下なのか、その辺での何か大ざっぱな感じはしますけれども、その辺についてお伺いします。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

基本的には今申し上げた取扱要綱の中で取り扱わせていただきますが、いろいろな納税相談の中で対応させていただきたいと思っておりますので、基本的に今申し上げた要綱の範囲が取り扱わせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 いろいろ相談に応じてというふうに思いますけれども、ただやはり本当にそういう人たちがどの程度いて、私たち議員もこうすればこの人たちが対象になるとかその辺よくつかんでおかなければならないというふうに思うんです。ですから、もっとそういう減免の対象についてきちんとした周知徹底というのも非常に大事だというふうに思うんです。ですから、本当にこれまでの滞納額、滞納者が多くなってきている中で、市としてはどのぐらいの数が対象になって、どの基準から対象になりますよと。そして、その周知徹底がどういうふうにやられて、あと指導がどういうふうに進められているのか。あくまでも申請減免というのは本人がやっぱり申請しなければだめなのか。施政方針では収納率の向上ということは強調されていますけれども、その辺についてももっと本当に市民の立場に立って相談していただきたいというふうに思いますけれども、その辺の取り組みはいかがでしょうか。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 現在の滞納の状況を若干説明させていただきます。

資料 18番に資料を出してございますので、それをごらんになっていただければと思います。23ページでございます。

これは平成16年度の滞納世帯の所得階層別の分布でございます。この所得階層別の分布をごらんになっていただきますと、300万円以上の構成割合が30%を超えているという状況がこれで見えてとれます。それで、これを前年度と比較しますと、この300万円以上の世帯の構成割合が前年度よりもかなりふえているような状況でございます。ですから、ある程度所得のある方たちがかなり納めるのが苦しくて分納なり延納をすることによって滞納額がふえているし、滞納がふえているという状況があるのかなと考えてございます。

我々的には、これらを解消するといいますか、この人たちにやっぱりどうしてもしていただきたいのが納税相談でございます。納税相談の中で、先ほど委員がおっしゃるような生活の状況等があるのであればそれをおっしゃっていただきまして、我々的に先ほど木下課長が述べましたように、所得が2分の1に減になるとかそういう特殊な事情のある方たちに対しましてはできるだけ、何といいますか、対応をしていければと考えてございます。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 この表を見ましても、収入200万円までは非常に割合が、数が多いということですけれども、ただ率からすればやはり200万円から300万円、それ以上、滞納世帯というのが率としては非常に高いということがわかります。そういう面では、一般的には低所得者と

いうだけでなく全体として、その割合は中堅から高額の方まで至っているというのがあります。ただ、その中でやっぱり申請減免について滞納者に対するいろいろとにかく納税ということとで指導をされますけれども、ただ相談を受けたらということとなく、本当に国保加入者はどういう状況でそれが本当に減免対象となるのか。単なる分納とか徴収猶予というだけでなく、減免についてもしっかりとそういう制度の徹底というような、その辺が非常に大事だというふうに思うんです。ですから、その辺で保険年金課長のそういう面での取り組み、考え方についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

あくまでも先ほど申し上げましたように、納税相談をまずしていただくというのが大前提だと思いますので、その中でいろいろこの要綱なりに照らし合わせて私どもで適切な対応をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解していただきたいと思います。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、先ほどの資料の次のページの24ページです。ここで国保の短期被保険者証と、及び資格証明書の発行状況、これの表を出していただきました。この表見ると、新たに平成17年度に資格証明書発行、これが58世帯です。これが出ていると。あと、さらに短期被保険者証についてももう平成14年度から年々その世帯数がふえてきているというのがあります。そういう中で、私が一番問題にしたいのは、短期被保険者証の中でとりに来た世帯はいいですけども、とりに来ていない世帯、これが平成16年度は25世帯、それから平成17年度は252世帯あるんです。ですから、1世帯当たり国保加入者は大体1.96人と。ですから、実際の人数としては250掛ける1.96だと約500人ぐらいの人数の方が保険証なしと、そういうふうになっているんです。ですから、この方が本当に病気になれば保険証なしでもう全額支払いと。そうなればやっぱりなかなか病院にも行けない、そういう状況になっているというふうに思いますけれども、ですからその辺でこれらの方々に本当に保険証がきちんと渡って病院に行ける、そういう条件を私はすべきだというふうに思いますけれども、その辺での取り組みとか指導をどういうふうになされているかお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 短期被保険者証なり資格証明書につきましては、滞納者との接触の機会を

ふやすということで取り扱わせていただいておりますので、何度も短期被保険者証なり発行する際にはこちらの方にとりに来ていただきたいということでご通知を申し上げておりますので、ぜひそういうことでおいでいただいて納税相談の上、保険証を受け取っていただきたいというのが私どもの考え方でございます。以上です。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに当局としては、私もやっぱりそう思いますけれども、それがなかなか来れないと。やはりそこには、行けばいろいろ納めてくださいとか、どうなっていますかとかそういうことを言われるというそういう心配があるからなかなか来れないというか、そういうふうには私は考えるんです。ですから、この間も、前にも言いましたとおり、もう仙台でも1,000件のそういう保険証なしがありますけれども、仙台の場合は約半数が滞納額が少ないところは郵送で送っているんです。塩竈の場合はやはり窓口に来ていろいろ相談を受けながら短期被保険者証をもらうという、そういう形になっているというふうに思いますけれども、ですから本当に病院にかかれる、もう金の切れ目が命の切れ目ではなく、その辺でもっと保険証を渡すという点での努力、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

そういう点と、あと特に特別な事情ということでいろいろ資格証明書の発行とか、あと保険証が取り上げられる。そういう点では特別な事情ということについて国の見解としては、やはりそれぞれの地方自治体、そこでの判断というか、そのところが一番中心になるわけなので、そのところをもっと本当に国民皆保険ということで全員が病院にかかれるそういう保険証を持つというそういう立場からもぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。その辺での見解があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

鈴木委員長 福田税務課長。

福田税務課長 資格証につきましては、この制度スタートしたばかりで今回58名資格証対象という形になりましたけれども、今後とも我々としては、何度も申し上げますが納税相談していただきたい。本当に我々職員と接していただいて皆様方の状況を訴えていただければと思います。そうすることによりまして、我々もある程度の方策なり判断ができるのかと考えてございます。

それから、実際的に短期被保険者証とりに来なかった方でも今度医者にかかるのでということでおいでになる方もございます。それでも構いませんので、とにかく我々に何らかのアプローチをしていただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長 吉川委員。

吉川委員 わかりました。ぜひ今後ともご努力をお願いいたしまして、私の質疑を終えさせていただきます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 私も簡単に質問したいと思います。

下水道と市立病院の関係で質問させていただきます。

下水道の関係では、時間の関係上資料の57ページ、13の資料の57ページ、10でいえば271ページに関してですが、今回最初にお聞きしたいのは、下水道の汚水事業の中で今回計画している整備事業が平成18年度で計画されている分が終われば何%までいくようになるのか。それから、今後の計画があと残された分はどれくらいになっているのか。その辺を最初お聞きしておきたいと思います。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 まだ平成18年度のシミュレーションは出しておりません。一応平成17年度いっぱいシミュレーションは出しておりますので、平成17年度を報告させていただきたいと思います。

平成17年度末でございますが、これは98.3%でございます。これは総人口に対する普及率ということでございまして、前年度98.2%でございますので0.1%だけの伸びとなっております。これはもう整備が進んできておりまして、徐々に伸び率が少なくなってくるということでございます。

次に、水洗化の人口の普及率でございますが、昨年が、平成16年度末で94.7%ございましたが、人口普及率に対しては95.9%と1.2%ほど逆に大きくなっていると。これは一定の普及促進のために戸別訪問が成功したのかなというような考えを持っております。以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 資料の57ページの単独事業の中で、藤倉一丁目汚水幹線4,000万円が計上されております。これは、長年なかなか下水道が整備されなかった。それはそれなりの理由があるわけです。土地問題でなかなかできなかった。それがやっと二代にわたる所長さんの取り組みや地元の取り組み、そして市の取り組みが本当にかみ合って今回こういうふうな計上をしていただいたというふうに思いますので、まず最初に心から感謝申し上げたいと思います。

それで、引き続き残っているはずかになってきているんですが、そういう中でなかなか問題がやっぱり難しくてやれないという地域があります。私の住んでいる藤倉三丁目の近くにもそういう地域がございます、これまたいろいろ当局にも、担当者にも迷惑かけているところですが、なかなか難しいところです。そういったところを市の方でさらに率先していただいて、一議員がいろいろ言うよりも市の方がいろいろ入っていただいた方が非常に物事が進みやすいということもありますので、もちろん私もいろいろやらなければならないというのはありますが、そういうご努力をぜひさらにお願ひしたいというふうに思います。

それで、雨水対策の方ですが、いよいよもって雨水対策に入ることになると思います。同じページの補助事業の中で、特に地域の関係で大変恐縮でございますが、3と4のところ藤倉放流管が1億5,000万円と藤倉ポンプ場が2億円の予算が計上されております。これについては、長いこと、平成3年から始まりました雨水幹線がやっと終結のところが見えてきたのかなという感じがするわけでございます。そういう点で、この分野について具体的にどういうふうな状況になるのか、ご説明願ひたいというふうに思います。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 それでは、初めに今回の工事、ポンプ場と放流管が完成しますとどの程度の効果があるのかというその部分をご報告したいと思います、藤倉排水区171ヘクタールほどございますけれども、その地域には小松崎、梅の宮あるいは新浜町の排水区域が入りまして約183ヘクタールの排水区の水が藤倉ポンプ場あるいは放流管を伝わって塩釜湾に流れていくという状況になっております。特に、この藤倉ポンプ場の上流側には新浜町公園調整池、それから藤倉1号雨水幹線、3号雨水幹線が整備されておりますので、今回の放流管とこれらの整備予定のポンプが完成いたしますと、おおよそ1時間30ミリを超える程度の雨では大きな被害が生じなくなるという考えでおります。これまでの整備された幹線に雨水を導く枝線整備を引き続き整備してまいりたいという考えを持っているものでございます。

次に、今回のポンプの詳細について若干、全体計画の詳細についてご説明申し上げておきたいと思ひます。

初めに、ただいま申し上げました排水区183ヘクタールにつきましては、ただいま申し上げたように梅の宮、小松崎あるいは松陽台の水が流れて藤倉排水区に流入し、ポンプ場にその水が出水され排水されるわけでございますが、その計画水量、これは事業認可をとっている計画水量でございますが、20.75立米、これは1立方は1秒当たりです。1秒当たりで

20.75立米の雨水を排水するポンプ場でございます。ポンプの大きさでございますが、1,650ミリのポンプ3台、それから700ミリのポンプが2台設置する計画でございます。しかし、今回の工事予定は1系列のポンプを設置する予定でございまして、その後雨水の集水状況により系列を将来増強する計画でございます。

それでは、今回の工事によります計画排水量でございますが、1,650ミリのポンプを1台と700ミリのポンプを1台設置する計画となっております。1秒間あたりに7.25立方メートルの排水をする計画となるものです。排水量につきましては、約全体計画の3分の1強の水を排水するような状況となっております。今後とも全体計画と照らし合わせながら事業を進めてまいりたいという考えを持っているものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 そこで、ポンプなんでございますけれども、2台設置すると。7.25立米ということでお話がありましたが、これは何カ年で、平成18年度は2億円ということで予算が計上されているわけでございますが、考え方、お示してください。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 全体的には3カ年程度を計画しております。できれば単年度工事ではなく全体設計ということで国からの承認をいただいて整備をしてまいりたいという担当の方の考えを持っているものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 先ほども申し上げましたが、藤倉の排水放流管につきましては、2月の補正でも計上されましたし、工事が進められるという状況になっていましたし、残りの分の放流管が1億5,000万円、これでつなぎができるということで、やっとそういう意味ではポンプ場が完成すれば長年の藤倉の大雨対策が何とかこれで一定の見通しが立つのかなという感じをしております。ほっとしているところでございます。さらに、そういう点では枝線関係もお話ございましたけれども、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

そこで、関連してお聞きしますけれども、新浜町の雨水対策というのは枝線、2,000万円計上されていますが、これは背後地の関係のところのような感じに図面ではお見受けしたんですけれども、これの具体的なことと、それからもう1点、宮町の、これには入っていませんけれども、いつもそれぞれの議員からも、そして我が党の議員からもいろいろ質問されています宮町側の排水の関係でポンプを設置していただくということが課題になっていたわけですが

れども、それについてはどういうふうに見られているか。その2点についてお聞きします。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 初めに、新浜町のこの11番という箇所でございますか。ここにつきましては、県漁港背後地のところの未整備地区の雨水管の整備でございます。これにつきましては、進出企業の形態がはっきりすればまた若干汚水管の入る場所が変わってまいりますので、状況を見ながら判断して整備をしてみたいという考えを持っております。

それから、宮町地区の雨水の排水でございますが、これは県で実施していただいております都市計画街路事業の北浜沢乙線と並行して事業を実施させていただいている問題でございます。新町2号雨水幹線ができたことによりまして内水排除ということで、まず宮町庁舎の部分に1基を計画をして設置をさせていただいたと。現在、太田屋さんの前に2基目のポンプを工事させていただいているというのが状況でございます。3基目につきましては、これは平成18年、19年になるかちょっと街路事業と並行してやらなければならない状況になっておりますので、佐浦さんの近辺に1基つくというような状況になっていきます。以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 今のお話と合わせて、宮町川、川の方、そこが冠水した時期があったわけですが、台風によって。そのポンプを実はすし屋さん側か何かそちらの方につけるとかそういうお話もあったようですが、これについてどうなっているかというのを再度お聞きしたいと思います。

それで、時間の関係上すいません。もう一つ、これはぜひ6月議会まで検討していただきたいというふうに思うんですが、答弁できる範囲は答弁をお願いしたいということで、実は雨水関係で越の浦の地域の排水関係なんですけど、これは何度も取り上げさせていただいておりますけれども、雨水事業については事業認可を下水道でとっていただいております。しかし、工事はなかなか進まないという状況が出ていますので、これについて一定の考えがあればお聞きしますし、なければ6月議会、私一般質問の機会がありますので、そのときに質問させていただきますから、それまで宿題にさせていただければというふうに思いますので、ひとつご答弁をお願いします。

鈴木委員長 橋元下水道事業所長。

橋元下水道事業所長 宮町地区のすし屋さん、いわゆる昔の二軒茶屋というところだろうと思いますが、ここには防潮の、胸壁の高さが五、六十センチの部分が川の周りを囲んで

おりますが、このところに神社から来る水路がございます。そのところに高潮のときにポンプを持って行って内水排除しているような状況でございますが、いずれにしろこの地区にしましては現在のところ宅地の高さも変わるような状況もございませんので、やはりそういう可搬ポンプを持って行って内水排除をしてみたいという考えを持っております。

それから、越の浦排水区の雨水ポンプ場計画でございますが、当然下水道事業計画の中でどれが優先順位、選択と集中ということでやっていかざるを得ないわけでございますが、現在のところは藤倉排水区を優先的に実施しておりますので、その後財政状況などを勘案しながら整備計画を新たにもう一度見直ししてみたいという考えを持っております。以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 ありがとうございます。

それでは、市立病院の方にお聞きしたいと思います。

院長先生もおいでになっていきますのでご質問させていただきますが、最近市立病院に対しての期待というのは大きいわけです。そういう点では、昨年から6病院の病院関係の先生方の話し合い、これが院長先生中心に進められているという報告は前に聞いたことがあったと思いますが、その後どういった形で話し合いがされているのかどうか、その辺を最初お聞きしたいと思います。

鈴木委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 特に救急に関してでございますけれども、6病院で主に2次の救急を受け持っているところですが、ほとんどの者が1次救急の者が多いということで、今開業の先生方はベッドを持っていないので、ほとんどの先生方が夜間は救急とかやっけていらっしやらない。それで、少なくとも1次救急についてはそういう先生方にもぜひ入ってもらって1次救急をやっていただきたいということでアンケート調査をしました。それで、アンケート調査の結果を医師会の理事会などを通して、結局は1次の救急をやって、そこで入院が必要な者あるいは手に負えないような精密な検査が必要な者とかそういう者については我々全面的に後ろで後方の病院として引き受けるから、その分についてはやってくださいということで賛成の方が、6割以上の方が賛成だったので、それをまず医師会の方で開業医の先生が中心になってここから先はやっけていただきたいと。2次は我々が引き受けますということで医師会の方に委託といたしますが、提出いたしました。その後、今動いている最中だと思います。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 ありがとうございます。

それで、さらにお聞きしたいのは、実は大変いい資料を出していただきまして、18の14ページに市立病院の、これは曾我委員も取り上げましたけれども、搬送以外の時間外の外来の患者さんが3,753人。市立病院でこれくらいの数の患者さんを診ているということですから、そういう点では、恐らくこの救急の問題でお話ししているとすれば、ほかの5病院の実態もあるいは院長先生おつかみになっているかなというふうに思うんですが、ここで数字が出せるようでしたら出していただきたいし、出さないんですたら出せないで後で資料としていただければ大変ありがたいと思うんですがいかがでしょうか。

鈴木委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 ちょっと今手元に数字きちんとしたものないので、きちんとしたものわかったところでお話しした方がよろしいと思いますので、ここはちょっと返答を控えさせていただきます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 わかりました。

それで、実は先ほど伊藤委員の方から繰り入れの問題が出ておりました。今まで4億円を出していたと。基準内が2億9,000万円で基準外が1億1,000万円だということが平成16年まで来たわけですが、平成17年、18年は再生プランでやるんだということの中で、平成17年は先ほどありましたように9,000万円だったと、補正が。しからば平成18年はどうなんだということで、その1億1,000万円の見通しはついているという市長さんの答弁だったと思うんです。そういうことを含めて期待していいようなそういう形だったんだろうと思うんですが、要するに私が言いたいのは、そういう意味ではなぜそういうふうに平成16年までルール分と、それからルール以外でもこういう形に出しますよと言ってきていたのが、再生プランが出たことによってそれがストップ、とんざしてしまっているのか。その辺を明確にお答えいただければと思います。

鈴木委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほど伊藤博章委員からも同様のご質問いただきました。市立病院、この地域の医療水準、医療環境の向上に大変大きな役割を果たしてきているというふうに感じております。そういった中で、繰り出し基準に合致した2億9,000万円につきましては、旧来も当初予

算に計上させていただき、追加補正については2月の最終にという形をとらせていただいてまいりました。今年度につきましては、一般会計大変厳しい環境であるということをお先ほど申し上げました。しかしながら、この医療圏域の中で唯一の公立病院として果たす塩竈市立病院の役割が極めて重大であるという認識を我々もいたしておりますし、この問題は単に病院関係者だけの問題ではなくて、我々すべてがこういったことを一緒に取り組んでいかなければならないということは申し上げたつもりであります。額等につきましては、大変恐縮なんですが一般会計の今後の精査を待ってまた病院の方と話をさせていただきたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 先ほど何か財政課長の話だとこれだけの含みがあるようでというようなお話をしていたので、そういう点ではだれしもが伊藤委員の質疑を聞いていて、ああそうかと。それならルールきちんと決めてやるべきではないかというふうに思ったのでそういう質問をしました。財政課長の方からも答弁があるかと思いますが、時間の関係上いいですから。

それで、もう一つお聞きしたかったのは、病院関係で、療養病棟が市立病院は38床あるわけです。今の介護保険の関係で非常に、これは市立病院の場合には医療型の療養病棟だと思いますので、そういう心配はないのだろうというふうに思うんですが、介護保険関係では療養型せっかくつくったのに何か見通しがはしご外されたような状態があるということもいろいろ出されてきているのもありますので、その辺の心配はあるのか、ないのか、お聞きしたいと思えます。

鈴木委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院業務課長 療養病床についてでございます。現在市立病院の5階の方に38床持っております。これはいわゆる急性期、病気あるいはけがの初期の手当ての段階から一定程度落ちついたところでそちらの病床に移っていただくというためのものですが、特にこれは平成12年から市立病院にも療養病床をつくりました。そのときに医療型にするか介護型にするかという議論がありまして、それぞれ点数が決まっております、そのときの経過では医療型の療養病床を市立病院につくるということで38床をつくったわけでありまして。これも当然介護保険のスタートに合わせてそのような形になったということではありますが、ご承知のとおり、この介護型、介護保険適用の療養病床、近い将来これはほかのものに転換しなければならないといったような動きがあるようでございます。医療型につきましては、そのような具

体的なものはありませんけれども、やはり国の考えでは、これは相当程度医療型の療養病床も縮小するというような方向が出ておりますので、やはりこれは今の段階から、今今の話ではありませんが、今後この38床の療養病床をどのようにしていくかというのは重要な問題だと認識しております。

鈴木委員長 小野委員。

小野委員 そういう点では、政府の、国の動きによっていろいろと計画がうまく進まないという状況もあるわけです。先ほど部長の方からお話ありましたように、診療報酬はもう3%以上下げられるという状態の中で、稼げど稼げど何かどんどん政府の方で減らすものは減らしてくるというような状況が実際には見られてくるという状況で、どこの医療機関も大変だという実態で取り組んでいると思います。そういう点では、ぜひ今度平成18年から15人の先生もおいでになっていて、恐らくはもっとふやすおつもりもあるのかなという期待もするわけですが、ぜひそういう点でなお一層頑張っていたきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

鈴木委員長 暫時休憩いたします。

再開は16時45分といたします。

午後4時20分 休憩

午後4時45分 再開

鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2についてはこれで一応の質疑を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号についてお諮りいたします。

議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立全員であります。よって、議案第20号、第22号ないし第28号、第31号ないし第37号、第39号、第41号、第43号ないし第48号、第51号ないし第57号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号について採決いたします。

議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号について採決いたします。

議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号について採決いたします。

議案第29号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第29号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号について採決いたします。

議案第30号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第30号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号について採決いたします。

議案第38号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第38号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号について採決いたします。

議案第40号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第40号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号について採決いたします。

議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号について採決いたします。

議案第49号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第49号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号について採決いたします。

議案第50号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第50号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について採決いたします。

議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鈴木委員長 起立多数であります。よって、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様にはここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正・副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成18年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時52分 閉会